

平成 22 年第 3 回定例会会議録

平成22年 第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期17日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
9月14日	火	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定 議案上程・提案理由説明
9月15日	水	休 会	議案調査
9月16日	木	本会議	質疑・委員会付託・一般質問
9月17日	金	本会議	一般質問
9月18日	土	休 会	（市の休日）
9月19日	日		（市の休日）
9月20日	月		（市の休日）
9月21日	火	本会議	一般質問
9月22日	水	休 会	議案調査
9月23日	木	休 会	（市の休日）
9月24日	金	本会議	一般質問
9月25日	土	休 会	（市の休日）
9月26日	日		（市の休日）
9月27日	月	委員会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
9月28日	火	委員会	
9月29日	水	休 会	議事整理
9月30日	木	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成 2 2 年 第 3 回 菊池市議会定例会会議録（目次）

9月14日（火曜日）本会議		頁
1. 議事日程第1号	73	73
2. 本日の会議に付した事件	74	74
3. 出席議員氏名	76	76
4. 欠席議員氏名	77	77
5. 説明のため出席した者の職氏名	77	77
6. 事務局職員出席者	78	78
7. 開 会	79	79
8. 諸般の報告	79	79
9. 開 議	79	79
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	79	79
11. 日程第2 会期の決定	79	79
12. 日程第3 議案第81号から議案100号まで一括上程・説明	79	79
13. 日程第4 議案第101号上程・説明・質疑・討論・採決	89	89
14. 日程第5 議案第102号から議案105号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決	90	90
15. 日程第6 報告第15号から報告第19号まで一括上程・報告	93	93
16. 日程第7 請願第1号、陳情第4号一括上程	96	96
17. 日程第8 休会の議決	96	96
18. 日程第9 散会	96	96
 9月15日（水曜日）休会		
 9月16日（木曜日）本会議		頁
1. 議事日程第2号	99	99
2. 本日の会議に付した事件	99	99
3. 出席議員氏名	99	99
4. 欠席議員氏名	100	100
5. 説明のため出席した者の職氏名	100	100
6. 事務局職員出席者	100	100
7. 開 議	101	101
8. 日程第1 質疑	101	101

9. 日程第2 常任委員会付託	103
10. 日程第3 決算特別委員会の設置・委員会付託	103
11. 日程第4 一般質問	106
(1) 怒留湯健蓉さん質問	106
施策の執行と到達点について問う	106
○企画部長 谷口 誠君答弁	108
○市民部長 宮本啓一君答弁	109
○総務部長 石原公久君答弁	110
○教育長 倉原久義君答弁	111
怒留湯健蓉さん再質問	112
○教育長 倉原久義君答弁	115
○企画部長 谷口 誠君答弁	116
○市民部長 宮本啓一君答弁	117
○総務部長 石原公久君答弁	118
怒留湯健蓉さん再々質問	119
○企画部長 谷口 誠君答弁	121
○市民部長 宮本啓一君答弁	121
○総務部長 石原公久君答弁	122
○教育長 倉原久義君答弁	122
○市長 福村三男君答弁	122
休憩	124
開議	124
(1) 城 典臣君質問	124
介護事業について	124
○市民部長 宮本啓一君答弁	124
城 典臣君再質問	125
○市民部長 宮本啓一君答弁	125
城 典臣君再々質問	125
○市長 福村三男君答弁	126
(2) 城 典臣君質問	127
ふれあいデイサービスについて	127
○市民部長 宮本啓一君答弁	127
城 典臣君再質問	128
○市長 福村三男君答弁	128

(3) 城 典臣君質問	129
ブランド推進について	129
○経済部長 岩下義人君答弁	129
城 典臣君再質問	130
○経済部長 岩下義人君答弁	130
城 典臣君再々質問	131
○副市長 永田明紘君答弁	131
○市長 福村三男君答弁	132
昼食休憩	133
開 議	133
(1) 工藤圭一郎君質問	133
限界集落に対する本市の対応策について	133
○企画部長 谷口 誠君答弁	134
○総務部長 石原公久君答弁	135
○建設部長 中原純一君答弁	136
工藤圭一郎君再質問	136
○企画部長 谷口 誠君答弁	137
○建設部長 中原純一君答弁	138
○総務部長 石原公久君答弁	139
工藤圭一郎君再々質問	139
○市長 福村三男君答弁	140
(1) 泉田栄一郎君質問	140
子宮頸がん・ヒブワクチンについて	140
○市民部長 宮本啓一君答弁	141
泉田栄一郎君再質問	141
○市長 福村三男君答弁	142
(2) 泉田栄一郎君質問	142
菊池市財政の健全運営について	142
○総務部長 石原公久君答弁	143
泉田栄一郎君再質問	144
○総務部長 石原公久君答弁	144
泉田栄一郎君再々質問	144
○総務部長 石原公久君答弁	145
(3) 泉田栄一郎君質問	145

菊池市の広告事業について	145
○総務部長 石原公久君答弁	145
泉田栄一郎君再質問	146
○総務部長 石原公久君答弁	147
(4) 泉田栄一郎君質問	148
田島工業団地の活用について	148
○市民部長 宮本啓一君答弁	149
○企画部長 谷口 誠君答弁	149
泉田栄一郎君再質問	150
○市民部長 宮本啓一君答弁	150
(5) 泉田栄一郎君質問	151
行政サービスについて	151
○総務部長 石原公久君答弁	151
泉田栄一郎君再質問	152
○総務部長 石原公久君答弁	152
泉田栄一郎君再々質問	153
○総務部長 石原公久君答弁	154
12. 日程通告 散会	154

9月17日（金曜日）本会議	頁
1. 議事日程第3号	157
2. 本日の会議に付した事件	157
3. 出席議員氏名	157
4. 欠席議員氏名	158
5. 説明のため出席した者の職氏名	158
6. 事務局職員出席者	158
7. 開 議	159
8. 動議	159
休 憩	159
開 議	159
9. 日程第1 一般質問	159
(1) 大賀慶一君質問	160
市道妻越泗水線の道路建設工事について	160
○建設部長 中原純一君答弁	160

大賀慶一君再質問	161
○建設部長 中原純一君答弁	162
大賀慶一君再々質問	162
○建設部長 中原純一君答弁	162
(2) 大賀慶一君質問	162
教育長の教育行政の基本的な考え	162
○教育長 倉原久義君答弁	163
(3) 大賀慶一君質問	165
人権教育について	165
○教育長 倉原久義君答弁	165
大賀慶一君再質問	167
○総務部長 石原公久君答弁	168
大賀慶一君再々質問	169
○市長 福村三男君答弁	170
休憩	170
開議	170
(1) 坂井正次君質問	171
本市の将来のゴミ処理について	171
○市長 福村三男君答弁	171
坂井正次君再質問	174
○市長 福村三男君答弁	175
(2) 坂井正次君質問	176
本庁と各総合支所について	176
○総務部長 石原公久君答弁	177
坂井正次君再質問	177
○総務部長 石原公久君答弁	179
坂井正次君再々質問	180
○総務部長 石原公久君答弁	181
(3) 坂井正次君質問	182
新市建設計画投資的事業と社会資本整備総合交付金事業について	182
○企画部長 谷口 誠君答弁	182
坂井正次君再質問	183
○企画部長 谷口 誠君答弁	183
坂井正次君再々質問	183

○市長 福村三男君答弁	184
(4) 坂井正次君質問	184
学校施設の改善について	184
○教育長 倉原久義君答弁	185
坂井正次君再質問	185
昼食休憩	186
開 議	186
発言の申し出	186
(1) 水上彰澄君質問	186
口蹄疫終息宣言後の対応について	186
○経済部長 岩下義人君答弁	187
水上彰澄君再質問	187
○経済部長 岩下義人君答弁	188
(2) 水上彰澄君質問	188
旭志中学校の耐震補強工事に伴う授業について	188
○教育長 倉原久義君答弁	189
水上彰澄君再質問	190
(1) 葛原勇次郎君質問	191
口蹄疫終息後の対応	191
○経済部長 岩下義人君答弁	191
葛原勇次郎君再質問	193
○経済部長 岩下義人君答弁	193
○市長 福村三男君答弁	193
(2) 葛原勇次郎君質問	194
有害鳥獣の予防策	194
○経済部長 岩下義人君答弁	194
葛原勇次郎君再質問	195
○経済部長 岩下義人君答弁	196
(3) 葛原勇次郎君質問	196
社会福祉について	197
○市民部長 宮本啓一君答弁	197
葛原勇次郎君再質問	197
○市民部長 宮本啓一君答弁	198
葛原勇次郎君再々質問	199

休 憩	199
開 議	200
(1) 中山繁雄君質問	200
本庁舎について	200
○総務部長 石原公久君答弁	200
中山繁雄君再質問	201
○総務部長 石原公久君答弁	201
(2) 中山繁雄君質問	202
河川について	202
○建設部長 中原純一君答弁	202
中山繁雄君再質問	203
○建設部長 中原純一君答弁	204
(3) 中山繁雄君質問	204
農振除外について	204
○経済部長 岩下義人君答弁	204
中山繁雄君再質問	205
○建設部長 中原純一君答弁	205
(4) 中山繁雄君質問	205
障がい者福祉について	205
○市民部長 宮本啓一君答弁	206
中山繁雄君再質問	207
○市民部長 宮本啓一君答弁	207
中山繁雄君再々質問	207
○市民部長 宮本啓一君答弁	207
10. 日程通告 散会	208

9月18日（土曜日）休会

9月19日（日曜日）休会

9月20日（月曜日）休会

9月21日（火曜日）本会議	頁
1. 議事日程第4号	211
2. 本日の会議に付した事件	211
3. 出席議員氏名	211

4. 欠席議員氏名	212
5. 説明のため出席した者の職氏名	212
6. 事務局職員出席者	212
7. 開 議	213
8. 発言の申し出	213
9. 日程第1 一般質問	213
(1) 隈部忠宗君質問	213
本市の活性化について	213
○経済部長 岩下義人君答弁	214
○建設部長 中原純一君答弁	215
○企画部長 谷口 誠君答弁	215
○総務部長 石原公久君答弁	216
隈部忠宗君再質問	217
○経済部長 岩下義人君答弁	218
○建設部長 中原純一君答弁	219
○企画部長 谷口 誠君答弁	219
○総務部長 石原公久君答弁	220
隈部忠宗君再々質問	221
○市長 福村三男君答弁	221
(2) 隈部忠宗君質問	222
農業の活性化について	222
○経済部長 岩下義人君答弁	222
隈部忠宗君再質問	223
○経済部長 岩下義人君答弁	223
隈部忠宗君再々質問	224
○市長 福村三男君答弁	224
休 憩	225
開 議	225
(1) 東 裕人君質問	225
経済政策について	225
○経済部長 岩下義人君答弁	226
東 裕人君再質問	227
○経済部長 岩下義人君答弁	227
東 裕人君再々質問	228

○経済部長 岩下義人君答弁	229
(2) 東 裕人君質問	229
中小企業振興基本条例について	229
○経済部長 岩下義人君答弁	230
東 裕人君再質問	231
○経済部長 岩下義人君答弁	231
東 裕人君再々質問	231
○経済部長 岩下義人君答弁	232
(3) 東 裕人君質問	233
中小企業振興対策について	233
○総務部長 石原公久君答弁	234
○企画部長 谷口 誠君答弁	235
東 裕人君再質問	235
○企画部長 谷口 誠君答弁	236
東 裕人君再々質問	237
○総務部長 石原公久君答弁	237
(4) 東 裕人君質問	237
小学校統合問題について	237
○教育長 倉原久義君答弁	237
東 裕人君再質問	238
○教育長 倉原久義君答弁	239
東 裕人君再々質問	240
○教育長 倉原久義君答弁	241
昼食休憩	241
開 議	241
(1) 東 英俊君質問	241
市税滞納、収納状況について	241
○総務部長 石原公久君答弁	242
東 英俊君再質問	244
○総務部長 石原公久君答弁	245
東 英俊君再々質問	245
○市長 福村三男君答弁	246
(2) 東 英俊君質問	247
財政問題（市建設計画投資的事業について）	247

○企画部長 谷口 誠君答弁	248
東 英俊君再質問	248
○企画部長 谷口 誠君答弁	250
東 英俊君再々質問	251
○市長 福村三男君答弁	253
休憩	255
開議	255
(1) 坂本昭信君質問	255
農業の活性化について	255
○経済部長 岩下義人君答弁	255
坂本昭信君再質問	256
○経済部長 岩下義人君答弁	258
(2) 坂本昭信君質問	258
老人福祉について	258
○市民部長 宮本啓一君答弁	259
(3) 坂本昭信君質問	260
交通弱者対策について	260
○企画部長 谷口 誠君答弁	261
坂本昭信君再質問	262
(1) 森 清孝君質問	262
農業の活性化について	262
○経済部長 岩下義人君答弁	263
森 清孝君再質問	265
○経済部長 岩下義人君答弁	265
森 清孝君再々質問	266
○市長 福村三男君答弁	267
(2) 森 清孝君質問	268
学校給食について	268
○教育長 倉原久義君答弁	269
森 清孝君再質問	271
○教育長 倉原久義君答弁	272
(3) 森 清孝君質問	273
年金（国民及び農業者年金）について	273
○市民部長 宮本啓一君答弁	274

○農業委員会事務局長 齋藤 誠君答弁	274
森 清孝君再質問	275
○市民部長 宮本啓一君答弁	276
○農業委員会事務局長 齋藤 誠君答弁	277
(4) 森 清孝君質問	277
結婚支援について	277
○企画部長 谷口 誠君答弁	278
森 清孝君再質問	278
10. 日程通告 散会	279

9月22日（水曜日）休会

9月23日（木曜日）休会

9月24日（金曜日）本会議	頁
1. 議事日程第5号	283
2. 本日の会議に付した事件	283
3. 出席議員氏名	283
4. 欠席議員氏名	284
5. 説明のため出席した者の職氏名	284
6. 事務局職員出席者	284
7. 開 議	285
8. 日程第1 一般質問	285
(1) 樋口正博君質問	285
防災対策について	285
○総務部長 石原公久君答弁	287
樋口正博君再質問	288
○総務部長 石原公久君答弁	290
(2) 樋口正博君質問	291
郷土史の活用と振興について	291
○企画部長 谷口 誠君答弁	291
樋口正博君再質問	293
○教育長 倉原久義君答弁	298
○企画部長 谷口 誠君答弁	299
樋口正博君再々質問	300

休 憩	300
開 議	300
(1) 二ノ文伸元君質問	300
教育環境整備について	300
○教育長 倉原久義君答弁	301
二ノ文伸元君再質問	302
○教育長 倉原久義君答弁	303
(2) 二ノ文伸元君質問	303
城山公園の現状について	303
○建設部長 中原純一君答弁	304
二ノ文伸元君再質問	305
○建設部長 中原純一君答弁	305
二ノ文伸元君再々質問	306
昼食休憩	306
開 議	306
(1) 木下雄二君質問	306
自治公民館の整備について	306
○教育長 倉原久義君答弁	307
木下雄二君再質問	308
○教育長 倉原久義君答弁	308
(2) 木下雄二君質問	309
奨学金について	309
○教育長 倉原久義君答弁	309
木下雄二君再質問	310
○市長 福村三男君答弁	310
木下雄二君再々質問	311
○市長 福村三男君答弁	311
(3) 木下雄二君質問	312
観光振興について	312
○経済部長 岩下義人君答弁	312
木下雄二君再質問	313
○市長 福村三男君答弁	314
(4) 木下雄二君質問	315
市道整備について	315

○建設部長 中原純一君答弁	317
木下雄二君再質問	317
○建設部長 中原純一君答弁	317
(5) 木下雄二君質問	318
環境問題について	318
○市民部長 宮本啓一君答弁	318
木下雄二君再質問	320
○市長 福村三男君答弁	321
木下雄二君再々質問	322
9. 日程通告 散会	322

9月25日(土曜日) 休会

9月26日(日曜日) 休会

9月27日(月曜日) 常任委員会(総文・福厚・経建)

9月28日(火曜日) 常任委員会(総文・福厚・経建)

9月29日(水曜日) 休会

9月30日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	327
2. 本日の会議に付した事件	327
3. 出席議員氏名	327
4. 欠席議員氏名	328
5. 説明のため出席した者の職氏名	328
6. 事務局職員出席者	328
7. 開 議	329
8. 日程第1 各常任委員長報告	
・総務文教常任委員長報告	329
・福祉厚生常任委員長報告	331
・経済建設常任委員長報告	332
委員長報告に対する質疑	333
(1) 北田 彰君質疑	333
討 論	335
(1) 森 隆博君討論	335
(2) 東 英俊君討論	336

(3) 坂本昭信君討論	337
(4) 東 裕人君討論	338
(5) 怒留湯健蓉さん討論	339
(6) 北田 彰君討論	340
採 決	341
休 憩	342
開 議	342
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	342
採 決	343
10. 日程第3 意見書案第5号上程・説明・質疑・討論・採決	343
11. 閉 会	345

第 1 号

9 月 1 4 日

平成22年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成22年9月14日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第81号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 平成22年度菊池市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第83号 平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 平成22年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第88号 平成21年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第89号 平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第90号 平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第91号 平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第92号 平成21年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第93号 平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第94号 平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第95号 平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第96号 平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 97 号 平成 21 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 98 号 平成 21 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 99 号 平成 21 年度菊池市水道事業会計決算の認定について

議案第 100 号 辺地総合整備計画の変更について

まで一括上程・説明

第 4 議案第 101 号 山鹿市、合志市及び大津町との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

第 5 議案第 102 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 103 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 104 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 105 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第 6 報告第 15 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 16 号 専決処分の報告について

報告第 17 号 専決処分の報告について

報告第 18 号 専決処分の報告について

報告第 19 号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

第 7 請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願

陳情第 4 号 地元・中小企業の受注機会の拡大を求める陳情書

まで一括上程

第 8 休会の議決



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 81 号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 82 号 平成 22 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 83 号 平成 22 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第1号)

- 議案第 84 号 平成 22 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 85 号 平成 22 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 86 号 平成 22 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 87 号 平成 22 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 88 号 平成 21 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89 号 平成 21 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90 号 平成 21 年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91 号 平成 21 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92 号 平成 21 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93 号 平成 21 年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94 号 平成 21 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95 号 平成 21 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96 号 平成 21 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 97 号 平成 21 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 98 号 平成 21 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 99 号 平成 21 年度菊池市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 100 号 辺地総合整備計画の変更について

まで一括上程・説明

日程第 4 議案第 101 号 山鹿市、合志市及び大津町との国営造成施設管理体制整備

促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第103号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第105号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 報告第15号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

報告第17号 専決処分の報告について

報告第18号 専決処分の報告について

報告第19号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

日程第7 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願

陳情第4号 地元・中小企業の受注機会の拡大を求める陳情書

まで一括上程

日程第8 休会の議決

出席議員（23名）

1番 工藤圭一郎君

2番 城典臣君

3番 大賀慶一君

4番 岡崎俊裕君

5番 水上彰澄君

6番 東英俊君

7番 東裕人君

8番 泉田栄一朗君

9番 森清孝君

10番 中 原 繁 君
 11番 樋 口 正 博 君
 12番 二ノ文 伸 元 君
 13番 中 山 繁 雄 君
 14番 怒留湯 健 蓉 さん
 15番 坂 本 昭 信 君
 16番 隈 部 忠 宗 君
 17番 葛 原 勇次郎 君
 18番 木 下 雄 二 君
 19番 坂 井 正 次 君
 20番 森 隆 博 君
 21番 山 瀬 義 也 君
 22番 境 和 則 君
 23番 北 田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君

代表監査委員 宮川貞雄君
監査事務局長 大塚茂幸君



事務局職員出席者

事務局長 永田哲士君
議事課長 城主一君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時01分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は22名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第3回菊池市議会定例会を開会いたします。

ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から平成22年7月分の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思いますと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

午前10時02分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、森清孝君及び中原繁君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る9月7日の議会運営委員会におきまして、本日から9月30日までの17日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月30日までの17日間と決定しました。

日程第3 議案第81号から議案第100号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に第3、議案第81号から議案第100号までの20議案を

一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

本日、平成22年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月30日までの17日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由を申し上げます前に、心配されました家畜伝染病、口蹄疫に関しましてご報告申し上げます。

本年4月、宮崎県で発生しました口蹄疫は、先月27日、終息宣言がなされました。発生以来、西日本有数の畜産地域であります本市にとりましては、口蹄疫の感染防止に万全の措置をとるとともに、県やJAなど、畜産関係団体と連携を密にし、畜産農家への支援を行ってきたところでございます。おかげをもちまして、感染を防ぐことができ、今回の終息宣言でひとまず安心したところでございますが、今回の件を機に、これまで行ってきた対策の検証並びに家畜市場の閉鎖による損害等に対する補助金の交付等、今後の課題も含めまして最善の努力を行ってまいります。

それでは、ただいま上程されました議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第81号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部改正に伴い、同条例の一部改正をお願いするものです。

次に、議案第82号から議案第87号までの平成22年度菊池市一般会計並びに各特別会計補正予算案については、本庁舎及び泗水総合支所並びに花房小学校ほか3校の体育館耐震補強工事実施設計調査費として約3,400万円、また富の原公園整備用地及び桜山公園用地の土地購入費として約2億3,800万円が主なものとなっています。

また、議案第88号から議案第99号までの12議案については、平成21年度各会計歳入歳出決算の認定について上程させていただいたものです。

最後に、議案第100号、辺地総合整備計画の変更については、班蛇口区、重味区、原本村区及び塚原区の辺地につきまして、本年3月の第1回定例会において同計画の議決をいただいておりますが、その一部に変更が生じたので、法律の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位

におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。
して、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） おはようございます。

それでは、議案の概要についてご説明いたします。

議案の1ページをお開きください。

議案第81号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、2ページ、第10条中、法第72条の5を法第72条の4に改めるものでございまして、条文の内容の改正はございません。

次に、議案の3ページをお開きください。

議案第82号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第9号）でございます。

4ページをお開きください。

今回の補正は4億1,993万7,000円を追加するもので、補正後の予算総額は227億1,806万3,000円となります。

8ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正ですが、今回の補正において、本庁舎と泗水総合支所庁舎の耐震事業実施設計の費用を計上させていただいております。設計期間が約1年半程度を見込んでおりますので、今回、繰越明許費の追加補正を行うものでございます。

表の第3表でございますが、地方債補正でございます。今回の補正財源として、合併特例事業債を1億1,230万円追加補正しておりますので、限度額の変更補正を行うものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。

歳入の事項別明細の主なものをご説明いたします。

款10地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税の5億63万6,000円は、今年度の普通交付税の交付額が確定いたしましたので計上したものでございます。

次に、款14国庫支出金は、まちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に改められたことから、名称変更と事業ごとに交付金を集約したものでございます。

次に、款15県支出金、目2総務費県補助金、節1総務管理費補助金の500万円は、奈良で開催されます平城遷都1300年祭への出店を初めとする観光物産宣

伝隊事業及びブランド推進事業に対する県からの補助金でございます。

14、15ページをお開きください。

款15 県支出金、目3 民生費県補助金、節2 老人福祉費補助金の300万円は、小規模多機能居宅介護事業所の開設に伴う補助金でございます。

次に、目5 農林水産業費県補助金、節1 農業費補助金の1,668万9,000円は、水田地域営農体制整備支援事業補助金334万円や非主食用米総合推進事業補助金908万円などでございます。

同じく、節4 林業費補助金の2,660万円は、間伐等森林整備促進対策事業補助金でございます。

次に、款16 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金、節2 配当金の372万8,000円は、七城振興公社からの出資配当金179万9,000円と、七城町特産品センターと有朋の里泗水からの株配当金192万9,000円でございます。

次に、款17 寄附金、目5 農林水産業費寄附金、節2 林業費寄附金の140万円は、西部の森きくち寄附金として西部電気から受け入れたものでございます。

次に、款18 繰入金、目1 財政調整基金繰入金、節1 財政調整基金繰入金の3億2,871万2,000円の減額は、普通交付税の増額補正に伴い減額するものでございます。

16、17ページをお開きください。

款21 市債、目7 土木債、節4 都市計画債の1億1,230万円は、社会資本整備総合交付金事業に充当する合併特例事業債でございます。

続けて、18、19ページをお開きください。

歳出の事項別明細の主なものをご説明いたします。

款2 総務費、目7 財産管理費、節13 委託料の2,309万円は、本庁舎及び泗水総合支所庁舎の耐震補強工事の実施設計委託料でございます。

同じく、目8 企画費、節17 公有財産購入費の2億31万2,000円は、泗水富の原地区の国有地である苗畑事業所跡地の土地購入費でございます。

20、21ページをお開きください。

款3 民生費、項2 高齢者福祉費、目1 高齢者福祉費、節19 負担金補助及び交付金の903万9,000円は、小規模多機能居宅介護事業所の開設に伴う補助金300万と、認知症高齢者グループホームの施設整備交付金603万9,000円でございます。

同じく、節28 繰出金の1,459万9,000円は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

22、23ページをお開きください。

款4衛生費、目4環境衛生総務費、節28操出金の1,307万2,000円は、簡易水道事業等特別会計への操出金でございます。

款5農林水産業費、目3農業振興費、あけていただきまして、24、25ページの頭になりますが、節19負担金補助及び交付金の1,454万2,000円は、非主食用米総合推進事業補助金の908万円と、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金204万3,000円及び水田地域営農体制整備支援事業補助金334万円でございます。

同じく、目7ブランド推進費、節13委託料の141万円は、ふるさと菊池農業再生推進事業委託料111万円と菊池ブランドづくり委託料の30万円でございます。

次に、項2林業費、目2林業振興費、節13委託料の416万5,000円と節15工事請負費の2,306万6,000円は、幹線作業道開設に伴う測量設計委託及び工事費でございます。

次に、款6商工費、目2商工業振興費、節19負担金補助及び交付金の419万円は、町なかづくり推進事業補助金及び街路灯建てかえに係る商工業共同施設設置補助金でございます。

26、27ページをお開きください。

次に、款7土木費、項4都市計画費、目2街路事業費、節15工事請負費の790万5,000円は、市道亘高野瀬線及び回遊道路の舗装強化工事費でございます。

同じく、目4公園費、節17公有財産購入費の3,806万6,000円は、泗水桜山公園整備に伴う用地購入費でございます。

同じく、項5下水道費、目1特別会計操出金費、節28操出金の256万4,000円は、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計への操出金でございます。

28、29ページをお開きください。

次に、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料の1,424万9,000円は、花房小、戸崎小、龍門小、水源小学校の体育館耐震補強工事の実施設計委託料などでございます。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

次に、35ページをお開きください。35ページでございます。

議案第83号、平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

36ページをお開きください。

今回の補正は、予備費の組み替えにより対応いたしますので、予算の総額等の増減はございません。

42、43ページをお開きください。

歳出の事項別明細をご説明いたします。

款5老人保険拠出金、目1老人保健医療費拠出金、節19負担金補助及び交付金の541万円は、平成21年度分の精算に伴う老人保健医療費拠出金でございます。款12予備費を減額して補正するものでございます。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

次に、45ページをお開きください。

議案第84号、平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

46ページをお開きください。

今回の補正は1,543万9,000円を追加するもので、補正後の予算総額は44億6,148万2,000円となります。

52、53ページをお開きください。

歳入の事項別明細の主なものをご説明いたします。

款7繰入金、目2その他一般会計繰入金、節2事務費繰入金の1,403万9,000円は、財源不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の主な事項別明細をご説明いたします。

款6諸支出金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料の1,301万円は、平成21年度分の地域支援事業交付金及び支払基金への返納金でございます。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

次に、55ページをお開きください。

議案第85号、平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）でございます。

56ページをお願いいたします。

今回の補正は1,330万円を追加するもので、補正後の予算総額は4億1,264万6,000円となります。

59ページをお開きください。

表2地方債補正でございますが、新たに辺地対策事業債の対象となるため、7,400万円計上しておりますので、限度額の追加補正を行うものでございます。また、その分簡易水道事業債を減額補正しておりますので、あわせて限度額の変更補正を行うものでございます。

64、65ページをお開きください。

まず、歳入の事項別明細をご説明いたします。

款6繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金の1,307万2,000円は、財源不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

款8市債につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、簡易水道事業債から辺地対策事業債に変更するものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。

款1総務費、目2事業費、節15工事請負費の1,329万6,000円は、水源迫間簡易水道の工事費でございます。

以上で、第85号の説明を終わります。

次に、67ページをお開きください。

議案第86号、平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

68ページをお開きください。

今回の補正は2,301万8,000円を減額するもので、補正後の予算総額は10億3,626万2,000円となります。

71ページをお願いいたします。

表2地方債補正ですが、今回の補正で下水道事業債を340万円減額補正しましたので、限度額を変更補正するものです。

76、77ページをお開きください。

歳入の主なものをご説明いたします。

款3国庫支出金、目1公共下水道事業費補助金、節1公共下水道事業費補助金の2,141万円の減額は、公共下水道事業費補助金から社会資本整備総合交付金へ変更となり、内示額が減額されたためのものでございます。

78、79ページをお開きください。

歳出でございますが、歳入の内示減額に合わせまして減額調整を行ったものでございます。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

81ページをお開きください。

議案第87号、平成22年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

82ページをお開きください。

今回の補正は3,015万6,000円を減額するもので、補正後の予算総額は5億2,607万5,000円となります。

85ページをお開きください。

第2表地方債補正ですが、今回の補正で下水道事業債を1,230万円減額補正しましたので、限度額を変更するものでございます。

90ページ、91ページをお開きください。

歳入の主なものをご説明いたします。

款3国庫支出金、目1公共下水道事業費補助金、節1公共下水道事業費補助金の1,862万8,000円の減額は、公共下水道事業費補助金から社会資本整備総合交付金へ変更となり、内示額が減額されたものでございます。

続けて、92、93ページをお開きください。

歳出でございますが、歳入の内示減額に合わせて事業費の減額調整を行ったものでございます。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

次に、決算の認定についてご説明いたします。

議案書は別冊の柿色のものでございます。

中身の詳細につきましては、決算審査に付しますので、概要について申し上げます。

議案第88号、平成21年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第98号、平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案につきましては、この柿色の平成21年度菊池市歳入歳出決算書となっております。この11議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、各会計の21年度歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。

また次に、議案第99号、平成21年度菊池市水道事業会計決算の認定についても、この次のページにとじてあると思いますが、この薄い別冊となっております。

平成21年度菊池市水道事業会計決算の認定については、地方公営企業法第30条の規定に基づきまして決算の認定をお願いするものでございます。

以上の議案第88号から議案第99号までの各会計の決算認定に当たりましては、本市監査委員の詳細な審査を受け、審査意見書を付して認定をお願いするものでございます。

なお、資料として別冊で各会計の決算に係る主要施策の成果を添付いたしております。

以上、決算に係る議案の説明といたします。

次に、議案に戻っていただきまして、95ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第100号、辺地総合整備計画の変更について、提案理由でございますが、

辺地総合整備計画を変更するに当たっては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、議会の議決をお願いするものでございます。

97ページをお開きください。

辺地の概要、変更内容、変更理由でございますが、辺地名は班蛇口辺地でございます。変更内容は、消防ポンプ積載車及び小型動力ポンプの整備追加でございます。変更理由でございますが、本地域にある消防ポンプ積載車及び小型動力ポンプは、整備後20年を経過しており、老朽化による火災発生時の初期消火活動に不安を来していることから、平成22年度に消防ポンプ積載車1台、平成23年度に消防ポンプ積載車1台、小型動力ポンプ1台を追加し、消防ポンプ積載車計2台、小型動力ポンプ計1台の変更申請をするものでございます。

以下、101ページの重味辺地、105ページの原本村辺地、それから109ページの塚原辺地、これらにつきましても同様に消防ポンプ積載車及び小型動力ポンプの整備に伴います変更となっております。

以上、議案第81号から議案第100号までの説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

次に、代表監査委員から監査報告の申し出があつておりますので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） さきの市議会議員選挙で再任された議員の皆様、そして、また新しく選出されました議員の方おられますが、昨年7月から再任の監査委員ということで、宮川と申しますが、ひとつよろしく申し上げます。

それでは、決算審査に関しましての報告ということで申し上げさせていただきます。

7月12日から7月23日までの期間におきまして、前任の森隆博委員から交代されまして、新しく専任されました坂本昭信委員とともに審査に当たっております。その審査の結果でございますけども、審査に付されました一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されまして、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合しました結果、いずれも符合し、誤りのないものと認めます。

なお、各種基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合してございまして、誤りのないものと認めます。

当市の決算審査の総まとめでございますが、当市の総合的な財政状況が理解でき

る財政分析の指標におきまして、財政力指数を初め、全体的にわずかに上昇しております。しかし、経常収支比率は依然として高い数値であり、新たな行政需要に対応する弾力性は依然低い状態にあります。

歳入面では、自主財源で経済不況の影響を受けた法人市民税がマイナス2億8,300万と、対前年比57.4%となったのを中心に、市税の減収等でマイナス6億9,300万。この数字で意見書の11ページのところで、69億3,100万としております。これ、一けた間違っております。6億9,300万が正しい数字ですので、よろしくをお願いします。

そして、対前年比91.37%の反面、依存財源では国・県の財政支援策に伴う地方交付税や交付金、支出金、そして地方債の増加により30億6,800万と、対前年比120.93%となり、総額では23億7,400万、対前年比110.47%に終わりました。

平成22年度においても、景気低迷による商・工・農の不振もあり、特に前年度所得を基礎数とする個人市民税を主体として減収が見込まれ、市税等の自主財源の確保は厳しい状況にあり、国・県による地方交付税等の依存財源増加への期待は一段と高まっております。

一方、歳出面では、経済危機対策や情報基盤整備等の単独事業等での投資的経費の増加、生活保護費を初めとする扶助費の増大の一方、退職手当等もかさむ中で人件費は低減しており、義務的経費は横ばいとなっております。

今後、公共施設や教育施設の耐震化改修、老人ホームの建設等もあるため、国等の地方交付税や各種交付金、合併特例債等を活用した事業展開は継続されるでしょうが、長期的な視点での強固な財政基盤の確保が求められます。

他方、前年に続き地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的とする当市の財政状況では、市民への説明責任とあわせて、より健全な財政運営が期待されるため、市の責務は一段と大きくなっております。このため、今後は歳入部門において、世界的な景気回復に沿って早期の企業誘致実現等で、基幹収入である市税の確保による自主財源の獲得を引き続き努めるとともに、あわせて新設の徴税課の発足を契機として、所得低下進展中の市民生活の困難な状況をかんがみつつも、効率的な債権管理体制の整備を図り、収入未済額の縮減に向けた全庁的な取り組みを講じられますように願います。

歳出部門におきましては、長引く景気低迷もあるため、歳出全般にわたり徹底した選択と集中を具現化させ、費用対効果の検証を日常的に行う行政執行手順の構築実現に努められますように要望します。

最後に、長引く景気低迷の中ですが、行財政改革計画に基づいた取り組みとともに

に、質の高い行政サービスによる公共の福祉向上を享受できる豊かな菊池市確立のため、効率的かつ有益な行財政の運営が執行されることを期待しまして、決算審査の報告にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 以上で、監査委員の報告を終わります。



日程第4 議案第101号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、議案第101号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第101号、国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務委託に関する規約の一部変更についてご説明申し上げます。

議案書113ページです。

山鹿市、合志市及び大津町と結んでいました国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務委託に関する規約について、地方自治法の一部改正に伴い、引用しておりました条項に一部変更が生じたので、同規約の一部変更を行うものでございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 議案の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第101号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第101号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第5 議案第102号から議案第105号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程5、議案第102号から議案第105号までの4議案を一括議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第102号、議案第103号、議案第104号及び議案第105号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての4議案についてご説明申し上げます。

現在、本市の区域におきましては、14名の委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。その中で、七城町の緒方宣治委員及び泉喜美代委員、旭志の松永とし子委員、そして泗水町の吉井紘正委員の4名が本年12月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありました。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。十分検討いたしました結果、議案第102号、菊池市七城町蘇崎163番地1、緒方宣治さん、昭和17年2月2日生まれ。議案第103号、菊池市七城町水次1395番地、泉喜美代さん、昭和17年6月6日生まれ。議案第104号、菊池市旭志新明2244番地の3、松永とし子さん、昭和22年5月15日生まれ。議案第105号、菊池市泗水町永3376番地、吉井紘正さん、昭和19年11月12日生まれを再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

推薦いたします4名の方々は、いずれも1期3年の経験と、その期間中、子どもの人権問題を初め、男女共同参画社会の推進に特に力を注がれました。今後とも人権擁護活動に積極的に取り組んでいただけるものと確信をいたしております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 議案第102号、103号、104号、105号について質疑をさせていただきます。

この手の人権擁護委員さんの指名を初め、この人事案件なんですが、この場でご説明をいただくんですが、人となりがこの紙の上では全然わからないというのが現状だと思います。民生委員についても民生委員の認定会で意見が出ましたが、せめて事前にその地区の方に、その地区ご出身の議員さん等にこういう方を推薦したいんだけどという、そのようなことがあってもいいのではないかとというふうに考えます。法務大臣の指名ではありますが、議会の意見を求めるということについては、それなりの責任を負うことでもありますので、その辺を執行部としてはどうお考えかをお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今、樋口議員ご指摘のように、議案の内容について、個人の人格・識見、人権擁護委員としてどういった活躍をされたかといったのは、具体的におわかりにならない部分があるかと思ひます。そういう意味におきましては、事前にそういった候補者のリストなりを皆様方にお知らせするというのが妥当な面もあろうかと思ひます。

ただ、言えることは、これまでの経験の中で、こういった方々のお一人お一人については執行部として信条的なものを調査をいたしまして、そしてこれまでの経験というのを特に重視しながら、この人ならばということで提案を申し上げております。議案の配付に際しまして個人のお名前等が上がっておりますので、特に議会の方で調査をされようとすればできないわけではないのではないのかなと思ひますが、いろいろ人事案件につきましては、首長の一つの提案権者としてそれなりの背景を持ちながら提案申し上げているということでございます。

今後のことにつきましては、ご意見として受けとめさせていただき、何かやっぱりこの菊池市の提案方法と違うところがどこか、全国の自治体でどのようなことを

やっておられるか等も調査をして、参考とすべきものがあるとなれば、そういったものを参考にしながら、今後の人事案件についての提案の課題とさせていただきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

議案第102号から議案第105号までの4議案は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は起立によって行います。

最初に、議案第102号を採決します。

お諮りします。議案第102号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第102号は適任とすることに決定しました。

次に、議案第103号を採決します。

お諮りします。議案第103号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第103号は適任とすることに決定しました。

次に、議案第104号を採決します。

お諮りします。議案第104号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第104号は適任とすることに決

定しました。

次に、議案第105号を採決します。

お諮りします。議案第105号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第105号は適任とすることに決定しました。



日程第6 報告第15号から報告第19号まで一括上程・報告

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第6、報告第15号から報告第19号までの5案件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長(石原公久君) 議案書の119ページをお開きください。

報告第15号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成21年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、平成21年度における普通会計の実質収支額、すなわち歳入総額から歳出総額を引き、翌年度繰越額等を控除したのですが、黒字でございますので赤字比率としては算定されず、数値は表示されません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、普通会計に特別会計、公営企業会計を加えた全会計が対象となりますが、連結した場合でも実質収支が黒字でございますので、実質赤字比率と同様、数値は表示されません。

次に、実質公債費比率ですが、これは普通会計・特別会計の公債費に加え、一部事務組合等が起こした起債等の償還に充てられた負担金等の標準財政規模に占める割合で、資金繰りの危険度を示す指標となります。本市の実質公債費比率は13.6%となっておりますので、早期健全化基準の25%はもとより、地方債の同意基準であります18%をも下回っております。

次に、将来負担比率ですが、土地開発公社、第三セクターを含めた指標となっており、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が大きくなるほど将来見込まれる負担が大きく、財政運営を圧迫する可能性があることが示されます。本市の算定比率は48.3%となっておりますので、早期健全化判断比

率の350%を下回っており、適正水準を確保いたしております。

最後に、公営企業会計の資金不足比率につきましては、水道事業会計を初めとする6会計を対象とし、資金不足額を事業規模で割ったものでございます。各会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率についても数値は表示されません。

以上、いずれも基準内であり、適正水準を確保いたしておりますが、今後、社会経済の動向や施設老朽化による維持補修費の増大、合併の特例であります交付税の優遇措置の期間切れ等を考慮した場合、大幅に悪化することも見込まれますので、今後、さらなるスリム化を図り、健全な財政運営を図っていく必要があると考えられます。

以上、報告申し上げます。

次に、121ページをお開きください。

報告第16号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので報告するものでございます。

あけていただきまして、122ページをお願いいたします。

専決第10号、専決処分書です。平成22年8月19日に専決処分いたしましたので報告いたします。

事故発生日。平成22年7月14日。

2、相手方。記載しておりますとおりでございます。

3、事故の概要。相手方車両が市道大琳寺木庭橋線を走行中、路盤から脱着していた敷石に右側前輪が乗った際、その敷石が跳ね上がり、右側後輪に接触してタイヤホイールを破損し、損害を与えたものでございます。

4番の損害賠償の額、5番、決定事項につきましては記載のとおりでございます。

次に、123ページをお開きください。

報告第17号、同じく専決処分の報告についてでございます。

124ページをお願いいたします。

専決第11号、専決処分書です。平成22年8月23日に専決処分いたしましたので報告いたします。

1、事故発生日。平成22年7月14日。

2、相手方。記載しているとおりでございます。

3、事故の概要。相手方車両が市道橋田大尺線を走行中、アスファルト陥没穴に左側前後輪が落ちて、タイヤ及びホイールを破損し損害を与えたものであります。

損害賠償の額、決定事項につきましては記載のとおりでございます。

次に、125ページをお開きください。

報告第18号、同じく専決処分の報告についてでございます。

126ページをお開きください。

専決第12号です。専決処分書でございます。平成22年8月25日に専決処分いたしましたので報告するものです。

1、事故の発生日。平成22年7月14日。

相手方。記載しているとおりでございます。

3、事故の概要。相手方車両が市道橋田大尺線を走行中、アスファルト陥没穴に左側前輪が落ちて、ホイール及びホイールキャップを破損し、損害を与えたものがあります。

4番の損害賠償の額、決定事項につきましては記載のとおりでございます。

次に、127ページをごらんください。

報告第19号、専決処分の報告についてでございます。

129ページをお願いいたします。

専決第13号、専決処分書です。市立保育園内の樹木の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成22年8月25日に専決処分いたしましたので報告いたします。

1、事故発生日。平成22年7月16日。

2、相手方。記載しているとおりでございます。

3、事故の概要ですが、菊池市立砦保育園内にある樹木の枝が突風により折れ、相手方所有のポンプ小屋に倒れて同小屋を破損し、損害を与えたものでございます。

4、損害賠償の額、5、決定事項につきましては記載のとおりでございます。

以上が専決処分の報告でございます。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 失礼します。財政健全化の審査意見を報告させていただきます。

財政健全化法が正式にスタートして2年目となりました。財政健全化審査におきまして、市長から提出されました健全化比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しております。

審査に付されました平成21年度における財政健全化率等を記載されました書類に基づき、8月4日から8月10日にかけての財政健全化審査の結果、審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

詳細については、別添の会計ごとの審査意見書のご参照をお願いします。

以上で、財政健全化審査意見についての報告にかえさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 報告第15号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、また報告第16号から報告第19号までは、地方自治法第180条第2項の規定により報告にとどめます。

ここで、暫時休憩いたします。

○

休憩 午前11時00分

開議 午前11時04分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第7 請願第1号、陳情第4号まで一括上程

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第7、請願第1号、陳情第4号が、今定例会までに提出されました請願、陳情であります。その内容については、お手元に配付しているとおりであります。

○

日程第8 休会の議決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第8、休会の件を議題とします。

お諮りします。あすから15日は議案調査のため休会にいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、あす15日は休会とすることに決定しました。

以上、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来たる16日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、あす15日の正午までに事務局に提出をお願いします。本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前11時05分

第 2 号

9 月 1 6 日

平成22年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成22年9月16日（木曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 常任委員会付託
- 第3 決算特別委員会の設置・委員会付託
- 第4 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 常任委員会付託
- 日程第3 決算特別委員会の設置・委員会付託
- 日程第4 一般質問

出席議員（23名）

- 1番 工藤圭一郎君
- 2番 城典臣君
- 3番 大賀慶一君
- 4番 岡崎俊裕君
- 5番 水上彰澄君
- 6番 東英俊君
- 7番 東裕人君
- 8番 泉田栄一朗君
- 9番 森清孝君
- 10番 中原繁君
- 11番 樋口正博君
- 12番 二ノ文伸元君
- 13番 中山繁雄君
- 14番 怒留湯健蓉さん
- 15番 坂本昭信君
- 16番 隈部忠宗君

17番 葛原 勇次郎 君
 18番 木下 雄二 君
 19番 坂井 正次 君
 20番 森 隆博 君
 21番 山瀬 義也 君
 22番 境 和則 君
 23番 北田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福村 三男 君
副 市 長	永田 明紘 君
総 務 部 長	石原 公久 君
企 画 部 長	谷口 誠 君
市 民 部 長	宮本 啓一 君
経 済 部 長	岩下 義人 君
建 設 部 長	中原 純一 君
七城総合支所長	赤星 和範 君
旭志総合支所長	山田 憲章 君
泗水総合支所長	春木 義臣 君
財 政 課 長	松岡 千利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田代 武則 君
教 育 課 長	倉原 久義 君
教 育 次 長	井野 英利 君
農業委員会事務局長	齋藤 誠 君
水 道 局 長	安武 昭二 君
監 査 事 務 局 長	大塚 茂幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永田 哲士 君
議 事 課 長	城 主一 君
議 事 係 長	上田 敏雄 君
議 事 係	荒木 崇之 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前9時59分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、監査事務局長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

監査事務局長、大塚茂幸君。

○監査事務局長（大塚茂幸君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、平成21年度一般会計及び特別会計の決算審査意見書の内容の一部を訂正させていただきます。

既に、議員の皆様には個別に訂正させていただいておりますけど、訂正箇所につきましてご説明を申し上げます。

決算審査意見書の11ページでございます。

まず、1点目としまして、法人市民税が2億8,300万となっておりますものをマイナス2億8,300万に、2点目としまして、市税の減収等でマイナス6億9,100万円をマイナス6億9,300万に、3点目としまして、老人ホーム建設等を老人福祉センター建設等に訂正させていただきます。

以上、訂正しておわびいたします。よろしく願いいたします。

○

日程第1 質疑

○議長（山瀬義也君） それでは、日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は一括質疑として3回までとなっております。質疑は提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 質疑をさせていただきます。

議案第82号、平成22年度菊池市一般会計補正予算について質疑いたします。

議案18ページ、款総務費、項総務管理費、目7財産管理費についてであります。

総務費の財産管理費の中の委託料、実施設計委託料2,309万円について質疑

いたします。

市長は花房台に庁舎を建設されると言うておられるが、既存の庁舎の耐震設計になぜこの予算を組まれたか、質疑いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 中山議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

市長は花房台に庁舎を建設すると言っているけれどもというお話でございますが、私の口から言っていることは、皆さん方がお決めになった合併の合意事項を私は申し上げているわけでありまひす。本市及び3総合支所の庁舎の耐震診断を行いましたところ、本庁舎と泗水の総合支所庁舎において建物の構造耐震指標、I Sという数値で表してありますけれども、これが低くて、震度6の地震に耐え切れなひ危険性があると、そういった結果が出ましたので耐震補強工事を急ぐ必要があると、このように判断したところでございます。

ご質疑の、新庁舎を建てるのに既存の庁舎の耐震設計になぜ予算を組んだのかといったお尋ねだろろうと思ひますが、新庁舎につきましては、花房台に建設することと、このように、今申し上げますように決定をされていることをご説明申し上げてきたところでありまひす。

しかしながら、新庁舎が完成するまでというものにつきましては、約10年程度がかかると見込まれていることから、その間は現在のこの本庁舎、あるいはまた総合支所庁舎を利用して行政の事務を進めていかなければならなひという現実でありまひす。さらに、庁舎というものは市民に対しまひすサービスの拠点でありまひすとともに、同時に防災の拠点ということにも施設的になるわけでありまひして、大変重要な役割を兼ねている庁舎であるということでございます。

以上のようなことから、執行部内でも十分に論議を重ねてまいりましたが、耐震補強が必要であると、このように判断をいたしまひして、今回の補正予算に計上させていただきますところでございます。実施設計を行うことによりまひして、耐震補強工事の内容、あるいはまた仮設の方法、さらにはまた工事の工事費などにつきましても明らかになつてまいりますので、その都度議会にも報告を申し上げまひして、ご意見を伺いながら進めてまいりたいと、このように考えています。なにとぞご理解とご協力をお願いいたしまひして、質疑に対するお答えとさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありまひせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

日程第2 常任委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第81号から議案第87号まで、及び議案第100号並びに請願第1号、陳情第4号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。



日程第3 決算特別委員会の設置・委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第88号から議案第99号までの12議案につきましては、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号から議案第99号につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置しました決算特別委員会につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております特別委員会の名簿のとおり指名します。

ここで、正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

菊池市決算特別委員会委員

11名

工藤圭一郎	東 裕人	泉田栄一郎	森 清孝
中原 繁	樋口 正博	怒留湯健蓉	隈部 忠宗
木下 雄二	森 隆博	境 和則	



休憩 午前10時08分

開議 午前10時09分



平成22年第3回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第82号	平成22年度菊池市一般会計補正予算（第9号）
	議案第100号	辺地総合整備計画の変更について
	請願第1号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願
	陳情第4号	地元・中小企業の受注機会の拡大を求める陳情書
福祉厚生 常任委員会	議案第81号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第82号	平成22年度菊池市一般会計補正予算（第9号）
	議案第83号	平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第84号	平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
経済建設 常任委員会	議案第82号	平成22年度菊池市一般会計補正予算（第9号）
	議案第85号	平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）
	議案第86号	平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第87号	平成22年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
決算 特別委員会	議案第88号	平成21年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第89号	平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第90号	平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第91号	平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第92号	平成21年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第93号	平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9 4 号	平成 2 1 年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 9 5 号	平成 2 1 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 9 6 号	平成 2 1 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 9 7 号	平成 2 1 年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 9 8 号	平成 2 1 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 9 9 号	平成 2 1 年度菊池市水道事業会計決算の認定について

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定に基づく決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に隈部忠宗君、副委員長に木下雄二君。

以上です。

○

日程第4 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、一般質問を行います。

なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。

これより一般質問をいたします。

通告をいたしておりましたように、施策の執行とその到達点について、総合計画と次世代育成支援行動計画、それと市職員と学校教職員に係る労安法及び人事評価制度について伺います。

最初に、総合計画についてですが、これは6月議会において2010年度から2014年度までを期間とした菊池市総合計画後期基本計画が上程され、議会はそれを承認したところですが、実質向こう4年半、この基本計画が本市施策の根幹として執行されていくこととなります。基本計画ですから、関連的であるのは、それはそれでいいとしまして、ではその理念が実際に市民の暮らしをどう向上させていくかについては、本計画の有機的な暖かい運用に待たれています。具体的な例を挙げながら、本計画のその理念の具現化をお伺いいたします。

本計画や第2次菊池市行政改革大綱を見ますと、そこには市民本位の簡素で効果的・効率的な行政の実現という表現に始まって、簡素で効果的・効率的な行政という文言が随所に使われていますが、これは後期計画の言う地域の実情を踏まえたきめ細やかな行政サービスを実現するとは、その理念と矛盾します。地域の実情を踏まえたきめ細やかな行政サービスを実現するには、人も金も時間も物も要るわけです。この矛盾にはどう答えられますか。

それと、簡素で効果的・効率的な行政を目指す中で、市民がいつでもどこでも快

適に行政サービスを受けられるまちとは、具体的にはどのようなことを想定していますか。

二つ目の次世代育成支援行動計画についてですが、本計画は17年3月に前期計画が示されていますが、5年後の見直しの時期を迎えて、この3月、後期計画が出されました。前期の5年間においては、学童保育の充実や子育てサポートセンターの開設、延長保育の取り組み、施設のバリアフリー化、それから妊産婦、乳幼児の育児指導及び健康指導の強化、特別支援保育教育の体制強化等々、数々の施策が打たれ、評価すべき成果が見られます。当局のご努力に対して、率直な敬意を表します。

後期の今後の5年は、前期から継続されるべき課題や、さらに新しい課題があると思われませんが、次世代育成という最も夢のある政策を市民の皆さんとともに、それこそ夢を描きながら進めていくことが求められています。

保護者のアンケートによれば、依然として病後児保育の要望が高いことから、その実施が課題となっていますが、どの時点でどう具体化されますか。

相談窓口には、現在、どういう課題があり、それはどう改善されていきますか。

それと、次世代を産み育てることの意味の伝達をするための人材と場をどう確保していけますか。

それから、障がいのある児童の保育所・保育園での受け入れ体制の整備と、児童デイサービスの事業拡大にはどのようなビジョンが描かれていますか。

次に、三つ目ですが、労働安全衛生法と人事評価制度にかかわってです。

労働安全衛生法については、09年6月議会で、また人事評価制度については08年9月議会で取り上げています。その時点において、労安法及び人事評価制度に対する当局の認識が示され、同時にその問題点と課題が明らかにされました。当時のご答弁で幾つかのお約束がありましたので、それらがどのように執行されたかについてお伺いをいたします。

市職員の人事評価制度については試行的に導入するということでしたが、丸2年後の今日、その試行段階が終わっているのか、そうであればこの間に取り組んだことをお聞かせください。

導入の最大の目的は、人材育成と職員の適性配置ということでした。私はこの点については疑問を提示し、実際、これで人が育っていくのか、異動に際しての当事者の納得度が高まるのかどうかはモニタリングが必要だと申し上げておきました。そのモニタリングの結果はどう分析されているかをお伺いします。

質問をした時点における職員組合のアンケートでは、メンタル疾患の予備軍と見られる回答も多く見られましたが、市職員のメンタル疾患の状況を把握されていま

すか。

次に、学校の場合ですけれども、勤務時間があってないような状態の中で、異常な長時間勤務が恒常化していることから、メンタル疾患の罹患率が高い実態をお伝えして、その早急な対策を求めたところでしたが、今日では法が求める勤務時間の把握とその3年間の保存のシステムは構築されましたか。

それから、菊池市教育委員会が統括する管内に、メンタル疾患の罹患者及び休職者等の実態、そして現場復帰の見通し等についてご説明をお願いいたします。

以上が1回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） おはようございます。

まず、企画部から総合計画の後期基本計画に関するご質問にお答えをいたします。行政改革大綱で言う効果的・効率的という表現につきましては、その主旨の中で限られた行財政資源を効果的・効率的に活用しなければなりませんとされております。

ご質問の一つ目、効果的・効率的と地域の実情を踏まえたきめ細やかな行政サービスの実現が矛盾するのではないかというご質問につきましては、今まで以上に市民の皆様の声を聞く機会を設け、地域の実情をしっかりと受けとめ、内容を精査した上で、限られた行財政資源を必要なものには厚く、目的を達成したもの、手法の簡略化が可能なものなどは見直し、市民の皆様の声を反映させることで、効果的・効率的な施策を展開していかなければならないということであり、矛盾するものではないと考えております。

ご質問の二つ目でございますが、市民がいつでもどこでも快適に行政サービスが受けられるまちとは具体的にどのようなことを想定していますかということですが、すべての市民が行政サービスを受けるとき、不自由さを感じずに公平にサービスを受けられなければなりません。しかしながら、年齢や生活環境、職場環境などの違いによって、公平なサービスが受けられない場合があるのも事実でございます。その具体的対策の一例でございますが、税のコンビニ払い込みサービスの検討や開庁時間の延長、窓口業務の改善、電子申請の活用などを推進してまいりたいと考えております。

また、このようなサービスも利用ができない支えが必要な方に対しましては、地域福祉計画で地域支え合いのスローガンを、「手をつなぎ 心をつないであったか菊池」と定めております。ともに支え合う福祉のまちづくりやNPOなどによる在宅福祉サービスを支援し、すべての市民が公平なサービスが受けられるように努力し

てまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） おはようございます。

ご質問の次世代育成支援後期行動計画に関しまして、お尋ねの4点についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の病後児保育については、議員ご指摘のとおり、ニーズ調査でも要望も高く、子どもさんの病気は保護者の就労の大きな壁になっていることを踏まえまして、実施に向けての検討を進めております。

しかし、現段階では施設整備の問題等、クリアしなければならない課題がございます。例えば合志市や大津町を例にとってみますと、この事業をほかの施設と併設して行うということによりまして、運営の上でや、また人的な面でも効率のよい体制が構築されております。そのような複合施設のない本市におきましては、病児・病後児保育事業をするため、運営可能な施設等の確保について苦慮をいたしております。

いずれにしましても、この事業は活用可能な資源の把握、医師会との調整が必要になってくると思いますので、今後も引き続き関係機関と十分協議をいたしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の相談窓口についてでございます。

子育て支援課では児童相談、女性相談を中心に、実にさまざまな相談をお受けいたしております。とりわけDVや虐待等に関する相談には、相当な苦悩の末、決心され来庁されます。そういうことで、プライバシーの確保はもとより、相談に行きやすい環境でなければなりません。当然、細心の配慮を払って臨んでいるところでございますけれども、庁舎の構造的な問題等もございまして、相談室等につきましては必ずしも十分な環境整備が図れているとは言えない状況でございます。

また、相談の件数も年を追ってふえておりまして、しかも、かつ深刻化いたしております。現在、2名の専門の非常勤職員及び関係職員で対応をいたしておりますが、厳しい現状でございます。これら課題の克服のため、相談内容ごとの整理の工夫あるいは研修等に参加し、より専門性を高めるなど、取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の人材の場の確保につきましては、健康推進課において乳児との触れ合いを通して命のとうとさや子育ての大切さ、また喜びを考える機会として、中学生を対象とした思春期教室——乳児ふれあい学習と呼んでおりますが——を実施

いたしております。

この事業は、学校の授業の一環として、生後3カ月から10カ月の赤ちゃんと、その保護者の協力をいただきながら行っております。赤ちゃんを抱いたり、おむつをかえたり、ミルクを飲ませるなどの体験や子どもや子育てに関する母親の思いを聞くことは、自分の命を初め、すべての命の大切さを考えるとともに、赤ちゃんへの愛情と育児の喜びや苦勞、また親への感謝の気持ちや親となる責任等を学ぶ貴重な機会となっているところでございます。

今後も、子どもたちが体験を通して命のとうとさや子育ての大切さ、また親になる責任や喜びについて考える機会として、事業の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

次に、4点目の障がいのある児童の保育所等の受け入れ体制の整備につきましては、県、県保育協議会、療育センター等が開催する障がい児保育研修会に参加したり、中学校区別に実施される特別支援教育コーディネーター会議や療育の場に付き添ったりして理解を深め、各園で職員を特別支援教育コーディネーターとして位置づけ、その職員を中心に連携を図っているところでございます。

また、担当の保育士にとどまらず、職員全体で共通理解を図るために、定期的、また必要に応じて話し合う時間を設けるとともに、家庭、また嘱託医との連携、あるいは専門機関のアドバイス等も受けながら取り組んでいるところでございます。

また、児童デイサービス等の療育施設につきましては、保護者や学校等の関係機関からのニーズを考えますと、まだ不足しているという認識をいたしております。圏域、これは圏域といいますと、菊池保健所管内のことを申します。その圏域で推進している事業ですので、重要な課題として、今後も圏域で協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） おはようございます。

私のほうから人事評価制度について、また職員のメンタル疾患についてお答えをさせていただきます。

人事評価制度につきましては、現在3年目の試行を実施いたしておりますが、これは2年目の試行結果を十分検討する時間を設けたことと、さらなる試行によりまして、人事評価の精度の高まりが期待できること等を考え、3年目の試行を実施しているところでございます。

次に、試行に係りますモニタリングの実施と、その結果の活用についてござい

ますが、試行結果は、業種、階層ごとに設けました評価票ごとに集計し、分析を行っております。評価の基準となります業務目標達成評価、業務過程評価につきましては、1年目の試行結果から、評価の精度をさらに高めることが必要と考え、管理監督職研修を実施いたしました。その結果、21年度の2年目の試行では、評価提出者の約8割が適正評価の基準内となり、現在実施しております3年目の試行では、さらに問題のない結果が出るものと期待をしているところでございます。

なお、人事評価制度が今後さらに充実すれば、各個人の職務意欲や業務に対する知識、技能が大幅にアップするものと考えております。

次に、職場のメンタルヘルスにつきましては、昨今、公務員を取り巻く環境は厳しさを増しまして、精神的負担が大きくなり、心の健康状況が悪化しているのは現実のものでございます。したがって、その対応といたしまして、早期発見、未然防止が最も必要であると認識いたしております。

しかしながら、心の健康につきましては、外からは見えにくいものでございまして、発生にはまた個人差が大きいかかわってくることも考えられます。市職員のメンタルヘルス疾患につきましては、事前に個人や所属長から相談があった分や、休暇の届け出等などによりまして把握を行っているところでございますが、予備軍までとなりますと、十分な把握には至っていないというのが現状でございます。

心の健康はすべての働く者にかかわることですので、自分自身で変化に気づくことはもちろんでございますけれども、今後、早期発見のために、心の健康に関する情報、状況の把握に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。

初めての答弁になります。どうかよろしく願いいたします。

菊池市立小中学校教職員の勤務実態改善についてということでお答えいたします。

まず、県費教職員の勤務時間の把握と、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導の実施についてであります。平成22年6月1日適用で、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導実施要綱を制定したところであります。

勤務時間の把握につきましては、本年4月にすべての学校にタイムレコーダーを設置し、勤務時間の集計に活用しております。記録の保持につきましては、法に基づき3年間保存としているところであります。

また、面接指導該当者の報告は、翌月の10日までに学校長が教育長に報告することとなっております。面接指導医につきましては、菊池市役所の産業医である菊

池養生園保健衛生組合の入佐医師に委嘱しているところです。

現在のところ、法で定める超過勤務時間が月100時間または平均80時間を超える職員は、6月に3名、7月に3名いましたが、いずれも面接指導は希望されておられません。また、8月につきましては、医師面接指導に該当する職員はありませんでした。

次に、メンタル疾患の罹患者及び休職者等の状況であります。教職員のメンタル疾患における休職者が3名、私傷病休暇取得者が1名であります。

職場復帰につきましては、熊本県教職員等職場復帰訓練実施要綱に基づき、各学校におきまして主治医、休職者、その家族等と密に連絡をとりながら、職場復帰訓練実施計画を策定し、原則4週間の訓練を実施しているところであります。期間につきましては、必要に応じて4週間を超えて実施することもできるとなっております。

本年度の復帰につきましては、平成23年2月に1名予定しております。10月の健康審査会にて審査後、職場復帰訓練を実施するところであります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） たくさんのご答弁、大体質問とはずれずに答えていただいたと思いますけれども、学校現場へのタイムレコーダーの導入などは目に見える成果として受けとめましたけれども、そのほかの各項目にはまだまだ道半ばであるということが明らかにされたと思います。

ここ、一つだけちょっとお聞きしたいんですが、総合計画の記述について矛盾はないというご認識のようではございますけれども、ここに書いてある税のコンビニ払い込みとか電子申請を進めることなどは、これからはむしろ当然のことであって、私が申し上げたいのは、中心地から遠い、いわゆる限界集落、町なかにもありますけれども、そういうところの細やかな課題や、障がいを持つ方あるいは老老介護の当事者の方々、高齢者のひとり暮らしの方等々の切実な願いが、簡素をもって効果・効率を追求する余り見落とされることのないようにということなのですが、部長、その辺はお約束いただけますか。

じゃあ、ただいまのご答弁を下敷きにしながらか次に進みますけれども、総合計画について、この計画には我が町のあるべき姿、望ましい姿が描かれています。その絵を実現するために、計画に沿った第2次菊池市行政改革大綱が動かされていくこととなりますが、総合計画と行政改革大綱の最終年度、元号で言いますと平成26年、私たちのふるさとが市民の目線にかなう内実を持ったものであってほしいと切

に願います。

計画の中には幾つもの重要なキーワードがあります。議会ごとに順次聞いてまいりたいと思いますけれども、ここでは以前に取り上げた事案の中から、一つにはグリーンツーリズムについてお聞きをします。

本市のグリーンツーリズムは、廃校となった東中跡をきくちふるさと水源交流館と改め、これを拠点として、平成で言いますと16年より展開され、18年からは指定管理者制度を導入されましたね。そういう中で、その進展を行政当局も私も地元の方々もさまざまに模索をなさってまいりました。しかし、まだまだ安心院や遠野等に比べると遠く及ばないと言わなければなりません。

今、今後の新たな展開が待たれていますが、新菊池市グリーンツーリズムのコンセプトは何ですか。庁内では5つの課が連携するという答弁をいただいておりますが、今日の状況をご説明ください。

庁内の連携と同時に、関連する市民団体との連携を構築するという答弁もいただいておりますが、今日での状況をご説明ください。

いま一つは、学校給食についてです。

旧菊池市では、現在まで市が直営で行う自校方式が全校で維持されています。子どもたちの成長過程に応じた安心・安全の食の保証とともに、学校で調理されることにより、子どもたちは視覚や嗅覚に快い刺激を受け、わくわくしながら毎日食の喜びを実感し、また食材の調達や調理作業の労働の実態にも触れることなどを通して、自校方式は総合的に見て教育の重要な一端を担っています。

その大きな役割を知るからこそ、学校給食の民間委託の方針が伝わったときに、市内の全校の保護者たちが反対の声を上げられたのでした。その時点での結論は、自校方式に何らかの変更がある場合は、保護者、教師、児童生徒、調理員、市民等々で組織される検討委員会を立ち上げ、十分な合意形成を図るというものでした。この見解は、その後の田中教育長の、前教育長の議会答弁で示されています。今さまざまに模索されていると思いますが、現状のご説明とともに、学校給食に対するご所見を伺います。

次の次世代育成支援行動計画ですけれども、ご答弁を承りました。私がここで聞きたいのは、計画に書かれています継続事業として、放課後子ども教室を実施していない校区での取り組みを進めるとありますけれども、これは以前の議会答弁では、制度そのものに問題があるし、課題をクリアできない部分があるので、県の指定で試行的に取り組んでいる現在の1校のほかは、あとは進めないというものでした。それよりも今の学童保育を補完し、充実させていくということでしたが、これについてご説明ください。

この分野での食育の推進もまた次世代育成には重要な柱となると思われま。担当課とされている健康推進課、子育て支援課、学校教育課、農林振興課の四つの課は、それぞれ何を受け持たれるのですか。

また、県から食育推進計画の策定を促された経緯がありますが、どの時点でそれは議会へ明らかにされますか。

三つ目へ移ります。

労安法と人事評価制度にかかわってです。

09年9月議会の答弁では、人事評価制度の構築には人事評価制度構築検討委員会と協議しながら進めるということでした。ご答弁でもありましたけれども、管理職サイドで一方向的に進めることはないと言明されていますが、この間の人事評価制度構築委員会の検討回数及び内容、そしてそれらの経過から明らかにされた現段階での課題についてご説明をください。

市職員のメンタル疾患については、私が聞いたところ、職員課に個人からも各所属長からも取り立てて相談や情報は上がってこない。だから、何もないとは言わないけれども、そう数は多くないという判断のようですけれども、しかし現実にはゼロではありませんね。潜在的な当該者はまだ存在すると見るべきでしょう。ただいま部長はしっかり目配りをしていくとおっしゃいましたけれども、所属長が部下の一人一人の勤務環境及び心身の状況を把握する手立て、もしくはマニュアルのようなものがあり、それを本人と共有し、職員課へ相談するシステムがありますか。

これと深いかわりのある労安法にかかわる労働安全衛生委員会は、定期的開催されているのか、その頻度はどの程度か、どう機能しているかをお聞かせください。

一方、小中学校では、先ほどご答弁がありましたように、前田中教育長の指揮のもとに早速タイムレコーダーが導入され、それは手書きの申告との併用をもって勤務時間の把握がおおよそ可能になってきました。菊池市教育委員会のご努力に敬意を表しながら、次のステップとして部活動指導の負担軽減が待たれています。

現在、本市では総合型地域スポーツクラブの設立が公的な助成を受けながら進められていますが、前田中教育長は、教職員が授業を中心とした教育活動に専念できるように、部活動の段階的な総合型地域スポーツクラブへの移行を示唆されています。これには文書もありますが、今後、どうお取り扱いになりますか。

それから、教職員が心身ともに元気で働くためのさまざまな課題を管理者とともに協議、解決していく手立てとして、今後は熊本市や人吉市のように、学校の設置者である教育委員会が市内全教職員を対象とした労働安全衛生規定や委員会を設置することが待たれています。子どもたちが伸び伸びと学べる教育環境整備の一環と

して、教職員の心身の健康管理は教育委員会の重要な役割です。本市においても菊池市教職員労働安全衛生委員会——これは仮称ですけれども、それとそれに沿う委員会を設置し、そこで問題解決を図っていくということが学校現場、教育委員会、双方にとって最も合理的かつ自然な姿であり、かつ信頼関係構築にも有意だと思われれますが、いかがですか。

以上、2度目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） それでは、お答えいたします。

学校給食の一部調理業務の民間委託につきましては、平成22年3月の定例会でも答弁しましたが、そのときに答弁しました状況と変わりはありません。

現在進めております学校規模適正化計画の進捗状況にあわせて、菊池市全体の学校給食のあり方であります拠点校方式の検討や老朽化している給食施設の問題など、保護者の皆様の初め、関係者の皆様へ十分な説明や意見交換を実施し、それらに基づく意見の反映など、行政としての説明責任を果たしながら推進していきたいと考えているところであります。これらのことが解決しました後、段階的に一部調理業務の民間委託について、全市的に検討するところでございます。

次に、放課後子ども教室についての怒留湯議員の一般質問は、平成18年12月議会でなされております。当時の県の運営方針では、現場の教職員も運営にかかわるとあり、前教育長も学校現場職員の負担加重を強いるものになるのではないかとの考えでの答弁でありました。この放課後子ども教室については、平成19年度から花房小学校で実施しておりますが、平成21年度からはコーディネーター、安全管理員、学習アドバイザーの全員が地域住民の方で構成され、また運営されており、教職員の負担をできるだけ抑えております。

今後の放課後子ども教室に関する委員会の考え方ですが、保護者を含め、地域住民からの要望があり、事業に必要なコーディネーター、安全管理員、学習アドバイザーなどのスタッフが地元で確保されると同時に、学校側への負担増にならないような運営が見込めれば可能ではないかと考えております。

次に、総合型地域スポーツクラブと学校の運動部活動との連携につきましては、国の育成マニュアルにも示されておりますが、地域の皆さんがスポーツ活動を行う場合、学校の体育施設に活動の拠点を置く場合が多く、開かれた学校づくりの一環として、学校体育施設の共同利用を一層推進するという観点や、現在の運動部活動では、技術的な面など補い切れない場合もあり、子どもたちのスポーツのニーズにこたえるためにも、総合型地域スポーツクラブと学校の運動部活動との連携は、今

後必要になってくると思われます。

現在のところ、社会体育課で総合型地域スポーツクラブの設立に向けて準備が進められており、その中で学校運動部活動との連携についても働きかけていきたいと考えているところであります。地域活動である総合型地域スポーツクラブと運動部活動との連携が可能になりますと、教職員の部活動に対する技術面などの負担は軽減されると認識しているところであります。

次に、教育委員会に学校全体の教職員の労働安全衛生委員会を設置する考えはないかとのことですが、この件につきましては平成21年6月の定例会でもご質問いただいたところであります。重複する部分もあるかと思いますが、答弁させていただきます。

議員ご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会に対し、教職員の保健、安全、厚生及び福利に関する権限が与えてあり。

○14番（怒留湯健蓉さん） 教育長、そこはもうよろしいです。結論だけ。現在の状況を、今後の方針だけ。そこは知って質問していますから。

○教育長（倉原久義君） はい、わかりました。

それじゃあ、教育委員会といたしましては、当面、各学校の中に位置づけております衛生推進者、この衛生推進者を中心にしながら、十分各学校で校内の衛生委員会を設置していただいて、校内での職員の過剰負担にならないような話し合いを設けるということをしております。

また、衛生推進者も研修会等を、あるいは講話等を実施する中で、より衛生推進者の質を高めながら推進していきたいというふうに考えておりますので、まずは校内の委員会を充実させるという方針でいきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 先ほど、第1回目のご質問のときにご指摘のありました中山間地等に住まわれる方への行政サービスの提供等につきましては、これはお住まいになっておられる場所で、やはり行政サービスを受けるのに不公平感があってはいけないと考えておりますので、皆様が等しく公平なサービスが受けられるよう、そこはしっかりと努めてまいりたいと思います。

それでは、2回目のご質問に対する答弁をさせていただきます。

新菊池市グリーンツーリズムのコンセプトにつきましては、新市建設計画のまちづくりの理念、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちと、これまでの取り組みを踏まえ、環境、食、子どもをキーワードとして、それぞれの地域の自然環境、歴

史、伝統文化、特産物などの地域資源を生かした菊池型グリーンツーリズムの推進を図ってまいりたいと考えております。

グリーンツーリズム推進のための市内の連携につきましては、平成19年7月に菊池市グリーンツーリズム市内推進会議を立ち上げております。メンバーは、農林振興課、各総合支所の産業建設課、商工観光課、健康推進課、環境課、子育て支援課、生涯学習課、企画振興課の8課で構成してありまして、これまでグリーンツーリズム推進のための学習会を開催してまいりました。今後も連携を密にし、情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。

グリーンツーリズム推進のための市民団体との連携につきましては、平成20年11月に菊池市グリーンツーリズム推進会議を立ち上げております。会の目的は、菊池市の豊かな地域資源を生かし、菊池市全域で連携しながら、グリーンツーリズムの普及促進を図り、魅力と活力ある地域の振興を推進することとしております。

会のメンバーは、農林畜産業従事者、商工観光業従事者、グリーンツーリズム推進団体、流通関係者、県関係者、市内関係者など、約40人で構成してあります。これまで構成団体間で情報交換も行っております。今まで単独で行ってきたグリーンツーリズムメニューに多彩なプログラムが加わり、都市部から訪れる方々の選定先として菊池市を選んでいただけますように、今後も各団体が持つノウハウや経験等の情報交換を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） では、私のほうから、お尋ねの食育の推進における四つの課の取り組みについてお答えしたいと思います。

まず、健康推進課関係でございますが、母子保健関係では、妊婦対象の母親学級や乳幼児健診、育児相談や育児教室等で正しい食習慣と成長に合わせた食生活について、保健師や栄養士による指導を行っております。

本市では、菊池市食生活改善推進協議会との連携によりまして、保育所や学校、地域子育て支援センター、各種団体にさまざまな食改善教室を開催し、虫歯予防や生活習慣病予防、介護予防、地産地消や食の安全性についての普及啓発を行い、市民の健康づくりを推進をいたしております。現在、健康推進課では、菊池市食育推進計画策定の基礎資料として、市民の食生活実態把握のためのアンケート調査を実施しているところでございます。

次に、農林振興課関係ですが、農林振興課ではそれぞれの課で推進がなされます幼稚園、保育所、学校における農業体験や伝統料理の講習などの食育の取り組みに

対しまして、担当課と連携しながら協力しているところでございます。

また、学校教育課におきましては、国の食育基本法や食育推進基本計画、熊本県食育推進計画、学習指導要領に基づき、望ましい食習慣の形成を目指し、すべての学校に食育担当者を配置し、食に関する指導の全体計画、年間指導計画を策定し、体育科、これは保健体育科の方でございますが、家庭科、特別活動など、それぞれの特質に応じ各教科等と関連づけた指導を実施しているところでございます。

また、幼、保、小、中連携教育の中でも、各中学校区単位での特色ある取り組み連携カリキュラムを作成いたしまして、日常的なかかわりの視点、また家庭、地域の連携といった項目の中で、就学前、小学校、中学校が連携した食育を実践しているところでございます。

子育て支援課関係です。保育所における食育につきましては、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標に、各園で食育の計画を立て、実践をいたしております。

主な活動としましては、園内や園外で野菜を育てて収穫し、そのまま食べたり、また子どもたちみずから調理をして食べたり、渋柿を干し柿にし、渋かった柿が甘くなる様子を経験させたりしております。このようにして、自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理してくれた人への感謝の気持ち、命を大切にすること等をはぐくむことを学んでおります。

なお、お尋ねの食育推進計画につきましては、現在のところ、まだ策定はいたしておりませんが、現在、関係各課で食育に関する事業や情報の収集、整理を行っておりますので、今後、計画策定に向けまして協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 時間が余りございませんので、かいつまんで申し上げますので、ご了解いただきたいと思います。

検討委員会の開催回数でございますが、今年7月までに5回開催しております。19年度は3回開催しております。20年度が1回でございます。21年度は開催をしておりませんが、20年度に実施しました1年目の試行結果につきまして、監督職研修を行う中で分析結果を公表し、説明をいたしております。

それから、平成22年度は試行前に1回実施しております。内容は2年目試行の分析結果の説明と、現在、3年目の試行の承認や試行後のスケジュールについて検討を行っておりまして、今後、3月までに3回開催する予定でございます。

人事評価の大きな課題は、評価者が適正な評価をできるかということでございましたが、2年目の試行で評価が適正基準内に収まる結果となり、今後、実施予定の人事評価につきましては、現在のところ、特に課題はないというふうにとらえているところでございます。

メンタルヘルスの不調につきましての所属長のマニュアルはあるかということでございますが、メンタルヘルスに限ったマニュアル等はございません。しかし、先ほど答弁しましたように、人事評価の中で管理監督職の役割としては、面談は自由な位置づけがなされておりまして、面談を効果的に行うことによりまして、メンタルヘルス不調についても把握できるのではないかとというふうにとらえております。また、毎年自己申告書の提出と各課の状況や課題、各職員の状況を把握するための所属長のヒアリングを実施しております。

いずれにしろ、日常的に部下職員に接しております職場の管理監督職にある者が果たす役割は大きなものがございますので、日常の状態を把握しておくことが重要と思っております。労働安全委員会につきましては、定期的な開催とはなっておりませんが、できるだけ開催できるように、今後も努めてまいります。

また、委員会ではメンタルヘルス対策はもとより、それ以外の健康管理や作業環境、施設の衛生上の問題点などを協議、検討しております。今後も委員会の協力をいただきながら、心の健康を含めた労働災害の防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 一つ、二つ、ちょっとお伺いしたいんですけども、放課後児童教室については、前任者の答弁からしますと、何の根拠もなく、再び計画に上がってくるということはあってはならないはずですよ。でも、ただいまのご答弁では、この事業を積極的に進めるご意志はないというふうに承りましたので、今後においては、こういう政策については厳格な引き継ぎを求めておきたいと思いますが、教育長、よろしく願いをいたします。

学校給食については、その前段で施設の老朽化や拠点方式の課題があるということですね。いずれにしても、関係者の十分な説明や意見交換がその前段で行われるということというふうに受けとめてよろしゅうございますね。はい。

グリーンツーリズムのコンセプトは、以前と同じ、食、環境、子どもですね。庁内では、村山部長の答弁では5つの課の連携ということになっていましたが、8つの課が連携されて、庁外でも関係各者40人が組織され動き出したということであ

りましたが、余り悠長なことは言っておられませんね、全国もう本当にしのぎを削っているわけですから。今述べられた構想を直ちに打って出てもらいたいと思います。私は、近い将来、その活動とか成果を聞く機会を設けたいと思っています。

ご答弁では、多くの事業に課題が山積していることがわかりました。しかし、どういう状況下にあっても執行に対する当局の誠実なご努力を求めながら、最後の質問に移ります。

水と緑をベースとしたふるさとづくりは、実は民間でも新しい時代にマッチしたふるさとづくりに取り組んでいる人たちがいます、これはご紹介しましたが。その中のほんの一例ですが、切り口はグリーンツーリズムの推進、健康づくり、そして交流定住人口増の促進です。既にある集落と提携し、地元農産物の地産地消と、ヨーガ健康法等を取り入れながら、森林セラピーがたびたび取り組まれています。

実は、この件については、谷口部長の前任者の木村課長は、その民間の方とは一定程度の話をされています。私も立ち会っております。グリーンツーリズムや森林セラピー、プラスアニマルセラピー等の事業を通して、心身の健康や人間性の回復に、菊池に備わっているこの自然資源を使わない手はないというわけです。このような話を通して、近い将来、水源交流館や菊池農高との提携も視野に入れながら事業を開発するという構想は語られてきました。付加価値の高いまちづくりとして取り組む価値は大いにあると思われませんが、いかがですか。

6月議会の答弁では、農林振興課に振られたようですが、本来、企画部門が窓口となり統括することが必要だと思われませんが、いかがですか。

ここでは、谷口部長にはこの2点について簡潔にお答えください。

次世代育成支援行動計画ですが、なかなか問題があるようですね。後期行動計画の中には、その中でも児童虐待に対して発生予防、早期発見、早期対応に言及してあります。その背景には、見過ごせない状況が存在すると見なければなりません。犯罪、いじめ、児童虐待が発生した場合は、立ち直りを支援するために、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等の関係機関と連携したきめ細やかな支援を実施するとありますが、その人材や機関についてご説明ください。

労安法と人事評価についてです。

まず、市職を対象としたところで、08年9月議会の答弁では、産業医による健康相談の窓口を設け、相談者が随時に相談に行き、利用しやすいシステムをつくると。また、産業医の面接・指導等については、今後、どのような基準が効果的に運用できるのか、産業医や衛生委員会の意見を参考にしながら検討していきたいということでありましたが、丸2年たった今日、それはどのように実を結んでおりますか。

教職員に対しては、ただいま、当面は現状のままだとおっしゃいましたけれども、改正労働安全衛生法施行以来、文科省、県教委から幾通もの通達文書がおろされておりますね。それらの文書はどれも、設置者である教育委員会はみずからが労働安全衛生法上の事業者である自覚を持ち、体制整備の必要性や関係法令等について十分理解するとともに、その適切な実施が求められると記され、さらに別の文書では、それは、ひいては学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要であると書かれています。

実は、昨日、私は県教委や菊池の教育事務所ともお話をしました。その中で、地域の特性を考慮した各地教委の判断にゆだねるということでありました。菊池市教育委員会の先見性と現場への深い理解があれば、1円もかからずにできることです。お取り組みの価値は大きいと思われませんが、再度伺います、いかがでしょうか。

時間がありましたら、最後に時間いっぱい、全体を通した市長のご所見を伺いたいと思います。どうぞ。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 企画部へのご質問についてお答えいたします。

菊池市の山林は、市の全体面積の約60%であり、菊池溪谷を初めとする自然豊かな環境を有効に活用することは、市の活性化にとって必要なことだと考えております。

市といたしましては、菊池ふるさと水源交流館を拠点に、市の豊かな自然環境を活用し、森林セラピー、アニマルセラピー等を含め、時代にマッチした心身の快適性を向上させ、癒し効果のあるプログラムづくりをグリーンツーリズム推進会議及び関係各課等と連携を図りながら検討を行い、付加価値の高いまちづくりを進めてまいりたいと思います。

事業の取り組みにつきましては、事業の内容により、その所管課が中心となりますが、この件に関しましては各課間の連絡調整等を企画振興課が中心となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再々質問にお答えしたいと思います。

時間もございませんので要点のみ申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○14番（怒留湯健蓉さん） 9分ありますよ。

○市民部長（宮本啓一君） 児童虐待への対応についてお答えしたいと思います。

本市では虐待を受けている子どもを初め、保護を必要とする子どもの早期発見や適切な保護や支援をするために、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会というものを設けております。その中で、個別検討会議を開催し、それぞれのケースに応じまして、各学校の先生あるいはスクールカウンセラー、家庭教育相談員、心の相談員、スクールソーシャルワーカー、保育所、幼稚園の先生、それから児童相談所の職員、家庭児童相談員と保健師等が、児童及び保護者の支援を行っており、さらには民生委員とか児童委員、医師会、警察署のような関係者で支援を行っているところでございます。市や関係機関での対応が困難な場合もございますが、そういう場合は専門的な児童相談所の助言とか指導を受けながら、関係機関と連携した支援を行っているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 産業医との連携に関しましては、産業医とメンタルヘルス相談の進め方について協議を行いまして、その協議内容を委員会へ報告いたしました。また、その結果を受けまして、毎年2月に実施しております職場健診時にあわせてメンタルチェックを実施いたしております。これは事前に質問票を個人に配付し、自己判断をしてもらい、この判定の結果、心が不健康な状態にあると思われる場合は、希望する職員は産業医のメンタルヘルス相談ができます。また、この相談は職場の健診時のみでなく、1年を通してそういった状態になった場合、いつでも相談できる体制づくりを整えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 先ほど答弁しましたとおり、まずは現場である学校で対応するということが一番大切ではないかなと思います。そのためにも、校長、それから衛生推進者を中心とした、そして何でも悩みが言える職場雰囲気づくりに努めるということ、そういうことを教育委員会として努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 時間がなくなってまいりましたので、私の方も33回転を45回転のほうに合わせてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、菊池市の総合計画につきましては、平成17年度から平成21年、昨年までのこの5年間にわたりまして、前期基本計画に基づきまして市政に取り組んでまいったところであります。総合計画策定審議会委員の皆様、また市民の皆様方に対しますアンケートとかパブリックコメント等によりまして、貴重なご意見やご提言を承りまして、26年度までの後期計画を策定しまして、先ほど議員ご指摘のとおり、6月の議会でご議決をいただいたところでございます。

企画部長の方も申し上げましたとおり、市民の皆様方の声をしっかり受けとめながら、限られた行財政の資源というものを無駄にならないように市政に反映されなければなりません。その取り組みの一つとして、菊池溪谷を初めといたします豊かなこの自然資源を生かした菊池らしいまちづくりを進めることが大変に重要だと、このように考えております。

今後は、市の特徴を生かして付加価値の高いまちづくりを進めていくために、時代が求める新しいプログラムづくりを関係団体等と連携をしながら調査・検討してまいりたいと、このように考えております。

菊池市の次世代育成支援後期行動計画につきましては、市民の皆様へのニーズ調査をもとにいたしまして、前期行動計画の課題を整理いたしますとともに、幼、保、小、中の連携推進協議会の各先生方を中心としたワークショップを開催するなどいたしまして、さまざまな意見を伺いながら、子どもたちの生活実態や意識、あるいはまた将来の夢などの把握に努めてまいりました。次代の社会を担う子どもたちが心豊かで健やかに育ち、だれもが安心して子どもを産み育てることのできるようなこのたびの行動計画でございます。本計画をもとにいたしまして、すべての人が思いやりのある心を大切に、生き生きと暮らせる菊池市の実現に向けて、最大限の努力をしてまいります。

人事評価制度につきましては、3年目の試行を行っておりまして、職員にも浸透してきているということ为先ほど部長答弁で申し上げました。今後、さらに検討を重ねながら本格運用につなげてまいりたいと、このように考えております。

また、メンタルヘルスにつきましては、大変近年の社会・経済情勢の状況の著しい変化、あるいはまた高度な情報化社会の進展、また市町村合併などによります地方分権改革によりまして、地方公務員を取り巻く環境も大変複雑、多様化しております。地域社会や住民に対してなすべき責務や職員に求められておりますところの職務、役割、責任、そういったものにつきまして、職場において心の健康の保持、増進を図ることは事業者でありますところの市役所の基本的な責務であると、このように考えております。

今後、職員の安全管理、また健康管理施策を効率的、効果的に進めながら、心の

健康については、早期発見、早期対応や円滑な職場復帰に心がけた取り組みを推進していかなければならないと、このように考えるところでございます。

また、小中学校の教職員の勤務実態の改善につきましては、タイムレコーダーのことをご紹介いただきましたけども、先ほどまた教育長も答弁いたしましたとおり、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる職場環境づくりというものは大変重要であると思います。各学校におきまして、しっかりと安全衛生管理の教育や講習等を実施していただきまして、学校現場におきます教職員等の安全と健康の確保に努めてまいりたいと、このように思うところでございます。

お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時08分

開議 午前11時17分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） おはようございます。

公明党の城 典臣でございます。

通告書に従って質問させていただきます。

まず、介護事業について質問いたします。

2000年4月スタートいたしました介護保険制度もことしで丸10年が過ぎ、さまざまな弊害が見えてきているように思われます。その中の一つ一つを見直し、サービスのさらなる充実を図ることが、安心して介護ができる、介護が受けられることにつながると考えます。

9月4日付熊日新聞紙上で、介護保険10年県調査が載っておりました。それによりますと、住みなれた自宅で暮らしたいと考える人が最も多かったと載っておりました。調査の結果からも、在宅介護を望んでおられる人がたくさんおられると思います。今現在、市におきまして在宅介護を受けられている人がどれぐらいおられるのか、現状をお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） お答えいたします。

本年7月末現在で、菊池市の65歳以上の高齢者の人口が約1万4,000人で

ございます。そのうち介護保険の認定を受けておられる方が2,738名いらっしゃいます。この数字は平成12年の介護保険制度発足当時の認定者数が835人であったので、3.2倍の伸びとなっており、高齢者人口の増加とともに、介護保険の認定者は今後も増加してくるものと思われます。第4期介護保険事業計画におきましては、平成26年に2,800人を超えるものと予想をいたしております。

現在の認定者、先ほど申し上げました2,738人の内訳でございますが、特別養護老人ホーム等の施設に入所されている方が693名いらっしゃいます。また、入院中または介護保険サービスを利用されていない方が540名いらっしゃいます。お尋ねの何らかの介護サービスを自宅で利用されている方が1,505名でございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 再質問させていただきます。

その上で、在宅介護の介護用品サービスについてお尋ねいたします。

要介護4以上の方しか受けられなかった介護用品、おむつ、また尿とりパットなどの助成が要介護3以上に下げられていただいておりますが、所得制限が設けられておりますために補助が受けられない方が多くおられます。今の状況はどうなっておるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質問にお答えしたいと思います。

お尋ねの家族介護用品支給事業でございますが、要介護3から要介護5までの介護認定高齢者を対象として、在宅で介護されておられる非課税世帯の家族に対して、心身の負担の軽減及び経済的負担の軽減を目的といたしまして、介護おむつや尿とりパットなどの介護用品が必要な方に1月当たり上限5,000円分の扶助を実施するものでございまして、現在、49の方が利用されている状況でございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） では、再々質問させていただきます。

私たち家族も在宅介護の経験をいたしました。2008年から約1年間、祖母の介護をいたしました。100歳を超えて手がかかるようになりまして、私も2階で

寝ておりましたが、祖母のそばで寝るようにしました。夜中に起こされることもしょっちゅうでした。母も家内も下の世話で大変な思いをしたことでした。母にも家内にも感謝するところでございます。

経験から言えることは、精神的な負担に加え、経済的負担で大変だということがあります。さまざまな理由で施設にお世話にならざるを得ない方も多数おられますが、在宅介護をされている家庭には特典があってもいいのではないかと思います。そうなれば、在宅でも介護される世帯がふえてくるのではないかと考えます。その上で、所得制限をなくすか、緩和していただけないかと考えをお聞きいたします。

また、電動カートの利用につきましてお聞きいたします。

要支援1、2の方と要介護1の方は、電動カートのサービスが受けられないのはおかしいのではないかと思います。要介護2以上の人で立ち上がりや歩行が自力でできない介護の必要な人は、電動カートにもまた1人では乗れないのではないかと思います。日常生活はほぼ自力で、自分で行えるぐらいのときから電動カートのサービスを受けられれば、今まで行けなかったところにも行け、コミュニケーションが図られる幅が広がり、精神的にも充実し、健康にもいいのではないかと思います。要支援1、2、要介護1の方もサービスが受けられるようにならないか、お考えをお聞きいたします。また、最後に市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 現在、高齢者の増加に伴いまして、介護施設への入所も限られており、今後ますます在宅での介護の必要性、高齢者が増加していくものだと、このように予想されます。そこで、在宅介護支援を目的とした介護保険事業のデイサービスやヘルパー派遣、さらには地域密着の小規模多機能型サービスなどの居宅介護サービスを充実しまして、その利用促進を図っています。

そのような体制の中、家族介護用品支給事業も昨年度までは要介護4以上の方が対象であったわけですけれども、今年度よりその必要性かれこれからいたしまして、該当範囲を要介護3まで利用できるように制度を変更したばかりなのでございます。現在は、その導入したものにつきまして、その実績とニーズの把握を行っているという現況にあります。

ご質問の介護用品支給の所得制限をなくすこと、すなわちこれは介護されておられる方々の経済的負担の軽減ということを図るためということになりますが、行政としては、このことについてはまた永続的な財源の確保というものが必要になってまいります。こういったことも含めまして、県内のそれぞれの13市の状況など、調査等を含めまして検討していかねばならないと、このように考えております。

また、介護保険サービスの電動車いすのレンタルにつきましては、介護保険法に基づきまして、原則として要介護2以上の方々を対象に利用をいただいているというところがございます。しかしながら、認定調査票の中で日常生活を営む上で必要あるなどの理由がある場合には、介護状態が比較的軽い要支援1、2及び要介護1の方も利用できる場合もありますので、介護サービス利用者の担当ケアマネジャー及び生きがい推進課の方にでもご相談をいただければと、このようにお願いいたします。

また、在宅で介護保険サービスを利用しながら生活するという事は、ご本人はもとよりといたしまして、城議員みずからがご体験をお話をされましたけども、ご家族の負担というものは大変はかり知れないものがあると認識をいたしております。今後も、さらなる在宅介護の充実のために、関係機関との連携のもとに、よりよい介護保険サービスの提供に対しまして努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） では、次に行きたいと思います。

ふれあいデイサービスについてお伺いいたします。

ふれあいデイサービスは、月1回ぐらいのペースで地域の公民館等で行われており、大変いいことだと思います。今の状況はどのような内容で行われ、どれぐらいの人が利用されているのか、またこれからの課題をお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） お尋ねのふれあいデイサービスにつきましては、在宅の高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るとともに、閉じこもりや要介護状態にならないように、菊池地区の旧校区ごとにあります地区社協が主体となって、月1回程度、各支館等で実施をされております。平成21年度には、市内の19カ所で107回開催をされておまして、延べ2,359の方が参加をされております。

この内容でございますが、おおむね朝の9時から受付を行いまして、その後、看護師による健康相談や血圧チェックを全員に行います。その後、頭の体操、健康体操、歌やゲーム、また健康講話などのレクリエーションを約2時間行いまして、昼食会を経まして13時ごろに解散となります。

また、このほかに地区社協がない地域や会場が遠くて参加が困難な方へのデイサービスといたしまして、行政区単位で開催することにより、運営も簡易な上、参加者にとっても身近な語らいの場というのがございます。この語らいの場は、現在、

市内59地区の自治公民館で開催をされておりまして、平成21年度で515回開催をされています。延べ6,490の方が参加をいただいております。

内容につきましては、各地区においてさまざまな工夫をされていますが、特に介護予防のための健康体操とコミュニケーションを目的としたレクリエーション活動に取り組んでおられます。

これからは地域の人たちがお互い力を合わせ、気軽に開催できる地域支え合い事業として、この語らいの場が市内全域で実施されるよう拡充を図ることが、これからの課題ではないかと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 再質問させていただきます。

ふれあいデイサービスについて、市民の皆様から年に一、二回でもいいからお医者さんに来てもらえないかというご相談がありました。せっかく集まっているから、講話なり診断なりしてもらえないかとの話でした。お医者さんがそばにおられたら安心されるのではないのでしょうか。どのようにお考えかお聞きいたします。そして、最後に市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） このふれあいデイサービスは、参加された方が限られた時間で有意義な時間を、ひとときを過ごしていただきまして、次回の開催はいつだろうかという、そういう期待も増して親しみになる、楽しみながら、そして本当に次の機会を待っておられるという、そういう思いで家路につかれるということ、そういうことをお世話される立場の地域の皆様方も心から願っておられますし、現実に、また会いましょうといった、そういった声が変わっているということだと思います。

また、介護予防としての位置づけもありまして、各自の健康管理につきまして、看護師によりますところの健康チェック、健康相談を実施しており、必要であればかかりつけの医者への、あるいは医療機関への受診を進めております。さらに、この地区のそれぞれの社協からの要請があれば、地域包括センターから保健師や歯科衛生士及びまた管理栄養士等を派遣をいたしまして、介護予防講話を実施をしているところもございます。

このような状況のもとで、医師の講話等の実施につきましては、それぞれの地域の、あるいは地域社協の主体で実施されていますので、その中で判断をされまして、こういったドクターのお話でも聞こうやとか、そういったことがあれば、取り

組まれますことについては大変ありがたいと思っておりますので、積極的にそういう要請があることを期待しておりますのでございます。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 次に行きたいと思えます。

市が取り組んでおられるブランド推進についてお伺いいたします。

ことし4月より立ち上げられた新しい課であります。私が最も興味のある課であります。菊池市を売り込み、農産物を周知していただき、市民の皆様に対しても恩恵があり、市のイメージアップにもつながる取り組みだと思えます。また、取り組み方次第では夢が広がり、市の未来がかかると重要な課ではないかと考えます。

そこでお聞きいたしますが、今まで本県や他県の企業との連携でできた事業がありますか。また、他県へのブランド品の売り込みなど、今の取り組み状況についてお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 城議員のご質問にお答えいたします。

ブランド推進課が本年4月に設立され、5カ月余りが経過しておりますが、その5カ月間の取り組み状況についてご報告申し上げます。

まず、消費者嗜好や農林畜産物の流通、加工品の製造等がどのような状況にあるか。スーパー、百貨店、ホテル、レストラン、市場等の流通会社、お菓子等の食品製造会社などを訪問し、調査を行うとともに、本市の農林畜産物のPRや販路拡大を行っているところでございます。

具体的には、福岡の大手のお菓子屋、石村萬盛堂に本市のメロンドームのメロンの果汁を使ったシュークリームやロールケーキを福岡、長崎、佐賀、大分の約60店舗で7月15日から8月8日までの石村祭りの中で販売をしていただいております。さらに、そのときのチラシ約170万枚にメロンの生産者やメロンドームの写真、本市の位置図を無償で掲載していただきまして、PRを行っております。

なお、本市としまして全店のお客様にメロンドームのメロンが抽選で当たるように提供しております。

このほかにも、9月9日の熊日新聞に掲載してありましたが、東京のホテルコムズ銀座で今月1カ月間、菊池の米を食べたえこめ牛の炭火焼きがレストランのメニューになっております。

また、熊本県内では木村のあられに本市の古代米を使ってもらっており、10月末からは黒米を使った新たな商品を販売することが決まっております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） では、再質問させていただきます。

そこではブランド品づくりなど、難しい問題が山積するかと思いますが、とにかく頑張っていたきたいと思います。

商標登録についてお尋ねいたします。

中国など、アジア諸国で日本の地名や商品名が勝手に商標登録され、トラブルになっているケースが見られます。本市として、現在、商標登録を取得したものはありますか。また、菊池という地名を勝手に使われないよう登録する考えはあるか。さらに、ほかの言葉、いろいろありますけど、登録して商品をその名前で使っているだけで考えはあるか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 城議員の再質問にお答えいたします。

商標権の問題につきましては、以前、国内で銘菓ひよこなどの問題が発生しておりましたが、近年では国際化が進み、青森などの地名が中国の企業により商標登録出願がなされており、大きな国際問題まで発展しております。商標法は大変難しく複雑なものがあり、商標が登録性を持つためには、他人の商品や役務と識別できることが必要であるとされておりまして、地名だけの登録は原則的にできないことになっております。

ただし、平成18年度から地域団体商標制度ができており、これによりますと地名と商品名などの組み合わせで出願することが可能なものがありますが、出願者は法人格を有する事業組合となっており、個人や株式会社、地方公共団体、財団法人、NPO法人などは出願することができないとなっております。

では、なぜ中国で青森などの地名で商標登録出願がなされたかを考えますと、青森県のホタテやイカなどの水産物の輸出が中国本土に年間約38億円あり、また香港、台湾に年間6,000トンの青森リンゴが輸出されておりまして、青森という地名が持つ潜在的なブランドパワーを先行的に取得したいという考えが中国にあったものと思われます。中国の商標局が青森の商標登録出願を受け付けたものであります。九州経済産業局地域経済部技術企画課特許室の担当者のお話ではございますが、各国の法律で微妙に解釈が違うところがあるが、中国の担当審査官が青森が日本の地名であることを知らなかったのではないかとこのことでございました。

また、城議員ご質問の本市での商標登録の取得につきましては、現在は何もござ

いません。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） では、再々質問させていただきます。

今後のブランド推進課につきまして、農林畜産物の市場調査やブランドづくり及びPR、販路拡大にとどまらず、市全体のPR及び集客を考える課にしてはどうかと考えます。

今、中国の人たちがビザの取得緩和などで、たくさんの方々が日本に旅行で訪れております。何といても菊池は観光地であります。国際感覚を身につけなければなりません。そして、集客、宿泊していただけるようなことも考えていかななくてはならないと思います。ブランド推進課が本市の情報発信基地として菊池市全体のブランド化とイメージアップを図る牽引者となることが大切ではないかと考えます。

その上で、私は副市長にその任を担っていただきたい。会社で言えば専務取締役であります。ここはひとつ副市長に先頭に立っていただき、顔の見える取り組みをしていただきたい。そこで、ブランド推進課のブランド推進長——これ仮称ですけど——として先頭に立って、市長と二人三脚で菊池市のブランドイメージアップに取り組んでいただけないかと考えます。副市長、市長に考えをお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 再々質問にお答えいたします。

私も6月まではファームきくちの社長をしておりましたので、本市の農林畜産物の活性化のため、その販路拡大には特に力を入れておりました。昨年は、熊本市内の外食産業の会社に訪問いたしまして、菊池の米や野菜を使ってもらおうよう交渉し、菊池米約300俵の取引が成立いたしております。

また、前に勤めておりました日赤熊本健康管理センターにも訪問いたしまして、本市の古代米を使ってもらおうことになりました。また、本年産の菊池米につきましても、現在、交渉中でございます。

本市は、豊富な農林畜産物はもとより、豊かな自然や歴史、温泉等にも恵まれ、ポテンシャルは大変大きなものがございます。ブランド推進課の設置を機に、商工観光課や国際交流課、企画振興課などの関係各課と連携し、いま一度菊池の魅力を掘り起こし、本市のイメージアップのため、市民総ぐるみで市内外に発信していくことが肝要であると考えます。私もその推進役の一人として、しっかり役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ブランド推進課は、本市の農林畜産物の販路拡大を進めることで、担い手の確保につながるような魅力ある農林業づくりを目指し、本市の農林畜産物のブランド化をつくとともに本市の知名度アップを図ると、こういうことを目的にいたしまして、本年4月に設置をしたものでございます。現在の本市のブランドづくりに対しましての戦略につきましては、県立大学の地域貢献研究事業の中で取り組んでいるところでございます。

まだスタートしたばかりで、よちよち歩きと言ってもいいのではないかと思います。城議員のブランド推進課を本市全体のPRや集客を考える課にしてはと、こういったご質問でございますが、本市におきましては、いち早く中国とか韓国、とりわけ東アジアの国々に対しまして、お客様を受け入れるため、またこの地域の住民の方々あるいは子どもたち、青少年含めまして、国際交流というものが必要に迫られております。そういった意味での国際交流課の設置を早々としたところであります。

国内の観光客誘致につきましても、商工観光課が一生懸命取り組んでおりますが、現時点ではこういった新たなる課の設置というものについては考えの中にはありません。しかし、ブランド推進課も県内外に農林畜産物の販路拡大を目指しましてPR活動を行ってまいりますので、結果的には本市の全体的な観光宣伝にもつながっていくものだと、このように考えております。

今、部長の方からの答弁の中にもありましたけども、先日の新聞の中でこのホテルコムズ銀座において、えこめ牛と、あるいはまた銀座スエヒロにおきましての弁当の菊池牛ということがご紹介がございました。私自身もぜひ近いうちに訪れてお礼に行き、また引き続き取引をお願いにごあいさつに行きたいなと思っておりますが、私自身のセールスにつきましても、東京の菊池会を初めといたしまして、さまざまな機会にこの本市のPRを行っているところでございます。

この私の胸には、エンドレス・ディスカバリー・ジャパンという国交省のバッチを今つけて、何だろうと言って、いつでもこう言われるんですけども、これは、まさしく終わりのない感動と、日本の観光というものは終わりがいい感動を覚えるということで、再びまた日本を訪れていただきたいという思いを込めながらPR活動の一翼を担っているところであります。

こういったことは、いわゆる中国や韓国と交流の深い菊池市にとりましては、非常に今観光人口、インバウンドが盛んになっておりまして、いわゆるこの数年来に

も倍増するということが言われております。そういったことに乗りおくれないう
に、多くの集客をできるように頑張ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時47分

開議 午後 零時59分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 皆さん、こんにちは。

議席番号1番、工藤圭一郎です。

議員になりました初めての一般質問になりますので、一言ごあいさつ申し上げます。

泗水の富出分より新人で出まして、何もわからないことばかりで、先輩議員の皆さんにご迷惑をおかけしていると思いますが、少しでも早く市民の皆さんの負託にこたえられるような議員になりますよう努力していきますので、何とぞよろしくお願いします。

通告に従い、一般質問をしたいと思います。

今回、限界集落についてお尋ねします。

限界集落という言葉の使い方については、行政サイドから余り好ましくない表現ということでしたが、私としては、あえてこの言葉を使うことで危機感を持っていただきたいのと、この問題の重要性を問いたいとの思いからですので、関係者の方々にご理解をいただきたいと思います。

限界集落とは、人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など、社会的共同生活の維持が困難になった集落を言い、準限界集落とは、55歳以上の人口比率が50%を超えている集落を言います。本市では、限界集落と準限界集落をプラスすると、211行政区に対し77地区あります。そのうち限界集落が3カ所あります。このような現状にあって、いろんな面で困っている方々に行政としてどんな手助けができるのか、そして何を実際行っているのか。

まず一つ目に、買い物や病院に行けなくなった方々に対するの対策として、移動販売や注文を受けての配達だったり、公民館を利用しての商品の販売などできないか。病院からの往診をお願いできないか。そして、特に情報の重要性が高い地域に

関しては、光回線の整備などを積極的にできないか。

二つ目に、準限界集落を限界集落にしない対策として、2世帯、3世帯の同居を推進していかねばならないと思います。税制面での優遇だったり、都市計画により同居を願う世帯への妨げになるような場合、手助けができないか。

三つ目に、地域力アップのかなめは消防団ですが、特に今まで述べた地域では、消防団の人員の確保が難しいのが現状です。これから先の各地域が元気になるには、絶対必要な存在だと思っております。

私も消防団に12年入っていた経験上、中身はわかります。消防団や地域の行事が嫌で、地元を出て行く若い人たちがいるのも事実です。しかし、入団して活動をとるとなると、よかったという声をよく聞きます。もっと消防団に対しての理解が深まってほしいと思います。

例えば富出分消防団のように、地元の祭りだったり、地区の運動会、お宮行事や子ども会等に中心的に参加するなど、地域のかなめとして役割を持ってもらえれば、地元の人々にも愛される、頼られる存在になります。団長以下、幹部の皆さんには大変な役割を果たされていると思いますが、元気な菊池市をつくるためにも団員の勧誘と各地域の実情に合った形でお手伝いをしてもらいたいと思います。

行政には、団員の関係企業への消防への理解をいま一度お願いしたい。消防団に入って活動することは、企業にとってメリットがあるということを言っていただきたいと思います。

最後に、地域の人々への理解を深める手段として、例えば夏祭りや市民・町民体育祭等、イベントにて消防団活動を紹介できないか。

以上、3点についてお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） まず、1点目の限界集落で買い物や病院へ行けない方々への対策につきまして、企画部のほうからお答えをいたします。

限界集落及び準限界集落におけます買い物や病院への通院につきましては、まず限界集落の3地区につきましては、1日置きの運行ではありますが、あいのりタクシーが運行しております。また、準限界集落につきましては、中山間・山間地域を中心に、あいのりタクシーや路線バス、市街地につきましては路線バスやべんりカーが運行し、買い物や病院などへの通院を支援しております。

次に、病院からの往診につきましては、かかりつけの病院の先生が患者さんの病状によって判断され、必要な方について実施されております。病状によって、主治医であるかかりつけの先生の指示のもと、看護師がご家庭を訪問し、薬の飲み方や

家庭での過ごし方などについて指導する訪問看護も行われておりますので、先生とよくご相談をされるとよろしいかと思えます。

それから、本市におけます光回線の整備状況でございますが、菊池地区の電話番号の24局、25局エリアでは、平成14年12月からNTTにより光回線のサービスが提供されており、泗水地区は本年3月25日から、旭志地区、七城南地区は本年6月10日から光回線が利用できるようになっております。このうち、泗水、旭志、七城南の3地区につきましては、市がNTTに対し負担金を拠出し、光回線の整備を行っております。中山間地域である菊池の水源・龍門地区につきましてはまだ整備ができておりませんので、この地区につきましても継続して整備ができるよう、現在、計画を立てているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 税制面での優遇対策についてのご質問でございますけれども、少子高齢化や核家族化が進行する中、今後ますますひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していくものと思えます。したがって、高齢者が安心して暮らしていける地域社会を築いていくために、各方面からの高齢者対策に取り組んでいかなければならないと思えます。

しかし、課税は収入や財産により決められますので、特定の集落や特定の個人に対する特別な優遇対策については、税の公平性の観点からも問題点が多く、できかねますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、次に消防団関係でございますが、消防団はみずからの地域はみずからで守るという精神に基づきまして、住民の自発的な参加により組織された最も身近な存在でありまして、消防に関する知識や技術を有しております。また、地域の実情を熟知しているために、地域行事への推進や人と人とのつなぎ役として、重要な役割を果たしております。富出分の消防団の活動についてご紹介いただきましたけれども、ほかにも各地区で消防団が地域力として頑張っている地域が多くあるようでございます。

現在、消防団員数は1,632人でございますけれども、地域力が大きく後退している現在、消防団員も高齢化いたしまして、支援団員も含めてやっと確保ができてのが現状でございます。消防団員の確保は、地域総合防災力を強化する上で極めて重要な課題となっております。少子・高齢化や過疎化など、社会環境の変化に対応しながら、被雇用者や若者を初めとする住民に対しまして、関係者が一体となって入団を促進していく必要があると思っております。

団員の諸環境につきましても、雇用企業へ消防団員の派遣依頼等の文書を持って
お願いをしているところですが、消防団活動に理解を求め、企業からも配
慮をいただいているところもございます。

今後とも、消防への理解を深めるための啓発や地域への消防団の活動など、パン
フレット等で紹介しながら、消防団の活動を紹介してまいりたいというふうに思
います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 2点目の都市計画により同居する世帯の妨げになるよう
な場合、手助けはできないかとお尋ねでございます。例えば都市計画区域内で間口
が狭く、建築許可がおりないような場合、2世帯、3世帯の同居推進のための建て
かえができるような緩和措置がないかというような質問と思います。

お答えいたします。

都市計画区域による制限について申しますと、現在、都市計画区域の見直し作業
中で、中山間地域を含まない区域案で県へ申し出を行っており、見直し後の新たな
都市計画区域指定による建築制限は、高齢化の著しい中山間地域へはかからないと
考えております。

現在の都市計画区域内にも、いわゆる限界集落と言われる地区が存在してござい
ますが、若者世代の同居を促進するための建築基準法に基づく建築制限については、
緩和措置はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） それでは、再質問いたしたいと思えます。

あいのりタクシーの話が出ましたが、聞くところによると、使いづらいつの声も
あるようです。利用状況についてお尋ねします。

それと、買い物に関しては、あいのりタクシーを使うのも一つの手段ですが、よ
り利用者の側に立って何がいいのか、商工会を活用してよりよい対策を考えてい
だきたいと思えます。

それと、病気の場合、今まで病院にかかっている方々への対応が弱いと思いま
す。保健師による訪問だったり、電話相談等できないでしょうか。

光回線の整備につきましては、地域間格差をなくすのも大事です。特に、電波状
況の悪い地域などは早く進めていただきたいと思えます。

準限界集落を限界集落にしない対策では、税制上は無理とのことでしたが、何かできることはないでしょうか。いま一度知恵を絞っていただきたいと思います。

各地域からの若者の流出を食いとめるためにも、同地域に家を建てやすくするような農地等の見直しだったり、同居世帯への特典をつくることはできないでしょうか。今、空き家が目立つ状況になっています。それをうまく活用できないでしょうか。

最後に、消防団の大事さは十分理解されていることはわかりましたが、それゆえに真剣に取り組んでいただきたい。言葉では、必要だとか、努めると言われましても、実際どう努めるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） あいのりタクシーの利用状況や買い物支援等につきましてお答えをさせていただきます。

限界集落に限らず、高齢者の買い物や病院への通院は、交通手段が限られる山間・中山間地域などを中心に深刻化しており、あいのりタクシー等の交通網の構築が欠かせないものと考えられます。

あいのりタクシーの利用状況でございますが、平成21年度の実績で、水源地域線約7,700名、龍門地域線約2,900名、泗水西部地域線約1,100名、泗水東部地域線は半年間になりますが、約400名となっております。運行した1日当たりの利用者数につきましては、水源地域線約50名、龍門地域線約19名、泗水西部地域線と泗水東部地域線は、それぞれ6名から8名となっております。

また、こうした交通網の整備ばかりでなく、今議会に予算の補正を上程しておりますが、熊本県まちなかづくり推進事業の中で高齢者の買い物支援について議論し、商工会や商店街とタイアップした菊池型の買い物支援策を構築したいと考えております。

具体的には、菊池市商工会が事業主体となり、モデル的に限府地区の商店街と連携し、商店が少ない山間・中山間地域に居住する高齢者を対象として幾つかの買い物支援を実施し、検証しながら最善の支援策を確立し、菊池市全域の高齢者が安心して買い物ができる環境を整えていきたいと思っております。

また、地域住民の健康支援につきましては、健康推進課におきまして、治療の方々に限らず、乳幼児を初め、特定健診やがん検診の結果により、必要に応じて家庭訪問を行い、食事や生活など、健康に関することについて指導、助言を行っております。

また、市民の皆様の身近な相談窓口として、毎月4回の定例的な健康相談日を設

定して、保健師、栄養士が健康に関するお尋ねにお答えしております。ほかに、電話での相談も随時お受けしております。中でも65歳以上の方々につきましては、菊池市地域包括支援センターが主体となり、介護予防を目的にしたさまざまな支援事業を行っております。まず、65歳以上の方に対し、身体状況を把握するために質問票による調査を行い、介護予防の支援が必要な方々を抽出し、調査の結果により身体状況に合わせて、保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士による訪問などの支援を行っております。内容といたしましては、転倒予防に対する運動器の機能向上事業、歯や口に関する口腔機能向上事業、食事に関する栄養改善事業、閉じこもりや認知症、うつなどに対する支援事業を行っております。さらに、一般の高齢者に対しまして、講演会や相談会、サロンの開設、語らいの場の提供等の事業も実施しております。

今後とも市民の皆様が住みなれた地域で健やかに過ごしていただくために、関係課におきましては連携して家庭訪問や相談、見守りなどの継続実施とともに、疾病予防と健康づくりに努めてまいります。

それから、光回線の未整備地区となっております菊池の水源・龍門地区につきましては、整備が済んでいる地域との地域間格差をなくすためにも、できるだけ早い時期に整備ができますよう、現在、事業者と協議を重ねているところでございます。

また、農地に家を建てるために、農振農用地の除外、農地転用が必要な場合においては、現状の農振法、農地法の制度に応じた手続により対応する以外なく、場所によっては農振農用地の除外や農地転用ができないところもあります。そのため、相談があった場合は、できる限り付近の建てやすい土地への誘導を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 現在、空き家が目立つ状況であり、それをうまく活用できないかということでございます。

いわゆる限界集落にならないようにするための対策としたものではございませんが、本市でも既に人口減少が進んでいるため、昨年、菊池市定住化ガイドライン住宅対策編を作成しまして、人口減少への歯どめ策の検討を行っております。昨年6月からは市内全域を対象に、市に登録された空き屋、空き地情報をインターネット上で発信する、空き屋・空き地情報活用制度を実施しております。中山間地域における集落の過疎化の歯どめ策の一つになればと考えております。

また、家を建てやすくするような同居世帯への特典をつくることはできないかと

いうお尋ねでございましたが、住宅住みかえ事業等の制度がありますので、それをちょっと紹介したいと思います。

この制度は、高齢者世帯に対しまして、現在お住まいの広い住宅を子育て世代へ貸し出し、その費用で利便性の高い町なか賃貸住宅に住む、住みかえを支援する、財団法人日本賃貸住宅管理協会運営の住替え支援センターというのがあります。有効活用していただければ、過疎の歯どめにつながるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 団員確保に係ります取り組みといたしましては、現在、各消防団員が個々の家庭を訪問し、団員の確保に努めているところでございます。

しかし、現状では消防団員の確保には大変苦慮している状況でございまして、今後の取り組みといたしましては、各区長さん方の消防団員の加入促進のご協力を要請してまいりたいというふうに思います。また、成人式会場での消防団勧誘チラシの配布や広報誌による募集を全家庭へ配布いたしまして、消防団への加入促進を図ってまいります。年末警戒では消防団員が中心となりまして、広報活動、火元状況調査などの中で広く消防団活動をPRするとともに、防火思想の普及啓発活動を展開していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 最後に、この限界・準限界集落という問題は今始まったことではありません。そして、本市だけの問題でもありません。トップのリーダーシップのもとで、これは確実にこの問題を解消に向かって進めなければならない問題だと思っております。そういう地域の声は小さい声であります。行政は声の大小にかかわらず、しっかりと見守り、そして手を差し伸べることが大事です。

本市では、今、小学校の統合問題が出ております。これも行政の対策が今までできていない結果ではないでしょうか。もうこれ以上悲しむ市民を出すのではなくて、みんなにおかげでよくなったと思っただけの行政のあり方を考えること。

すべてトップのリーダーシップにかかっております。市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 限界集落など、高齢の方の住居比率の高い地域、すなわち限界集落と言えると思いますが、準限界集落も含めまして、公共交通の整備や商工会との連携した買い物の支援、さらには医療や介護の現場の連携によります家庭訪問、見守りなど、地域住民の皆様が住みなれた環境の中で穏やかに安心して暮らせますように努力していかなければならないと、改めて感じたところでございます。また、昨年から取り組みを始めております空き家・空き地情報の、この市の登録・活用制度など、有効活用を図ってまいりたいと思います。

それから、地域の宝として大きな期待を寄せておりますのが、ご指摘の消防団であります。消防団は、さきも述べられましたように、みずからの地域はみずからで守るということで、高い理念とボランティア精神を持って地域に貢献をさせていただいているものだと思います。地域住民にとって一番身近で、そしてこの地域の実情をよく知っておられる、地理的なものも含めまして、それぞれの家庭の事柄まで知っておられるという、大変重要な一つのキーマン的な役割を持っておられるものが消防団であろうと、このように認識をしております。

近年におきましては、消防団員の確保が大変重要な課題になってきておりますが、地域防災を含めまして地域力をアップさせる役割を担うことができる大きな力でもありますので、関係者、また関係団体が一体となりまして、団員の確保、さらにはまた団員の諸環境の整備について全力を尽くしていかなければならないと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 皆様、こんにちは。

朝夕、少しずつ涼しくなり、秋の気配を感じるきょうこのごろでございます。昨今の自然環境はもとより、我々人間の環境も複雑な要素が絡み合い、本来の自然のままの姿や人の心が、何かしら不自然なことばかりが目について仕方ありません。ことしの夏は統計開始以来の暑さが記録され、自然界のリズムがおかしくなっているようでございます。

また、自然界と同じく、人の暮らしそのものがおかしくなってきました。子育て、介護、高齢者、殺人、自殺と、例を挙げればきりがありません。物の豊かな暮らしを手に入れた代償として、大切な心を失いつつあるのではないのでしょうか。市民相談を受けさせていただく中で、そのご相談の背景には、私たちがのほかりしれない苦悩や葛藤があることも感じております。今、改めて市民の立場に立ち、同じ目線で問題解決に全力で当たらなければならないと再認識をしておるところでございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、子宮頸がんワクチン接種の助成についての質問でございます。

前回、6月議会の折にワクチン接種の助成についての回答は、公費助成については国及び近隣市町村等の動向を見ながら考えていくというお答えでした。その後、熊本県内の各市町村でも子宮頸がんワクチン接種の助成についての検討及び実施をされるところが出てきております。

本年8月中旬には、経済成長や国民生活の安定のために設けられる1兆円を超える特別枠の中に、150億円を子宮頸がん予防対策強化事業として盛り込むことが決まりました。本来であれば、大切な人命を守るために、予算に関係なく市単独でも実施すべき問題であると思いますが、国で予算が認められた場合の本市の助成計画、また認められなかった場合の本市の助成計画をお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 泉田議員のご質問にお答えしたいと思います。

子宮頸がんワクチンの接種の公費助成につきましては、議員が今おっしゃりましたとおり、厚生労働省は、平成23年度の予算概算要求に子宮頸がん予防対策強化事業として、市町村が実施する事業等に要する接種費用や事務費などの費用の一部を助成するという事で盛り込んでおります。また、実施市町村につきましては、ワクチン接種に関するいろんな情報収集のための各種の報告を求めるということも盛り込まれております。このように、予算要求はされておりますけれども、内容につきましてはまだ概略でございまして、詳細については明らかにされていない状況でございます。

市としましても、6月議会でもお答えしましたように、このワクチンのみならず、子宮頸がん予防には検診による早期発見も重要でございますので、検診率の向上を図りながら市民への啓発に努めるとともに、この子宮頸がんワクチンの接種の公費助成につきましては、国の制度の内容がはっきりし次第、さらに引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） ぜひ国の動向を見るということですので、しっかりと菊池市としてお願いしたいと思ひます。

再度、市長にお伺ひします。

福祉を充実させるまちづくりを目指すという市長のお考えであります。この問題をどうお考えであるか、お願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） がん予防対策は、活力ある地域づくりという上からいたしましても、健康そのものでなければなりませんし、大変重要な施策だと、このように考えております。

お答えにつきましては、ただいま部長がお答えしましたけれども、国の助成内容がまだ定かではありません。これがどういうふうになるかというのを見極めなければならぬと思っております。

ただ言えるのは、がんの予防対策ということは、ワクチンの接種だけではないということでもあります。ワクチンをもし使用いたしましても、ワクチンをしない人たちについては感染をすることがあるだろうと思えますし、今後、こういった意味におきましては、各種の検診という体制を整えながら受診率を向上させるということが最も肝要ではないのかなと思えます。

また、さきの6月議会で申し上げました啓発というものにつきましては、まずはどうしてこのワクチンの接種が必要なのか、なぜこの子宮頸がんが発生するのかということについて、思春期におきます性教育というものについて力を入れなければならないのではないのかなと思えます。

また、各種組織に対しましても健康教育というのが必要でありますし、母子保健事業等におきますところの教育、あらゆる場におきまして、広報誌やホームページも含めまして啓発を進めていって、市民の皆様方お一人お一人がこの子宮頸がんというものはどうして発生し、どういった結果的になるのかと、命を失うこともあるというような重要性、重大性というものをやはり認識をしていただきながら、その防疫的なもの、防護的なものを取り組んでいくこと、その上に立ってのワクチンの接種ではないのかなと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

本市の財政運営についてでございます。

現在、国、自治体、社会全体が疲弊し、予算や制度などに対し、だれもが厳しい視点を持っております。不満をぶつけるだけでなく、今こそ市民と行政が一体となって話し合い、開かれた行政を目指していくために、常に市民や外部の視点が必要ではないかと考えております。

本市でも厳しい財政の中、さまざまな事業が決められ、予算が決定されておりますが、一つ、そもそも必要な事業なのか。二つ、民間と行政とどちらが行うほうがよいのか。三つ、国、県、市のうち、どこが担うのがいいのか。事業仕分けによる事業の見直しが必要ではないでしょうか。

ここで、八代市と山鹿市の事例を挙げさせていただきます。

八代は、今年度から市民が公開の場で事業を点検する事業仕分けを行いました。行財政改革の一環で、同市によると県内初の取り組みで、市民から仕分け人を公募しております。市長の諮問機関として仕分け委員会を設置し、委員は公募で5人程度を選任するほか、有識者や住民団体などからも委嘱し、計35人で構成されております。約1,300事業のうち、政策的に取り組む75事業程度を対象とし、委員から7月下旬から10月にかけて計5回で仕分けを実施、1事業につき1時間ほどかけ、一つ一つに対して市による事業は不要か、また民間で実施すべきかなどと判定を行い、そこで出たさまざまな意見は来年度以降の予算編成に反映させるというものです。

また、八代市はこれまで事業の可否を内部で検討していましたが、事業仕分け導入により市民の目線を入れ、行革の推進を一層図るねらいだということです。市行政改革課長からは、より効率的、効果的な行政運営につなげたいとの談話がありました。

次に、山鹿市におきましては、国の事業仕分けなどを参考に、事業の効率化と行政の透明化を図る目的で、今回初めて取り組んでいます。学識経験者や中小企業診断士ら10人に検証委員を依頼し、事業を不要、民営化、要改善、現行推進に区分しています。判定は2011年度以降の予算編成の参考にする予定で、事業内容や実績などの説明を受けた後、運営方法や今後の展開などを質問する場があり、審査の結果は、要改善が9件、現行推進が3件、不要と民営化と判定された事業はなかったということでした。

本市では、どのように事業点検の枠をしているのか、最初にそれを質問します。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 本市での事業点検につきましては、行政改革の取り組みの中で平成18年度から行政評価の手法を用いまして実施してまいりましたので、その内容をご説明いたします。

点検しました事業は、イベント関連事業、委員会・協議会事業、補助金・負担金事業でございます。おのおの事業内容と事業効果について点検し、その結果として104本の事務事業について、廃止、統合、縮減、継続、拡大などに仕分けを行

いまして、約1億1,000万円の経費を捻出いたしております。今後も引き続き第2次菊池市行政改革大綱にのっとり、公立保育園と養護老人ホームの民営化の推進、公立幼稚園の民営化の検討、特別養護老人ホームの検証などを重点項目として積極的に事業点検を行い、見直しを図っていきたいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 今、菊池市での形は、違いということがわかりましたけども、内部努力によって約1億円以上削減効果があったということをお聞きしました。今後は、内部で検討していた事業の可否をさまざまな視点から検証する必要があると考えております。市民の生活を守り、歴史、文化等、地域性を考慮した視点から精査することが大切ではないでしょうか。

本市におきまして、外部の方の視点を入れて事業点検し、市の大切な予算を正しく運営できるように検証していくということが考えられますけれども、その点は菊池市としてはどうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 外部の視点を入れた事業点検につきましてご説明いたします。

事業仕分けとは、前例踏襲主義を打破するための手法でありまして、事業の立案と評価を分離させ、現場の声や実情により、必要性や本来あるべき姿を見直すための手段であるにとらえております。

本市におきましては、先ほど申し上げましたとおり、行政改革大綱に基づきまして事業点検を進めてまいりますが、ご指摘の外部視点を入れた事業点検という点につきましては、学識経験者や市民の代表者などで構成する専門委員会を組織していくことで、十分に効果を達成できるものと思っております。このため、国が実施してきました事業仕分けをそのまま踏襲するということではなく、手法に違いはあるものの、同等以上の効果を上げてきました現行の行政改革の取り組みを発展させながら、事業点検に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 私も国が実施した事業仕分けというのが、そのままいいということはないと考えております。今回は、外部の視点を入れたという意味で質問をさせていただきましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

本市にはさまざまな財産がありますがすけれども、遊休財産にはどのようなものがあるか、また今後その遊休財産というものの活用の方向性を再々質問でさせていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 本市の財産、いわゆる土地、建物は、土地が行政財産と普通財産を合わせて約1,408万平方メートルございます。建物が、木造、非木造合わせまして約50万平方メートルを所有いたしております。このうち遊休資産、いわゆる現在も利用してなくて、今後も利用目的がないものにつきましては、土地が31件、約6万平方メートル、建物が2件、約500平方メートルでございます。

この遊休資産につきましては、既に公売により処分したり、貸し付けることにより収入の増加を図っていますが、最近の経済状況の影響からか、公売に対する入札参加者もなく、不調に終わるケースが見られます。今後も積極的に売却もしくは貸し付けを行うことによりまして、本市の歳入増を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

広告事業についてでございます。

4年前の議会質問で、本市の新たな財源確保という観点から、広告事業を提案させていただきました。深刻な財源不足の状況にあった横浜市が、財源が足りないならば稼げばよいという職員提案に基づき、平成16年に専任部署を立ち上げられた事例をお話ししました。その後、本市でもホームページで広告を載せているのは知っていましたが、そのほか、広告事業がどこまで進んでいるのか、またほかに何かされているか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 広告事業の現状についてお答えさせていただきます。

現在、市の財産を広告媒体として利用しているのは、本市のホームページにバナー広告を掲載いたしております。インターネットをご利用の方はおわかりかと思いますが、これはインターネット上のサイトにあります旗、バナーと言いますけれ

ども、これを利用した広告でございまして、このバナーをクリックいたしますと広告企業のホームページなどへジャンプしていきまして、企業にとってはアピール効果が期待されるものでございます。

本市といたしましては、広告収入を得ることができますが、このバナー広告料といたしまして、平成21年度は約34万円の収入があり、自主財源の確保に効果があったと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 34万円の財源ができたということですが、あれから4年がたちまして、財源確保のためにもう少し積極的な努力が必要ではなかったかと思えます。

まだたくさんあると思えますけれども、再度、横浜市、熊本市の若干ご紹介をさせていただきます。

横浜市では、印刷物、特にパンフレットとか封筒、はがき、給与等明細書、図書貸出票と、またホームページ、今、菊池でやられているとおりです。三つ目に、施設の命名権、いわゆるネーミングライツということです。四つ目に、庁舎、施設、特に玄関マットとか、また施設の壁面、その他等です。また5番目に、行事、イベント。6番目に、市営、これは市営地下鉄、これは横浜ですので、またバス、その他停留所等でございます、などの市保有の有形、無形のさまざまな資産を媒体の対象としてあります。事業者に安価に広告媒体を提供することで、地域経済の活性化も図られております。

横浜市の広告事業は、職員みずから提案した市民のための事業を企画から事業化まで責任を持って推進する仕組みとして、平成14年度から開始し、これまでに横浜ライセンス制度や広告推進事業、また風力発電事業など、数々の事業が創出されております。平成21年度は事業の見直しを行い、事業名称は現場力発揮職員提案事業として、まさに職員のやる気や市民サービス向上をイメージさせるものでございます。

熊本市では、代表的なものとして、市民会館の名称が崇城大学市民ホールになっています。これはある一定期間の間、特に年間1,500万で、ネーミングライツ料として市の収益にしています。

そのほか、市の広報でございます。きょうは議長のお許しを受けまして、熊本市の市政だよりをここに持たせていただきましたけれども、28ページほどの市政だよりでございましてけれども、この中の6ページほどが、下のほうに広告欄としてこの

市政だよりの中に載っております。さまざまな広告を載せて、この市政広報に載せてあるということでございます。菊池市でもできることではないでしょうか。

2番目に市のホームページ、また3番目に市が所有する公用車。また4番目に、その広告媒体として活用できる市の資産で、市長が個別に定めるものとされております。

本市においても自治体の規模にとらわれず、若い職員の方々の積極的な意見をどんどん取り入れて、新たな発想や意欲によって、よりよい効果を上げられることを期待します。

そこで、質問しますけれども、広告事業を推進するために、市保有のさまざまな有形、無形の資産を媒体に、さらに拡大していく予定があるか。また、広告主の範囲を菊池市内に限定するのではなく、熊本市内、近隣市町村、光の森、またJR九州新幹線、旅行等、より広く募集する考えがあるか、質問します。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） ただいま泉田議員さんからご案内がありましたように、広告事業としての市の自主財源確保については、広報誌などに企業広告を掲載する方法や、市の封筒など、広告会社が作成した企業広告入りの封筒を採用することによりまして、市の印刷経費を減らす方法などが考えられます。

しかし、この広告事業の取り扱いにつきましては、どのような企業広告でもよいというようなものではございません。特に、県内外から募集することになりますと、菊池市内の企業と競合する場合がありますので、慎重に取り組む必要があるというふうに考えております。

また、公共施設を利用した広告につきましては、先ほど紹介いただきました熊本市の市民会館の例がございます。これはご案内のとおり、崇城大学市民ホールという命名権を利用したものでございますが、本市におきましても公共施設を利用した広告収入により、施設の維持管理費用やイベント開催費用などを捻出する方法もございしますが、これには幾つかの課題や問題点も考えられます。

一つには、公共施設は市民の税金でつくられました全市民の所有物でありますので、公共施設に特定の民間の企業の名をつけることに違和感や抵抗感もあり、市民の愛着や誇りが失われるおそれもございます。二つ目に、公共施設を民間企業の宣伝媒体として利用させた場合、その企業が不祥事などを起こしたときには市の責任も問われてくることにもなります。三つ目に、任命権は契約により数年間の任命権を与えることにはなりますが、今回は違う企業が獲得する場合もあることから、施設名が数年で変わることが予想されますので、市民にとってはわかりにくい、親しみ

にくいという不便さが出てくることも考えられます。

このようなことから、公共施設を利用した広告事業につきましては慎重な取り組みが必要であると思いますが、その他のインターネットであったり、ほかの広告につきましては、できるものは積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上、お答えいたします。

三つ目の状況を言うときに任命権と言ったそうですが、命名権でございますので、訂正させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） いろいろな問題があると思いますけども、できれば積極的にお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

田島工業団地について質問をさせていただきます。

前回の一般質問の中で、用途変更の考えはあるかという質問をしました。回答として、今後も製造業の誘致を進めていくが、製造業だけにこだわることなく、大型商業施設やそのほかの用途である具体的な話があれば、積極的に検討、調整し、工業団地の有効利用を図っていくというお答えでした。

分譲開始から9年が経過しておりますが、用地費用総額は13億289万円、利息、除草委託料等で年間約1,500万の経費がかかっております。8年間で総経費が約1億2,000万という大きなものでございます。今後もさらにこの厳しい状況は続くものと考えられますが、待っているばかりでなく、現状を打開しなくてはなりません。本市として、企業誘致、用途変更の両面からのタイミングはどういう手順で進めていくのか。

また、時期的にそろそろ結果を出す時期に来ているのではないのでしょうか。この地域は、特に温泉地帯で温泉を活用した福祉施設建設を提案したいと思っております。

菊池市内には多くの待機老人がおられます。施設に入りたくても入れないという独居老人、やむを得ず老老介護になっている老夫婦、介護を要する親が施設に入れないので、息子が仕事に出られず収入がないので、親の年金で生活している等々、困っている人が大変多くおられます。今後、高齢化はますます進みます。今、手を打たないと、深刻な事態に発展することは疑う余地がございません。

現在、菊池市では、菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘の入居待ちの人数は約261人と伺っております。また、社会福祉法人特別養護老人ホームあさひが丘荘の入居等の人数が、待っておられる方が224人、また泗水苑の入居待ちの方が2

60人、特別養護老人ホーム清泉の入居待ちの人数が約190人、これらを合計して約1,000人近くの方が入居待ちという現状があります。まず最初に、待機老人対策をどのようにお考えであるか、お伺いします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 泉田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、菊池市におきます特別養護老人ホームの入所待機者の状況でございますが、今、議員のほうからもお話がございましたように、菊池市内4カ所の特別養護老人ホームのほうで、実際今、定員が合計263人となっております。それに対しまして、今申されました970名というのは延べの人数でございます、実質は550名の方が、今、待機をしておられます。550名です。970名というのは、何カ所も1人が出されますもんですから、延べになっております。

この特別養護老人ホームの待機者の方々に対しまして施策といたしまして、菊池市では、平成21年度から23年度までの第4期の介護保険事業計画によりまして、地域密着型の特別養護老人ホームの公募、また選定を昨年度に終了いたしました、今年度中の整備に向け、熊本県及び事業者と、今、協議中でございます。

また、熊本県におきましては、平成23年度に民間の事業者の建設によります入床定員60人以下の介護専用型有料老人ホーム及び既存の特別養護老人ホームの増所の計画を今行っているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 田島工業団地の予定建築物の用途変更につきましてお答えをさせていただきます。

田島工業団地は、都市計画法に基づきます開発許可を受けて造成をしておりますが、開発行為の目的である予定建築物の用途につきましては、工場、倉庫及び事務所となっております。

この田島工業団地につきましては、現在、本市において直接具体的な紹介をさせていただいている企業もございますし、県の企業立地課では、九州自動車道までの交通の利便性、有効利用面積の規模等の利点から、大規模で投資を検討される企業に対して優先的に紹介をさせていただいているところでございます。

このようなことから、今後も自動車関連企業、新エネルギー関連企業、食料品、医薬品関連企業などの製造業を中心にPRを続けまして、何とか工場などの誘致につなげたいと考えております。ただ、製造業だけにこだわるのではなく、製造業以

外の業種や施設も視野に入れて、幅広く誘致活動を進めているところでございます。

議員ご提案のとおり、老人ホームなど、その他の用途での具体的なお話があり、誘致が見込まれる段階になりましたら、工業団地の有効利用を図るべく、開発行爲の予定建築物の用途変更の手續について、積極的に関係機関と協議を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 再質問させていただきます。

さまざまな角度から企業誘致が来ているということはわかりますけれども、本当に今、本当に長い間、緊迫した状態であると思います。そこで、もう一回福祉についての、この老人ホームについての質問をさせていただきます。

市長は、年頭のあいさつの中で、信頼と期待にこたえるため、「限りある財産を市民全体の幸福のために」を念頭に置き、市民の皆様が目線に立った質の高い行政サービスの提供を目指し、不安のない、元気あふれる、安心して暮らせる幸福のまち実現に努め、ひたむきに菊池の着実な前進に全力を尽くす所存でございますという答弁がありました。

しかし、現実には昨今の社会情勢の影響を受け、多くの市民の皆様が、多かれ少なかれ、何らかの不安を感じられながら生活されているのではないのでしょうか。9月8日の報道によりますと、玉名市内の介護施設においては、老老介護によりご夫婦が亡くなられるという、まことに痛ましい報道がありました。このような事例が本市にはあってはならないということでもあります。

市長を筆頭に、市職員、私たち議員、そして市民が一丸となり、自分の家族に対する思いやりの心と同じ気持ちを持ち、知恵を出し合うならば、何らかの形でこの入居待ちで待機されている方々を安心させられる方法を見出すことができないかと思えます。

今本市に最優先順位として必要なことは、市長の言われるとおり、市民の方々が不安なく、安心して暮らせる環境ではないのでしょうか。県に働きかけ、県営の老人ホーム、民間協力、委託によるホーム建設及び運営、官民連帯での計画実現等々、積極的な解決策の一つとして、このような施設を工業団地に誘致する考えがあるか、質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質問にお答えしたいと思います。

老人ホームの件でございますけども、熊本県のほうでは、現在、平成21年度から23年度までの熊本県高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画、くまもと・健やか・長寿プランというのを作成いたしまして、それに基づきまして介護保険事業の推進を行っております。

ご質問の県営の老人ホーム建設推進ができないかということでございますが、熊本県では、直営ではなく、民間の事業者の公募、選定を行っております。民間事業者の活力及び実績等を最大限に利用した老人ホームの建設の推進によりまして、待機者解消の対策を行っておりますので、熊本県直営での老人ホームの建設は、予定はないということでございます。

今後、ますますふえると予想されます高齢者の増加に伴いまして、施設の入所希望者対策につきましては、菊池市では平成24年度から第5期の菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の基礎数値となります高齢者の実態及びニーズ等の調査を今年度中に行いまして、適正な入所施設及び通所等の事業所整備の推進に向けて、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 最後に、本市の窓口案内サービスについてであります。窓口サービスは、まさに市の窓であり、顔であります。市民が来庁したときに、気楽に聞ける、親切に明快に答えてくれると大変安心感があります。対応を素早く、市民の思いを察知して対応していくことが市のイメージにつながると思います。

実際、市民にとっては必要があるから行くのですが、残念ながら好んでいきたい場所ではないということです。もっと気軽に、気楽にみんながくつろいで、必要がなくても市役所に行きたくなるような場所であってほしいと考えております。

本市では、職員が毎日交代で窓口案内をしておられますが、大変ご苦労もあると思います。案内に立つことで、職員が全体を把握するという利点はあると察しますが、市民にとっては、たまたま対応した職員がよければいいのですが、悪かった場合はその印象をずっと引きずるものでございます。専門的に対応できる人が必要と考えますが、窓口案内業務の現状とこれまでに問題点はなかったのか、また今後の課題について質問します。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 現在の職員によります総合案内は、旧菊池市から継続して実施しているものでございます。これは議員お説のとおり、庁舎を訪問される方々

対しまして、各課の案内や会議などの行事開催の問い合わせなど、本市のさまざまな分野におきます案内サービスに努めているところでございます。

また一方では、市職員の研修の場であるとともに、市民の方との良好な人間関係を築くことを目的に実施をいたしております。その対応につきましては、職員の接遇研修を開催するなど、接遇心得を基本に、清潔な服装と明るい笑顔ではっきりとあいさつや受け答えをすることに心がけているところでございます。

しかしながら、来庁された市民の方から、下を向いて仕事をしていたり、あいさつが悪かったり、あるいは気軽にお尋ねすることができなかつたなどのご指摘もあったことも確認をいたしているところでございます。これらにつきましては、その都度職員の指導徹底を図っているところでございます。

今後とも、総合案内はもとより、あらゆる部署におきまして私たち職員一人一人が市役所の顔であることを念頭に置きながら、いかに来庁者の方のお役に立てるか、言葉遣いや態度などの接遇に気をつけるとともに、案内業務に専念しながら市民の方と向き合い、気持ちのよい対応ができるよう指導してまいりたいというふうに思います。

議員ご提案の窓口案内サービスにつきましては、現状の全職員による案内サービスと、また専門的な案内サービスを比較検討し、今後、どのような体制がより効果的なのかを検討しながら、今後の課題とさせていただきますというふうに思います。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） もう一つ、私が庁舎に入って気がつくことでございますけれども、各課に行く案内板がわかりにくいということです。来庁者は、最初に案内板を見て、自分の目的とする課に行きます。それでもわからないときに受付に尋ねるということです。入ってすぐ目立つところに案内板の設置ができないかということでございます。私もあそこをそのまま通過してしまいますので、右に案内板があるというのがなかなか気づかれないところでございます。そのところをどうお考えか、質問します。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 議員さんご指摘のように、今、玄関に入ってすぐの右側のほうに案内看板を設置いたしております。ただ、業者の方はよく見られているようでございますが、一般の市民の方はそこを素通りしてしまうというような状況もございまして、わかりにくいというのは、確かにそういった点があるかと思っております。

向かって正面にあるほうが一番わかりやすいというものもございますけれども、スペースという課題もございますので、今後検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 再々質問に入らせていただきます。

市民の方がお困りになられた例でございます。ある70歳を超えたご婦人が、亡くなられたため、市役所に遺族年金手続に行かれたときのことで。バスが1時間に二、三本しかない地域から、高齢のため、タクシーを使って行ったのですが、窓口で書類記入の際には、疲労と緊張の余り手が震え、書類を読み、理解するのも大変なご苦労があったそうです。職員の立ち会い、指導のもと、書類に記入が終わり、帰宅した翌日、市役所側のミスで、書類不備のため再度来庁してくださいとの連絡がありました。長年連れ添った主人を亡くされ意気消沈されているところ、やっこのこと手続に行かれたのにと嘆いておられました。そもそも提出時に受理する側がもっと提出書類を精査するべきなのではないか、それが当然ではないかと思えます。こちら側のミスで書類不備があったのであれば、ご婦人が高齢者、喪中ということを配慮し、こちらから出向くことはできなかったかと思いました。

また、次の事例ですけれども、青年有志のグループが本市市民グラウンドにて福祉コンサートを企画し、市役所を訪れ、使用許可、開催の相談に行ったところ、グラウンドの管轄と駐車場の管轄が違うので、それぞれの窓口を回るように言われたそうです。一つのコンサートをするのに、何で受付が幾つもあるのかと憤慨しておられました。

ここで、他市の画期的な取り組みを紹介させていただきます。

福岡県大野城市では、これまで幾つもの窓口を移動しなければできなかった手続のほとんどを一つの窓口で終わらせるワンストップサービスを実現した総合窓口を設置しておられました。私も実際視察に行きましたが、1階のフロアには常時三、四人の青い腕章をしたフロアマネジャー、案内係ですけれども、そういう方がおられました。この人たちは委託業者です。来庁者の事務処理を指導したり、市民の皆様の質問に答え、適切な案内をされ、できるだけ多くの課を回る必要のないよう回り、とても好評でございました。

また、兵庫県西宮市では、福祉関連窓口での来庁者のたらい回しを防ぐため、関係部門の全業務に精通した福祉連携担当者を配置する方針を明らかにしています。

大野城市と西宮市の例を紹介しましたが、全国の自治体が利用者の側に立った窓口案内サービスをいろいろと考えておられます。菊池市においても、市民の側に立

った窓口案内サービスを充実させるために、現状のままでいいのか、また経費的な面もあると思いますので、例えば各課に精通している職員、また退職OBや民間退職者等、ボランティア等も考えられると思います。本市において、各課の連携をさらに充実させるために、ワンストップサービスの総合案内窓口の設置をお願いしたいと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 大野城市の例は、担当課でも問い合わせをいたしまして詳細をお聞きいたして、大変すばらしい受付システムだなというふうに感じております。

また、大野城市が現在のシステムを取り入れた背景につきましては、来庁者が長時間待たされるというような現状があったとお聞きいたしております。本市でも月によっては大変来庁者が多く、場合によってはかなりの時間をお待ちいただく場合もございますが、その時期を外れますと、通常の事務の処理時間の範囲内で対応ができています。また、受付におきましても、各職員が気をつけておりまして、体のご不自由な方であったり、不安がられている方がお尋ねになったときには、職員がその受付を立て、その必要とされる課までご案内をしているという事実もございます。職員によって少し差はございますけれども、なるだけそのようになるように、今後も指導していきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、現時点では来庁者の方に対しまして、多少はご不便をかけるかもしれませんが、現在の案内体制でまいりたいと、今のところは考えております。

今後、業務の複雑化等により、来庁された方に適切な行政サービスができないと判断した場合には、それにかかります経費等も検討しながら、ご紹介の大野城市等の先進地を参考にさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後2時21分

第 3 号

9 月 1 7 日

平成22年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成22年9月17日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君
議 事 係	荒 木 崇 之 君
総 務 係	吉 里 文 子 さん

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時01分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

○10番（中原 繁君） 私は、緊急質問の動議を提出したいと思います。

○議長（山瀬義也君） ただいま中原繁君から緊急に質問をいたしたいという同意を求められましたけども、中原議員の緊急質問の件をまずは議題とします。

採決をします。

採決は起立によって行います。

中原繁君の緊急質問に。

〔「議長、中身がわからないから……その緊急質問の」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 中原繁君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1とし、発言を許すことに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立少数であります。

暫時休憩を行います。

休憩 午前10時04分

開議 午前10時40分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの緊急質問の動議は、日程に追加して発言を許すことは起立少数で否決されましたのでできません。

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1の一般質問を行います。

初めに、大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 皆さん、おはようございます。

議席番号3番の大賀慶一でございます。気分を一新して、本日のトップバッターとして通告に従いまして質問を行いたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

まず初めに、市道妻越泗水線の道路改良についてお伺いいたします。

ルート設計に当たり、既存の合志川堤防を利用する設計はできなかったのか。

現在、県道原植木線の凱旋橋から市道白亀橋までの約600メートルの延長で、市道妻越泗水線の道路建設工事が行われております。この道路は、泗水総合支所前から合志川右岸の堤防を旭志へ向けて、現在も工事が行われております。泗水中央線に接続される予定でございます。完成すれば、国道320号線や国道380号線にも、よりスムーズに通行でき、県道原植木線のバイパス的役割を果たしますとともに、建設が予定されております本市新庁舎へのアクセス道路としても大変利便性がよく、早期の完成が望まれております。

工事の現況といたしましては、泗水町ではほとんどの区間が合志川の堤防を利用し、建設工事が行われておりますが、妻越泗水線の現在の工事区間におきましては、堤防敷の活用が全く行われておりません。優良農地の確保、工事費の削減などから見ましても、非常に疑問を感じるところでございます。

そこで、妻越泗水線工事につきまして、3点質問をいたしたいと思っております。

1点目の質問といたしまして、なぜ既存の堤防敷を活用したルート設計ができなかったのかについて、設計までの経緯と基本的な工事の概要について質問いたします。

2点目に、今後の建設工事でルートが左岸側に移行するようでございますが、橋梁工事、道路工事も含めまして、できる限り堤防敷を活用したルートを計画すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3点目に、泗水中央線との接続が一刻も早く待ち望まれておりますが、現在の工事進捗率や計画から見ましていつごろになるのか。

以上、3点について質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） おはようございます。

旭志管内の市道妻越泗水線道路改良事業につきましては、全体延長が1,600メートルで計画いたしております。そのうち平成19年度より県道原植木線の凱旋橋を起点とし、白亀橋までの約620メートルを1期工区として事業着手しております。道路規格は、設計速度が20キロメートル、2.75メートルの2車線に両

側路肩が50センチメートル、片側に歩道が2.5メートル、道路幅員としましては9メートルの道路を計画いたしております。

ルート設定に当たりましては、平成20年1月、それから5月に旭志総合支所にて関係区長、関係役員にお集まりいただき、4案を提示し、検討をいただきました結果、最終的には現在の泗水中央線を延長した合志川左岸を上り、白亀橋回遊から右岸を上るルートとなったものであります。

堤防を利用する設計ができなかった理由としましては、まず堤防を利用するルートとなれば、橋梁接続地点で一たん停止となり、スムーズに通行するには橋梁近くで大きく迂回しなければならず、相当な範囲で円弧を描いた計画となり、残地が不規則に残るために、不規則な残地にならないように計画したこと。それから、同じく凱旋橋との取り付けにつきましても、堤防ルートでは鋭角な交差点となることで交差点協議が難しくなり、関係機関との協議で少しでも堤防から離れたルートを計画する条件となったこと。それから、現在の堤防敷地には4カ所の排水溝が設置されており、堤防敷地を利用した計画の場合、排水樋門の改築及び暗渠部分の延長が必要となり、排水路の管理面から考慮すれば、現在の暗渠断面より大きな断面が必要になるなど、県との協議で複雑な設計条件が加わることになり、堤防敷地を避けた計画となったものであります。

現在は、地権者のご理解を得て、用地買収契約もほぼ完了しまして、改良工事も現在の白亀橋までは一部実施している状況でございます。

今後の計画としましては、来年度で1期工区、約620メートルを供用開始し、平成24年度より2期工区に着手、29年度までに泗水中央線と接続し、その後3カ年程度で橋梁及びその取り付け道路の工事を行う予定であります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 概要についてはおおむねわかりました。

それでは、再質問をいたします。

交差する市道の改良工事が早急にできないか。現在、申しました妻越泗水線と妻越伊坂線が交差をしております。この妻越伊坂線は、もともと水田の作業道路でありまして、普通車がやっと1台通過するほどの幅員しかございません。この道路に、最近は国道325号線の渋滞を回避するために、通行車両が朝夕は非常に多くなりました。また、農作業に使います機械も大型化いたしまして離合もできず、農作業の作業にも支障を来しております。また、一部見通しが悪く、離合時のトラブルも発生いたしております。非常に危険でもございます。その上に、妻越泗水線が供用

されますと、交通量も増加して、ますます危険度合いがアップすると思われます。

そこで、市は建設順位を見直して早急に改良工事をする考えはないか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お尋ねの市道は妻越伊坂線であります。事業の遂行につきましては、合併時の新市建設計画に基づき事業を実施しているところであります。当該路線は新市建設計画に計上されていないため、現在のところは改良計画はございません。

平成26年度までは計画された路線の事業を実施し、その後の要望等により計上された事業を実施することとなっております。ただし、必要かつ緊急性の大きな路線につきましては、用地の協力状況等も含めたところで交通量等の調査を行い、必要で実現可能であれば実施する方向で検討していかねばならないと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） それでは再々質問をいたします。

現状では計画がないというご答弁でございますが、妻越伊坂線につきましては、地元の方も非常に対策を要望しております。用地等の協力があれば市も計画見直しができないのか、重ねてお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 再々質問にお答えいたします。

市道妻越伊坂線につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、必要かつ緊急性の大きい路線であれば、新市建設計画の見直しを行い、優先事業の実施も検討すべきと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 前向きなご判断をよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思います。

教育長の教育行政の基本的な考えについてお伺いをいたします。

前田中教育長が7月にご勇退をされました。前田中教育長におかれましては、新

市合併後の5年数カ月にわたり、初代教育長として本市教育行政の基礎づくりに精力的に尽力され、各方面に多くの業績を残されました。ここに改めまして前田中教育長に心から敬意をあらわすものでございます。

さて、今回、本市の2代目の教育長として、新しく倉原久義教育長が就任されました。まことにめでたうございます。

倉原教育長は、昨年度まで小学校の校長として本市学校教育に多大なる実績を残されました。今回、教育長就任に当たり、大いに手腕を発揮され、思う存分活躍されることを心からお願い申し上げます。

さて、本市の教育行政は、今後、学校の統廃合問題や学校の耐震化工事等のハード面はもとより、本市児童生徒の学力向上等々、大きな課題が山積していると思われれます。

そこで、倉原教育長の初の定例市議会に臨まれるに当たりまして、本市の教育行政をどのような方向で取り組んでいかれるのか、基本的なお考えや思いをお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。

教育長に就任いたしましたして2カ月ちょっとたちました。これまで振り返りながら、改めて前教育長の実績、本当に素晴らしいなど感じているところです。私もこれまで築き上げられました前教育長のいろいろ取り組みについて、また考え、方針等につきましても受け継ぎながら進めてまいりたいと思っています。

私も教職37年間振り返りながら、そして教育長としてこれから菊池市の子どもたちにこんな思いをということで、まず述べさせていただきたいと思います。

夢を持った子どもたちはとても意欲的です。みんなと仲よくする子どもたちは生活の知恵を身につけます。自然を友とする子どもたちは、さまざまな発見や収穫に喜びを感じるとともに、自然の摂理をも学んでいきます。そして、それが地域を愛し、生きる力を育ててくれます。すなわち子どもたちに夢をわかせること、子どもたちがみんなと仲よくすること、子どもたちは自然を友とすること、そして菊池市の学校で学べてよかった、そう言える子どもたちを育てていきたいというふうに考えております。そこで、このような子どもたちを育てるために、菊池精神を柱とし、文教菊池の確立を目指しながら、未来を切り開く教育の振興に市全体で取り組んでいかなければならないと考えているところです。

これから本市が目指す教育行政の方針として、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿、5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が平成21年12月に菊

池市教育振興基本計画、いわゆる菊池スピリッツ計画が策定されたところです。子どもも大人もすべての市民が菊池精神を尊重し、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち、文教菊池の実現を目指すという指標を示したものです。この実現を目指すために、各施策を通しながらP D C Aサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を図りたいと考えています。

学校教育では、特に学力の向上に取り組んでまいりたいと考えています。学習意欲の低下が叫ばれている今の子どもたち、その学習意欲を高めるために、市補助教員や特別教育支援員の効果的な活用、授業力向上事業、そして新しく導入いたしました電子黒板、こういったI C T教育機器の有効活用、こういうものをしていながら、子どもたちの学習意欲を高めていきたいというふうに考えています。

また、来年度から全面実施されます小学校5年生、6年生の英語活動の充実、またことしから取り組みました「英語の森・きくち」の推進にさらに力を入れていきたいと考えているところです。

また、全国的に大きな課題となっております不登校児童生徒対策につきまして、保護者や関係機関との連携を図りながら、適応指導教室やサマースクール等の授業を通しながら、不登校児童生徒の解消に努めていきたいと考えているところです。

さらに、文教菊池再生事業を通した特色ある教育活動及び開かれた学校づくりの推進を図り、菊池独自の教育を推進していきたいと考えているところです。

次に、子どもも大人もすべての市民が生涯を通じて教養や文化を高め、そして豊かな心をはぐくむための生涯学習社会の実現に努めていきたいと考えています。家庭や地域の教育力を初め、地域の活性化を図るためのまちづくりの推進、菊池の伝統文化の継承活動の充実と文化財保護に努めながら、将来へ受け継いでいけるような、そういった取り組みを目指していきたいと考えています。

また、市民がスポーツによって健康と生きがいをもたらすための活動、指導者の育成、そして施設等の環境を整備し、子どもも大人も幸せに暮らせるような生涯スポーツの推進と明るく豊かで生きがいのある菊池市づくりに取り組んでいきたいと、こういうふうに考えています。市民の理解のもと、人間尊重の精神を基調とし、市民としての誇りを持ち、明るい平和な協働づくりを目指し、心身ともに健全な市民の育成に努めてまいりたいと思っているところです。

最後に、教育行政の取り組まなければならない大きな課題として、まず学校規模適正化の問題がございます。今後、関係学校の保護者や地域の皆様のご理解、そしてご協力を十分に得ながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） ありがとうございます。

教育長の力強いお考えで本市の教育がますます発展しますことを心から申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

3番目に、人権教育について伺いをいたします。

21世紀は人権の世紀と言われております。そこで、それぞれの分野で真剣に解決に向けて取り組みが行われておりますが、人権問題は根が深く、幅が広範囲でありまして、解決までには多くの課題が残されております。人権を尊重する人間を育てる場として、学校、家庭、地域社会、職場など、それぞれが役割を担っております。しかし、近年、家庭の教育力の低下、地域社会の連帯意識の弱体化などが指摘を受けております。そのようなことから、私は、学校、家庭、地域社会、職場がそれぞれに横の連携を深めながら、社会全体で人権を大切にする環境づくりを進める必要があると思います。

そこで、まず私は学校教育における本市の人権教育について、どのように取り組んでいかれるのか、伺いをいたします。

その中で、1点目に、本市では全学校において、部落差別を初めとして、すべての差別をなくす人権教育が行われておりますが、人権教育の現状と課題についてお尋ねをいたしたいと思います。

2点目に、今、全国的に問題視されております学校におけるいじめやネット上における人権侵害、あるいは不登校などの本市での発生実態についてお尋ねをいたします。

3点目に、報道にもありましたが、県内で部活動の試合でも水俣病に関する差別発言があったということですが、その問題に関しまして、本市ではどのように取り組みをされたのか、以上3点について質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） お答えいたします。

まず、人権教育の現状について申し上げます。

30有余年にわたる同和問題解決を目指した特別措置法が、平成13年度をもって失効しました。それに伴い、平成14年度から同和教育から人権教育への再構築が行われてまいりました。教育委員会といたしましては、平成12年12月公布、施行された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、平成19年3月制定の菊池市人権教育啓発基本計画等に基づき、各小中学校に対して児童生徒の発達段階に応じた人権教育の推進を指導しておるところでございます。

また、全小中学校が組織的で格差のない人権教育を推進するために、各学校ではこの文書に人権教育主任を位置づけ、人権尊重を基調とした人権教育全体計画及び年間指導計画のもとに、人権教育の充実を図っています。

さらに、毎年、三つの学校を人権教育研究推進校として指定し、実践発表会を実施するとともに、各地域での人権教育授業研究会での実施そのものを行っております。その結果、確実に人権教育が推進されているところです。

また、人権教育推進上の課題といたしまして、一つ目に教職員の人権感覚を磨き、人権意識を高めること。二つ目に、人権学習が児童生徒の日常生活に具体的態度、行動として十分にまだ定着していないこと。三つ目に、家庭との連携をさらに強めることが必要なこと。四つ目に、学習指導要領の改訂に伴い、人権学習の推進が必要なこと。こういうものが課題としてまだ残っております。

次に、いじめやネット上の人権侵害の実態についてでございますが、ご指摘のとおり、いじめやネット上の人権侵害はあってはならないことですし、その解消は人権教育の果たす役割が大きいものと考えています。学校におけるいじめについて、相談員の配置を初め、相談体制の整備、強化を図るとともに、県教育委員会と連携したいじめアンケート、熊本地方法務局との連携による子どもの人権SOSミニレター、こういうものを実施しております。

昨年11月実施したいじめアンケートの結果、本市では、今の学年になっていじめられたことはあるとの回答は、小学生10.2%、中学生4.4%。そのうちの、今もいじめは続いているとの回答は、小学生17.5%、中学生32.8%。しかし、その後の取り組みの結果、ことしの1月31日の調査の結果、すべてが解消したという報告を学校から受けております。今後とも児童生徒の実態把握に努めながら、児童生徒と信頼関係を築き上げ、家庭と連携していじめの解消に取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っております。

また、情報化社会の進展とともに、児童生徒の携帯電話保有率も増加の一途をたどり、ネット上のいじめという新しい型のがあらわれております。これは他人への誹謗中傷を携帯電話等でネットの掲示板あるいはブログに書き込んだり、不特定の携帯電話にメールを送信するなどの行為を言うものです。ネット上のいじめの実態把握は、県教育委員会の安心・安全ネット社会推進事業、これにより行っております。

平成22年度4月から7月までの学校非公式サイト調査報告書によりますと、本市の中学校関係は、いじめや中傷、これとは少し無関係ですが、自分や友だちの紹介等の個人情報の漏れに関するもの等が17件でした。

今後の対策としまして、学校における情報モラル教育のさらなる推進と家庭への

啓発を今後とも進めてまいりたいと思っております。

次に、水俣病差別発言に対する取り組みでございますが、ことし6月、県中央地域の中学校と芦北管内の中学校との練習試合の中で、「さわるな、水俣病。汚い」という差別発言がございました。そこで、6月に菊池教育事務所管内の教育長、校長が合同で研究、協議を行い、水俣病をめぐる人権に関する基本的認識を高める指導の充実、そして指導計画や内容の充実、こういうものを確認し合ったところです。

また、本市では市内の校長会議でも指導いたしましたし、人権教育審議会においても差別発言の生まれる背景、人権学習や推進体制の見直し等をグループや全体で協議し、今後の学校での取り組みを協議、確認したところでございます。

水俣病学習につきましては、県教育委員会の事業としてエコセミナーがございません。3年に1回の割合になりますが、小学校5年生が水俣市を訪問し、水俣病資料館の見学や語り部のお話を聞きながら、また環境についての学習を行っております。しかし、今回の差別発言は、5年生のときにエコセミナーに参加した生徒であることから、このことを重く受けとめ、本市としましても、水俣病学習については人権教育の面からも学習を深めるよう、校長会等で指導しているところです。

今後とも無知が差別や偏見を生むとの認識のもと、水俣病、同和問題、ハンセン病等の各人権課題に対して正しい知識、認識を培い、自分の大切さとともに、他の人の大切さ、認めることができ、さまざまな状況や場面において具体的な態度、行動ができる、そういった児童生徒の育成を目指して、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） それでは再質問をいたします。

社会教育における本市の人権教育啓発の取り組みについてお伺いをいたします。

本市では、新たに人権啓発推進会議が各校区で立ち上げられました。このことは市の取り組みとして大きな前進で、大変評価できるものと思います。そのほかにも、課題解決に向けて多くの取り組みがなされているようです。

そこで、3点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

1点目としまして、市民の研修会や互いの触れ合いの場づくりを活発に行うなどの多様な取り組みを具体的にどのように進められていくのか。

2点目に、本市の総合計画基本構想にも挙げられております人権教育啓発の拠点としての人権センターの整備はどのように行われているのか。

3点目に、本市の人権教育啓発の現状と課題についてお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 菊池市におきましては、合併と同時に部落差別等撤廃、人権擁護に関する条例を制定しますとともに、平成19年には菊池市人権教育啓発基本計画を策定しまして、その具現化に向けまして、人権同和教育推進協議会を中心としてさまざまな活動に取り組んでまいりました。特に全市民の皆様方に対しましては、人権教育の推進と浸透を図るために、大きく三つの柱に分けて取り組みを進めております。

一つ目は、市内各種団体等における人権教育を推進していただくため、年1回以上の自主研修会をお願いしているところでございまして、徐々にその広がりを見せているところでございます。

二つ目は、地域が主体となって取り組んでいただくための地区別懇談会の開催でございまして。これは市内全域を三つのブロックに分けまして、3年間で一巡するものでございます。現在、2巡目を巡回しているところでございますが、参加していただいた市民の皆様方からは、たくさんの貴重な意見をいただいているところでございます。

三つ目は、各種研修・大会や研修会等での開催で、先般開催しました菊池市人権・同和教育研究大会や、12月に開催予定の菊池市まちづくり人権フェスティバル、そして行政職員や学校教職員を対象といたしました研修会等を開催しております。

また、地域に根差した人権教育を進める上で、市内すべての小学校区に校区人権啓発推進会議を立ち上げまして、地域住民みずからが考え、必要な事業を展開するボトムアップ型の人権教育に取り組んでおります。昨年、市内14すべての小学校区で立ち上げが完了いたしました。このことから、さらに充実した取り組みを目指してまいります。

今後の多様な取り組みにおきましては、市民の皆様方の身近にある人権の課題について自分のこととしてとらえていただくために、さらにわかりやすく親しみやすい、参加してよかったと思われるような研修会を提供してまいりたいと考えております。

2点目の人権センターの整備についてでございますが、本市では菊池市総合計画の前期基本計画におきまして、人権・同和教育啓発の拠点といたしまして、人権センターの整備を掲げてまいりました。現在、市内には地域に開かれたコミュニティーセンターとして重要な役割を果たしております菊池市西部市民センターを初め、教育集会所が菊池管内に4カ所、旭志管内に2カ所、そして泗水管内に1カ所あり

ます。それぞれが人権・同和問題の解決のための拠点施設として機能を果たしているところでございます。

当初計画におきましては、これらの施設を包括することはもちろん、市民の皆様方のさまざまな人権問題について対処可能な人権センターの整備を掲げたものでございますが、各地域に密着した人権教育を効果的に進めるためにも、当面、これまでどおり既存施設を有効活用してまいりたいと思っております。

3点目の人権教育の啓発と課題についてでございますが、これまで長年にわたり実施してまいりました教育啓発の推進によりまして、市民の皆様方の同和問題を初めとする人権問題に対する一定の理解と認識は深まったものと感じております。

しかしながら、一昨年度に実施いたしました人権に関する市民意識調査の結果から見ましても、十分に理解いただいているとは言えない状況もありますので、さらに市民の皆様方一人一人の人権が大切にされるまちづくりに努めていく必要があると思っております。特に身近におきましても、結婚相手の出身地を電話で問い合わせる身元調査事例や各種委員同士間での差別発言事象も発生しておりまして、現在、創意工夫を凝らしながら、各種の研修会等を実施しているところです。

しかし、参加者数の減少や参加者の固定化が見られたり、人権問題に関しては依然無関心な方々が多いのも現実であります。今後も全市民の皆様方の広がりを目指して、地域に根差したまちづくりのリーダー的役割を担っていただける人材の掘り起こしや養成、そして啓発やさらなる研修機会の充実に努めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） それでは再々質問をさせていただきます。

今日の社会では、先月発生いたしました幼い2人の子どもを部屋に置き去りにして死亡させたような事件等の育児放棄事件や幼児虐待事件、さらには殺人事件など、非人道的な事件が連日のように報道されております。本当に耳を疑いたくなるような事件ばかりでございます。これは人間としてお互いを思いやり、人に対する優しい心、すなわち人権尊重の心の欠如にほかありません。

そういう意味におきましても、人を思いやる心をはぐくむ人権教育は、人としての基本的な問題として最重要課題だと思います。そこで、我々議員も率先して人権教育に取り組まなければならないと思います。

そこで、最後に本市の人権教育啓発を推進するに当たり、市長はどのような思いを持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池市では、お互いの人権が尊重され、差別のない明るいまちづくりを目指し、すべての市民の皆様と一緒に考えて、さらに行動することを基本といたしまして、菊池市人権・同和教育推進協議会、この活動を中心といたしまして、さまざまな取り組みを推進しているところであります。

お話のとおり、21世紀はまさに人権の世紀と言われて久しいところでございますが、近年におけます厳しい社会情勢は、確実に格差社会が広がっていると言われております。これも申し述べられましたように、連日のように報道されます痛ましい乳幼児の虐待を初めといたしますさまざまな人権侵害の報道を耳にいたしまして、また私たちの地域におきましても、一部において地域コミュニティーのつながりが薄れ、従来の地域が持っていた教育力や福祉力が低下をして、相互扶助、共助の精神がなくなりつつある、命が細る孤立の時代とも言われているところであります。

私は、市長2期目の就任時におきますマニフェストにおきまして、本市のまちづくりの理念でありますところの豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりの、この具現化のために、まちづくりは人づくりである、これが基本でありますとして、市民皆様と直接の触れ合いを大切にしながら、市民総参加のまちづくりを掲げてまいったところでございます。

すべての市民の皆様方の人権が尊重される差別のない明るい社会の実現を目指す人権教育啓発の推進というものは、これまでの同和問題を柱といたしますあらゆる人権問題の解決に向けた取り組みや成果を見ましても、命のとうとさや人や地域のつながりを再構築して新しい菊池市を創造していくことにつながるものだと、このようにかたく信じるものでございます。

このようなことから、今後も市民の皆様と一緒に考えて議会の皆様方のご理解とご協力を得ながら、さらに人権意識を高める努力と実践を推進しまして、21世紀がまさに人権の、そして人権と共生の世紀と言えるように努めてまいりたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前11時02分

開議 午前11時11分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） おはようございます。

10年先の菊池、10年先の菊池と、皆様にはばかにされているかもしれませんが、あえて10年先をともに見据えましょうの坂井でございます。

今回の一般質問では、10年後の本庁舎と総合支所、人員配置、行政サービス効率化について、また今後10年間で決まる旧各市町村の事業展開について、また10年後の市民に身近なごみ処理問題と産廃問題について質問したいと思います。

初めに、市民に一番身近なごみ処理問題から質問したいと思います。

本市の将来のごみ処理について、RDFと菊池環境保全組合についてでございます。

現在、本市の可燃ごみ処理は、旧菊池市、七城町、旭志がエコヴィレッジ旭、RDFによって処理をされ、泗水のごみが菊池環境保全組合で処理されています。

質問を3点しておりました。近隣市町村はどのような方式でごみ処理をしているのか、また類似団体、可燃ごみ処理に関する処理費用の比較、本市は将来ごみ処理をどのような方法でしようとしているのかという3点の質問を1回目にしておりましてけれども、これは取り下げて、今からする質問が1回目の質問として答弁をお願いしたいと思います。

合併時には、処理場の候補地に陣内地区を挙げていた経緯もありますように、菊池環境保全組合には菊池、七城、旭志、泗水、全市対象だったと私は認識をしておりますけれども、今はなぜ泗水だけになっているのか、質問をいたします。

また、RDFが残り8年で処理終了。菊池環境保全組合では、泗水以外の菊池、七城、旭志を外す方向で進んでいる中で、RDF、菊池環境保全組合とも処理ができなくなったときに、市長は民間委託も視野に入れているとの発言があったように思いました。民間委託とは、九州産廃にゆだねるということですか、質問をいたします。

私が今質問をしていることは、本市の10年後のごみ処理であり、市民にとって重大な問題でもあります。そのことを踏まえて、今後、市長はどのような方法で処理していこうと考えておられるのか、以上3点を第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ごみ処理の問題でございますが、本市のごみ処理につきまして、は合併時の協議事項の中で検討をされまして、現行のまま新市に引き継ぐと、このようにされたところでございます。

そこで、泗水地区は引き続き菊池環境保全組合で処理をいたしまして、旧菊池、

七城、旭志、3地区におきましては、可燃ごみは菊池広域行政事務組合から移管をされた直営の、ご指摘のエコヴィレッジ旭で処理をし、資源ごみ、不燃ごみにつきましては民間事業者へ委託をしているのが現状でございます。

ごみ処理の広域化の協議につきましては、合併の後、菊池環境保全組合において、平成26年度に供用開始を目標といたしまして、新しい環境工場の建設計画の協議が始まったところであります。その中で、国が進めております広域のごみ処理によりまして効率的な事業運営を行うことが望ましい、そういうことや、現在、広域連合におきましてし尿処理事業、火葬事業、消防事業、介護保険事業、これらが菊池郡市全域で行われていることからいたしまして、ごみ処理についても広域で行うことが望ましいとの意見があり、菊池市全域を菊池環境保全組合の処理区域に加入する方針で協議が始まったところでございます。その後におきまして、各市町でごみの減量化に取り組んだ結果、処理施設の延命化が可能と、このようになったことからいたしまして、供用開始を平成33年度まで延ばすことができました。

このような中で、平成20年7月の組合議会の全員協議会におきまして、新環境工場建設用地の選定を行うに当たっては、処理区域が決定しないままでの用地選定は先に進まないことや処理区域は早急に決定できないこと、用地選定から建設までに10年程度かかり、待たなしで進めなければならないことなどの理由から、現在の処理区域、いわゆる菊池市は泗水地区のみで計画を進めることとなりまして、菊池市全域加入については門戸をあけておくということになったところであります。

また、平成20年11月に本市と九州産廃株式会社で締結いたしました環境保全協定書の一部変更協定書を会社が白紙撤回するということを表明したことによりましてさまざまな問題が取り上げられまして、平成21年11月の組合全員協議会におきまして、新環境工場建設については、現在の処理区域で計画を進めることで確認をされたところでございます。

次に、平成17年度当時、新環境工場建設候補地に本市が陣内処分場を予定地として挙げたことにつきましては、当時、2市2町全域での広域処理を行う上で考えられる候補地を各市町議会の承認を得て上げてもらい、その候補地に対する費用対効果を検証することで、今後の候補地選定に役立てることとしておりました。あくまでも費用対効果がどうなるかという試算を試みようということで、その挙げられた用地に建設するという前提ではないということで確認をされておったわけでありまして。

そこで、本市におきましては、一般廃棄物の最終処分場として用地を現在確保しております陣内地区であれば、まさしく現実の問題となった場合でも実現可能であるということから、費用対効果も検証しやすいと判断をいたしまして、議会の皆様

にも報告をいたしまして、菊池環境保全組合へ提案をしたという経過ではございません。

ところが、今になりまして、他の市町からすれば菊池市の提案という、この陣内につきましては、費用対効果を考えない交通便の悪い山間地を候補地としたという意見になっているものでございます。私はこのことについてたびたび組合議会にもご説明申し上げたのでありますが、よそ様の1市2町で挙げられている地域につきましては、まさしく費用対効果の参考的なもので、それを具体的に実現可能であるかといったら、菊池市の陣内地区のほうが現実性があるということをお願いしてまいりました。そこで、それまでの経過をよくわからなかったような状態の中で、こういった菊池市で挙げました陣内地区については、おかしいではないかといったご意見が出たのではないかと考えております。

次に、エコヴィレッジ旭につきましては、固形燃料施設であります大牟田のリサイクル発電株式会社との処理契約が平成29年度までと、このようになっております。また、地元であります旭志の麓地区との協定書で、施設の使用期間は使用開始から15年間と定めてありますことから、平成29年度もしくは平成30年度で終了することになる予定であります。

現時点での計画では、エコヴィレッジ旭の終了は菊池環境保全組合で進められております新環境工場で処理することを考えておりますので、広域化ができなかった場合の処理方法は検討してはおりません。

また、民間委託に関しましては、菊池環境保全組合の新環境工場建設についての協議の中におきまして、旧の焼却施設の延命化を図るための方策が協議されました。そのひとつとして、菊池市が合併したことから泗水地区の可燃ごみをエコヴィレッジ旭で処理することで処理量を調整する案が提案をされた。すなわち、菊池市は合併をして泗水町を含めたわけだから、エコヴィレッジ旭のほうで泗水のごみを含めて処理してくださいといったことであります。それによって延命化できるということであったわけです。

しかし、本市といたしましては、エコヴィレッジ旭の建設当時の地元住民への説明会等におきまして、菊池、七城、旭志地区以外のごみは持ち込まないことや、施設の運営時間を定めていることなどから、運転時間等も定めていることから、住民の理解を求めるためには、それなりの時間が必要であるということで、少々時間をかけてほしいということを組合に申し上げたところであります。

こういった中で、さきに申し上げますように、建設期間が切迫した状況であったということもありまして、協議の中で泗水の可燃ごみあるいは全体的な、処理オーバーするごみを緊急に処理する必要がある場合においては、緊急避難的な措置と

して、菊池にあります民間の処理施設への委託をお願いすることも必要ではないのかなということ具体的に提案をしたところでもあります。

このことにつきましては、この菊池市の一般ごみをこの民間会社のほうに委託をやっつけようという意味ではなくて、そのときの環境保全組合におきます緊急避難的な措置の一つとしてRDFの説得、理解というものをさせていただくための時間、それからそれがどうしてもやむを得ないという状況のときには、民間業者に委託をすることも避難的なものとして考えられる選択肢の一つであると、これは菊池の内政上の問題として判断はどちらかにしなければならないということをお願いしてきたところでもあります。

また、本市におきます民間の一般廃棄物処理施設につきましては九州産廃株式会社のみでありますことから、民間委託ということになれば同社への委託とならざるを得ないといいたいまいしょうか、なるということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 泗水のごみの処理とか、いろんなことを答弁されました。そしてまた、民間委託というのはやはり九州産廃であるということも述べられたと思います。将来的な検討は、やはり、これももう本当真剣に考えなければいけないことだと思います。そんな中で、民間委託といいますと九州産廃しかないということですよ。

この新聞記事でございますけれども、九州産廃、協定破棄撤回せず、最終処分場の期間短縮問題、県、菊池市と協議とあります。同社は、市が文書で公布した業務委託に関する13項目の一部が実現していないことを理由に協定破棄を主張している。中田浩利社長は、13項目は当時の市の担当者も遵守すると言っていた。努力目標で終わってもらっては困る。期間短縮は、最初、白紙に戻さないと、市と協議はできないと述べておられます。一方、市は農業振興地域からの除外や市有地の払い下げなど、同社の要求には十分に応じたと説明。福村市長は13項目でも可能な限り努力していると述べられました。

このように九州産廃とは複雑な関係でありまして、今後、5年間短縮、最終処分場のことに関しまして裁判でもしなければいけないというような、九州産廃にごみ処理をゆだねたら、期間どころか最終処分場処理期間短縮協定の破棄、いろんな問題が生じる可能性もあります。このような状況でRDFなど、他の処理施設で処理できず、九州産廃にゆだねたならば、出たごみは必ず処理をしなければならず、最終処分場の見返りか交換条件に使われる可能性も大きいと思いますがどう思われま

すか、質問をいたします。

また、10年後以降の本市のごみ処理を考えましたら、いろんな思惑も含んで、菊池環境保全組合での処理が無難でベストであると、市民のだれもが思われると思います。私も思います。

そんな中で、菊池環境保全組合が菊池外しで進んでいると聞く今日、RDFがあると8年で終了、民間の九州産廃、これも最終処分場協定問題で将来に向けて非常に問題があるのでございますから、本市としましては菊池環境保全組合にいるしかないと思っております。

その菊池環境保全組合の会議には、他市町村の市長、町長が参加されていると聞いております。本市は、最近の大事な会議2回には課長出席と聞いております。今日の努力で将来の本市のごみ処理が決まる大事な時期、環境保全組合の会議に市長は他の行事よりも最優先をして、必ず出席をしてほしいと思います。本市の将来のごみ処理のために全力を傾注し、誠意を持って環境保全組合での処理ができるように最大限努力すべきと思いますが、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 九州産廃株式会社は、産業廃棄物及び一般廃棄物の処分業の許可を取得をしている施設でありまして、市内で家庭ごみなどを処理できる民間処理施設というものにつきましては、同社のみであるということでございます。また現在、本市の不燃ごみの処理につきましては、九州産廃株式会社へ委託しております。当然、必要なごみ処理は民間事業者へお願いしなければならない現況にあります。

今後、産廃問題の解決に向けまして、九州産廃株式会社とは協議を行っておりますし、また行ってまいります。市からの委託業務というものにつきましては、許可を持っている事業者の責務として行ってもらうなければならないものでありまして、これらの白紙撤回の、いわゆる交渉の道具にはならないし、また絶対させてはならないと、このように思っているところでございます。

また次に、菊池環境保全組合の管理者会議や議会につきましては、非常に重要な会議であるということにつきましては、ご指摘のとおり認識しております。会議というものは、往々にしてそういった重要な会議が会議に諮られているわけでありませぬ。

しかしながら、この緊急な議会あるいは正副組合長会議等が開催されるわけですが、どうしてもやっぱりこの日程が調整できない場合というものはございます。みずからが主宰をしている会議と重複している場合等におきましては、主宰者

のほうが自分であるということで、そちらのほうに出席をしなければならないということもございます。そこで調整できない場合につきましては、私も含めまして、各首長さん方もどうしても緊急な会議等については調整を苦慮されておられるようでありまして、最終的には組合長の日程に合わせて会議ということが開かれますために、出席がどうしてもできないということがあり得ることはご理解をいただきたいと思います。そのために、副市長さんのほうに前回もご出席をお願いしたりしたわけであります。

今後は、先ほど申し上げましたとおり、本市の将来のごみ処理体系に係る重要な事柄であるということは重々認識しております。これにつきましては、会議の日程等につきまして事前調整をさらに組合にお願いをしまして、全正副連合長等が出席をできる日に、極力ひとつ正副組合長会議、あるいはまた議会の開催をお願いするように申し入れをしていきたいと、このように思っております。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 市長、いろんな行事があつて、もう本当に大変だと思いますし、十分わかっておりますけれども、この環境保全組合、非常に大事な会議ですので、もうご尽力をよろしくお願ひしたいと思います。

また、ひょっとして、民間でもありますのでごみ処理をストップされた場合、非常に問題も出てくるかとも思います。将来のことですので、一生懸命頑張っていたきたいと思います。

2番目に、本庁と総合支所について質問をいたします。

合併協議で本庁舎を建て、旧市町村に各支所を置くようになっていたと思いますが、本庁舎建設で二転三転しているので、本庁と支所方式なのか、本庁と各総合支所方式なのか、役割、機能がはっきりしていなく、不便性、非効率、不合理、何よりも市民サービス低下を私なりに感じましたので、質問をいたします。

まず、質問ですけれども、合併前の旧市町村の職員数をお示してください。広域事務組合、老人ホームは省いて結構です。現在の菊池、泗水、七城、旭志の各庁舎に勤められている職員数をお示してください。

3番目に、各部署、経済部、建設部とありますけれども、各部署の配置人数、旧菊池市の配置人数をお示してください。また、合併後の現在の本庁舎の各部の配置人数をお示してください。

もう一点、今の本庁舎、公民館も建設部が使っていますが、これは目的外ですけれども、市民サービスと駐車場、施設設備等、不備、不合理、不便性、不効率等、職員の方から、また市民の方から、また地域の方々から不満の声は上がりませんで

したか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 旧市町村ごとの職員数につきましては、幼稚園、保育所、老人ホーム、小中学校勤務などのすべての職員を含めまして、平成16年4月1日現在で、旧菊池市が294人、旧七城町が70人、旧旭志村が72人、旧泗水町が124人、旧広域事務組合53人の計613人でございます。本年4月1日の職員数につきましては、本庁勤務が327人、七城総合支所が20人、旭志総合支所が19人、泗水総合支所が28人、その他幼稚園、保育所、老人ホーム、小中学校等が128人の計522人でございます。

次に、合併協議会におきます本庁設置に伴います本庁と各総合支所の目標職員数はございませんでした。

また、本年4月1日の幼稚園、保育所、老人ホーム、小中学校勤務などの職員を除く本庁における各部の職員数は、総務部が79人、企画部20人、市民部75人、経済部47人、建設部46人、会計課6人、水道局9人、議会事務局6人、監査委員事務局3人、農業委員会事務局4人、教育委員会事務局32人の計327人となっております。また、旧菊池市の16年4月1日の保育所、老人ホーム、小中学校勤務などの職員を除く本庁における各部の職員数でございますが、総務企画部42人、市民部67人、経済部37人、建設部33人、会計課5人、水道局7人、議会事務局5人、監査委員事務局2人、それから農業委員会事務局5人、教育委員会事務局24人の計227人となっております。

議員ご指摘の庁舎が分散されて市民からの不満はなかったかというようなことでございますが、来庁された方にとりましては、やっぱりご不便をかけているのは事実でございます。また、駐車場も狭いというようなお話も伺っておりますが、この駐車場につきましては、職員がお金を出し合まして民間施設の駐車場を借りて、市民の方の来庁に支障を来さないように、職員同士が金を出し合って、今、やっているところでございますが、それでも会議が重複する場合はご迷惑をかけている現実があるのも事実でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 合併協議では、本庁・支所方式にするようになっていたけれども、現在は本庁・総合支所方式なのであります。しかし、庁舎ができるまでの暫定措置でございましょうが、本庁舎はできていないのに、限りなく本庁・支所

方式に近いとは思っております。業務は総合支所に負担をかけながら、職員は集中的に本庁舎に吸い上げられている。それゆえ、各地域の市民サービス、地域振興への不満や新市建設計画もなかなか進まず、今後の社会資本整備総合交付金事業等、有利な補助事業、地域振興事業等も支障を来すのではないかと心配をしております。

数字を、今、総務部長がおっしゃいましたけれども、各総合支所、泗水が120人が何と28人に減っている。92人が本庁へ出向いておられます。旭志は69人が19人、50人が本庁。七城は70人が20人、50人が本庁。何と実に192人の職員が本庁に吸収されているのです。

また、本庁舎はそのままであるのに、庁舎内の各部署を比較しますと、旧菊池市職員数と現在の各部署職員数比較、今、部長がおっしゃいましたけれども、総務企画部、聞かれましたから大体わかりますね、40人なのに対して現在99人。これをもう時間もありませんので合計しますけれども、旧菊池市の庁舎に227人お仕事をされていましたが、現在は327人。職員だけで100人ふえております。

さっき192人が吸収されたと、増加していると言いましたけれども、その差は職員減だと思えます。しかし、臨時嘱託職員が合併前は251人が現在は329人おられ、78人はふえている状況です。本庁舎内に77人の嘱託職員がおられる。これを足しますと、この本庁舎内に合併前よりも、これ私の計算です、170人ぐらいふえ、現在404人程度の職員がこの庁舎内にひしめき合って勤務しておられる、そのように私は見ております。

その結果、市民の場である公民館も建設部が占拠し、各部署内でも過密であるし、駐車場も1人1台とすれば何台、どのようにこの、さっきお金を出し合って駐車場確保をしていると部長がおっしゃいました。何かの会議があった場合は、駐車場が満杯でとめられない状態もたびたびであります。経済部などは奥の奥で、なれている市民の方はいいかもしれませんが、一般の市民はとて行きにくく、身近な感じではありません。もっと市民の方が利用しやすいスペースが必要だと思えますし、職員の働きやすい空間も便利性と合理性、効率性からも必要だし、公民館も公民館として市民に開放すべきだと私は思います。

一方、総合支所はといいますと、本庁に職員を集積され、23%から28%までに職員が減少して、がらんとしております。七城と旭志の庁舎は耐震補強は要らないし、泗水の庁舎もなかなかモダンで立派な建物です。いずれも総合支所、がらんとあいております。各総合支所の1階は人もまばらだし、2階に上がるとすべての部屋があいていて、半分は物置化されております。しかし、いずれも空調は整っていて立派な建物でありますし、広い、あいた駐車場が実にもったいない。惜しい気がしてなりません。皆さんももったいないとは思いませんか。

私が言いたいのは、まだ新庁舎もできていないのに、またいつできるかわからないのに、暫定的とは言っても、どちらかという、本庁・支所並みの人間配置で今後も企画立案、総務は別にしても、他の業務はそんなに変わっていないのに、総合支所の職員を72%も本庁舎のできていない菊池の庁舎に集められたら、無理、無駄、不便で窮屈になるのは当たり前であります。新庁舎も6年から7年は建たないでしょう、建つ可能性もない状況の中で、今の本庁、総合支所のあり方に対して皆さんはどう思われておられますか。

ここで質問ですけれども、新庁舎が建たず、本庁舎の過密度と、そして総合支所の空き部屋、空き駐車場を考えても、大変不均衡であり、是正するためにも、今の中途半端な本庁、総合支所方式を考え直す考えはありませんか、質問をいたします。1点です。

それと、例えば旭志に経済部、七城に建設部、泗水に市民部、菊池に本庁、総務部、企画部、教育委員会等に分けた分庁方式にしたら無駄がなくなり、人員配置、施設設備など、地域にバランスがとれていいと思いますがいかがですか、お伺いをいたします。

それともう一点、また新庁舎が建たないのなら、JA菊池のように、皆さんも知っているように、本格的総合支所方式にしたらどうでしょうか。七城を例に挙げますと、市役所関係は職員が70人から20人に減りました。農協は、JAは合併前62人だったのが現在は42人、38%減少です。これぐらいの減少ならいいのではないかと思いますけれども、それにある程度の機能と権限を与え、不便さ、不効率、無駄等をなくし、全体の均衡を保つためにも、本格的な総合支所方式もいいと思いますがいかがですか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 合併協議会の協議事項を遵守する立場から、これまで本庁、総合支所にかかわらず、各課の業務量を見直したり、課の統廃合を行うなどの方法によりまして、できる限り合併当初の本庁総合方式を維持することに努めてまいったところでございます。

しかしながら、厳しい財政状況が続いている状況から、職員数に係る人件費の節減を目的に、合併後5カ年間で91人の削減を行ってまいりました。そのため、1人当たりの事務量も合併当初と比べまして年々増加し、本庁、各総合支所双方におきまして、これまでのような人員が確保できず、住民サービスの提供ができないおそれのある部署が出てまいりました。したがって、住民サービスに影響が少ないと思われる業務を本庁へ統合し、あわせて業務遂行に必要な職員数を配置してまい

りました。

以上の理由から、現在の本庁、総合支所の組織と職員数は変更してきたものでありまして、決して合併時の本庁、各総合支所の業務量をそのまま残して人員のみ移動したものではないということをご理解いただきたいと思います。

また、分庁方式に関しましては、利用目的ごとに庁舎を移動する必要がございますので、現在よりも住民の利便性が高まるとは考えがたいと思いますし、新庁舎建設までの庁舎の方式につきましては、計画的で慎重にあるべきであるというふうに考えております。

ご指摘の総合支所の空きスペースの利用につきましては、七城におきましては県のインキュベーション施設として、これは夢挑戦プラザ県北ということで、県内に2カ所のものでございますが、それに貸し付けておりますし、泗水は広域連合が3階に、このたび熊本森林管理所を2階に貸し付けております。今後も各課の業務量とあわせて有効に活用してまいりたいと考えております。

また、現在の各部署の職員数でございますが、市の全体的な業務量のバランスの中で割り振っております。特定の業務に偏った職員を配置することは、一方での業務で住民サービスの低下を招いてしまうおそれがありますので、市民サービスの平等の観点からも、極端に偏った職員配置は難しいと考えております。

議員ご指摘の各総合支所事業の円滑な推進体制につきましては、本庁、総合支所双方で協力して事業に当たる体制を整えていけば、円滑に事業推進ができるものと思います。今後も事業推進に当たりましては、本庁、総合支所の関係部署との連携を今後さらに強化いたしまして、課題解決に努めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） もう部長は、職員は91人減らしたとおっしゃいました。しかし、嘱託職員は78人ふえているわけですね。そして、また人員配置、旭志、泗水、七城、各部を移したとしても、現在はインターネットでつながっていますので、そんなに問題はないと思います。

私は建物が、この本所を増築するなら職員のスペースもあきます。そして、また住民の方もスペースがあって利用しやすいような庁舎になると思いますけれども、建て増しますか。かなりなお金が要ると思いますよ。そういう意味で、あいている施設はもったいないと言っているんです。今後も、これ十分考えていただきたいと思います。すぐには庁舎は建ちません、10年ぐらいかかるわけですよ。建つか建

たないかもわかりません。それならば、今のあいている総合支所は絶対利活用してほしいと思います。

間近な問題として、各総合支所、合併協議の新市建設計画の遂行、福祉行事、体育行事や建設経済振興等、職員が少なく総合支所、大変大ごとをされております。まして、泗水まちづくり交付金で21億の大事業をやられるわけですが、用地買収、地元地区との交渉等、今の支所の職員数では大変ではないでしょうか。また、今後取り組む七城町も町民は望んでおられますけれども、今の少ない職員ではしよせん無理な話。本格的な総合支所が無理なら、各総合支所、職員が足りない部署に人員増加を図り、地域の振興、地域市民の行政サービスの充実を図る考えはありませんか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） まず、嘱託職員の増についてご指摘いただきましたが、一般業務に受ける嘱託職員は配置いたしておりません。今回の国の緊急経済雇用対策の中で、一部業務をさせている部分はございますが、一般業務については嘱託職員は入れないという原則を貫いておりまして、レセプト点検であったり、図書館業務であったり、そういったことで嘱託職員が制度上ふえたものはございますが、今後も一般事務における嘱託職員はふやさないという方針は貫いていきたいと思っております。そうしませんと、何のために職員を減らしたのか意味がございませんので、そういうことで努めてまいりたいと思っております。

それから、総合支所の活用でございますが、まだあいているスペースがございますので、泗水はもういっぱい状態になりました。七城と旭志があいておりますので、いろんな活用方法があると思われまますから、そういった部分については活用を進めてまいりたいというふうに思います。

それからもう一点、泗水の社会資本整備総合交付金事業についてご指摘がありました。これは21億にも上る大きなプロジェクトでございます。現在、この企画に当たりまして本庁企画部が全部やりました。今後の事業展開におきましても、本庁が主体であるということを徹底いたしております。本庁が支所の応援をいただきながら事業展開をするということに決めておりますので、支障のないように、本庁が主導権を持ってやっていきますので、ご安心いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 業務内容も違うと言われましたけれども、実際に庁舎内に7

8人が。

○議長（山瀬義也君） 次の質問に移ってください。

○19番（坂井正次君） 働いておられるわけです、この庁舎内にですね。

まあ次に移ります。

今の質問にちょっと関連しておりますけれども、新市建設計画と社会資本整備総合交付金事業について、合併時のときからの事業であります。新市建設計画投資的
事業とまちづくり交付金事業、つまり社会資本整備総合交付金事業の今後の取り組みについてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 現在のこの新市建設計画投資的事業の内容につきましては、
本年2月に当時の議員の皆様にお配りをいたしました、平成21年11月で取りま
とめております事業一覧表に記載されております事業でございます。これらの事業
は、合併前に決められました共通事業及び旧市町村ごとの事業から成り立っており
ます。その後、全体事業費の減額等の見直しを平成19年2月に行っております。
その後におきましても、毎年度若干の事業を追加し、見直しを行ってきましたもの
が、現在の新市建設計画投資的事業一覧として取りまとめたものでございます。

この新市建設計画投資的事業につきましては、合併前に旧4市町村の合意を得た
ものに、新市になり新たに事業を追加したのもございます。これらの事業につ
きましては、合併特例債の適用期間の10年間で実施をしなければならないと考
えております。しかしながら、それぞれの事業を精査してみますと、実情に合わ
なくなってきた事業など、事業の実施を見直さなければならないものもござい
ます。今後、財政状況などと照らし、早急に各事業を精査し、必要な事業を
進めてまいりたいと考えております。

また、旧まちづくり交付金事業でございます社会資本整備総合交付金事業への取
り組みにつきましては、これまで旭志地区が終了し、菊池地区が事業実施中
でございます。本年度から泗水地区の事業が始まっております。この交付金
事業は、事業内容によって国からの交付額の率が異なりますが、泗水地区の
事業につきましては、事業費の約4割が交付金で賄われることになっており、
財政上も有利な事業でありますので、市の財政負担の軽減を図るためにも積
極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 新市建設計画、なかなか事業ができないので組みかえをしているというようなお言葉だったと思います。

総合支所に職員を減らして事業ができないようにして、そして事業費を捻出して吸収すると、まあ悪く言えばですよ。ただ、新市建設計画、合併特例債とか、有利な補助を活用しての事業でございます。やはりこの合併して10年間の期間でこの事業をやらなければ、10年後はなかなかできない事業もたくさんあります。

そういう観点で、その事業を完遂するためには、やはり私はもっと総合支所に職員が必要だと思います。その点に関してどのようにお考えでございますか。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 新市建設計画投資事業につきましては、事業一覧表に記載されているすべての事業を実施することが前提にあると考えております。しかしながら、さきに答弁をいたしましたように、事業計画が今の実情に合わなくなっているもの、あるいは新庁舎建設事業のように、用地確保の問題で延期しなければならない事業なども幾つか出てくるかと思っております。このような事業を除き、事業の実施に最善を尽くし、合併特例債の適用期間内に計画されている事業につきましては、財政当局との協議を行いながら推進してまいりたいと考えております。

社会資本整備総合交付金事業として実施される事業を含めました各地区で行われます事業につきましては、先ほど総務部長のほうからも申しあげましたように、本庁が主体となりまして、総合支所と連携を図りながら事業実施に支障のないように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） もう本庁でリーダーシップをとってやっていただければなりませんけれども、まちづくり交付金、菊池、旭志、泗水、今度は七城の番であると私は思っておりますけれども、着手するに当たって、先ほどから言っていますように、今の総合支所の職員数では無理があると思われれます。より地域住民のためになるため、計画設計の段階から本庁よりプロジェクトチームでも派遣させて事に当たらなければ、人員不足でできなくなってしまう可能性もあると思っております。早急なる事業展開ができる人員配置を望みますが、いかがですか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 職員の配置につきましては、これまで総務部長のほうで答弁してまいりましたとおりでありまして、職員の削減というものを行政改革として取り組んでまいりました。先ほども大変な嘱託臨時職員を雇用しているということでもあります、いわば会社とすれば別会社の事業部門をつくったということで、いろんな教育現場等々に配置しておりますものでありまして、これまでの業務量に対します職員の手配ではないということをご理解をお願いしたいと思っております。いずれにいたしましても、全体的な職員の削減を図りながら適正配置を行ってきたところでございます。

本年度から本格的に取り組んでまいります泗水地区の社会資本整備総合交付金事業におきましても、事業費にして約20億前後のものになるかと思っておりますが、総合支所への職員の増員は行わないということで考えております。まだ今現在行っておりません。本庁が主体となりまして、総合支所の担当部署と緊密な連携を保ちながら事業を進めているところでございます。

また、七城地区の事業につきましても、現在、企画部を中心に事業の見直しを行うように指示をしております、総合支所とともに七城地区に合った、今現在ありませんが、事業計画を作成していきたいと、このように考えております。

社会資本整備総合交付金事業として取り組めるような事業があるのかどうかということにつきましては、現在、協議中でございますが、七城地区として必要性の高い事業が出てくれば、単独の事業としてでも、この総合交付金事業以外にもどうしても必要なものであるとすれば取り組んでいかなければならないと、こういった考え方を持っております。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 今の質問に対して、今後の課題としても多少は考えてほしいと思います。

次の質問に移ります。

学校施設の改善についてでございます。

学校施設に関しましては、耐震補強、太陽光発電、電子黒板、中学校のエアコン等、改善はされているのでございますが、保育園、幼稚園から小学校に上がった新入生を持つ親が大変心配されているようでございます。それは何かといいますと、今、若い世代ほどそうですけれども、アパート、マンション、新興住宅等、ほとんどが洋式トイレで、最近では保育園、幼稚園もほとんど洋式トイレだそうでございます。しかし、小中学校はほとんどが和式トイレではないでしょうか。特に、新入生はなかなか座れないそうです。時代の流れというか、小中学校も洋式

トイレが必要ではないでしょうか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 和式トイレを洋式トイレに変えれないかという質問でございます。

現在の学校施設の状況を述べますが、小学校で児童用トイレが321あります。そのうち113カ所、いわゆる4割が洋式トイレ。中学校では、生徒用トイレ148のうち36、約2割、これが洋式トイレです。全体で3割の設置状況です。

現在までの改修状況は、学校現場からの要望等で逐次改修を行ってきました。また、今回の学校耐震化に伴いまして、旭志中学校はこれまでゼロでしたので、男子トイレ6カ所のうち4カ所、女子トイレ10カ所のうち6カ所、洋式トイレにして、今、つくっております。また、隈府小学校のプール、先日改修工事で完成いたしました。私も行ってみましたが、すばらしい、すべて洋式トイレに切りかわっております。このように、学校の現状を見ながら、学校からの要望、そして学校の改修時、あるいは改築等により、逐次設置、改修を行っているという状況でございます。

それから、新1年生の保護者のそういう不安の声が聞かれるという声です。確かに、今の家のつくりを見ますと、ほとんど洋式トイレというふうになっておりますが、中にはまだ和式トイレもあるわけですね。ですから、なかなか和式トイレでないと、新1年生の親からですね、でないと洋式トイレでできないという家庭もございます。ですから、すべて洋式というわけにはいきませんが、これからの時代の状況を見ながら、できるだけ洋式トイレに切りかえていくような方向で、これからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 3割程度は洋式トイレに変わっているというような答弁でございました。今後においては、実情に合わせまして保護者に相談をしていただいて対応していただきたいと思っております。私としましては、最低でも五、六割はもう洋式化が必要だと思っております。もうこれは答弁は結構でございます。

それでは、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時10分より行います。



休憩 午後零時 10 分

開議 午後 1 時 08 分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、大賀議員から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 議長から発言の許可をいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

先ほどの一般質問の中で、前田中教育長は初代教育長と発言をいたしました、初代教育長は木下教育長ですので、訂正をさせていただきます。

また、倉原教育長は2代目と発言いたしましたけれども、3代目教育長でございますので、ここにおわびして訂正をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 次に、水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） こんにちは。

議席番号5番の水上彰澄です。

通告どおり、私は2点の質問を行います。

まず、口蹄疫終息宣言後の市の対応についてをお伺いいたします。

菊池市においては、平成22年6月4日、第5回議会臨時会において、専決第5号、補正予算第3号、1億円の緊急支援資金を提案されました。当然、議会承認決議され、歳入2,113万1,000円、基金繰入金7,886万9,000円で、歳出は家畜疾病緊急対策資金利子補給金4,226万3,000円、備品購入費40万6,000円、消耗品費2,263万1,000円、口蹄疫緊急対策事業補助金3,470万円でありました。特に、その中の緊急対策事業補助金ではありますが、移動自粛とあわせ、市場閉鎖で約2カ月半の販売ができなかったものであります。繁殖及び育成に対しては、4月までの価格から市場開設後の価格差が大きく下がっても上限1万円を補てんしますということでありました。

しかし、熊本県では約2カ月半後の7月10日過ぎに市場開設されましたが、口蹄疫発生前の価格と変わらぬ状況にあり、価格差がなく、対策費は出せない計算になりますけれども、これはぜひとも出してもらいたいと思います。キログラム換算にいたしますと、農家は1頭当たり3万円以上の管理費、えさ代がかさみ、収入は閉ざされ、生活ができない状況にありました。いろいろ理由はありまじょうが、JA、畜協等々と相談をして、1頭1万円を支援していただくよう提言をいたします。

また、肥育農家においても風評被害等で枝肉の下落とあわせ導入ができず、1年

ないし2年後の影響が出るものと思われます。畜種ごとに金額は異なっても支援をしたらどうでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 水上議員のご質問にお答えしたいと思います。

2点お尋ねでございますが、まず1点目でございます。

本市畜産農家の状況は、適期に出荷できなかつた生後9カ月程度の育成牛を7月と8月に振り分けて家畜市場に出荷されておりまして、その結果は判明いたしております。平均単価につきましては、おおむね好調のようでございますが、キログラム単価で算定しますとマイナスになっているということで推察をいたしております。

今後は、JA、畜産農業協同組合、熊本酪農業協同組合との関係畜産団体と協議を重ね、直近の取引平均額を基準単価としまして、販売額と必要経費を加えた価格に差額が出た場合、1頭当たり上限1万円を補助金として、速やかに交付を行ってまいります。

2点目の肥育牛につきましては、肥育牛につきましては出荷できておりまして、枝肉価格の下落は見られたものでございますが、その原因として口蹄疫の風評被害は一部あったものと考えておりますが、多くは景気低迷による消費者の買い控えが大きいものであったと考えております。そのようなことで、その支援ということについては今のところ考えておらないところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 2点目に、次に今後の対応として、埋却地を5,000頭から1万頭の規模で土地を探しておく必要はないかということでお聞きします。

10年前においては、宮崎県と北海道で同時期に発生したことでありますし、そのときは早期発見と埋却で700から800頭ぐらいで済んだと思います。今回は、牛、豚合わせて29万頭という予期せぬ頭数になりました。

このような口蹄疫あるいはBSEと、二度三度起こるかもしれないということを想定しておく必要があると思います。葬祭場のPRじゃございませんけれども、あってはならぬが、心の準備がなくてはなりません。何を言っても、菊池地域は農業販売高で7割を占めておりますし、県あたりと協議をしながら、5,000頭から1万頭規模の埋却地を選定しておくことも大事なことと思います。そのあたりの見解をお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 水上議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在の家畜伝染病予防法では、埋却する場所として感染拡大防止のため、畜舎との隣接地を基本としまして、人家が密集していない場所、飲料水が汚染されることのない場所、最低4メートル程度の掘削が可能であること等、幾つかの条件があり、そのほかに事前に地域住民と協議をし、了承を得ることとなっております。

今回の宮崎県での口蹄疫処理問題では、埋却場所選定のおくれが感染拡大の原因の一つであったと指摘されておまして、畜産農家の中には所有地圃場を持たない農家もおられたと聞いております。今後は、この事例を教訓としまして、家畜伝染病予防法の改正も議論されるものと思います。その中で、埋却地の事前選定等の法の改正がございましたらば、議員ご指摘の規模に応じた土地選定も必要になると考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 質問ではございませんけども、菊池市においては埋却地の農家への規模といいますか、場所選定の調査をされておりました。しかし、各農家の一番近所と申しますか、そういうところで埋却をせえということでございますけれども、なかなかそれぞれの農家、水源地近所にあるというところにおいては当然できないということでもありますので、その辺を、埋却ができないところの農家においてはどのような埋却の仕方をするかということを考えますときに、今申しましたように、全体で、あるいは県もひっくるめまして、また菊池市は特に畜産が多いところでございますので、そのような5,000頭から1万頭を埋却できる場所を選定しておく必要があるんじゃないかならうかということでお聞きしたものでありますので、どうぞよろしくご検討をお願い申し上げます。

次に、旭志中学校の耐震補強工事に伴う事業についてお尋ねいたします。

中学校の教室の耐震補強工事である工期が、22年7月21日から11月30日と看板が立てられております。当然工事が行われておりますので、1年生から3年生まで、教室は移動しなくてはなりません。学校にお聞きしますと、1年生と3年生は2クラスでありますので、1クラス20数名でありまして、調理室等で授業がなされておりますが、調理台の間に生徒の机が置かれてありましたが、人数が少ないため勉強ができるようでありました。

その中でも、2年生においては40名で1クラスであります。被服室を使っておられましたが、被服台が8台あって、その間、40名の一人一人の机を置いてあり

ましたので、大変窮屈な授業をしているなと思いました。また、大変暑い日が続く8月27日でございましたので、特にそのように感じたものであります。

校長先生も教頭先生も、あと1人おれば2クラスになるんですがと言われ、2クラスになれば特別教室でも窮屈な思いはしなくてもよいということでしたが、緊急対策的な耐震工事でございますので仕方がないと思えますけれども、工事発注前の十分な学校との打ち合わせができなかったか、また緊急時においては40名学級でも2クラスにはできなかったのか、残念なことであります。

トイレは5ないし6個の仮設トイレにしてありました。2クラスにできないのであれば、2年生だけの40名が十分な授業のできる仮設校舎ができなかったのか、また県教育委員会との相談がなされたのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 現在、耐震化補強工事におきまして、市内中学校のうち4校、菊池北中学校を除きまして4校、この耐震化補強工事を行っております。当然教室等の工事も行っておりますので、授業に支障を来しているなということは私たちも思っているところでございます。

ご指摘の旭志中学校では、2次診断の結果、教室等において耐震基準を満たしていないということでしたので、便所、そして教室の内装を含めた耐震補強工事に取りかかっている状況です。

状況を説明しますと、この工事がどうしても教室を扱いますので、仮の教室として理科室、それから被服室などの特別教室を利用しながらの授業となっております。大変暑い中、生徒たちに迷惑をかけているということは十分把握しているところでございます。この影響を最低限に抑えるための工夫や早期の工事終了ができるような対策をとってまいりましたが、それも十分ではなかったと、心を痛めているところでございます。

特に、議員ご指摘の2年生の仮教室として利用しております、いわゆる被服室につきましても、教室内に縫い物を縫う作業台が配置されたままのところに生徒用の机、そしていすを持ち込んで授業を行っている状況ということで、非常に窮屈な状態でございますので、すぐ学校とも相談いたしまして、臨時的にこの作業台、これを全部取り外しまして、そしてそこに机、いすを運んで、今、授業を進めておりますので、これまでのように窮屈さはもうなくなったと思っております。

なお、11月30日までの工事予定ですけれども、このまま工事が順調に進めば、10月半ばまでにはもとの教室で授業が再開できる予定でございますので、今後とも生徒への負担を少しでも減らすように、さらに工夫、努力をしていき、早期の完

成を目指していきたいと考えているところでございます。

2点目の緊急対策として、こういう緊急時であるから、40人学級を2学級にという質問でございますけれども、学校側とも協議いたしましたけれども、現在の1学級のクラスを2学級に分けるとなりますと、生徒の割り振りなどのクラス編成、それから教育カリキュラムの見直し、教職員の補充、そういったさまざまな問題もあり、現実的には大変難しいと思われまますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

ただ、1学級を二つに分けて、いわゆる少人数指導として授業を進めるということではございます。今、旭志中学校では数学と英語、これを40人の学級を半分ずつに分けて授業を進めております。

ただ、これは加配教員がいるということでそれができるわけですが、ほかの教科になりますと、少人数指導で行ったときに、例えば同じ国語をやるにしても、もう1人その国語の免許を持った先生が授業をしなくてはなりません。ほかの先生が国語の免許を持っていないで授業をするということは、これできませんので、法的に言ってですね。だから、現在、数学と英語、これは2年生でも40人を半々ぐらいに分けて授業を進めております。

ですから、学校の工夫次第では、もしあいている授業の先生がおれば、同じ教科の内容でもう1人同じ免許を持った先生がおれば分けてできるということはできますので、そういった工夫もしていただきながら、学校と連携してこれからもやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 今、ご答弁にありましたけれども、英語と数学は分けてできておるということではあります、この辺は時間割と申しますか、その辺で解消はできるかと思っております。

それから、感じましたのが2年生だったからよかったと。3年生だったら試験前ということではありますので、工期が11月の何日だったですかね、までということになっておりますけれども、10月半ばで終わるということではございますし、これがさらに長く続くようであれば当然考えていただかにかんといかんと思っておりますので、その辺を特に心配をいたしましたので、どうかひとつ教育委員会のほうの適切なご指導をいただきながら進めてもらいたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 葛原でございます。

通告に従い、質問をいたしたいと思えます。

口蹄疫の終息後の対応としております。皆様方もご存じのとおり、宮崎で4月20日の1例目の確認から4カ月を経て、7月27日に終息宣言をされました。宮崎県はもちろんのこと、熊本県におきましても大変よかったですし、畜産農家を初め、関係機関の方々も安堵されたことでもあります。菊池市も本当によかったと思えます。

しかし、痛みは残ります。終息宣言前の7月末だったと思えますが、このまま移動自粛とイベント中止で、農・商・観光の痛手は多くなるばかりで、現在の状況を知ってもらいたい一心で農林大臣に会いに行こうということになりました。坂本、水上、今、質問されました両議員と議長にお願いし、議長同行の8月8日の鞠智城東京シンポジウムにも一緒に参加することができました、これには副市長、企画部長も参加されましたが。ところが、政権がかわっておりますので手続が、順序があり、手順を踏んで党の幹事長の奥田大臣が対応していただきました。答えは、山田農林大臣が一番詳しい人であるからよく伝えておくというようなことで、後味悪く、農林水産省に行き、畜産部長を初め4名の方々に対応していただきました。BSEと原油高騰でダブルパンチを食らい、口蹄疫の発生で移動自粛で経営圧迫、それとイベント中止で商工観光も疲弊している旨のことを伝えたいつもりであります。後味悪く、農林大臣が自宅に帰られると聞きましたので、8月14日に会いに行くことができました。その旨のことも伝えたいつもりであります。どう受けとめられたか、わかりません。

国・県の検証委員会の中間報告は、農林省9月中、宮崎は10月に報告書をまとめると報道されました。これは熊日新聞の8月25日の社説でありました。最大とされる畜産被害をどう総括するかが注目になると思えます。

菊池市におきましても、発生はしなかったものの、移動自粛とイベント中止で、迷惑と多大な損害を受けております。農林商工の被害額等々がわかれば示してほしいと思えます。

2点目、市場も始まり、補償した額を予防対策費用等々がわかれば、示してください。補償対象はいつまでするのか、この3点を質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 葛原議員のご質問にお答えしたいと思います。

3点お尋ねでございますが、まず1点目につきましては、家畜市場の閉鎖や取引の自粛期間に出荷予定でございました適期に出荷できなかった滞留牛の販売価格に

つきましては判明いたしておりますが、出荷頭数につきましては、今、集計中でございます。JA、畜産農協、熊本酪農協、合わせまして、補助対象牛としまして約3,470頭を想定をいたしております。

市場閉鎖が7月より解禁されまして、おおむね4月、5月の出荷予定牛が7月の家畜市場に出され、6月の出荷予定牛が8月の家畜市場に出されております。それぞれ約2カ月間の飼育延長となっているものでございます。この間、えさ代が発生しまして、今、畜種ごとに1カ月当たりのえさ代としまして、畜種ごとに異なりますが、約1万円程度と想定しました場合、畜産農家におきましては1頭あたり2万円の別途えさ代の増加となるものでございまして、全体としまして6,940万円の負担増となりまして、畜産農家に多大な影響があったものと思っております。

次に、イベント等の自粛によります商工観光への影響についてでございますが、60台から70台ほどの軽トラックの荷台に農産物を並べて販売いたします毎月恒例の軽トラ朝市も、5月、6月、7月と自粛されておりました。毎回、県内外から2,000人から3,000人ほどのお客様が訪れる名物イベントになっておりました。主催する商店街連合会を初め、実行委員会の皆さんは大変残念がっておられたものでございます。

また、観光客と合わせまして延べ3万5,000人も参加が見込まれます本市最大のビッグイベントきくち夏祭りを初め、ホテルフェスタ in 旭志、泗水孔子公園夏祭り等、市内全域のイベント等も自粛をされました。さらには、6月11日から13日にかけて開催予定でございました全日本ジュニアボート選手権大会も、人の往来が感染拡大につながるおそれがあるということから、開催地が福井県に変更になり、宿泊客も延べ900人ほどが予定されておりましたが、キャンセルとなり痛手を受けられたものでございます。

このように、4月に発生しました口蹄疫は、畜産業はもちろんでございますが、農業、流通、飲食業、観光業など、地域産業経済と市民生活のすべてにおいて影響を及ぼしていると考えております。推計でございますが、5、6、7月におけるイベント等の自粛による商工観光等への影響につきましては、金額としまして約1億3,000万円程度の減収になったと見込んでおるところでございます。

2点目につきましては、先ほど答弁いたしましたように、7月、8月の家畜市場では、その平均価格はおおむね好調のようではございましたが、キログラム単価で算定しますとマイナスになっているということで推察しております。

今後は、JA、畜産農業協同組合、熊本県酪農業協同組合の関係畜産団体と協議を重ね、速やかに補助金の交付を行ってまいりたいということで考えています。畜産農業協同組合のほうは集計が終わっていますが、まだJAのほうが集計が終わっ

ておりませんので、現在までにつきましては、まだ補助金につきましては交付を行っておりません。

3点目につきましては、先ほど答弁いたしました家畜市場の閉鎖や取引の自粛期間に出荷予定でありながら適期に出荷できなかった滞留牛のことです。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 3番目の補償対象は答えはなかったと思う。いつまで続くかというようなことを質問したと思います。まだわからんと。

○議長（山瀬義也君） 今のは再質問になりますけえ、ええですか。

○17番（葛原勇次郎君） はい。

じゃあ、この次でよろしゅうございます。

この被害は口蹄疫が発生しなければ、もう何もなかったものでありますが、本当にはたはた迷惑でございます。対象資金等々はありますけれども、借りる意欲さえなくなっているとも聞きますし、国にその旨をよく伝え、何かの策をとってほしい思いから、今、東京上りをしたわけですが、9月9日に県知事に状況報告と支援策のお願いに副市長も同行いただきましたことは本当に大変ありがたい、意義がありますし、引き続き市長さんも国・県に支援策をお願いしていただきたいとともに、市長さんの今後の対策も聞けたらありがたいと思いますが、これ2回目の質問とさせていただきます。

その前の補償対象のいつまで続くかも一緒に答弁いただければありがたいと思いますが。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 先ほどの期間ということでございますが、農家としまして、4月、5月、6月に出荷できなかった牛を7月、8月の市場に出されております。その分を補償するというところでございます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今後の取り組みということでございますが、これまで部長のほうから答弁しておりますように、被害総額はどういうふうになるのかということで、まだ関係団体との協議が進んでいないということでございます。その結果を見ながら、今後の取り組みというものをまた考えていかなければならないと思います。

ただ、やはり幸いといいましょうか、不幸といいましょうか、口蹄疫が一部地域

に限定されているということもありまして、この全国的な一つの動きとして、例えば九州市長会あるいは全国市長会というものにつきまして、口蹄疫の被害についての訴えを起こしたいと思っておったところではありますが、全体地域に及んでいないということもあります。そういうことで、取り組みは非常に難しいところもありますが、検証した上で、今後、どうしたらいいかということをもた内部で検討してまいりたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 市長、ありがとうございます。

今度が3回目になろうと思えますけれども、今、政権がかわっておりますので、もう市長さんも大変つらい部分もあろうかと思えますけれども、市のトップとして国に、東京上りをされたときは、頻繁にこの百姓のきつい旨のことも常にお伝えいただければありがたいかなと思って、口蹄疫のことはこれで質問を終わりたいと思います。

次に、有害鳥獣の予防策としております。

前回は、捕獲した鳥獣の報奨金のことで質問をいたしました。報奨金を出して農作物の被害が少しでも少なくなるための策としてお願いをいたしましたが、被害はなかなか少なくならず、困っている生産者ばかりであります。

その生産者の話の会話をちょっと紹介してみたいと思いますが、これは私の先輩でありますので当然老人であります。しかし、次の部会長さんであります。その方の話の中に、よい勇次郎から始まりますもんですけど、勇次郎よりです。それで、イノシシは、どぎゃんかならんか、ならんかいねだった。水源のだれさんの話で、さくはしとるけど、さくを飛び越えて荒らす。このままふえるなら田舎の百姓はでけんね——これはできないということですが——市でよか策を考えてくれんかという話で、私も前報奨金を高くすると、取る意欲がわくから減ると思うた。それでは追っつかん。農家はもうだめになるぞというようなことでございましたが、まさしくそのとおりであります。

ある地区は、クリ、タケノコも荒らされますし、稲はつくっても腹が立つけん、つくらんと申されましたが、春のタケノコから1年中シシのえさは十分でありますので、何か策をとらなければ、本当に山間・中山間部の生産者はもうゼロに等しくなります。市の対策としてどのようなものがあるかを一応質問したいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 葛原議員の有害鳥獣の予防策ということでご質問が上がっ

ておりますので、お答えをしたいと思います。

本市の有害鳥獣被害防止対策としましては、平成20年度に策定しました菊池市有害鳥獣防止計画に基づきまして、銃器及びわなによる有害鳥獣捕獲とあわせまして、イノシシ等の侵入防止対策を中心に実施をしております。銃器及びわなによる有害鳥獣捕獲につきましては、本市の有害鳥獣捕獲協議会に捕獲業務を委託しております。過去の被害状況を参考にし、被害が発生する前に捕獲を行う予察捕獲を実施し、被害を未然に防ぐように取り組んでおります。

イノシシ等の侵入防止対策としましては、平成20年度より創設しました電気木さくの設置に対する補助事業を市単独により実施しております。これまでの実績としまして、平成20年度につきましては27件で15.2ヘクタール、21年度は31件で12.5ヘクタール、本年度9月1日現在におきましては24件で9.3ヘクタールの個人及び共有の方の農地に電気木さくを設置済みでございます。

この電気木さく装置につきましては、市が補助を行う以前より広く地域に実施されておまして、単価も比較的安価でございます。また、取り外して移動もできるというふうなことでございまして、現在の侵入防止対策としましては最も有効な対策ではないかと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） いろいろ手は尽くしていただいておりますけれども、それでとまらないから質問しているわけで、捕獲する人たちの話の中には、今は肉はだめ、もう少ししてからという話も聞きますが、そのための捕獲報奨でございますので、登録者、これは猟師の方々ですが、生産者への協力の意味も指導してほしいと思うわけでございます。また、このことでぎくしゃくし始めますといけませんので、よき指導をお願いしておきたいと思っております。

なぜここまでと思われる方もおられるかと思っておりますけれども、山間・中山間地の生産物は他品目にはどうございまして、面積は狭うございまして、先ほど質問いたしました畜産農家と同じで、生産資材費用を初め、農機具、長期借入金があります。被害は深刻であります。

また、口蹄疫の野生動物による拡散も心配されます。特に畜産地帯でありますので、野生鳥獣のすみ分けを考える意味からも、山間・中山間地域におきましては金網や電気さく等々で全部区切ってしまおう対策を考えてほしい農機補助金に乗せる考えはないかということも1点、先ほど何ヘクタールとか、いろいろ言われましたけれども、それにも追いつかないようなことだろうと思っておりますので、その補助事業等

に乗せる考えはないかちゅうことが1点。

それから、個人で捕獲はできないかということですが、自分の土地に自分でわなを仕掛けてなぜいけないのかちゅうことが2点目でございますけれども、このことも猟師さんとの間のことがあって、猟師さんはやっぱり個人にはとることはならんばいたというようなプレッシャーも何かかかっているようでございますので、その2点をちょっと、ちょっとちゅうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） イノシシの防止対策で補助事業ということでございましたが、これにつきましては、今現在の市で電気木さく等をやっておりますが、国の補助等につきましては、私、ちょっと存じておりませんので、また調査をさせていただきたいと思います。

それと、わなにつきましては、これは免許制度でございますので、簡単に個人でわなを仕掛けてイノシシを捕獲するということはできませんので、これにつきましてはわなを許可されておる方がおられますので、その方が専門にされるということになります。わなにつきましては、ほかの方々のけがとか、いろいろございますので、これは免許制度になっておりますので、個人ではされないということでございます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 3回目になりますが、その前に、今、補助事業は考えていないというようなことでございましたけれども、これは官公庁速報の中に、これはまた後で勉強していただきたいと思いますが、鳥獣被害対策で113億円、5倍増で農林水産省が要求をしたというような官公庁速報が来ておりますので、このようなやつもちょっと調べていただいて考えていただければありがたいかなと思いますので、よろしく願いをしておきます。

鳥獣被害対策費は、今、ここで書いていますが、113億円の農林水産省の要求したもの、官庁報告はしておられるとは思いますがということで、山地活性化総合対策事業に乗せて、緊急対策鳥獣被害事業と名をつけて進めてほしいちゅうのが、これは私の願いでございますが、とにかく農家、農村がよくなければ、もう活気もわきませんし、昔のことを言いますれば、昔は農家には湯治をしながら、温泉に行きながら楽しみを求めて町に出向いたわけですが、今は町に仕事を求めているというようなことでございますし、本当に生活のゆとりのあるような農家の生活をしてほしいというふうに一応思っているのが、この鳥獣被害でございます。

先日、工藤議員がよいことを言いましたという失礼かしれません、限界集落のことと空き家の件のことを言われましたが、空き家の人口減少の歯どめとして住み替え支援センターができておるということを中原部長が答弁されましたが、それと同じで、この限界集落に等しい中山間地帯を空き地と見なせば、有害鳥獣と人間暮らしのすみ分け制度の菊池市で初の事業をつくっていただければ大変ありがたいというふうに思いますので、これは要望で、答えはどなたも、市長さんが、よし、わかったと言うてくれれば、もうこれでありがたいことをございますけれども、通告はしておりませんが、こういうような試みを見ていただいて、本当に山間・中山間地の農業というものは必死に考えてほしいというのを切にお願いを申し上げておきたいと思います。

これは答弁はもう要りません。努力しますということだけしか返ってこないと思います。

次に、社会福祉についてとしております。

この事業は非常に幅が広く、いろいろな活動もありますので、私も年を重ねますと老後のことが気になりますし、介護にお世話になっている友達も多くなりましたし、私としてはぴんぴんころりを希望いたしますが、思うようにいかないのがこの世の定めと申します。

社会福祉協議会活動計画書を見ておりましたら、職員研修の抜粋が書いてありました。それは介護施設増加の中で、どう生き残れるかが課題と示されておりました。介護施設がほかに多くあることは私は勉強不足でしたので、1に介護保険制度の概要と、介護施設、事業所は市内にはどのぐらいあるか、三つ目は、これは城議員のきのうのあれと同じだろうと思いますが、介護保険を受けている方々、いろいろ形があろうと思いますが、各種施設ごとにできればお示くださいという三つの点を質問しますし、きのう、城議員のほうにも答弁されましたけれども、私は私に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、介護保険制度の概要についてでございますけれども、介護保険制度は平成12年に発足をいたしております。市町村が保険者となりまして、40歳以上の方々に保険料を納めていただき、介護が必要になった場合にサービスの費用の1割を支払って介護保険のサービスを利用できるという制度になっております。介護保険のサービスを利用するためには、まず市の担当窓口にて要介護認定の申請をいたします。申請は本人またはご家族、また代理人の方でも申請ができます。次に、市の認定調

査委員が自宅や病院等を訪問いたしまして、認定調査を行います。その認定調査の結果及び主治医の診断書をもとに介護認定審査会で審査を行いまして、要介護状態区分の判定が行われます。その区分は、介護度の軽いほうから要支援の1、2、要介護1から5までの区分に認定が行われます。

次に、介護保険のサービスを実施している事業所の数ということでございますけれども、在宅の方が利用される訪問介護事業を行っている事業所が10カ所、それから通所介護事業所が行っている事業所が18カ所、また入所施設といたしましては、特別養護老人ホームが4カ所、老人保健施設が2カ所、介護療養型医療施設が4カ所ございます。その他、ケアプラン作成やグループホームなどのさまざまな介護サービス事業を行っている事業所もございまして、菊池市内での事業所の総数は43カ所になっております。

次に、介護保険認定を受けていらっしゃる方ということでございます。

今ありましたように、昨日、城議員のほうにもお答えいたしておりますけれども、本年の7月末日現在の菊池市の65歳以上の高齢者の方が、人口1万4,000人いらっしゃいます。そのうち介護保険認定者は2,738人おられます。今の2,738人の中で何らかの形で介護保険サービスを受けておられる方の数は、特別養護老人ホーム入所者並びに自宅でのサービス受給者、合わせまして2,198人となっております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。

介護認定を受けて、多くあるサービスの中からどうして選べばよいか、生き策を選ぶちゅうと変ですけども、どうして選べばいいかということをちょっと尋ねてみたいと思いますが。

それともう一つ、今、65歳以上の老人が1万4,000人の中に2,738人が認定介護ということでございましたが、これは率にすれば大体20%ぐらいかなと、私、思いますけれども、他町村、山鹿か近辺でよろしゅうございますから、これが2割ぐらいですから、それよりも菊池市は上なのか下なのかというのを、よければお願いしたいと思います。

ちょっと待ってください。はい、それだけお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） まず、介護保険の認定を受けられた後に、どのようにして

介護保険サービスを選んで利用するかというご質問でございます。

ご本人の要介護の状態によりまして、在宅、入所とも、さまざまなサービスがございます。在宅で介護保険サービスを利用するには、菊池市から、市から送付いたします居宅介護支援事業所の中から事業所を選び、ケアプランの作成を依頼します。そのケアプラン作成後に介護保険サービスを提供する事業者と契約を行いまして、サービスの利用を行うということになります。

次に、施設に入所しない場合には、介護保険の入所施設に直接申し込んでいただきまして、入所した施設でケアマネジャーが利用者に合ったプランを作成することになります。そのほか、車いす等の福祉用具のレンタルとか購入、また手すりの取り付けなどの小規模の住宅改修等のサービスもございますので、担当のケアマネジャーあるいは生きがい推進課、または各総合支所の民生課のほうでご相談をお願いしたいと思っております。

それから介護の認定率、65歳以上の中に占めます認定者の率でございますが、菊池市が約19%強になっておりますけれども、近隣で申し上げますと、山鹿が20.17%ぐらいになっております。それから、合志市の場合が17.6%ぐらい、大津町で18.5%ぐらい、それから菊陽が15.9%ぐらいとなっております、山鹿市さんのほうが菊池市よりも若干高いというふうになっております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。

あらまはわかりました。やはりこのパーセントもないように、私たちもなるべくお世話にならないように努力をしたいと思います。

多くある施設でお世話になり、最後は通院、病院で行われると思いますが、私が一番不思議に思いますことは、香典返しの金一封であります。私思いますに、大半の方は介護を最後まで受けられた所、それから人たちの感謝の気持ちの意味で金一封をされると思います。しかし、なぜか社会福祉協議会に寄附されます。これはする人も自由、受ける人も自由でございましょうし、香典返しの金一封は社協だけでよいものだろうかと思はいますし、他の事業所も受けてよいと思はいますが、このことは別件でございしますので答えは求めません。私の意見として、きょう、質問は終わらせていただきたいと思はいます。ありがとうございます。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午後2時09分

開議 午後2時18分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 先ほどの坂井議員とダブるところもあると思いますが、よろしく願いいたします。

質疑で質問もいたしました。耐震を多額の費用をかけてするのであれば、現在の庁舎の利活用を考えていかなければならないと思います。現在、花房の構造改善事業が終了し、それから文化財の発掘調査、平成29年度以降庁舎建設、私の考えでも10年、先ほど市長も10年後になると言われました。せんだって、議員勉強会で、現在の財政状況、これからの予想、つまりシミュレーションを見ても、1年先、どう変化していくか、全く予想のつかないのが現状であります。

合併当時は特例債で早急に建設するのはずが、構造改善事業のおくれにより、建設が延び延びになっております。私たち議員も、庁舎問題も議員で勉強会をするぐらいで、前に進んでいません。そこで、現庁舎の耐震対策の予算計上、これからの市の方向性、どうなるか、不安であります。庁舎を耐震対策するのであれば、私は本庁舎の建設を取りやめたほうがよいのではないのでしょうか。

耐震構造工事をするとき、仮設のプレハブ対策も必要になるのではないかと聞いております。プレハブを建てるのであれば、以前から私が言っていたように、分庁方式にしたほうがよいのではないのでしょうか。市民と直接対応しなくてよい課は支所に置いたりして、思い切った方向転換ができないか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 中山議員さんのご質問は、この本庁舎の耐震工事に伴い、工事期間中の仮設としてプレハブまで建設するならば、総合支所を利用する意味からも、分庁方式に移行してはどうかというような、そういうことだと思いますが、その点からお答えさせていただきます。

質疑でもお答えいたしましたとおり、総合庁舎の実施設計に着手することになりますと、その中で耐震工事の内容や工事費及び仮設の方法について明らかになってくると思います。このことから、現時点では仮設の方法や必要性につきましても全く白紙の状態でございます。プレハブでするのか、総合支所を利用するのか、全く白紙の状態でございます。耐震の設計によって判断をしていくということになります。

庁舎の耐震工事につきましては、実施設計の費用を今定例会に補正予算として上程しております、総務文教常任委員会に付託されましたので、委員会の中で十分ご審議いただくものと思っております。このような状況でございますので、何とぞご理解いただきますようお願いしたいと思います。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 議会の初日、庁舎に入ろうとしたとき、障がい者の方が駐車場がなく困っておられました。きょうは何かあっているのですかと言われました。そういえば、私たちも駐車場があいていないときがないなとも思います。市民の皆さんに迷惑をかけているんだ、この対策がどうかできないか、質問いたします。

せんだって、老人福祉センターの説明を聞きました。センターが建ったとき、老人の方が5時まで使われ、その後は一般の方に使用していただくとのことでした。その場合、そこに職員を置いて料金をもらうとのことでした。

現在、公共施設を民間委託にし、経費節減をしている時代に、福祉センターでは一般市民の利用度がどのぐらい利用するのかもわからないのに、料金も決まっていなくて建設を急いだり、今度の耐震工事、新庁舎の建設もする、新庁舎ができたら、この庁舎は何に使うのか方向性も決まっていなくて、これが本当だろうかと思えます。新庁舎ができてこの庁舎を取り崩すのでしたら、耐震工事をした後ですので、解体費用が倍になります。本当に市は計画性のないことばかり動いているようにしか私には見えません。何億も金をかけるのであったなら、いっその現庁舎を取り壊し、新しく建てるような考え、また駐車場の問題も含めて質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 駐車場の件につきましては、先ほどの坂井議員さんにもお答えいたしましたとおり、ご指摘もいただきましたけれども、本庁舎は来庁者用の駐車場が狭いために、市民の皆様にご迷惑をおかけいたしております。何か対策はないかのご質問でございますが、今のところ、近くに活用可能なスペースもございませんので、直ちに対策を講じることはできない状況でございます。今、午前中も申し上げましたけれども、職員が費用を出し合って民間の駐車場を借りて、そこに置いてこちらのほうに来ているという状況でございますが、そのほうにつきましても、さらなる検討をしてみたいというふうには思います。

また、新庁舎につきましては、合併の確認事項のとおり、花房台に建設するお話ししておりますので、その間、駐車場利用を含めまして、極力市民の皆様方の利用

に対してご迷惑のかからないように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 先ほどから何度も言っておりますように、この庁舎を耐震対策をとるのであれば、その後の利用法なども考えてから、この耐震策を進めていただきたいと思います。お隣の合志市でも2庁舎で行政が行われ、問題もないようがあります。分庁方式への移行、庁舎ばかりでなく、仕分けではありませんが、事業に対しての成果が将来的に及ぼす影響をよく考え、将来の子どもたちに負を残さないためにも、事業の見直しなども考えていただきたいと思います。

次に移ります。

河川について質問いたします。

私も人築で河川の草切りに出しております。最近では、お年寄りが多くなって対応ができなくなりつつあります。今はどうにかできていますが、これから先を考えるとどうなるでしょうか。

最近は、よく言えば災害がなく、大水も出なく、同じところを水が流れるだけがあります。河川の堤防沿いを草刈りをしていると、最近では河川の中までは切れないうようになっております。ところによると、川にセンダンなどの木が育っております。また、カンネカズラが堤防を占領していて、草刈りも容易ではありません。以前は、何年にか1度はブルで河川ならしもされていたと記憶しております。そうならしていたり、大水が出てたりしていた場合は、川の中も荒れてはおりませんでした。市として、これから河川の管理をどう考えておられるか、質問いたします。

荒れると申しますと、最近、ブラジルチドメグサ、合志川では川を一面覆い尽くすまでなっております。覆い尽くすと、そこにごみなどがたまり、とても汚くなっております。大水が出て流れていくのはよいのですが、海でノリ網にかかり、問題になっております。チドメグサの対策を早急にしないと大変なことになると思います。

毎年、なぜか上流に進出しております。ユンボで1度は撤去されても、根が残っていると二、三カ月でまたもとに戻ります。この対策に対して、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 河川の管理について答弁申し上げます。

本市の河川管理につきましては、主に除草作業を行っており、国直轄河川は菊池

川河川事務所より市が受託しまして、市が関係団体及び関係行政区と委託契約を結び、年3回程度の作業を行っております。また、県管理河川は、県より市が受託し、市が各行政区に委託して、除草作業を実施しております。河川の景観整備につきましては、各総合支所より、市の事業としてコスモス等の栽培をお願いしているところでございます。

河川敷内の整備、堆積土の掘削でございますが、国直轄河川につきましては、梅雨前に菊池川河川事務所、菊池地域振興局関係課、菊池市役所関係課と市消防団幹部によります合同巡視を実施し、菊池川河川事務所に整備要望を行っているところでございます。また、管内のほとんどを占めます県管理河川につきましては、県予算編成前の10月に単県要望ヒアリングを受けて県に要望しており、平成18年度から21年度の実績としまして、河床整正10カ所を県事業により実施されております。

市としましては、今後も継続して緊急性のある箇所は国・県に早急の対応をお願いし、事業としての予算確保につきましては、単県要望等と関係市で構成する期成会、協議会とあわせて要望を行ってまいります。

また、ブラジルチドメグサの処理対策としましては、県事業の浮き草除去工事として最も繁茂している七城町鴨川を平成19年度に1万3,938平方メートル、平成20年度に1万2,000平方メートル、平成21年度には鴨川と合志川、天神川、矢護川を1万1,474平方メートル実施されております。これらは県管理河川であるため、菊池市としましては河川の整備掘削とあわせて、浮き草除去についても単県要望と期成会要望を継続して、熊本県に強く求めていく考えでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 再質いたします。

河川の迫間川で子どもたちがよく水遊びをしています。地域の人によると、手入れをしないと危険だと聞きました。ここも年寄りが多く、手入れは限界だと言われました。谷のようになっており、特に大変だそうであります。遊び場でないならいいのですが、どうにか考えないといけないと思います。市としての考えをお聞かせください。

それから、先ほど質問したチドメグサ、このチドメグサ、何か利用するようなことを考えたことはありませんか。体によいとか、牛のえさになるとか、何か一石二鳥で処理できるようなことがないか考えたことがないか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 迫間川で子どもたちの遊び場になっている箇所は、迫間橋、通称眼鏡橋と申します、眼鏡橋と前田橋との間になります。この区間は、国の直轄管理区間となっております、龍門ダム管理支所で管理されております。景観整備を考慮しまして、平成19年度に関係区によるボランティアを、それから平成21年度にはダム流域対策協議会の要望により龍門ダム管理支所事業で、ダム掲示板に支障を来す雑木等として伐採を実施されております。市としましては、今後も期成会等をあわせて、菊池川河川事務所に整備要望を行ってまいります。

また、ブラジルチドメグサの利用につきましては、外来生物法による特定外来生物に指定されているため、栽培とか移動ができません。管理者の県に伺いましたところ、外来生物の移動は原則としてできないが、肥料化はこの特定外来生物撲滅への行為であるため、趣旨等も含め、完全に枯死するまで肥料化をするものであれば、河川からの持ち出しは認められるということでございます。

市としましては、今後も引き続き河川の管理者である熊本県菊池川河川事務所に処理要望をお願いし、環境面からも、その利用面からも情報を収集してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 先ほどのチドメグサ、1年に何百メートルか上流へ上っております。大変なことにならないように対策をお願いしておきます。

では、農振条例について質問いたします。

せんだって、ある企業から325沿いの近くに企業が進出したいと考えているとのことで調べておりましたら、国道沿いには、現在、飲食店以外の進出は難しいと聞きましたが、どういう制約があるのか質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 中山議員のご質問にお答えしたいと思います。

お尋ねの国道325号線沿いの農地につきましては、土地改良事業を実施しております優良農地が一带に広がっております。この土地改良事業を実施しました農地及びその周辺の土地につきましては、農用地区域から除外する場合の要件の一つであります農地転用の判断基準としまして、良好な営農状況を備えている第1種農地と判断されますことから、原則としまして農地転用の許可をすることができないこ

ととなっております。

ただ、1種農地を転用することができる例外規定も設けられておりまして、その一つに流通業務施設、休憩所、給油所等が該当いたします。現在、営業されております施設につきましては、自動車の運転者が休憩のために利用することができる施設を備えていることから、休憩所の対象となっているものでありまして、これらに類する施設としましてドライブイン的な食堂等の施設も該当するものでございますので、農用地区域から除外が認められたところでございます。

さらに、第1種農地の例外規定として挙げられる施設としましては、農業用施設、農業の振興に資する施設、市街地に設置することが困難な施設として、病院、療養所、火薬庫、火薬類の製造施設、既存の施設の拡張等があり、農振法に定める除外要件に加え、この第1種のうちの例外規定にも適合する必要があるものでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 再質問します。

県の指導だということになると、この325沿いの開発はどうなるでしょうか。せんだって、私の集落で市から来られて都市計画区域に入れ、将来、商業区域にしたいとの市の思いがあるとの説明で、集落の全員が開発に期待し、都市計画に入れてくださいとのことで会議が終わりました。調べていたら、こういうことであります。商業区域にしたいという市の思いはどうなっているのか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お答えいたします。

旭志の国道325号、道の駅周辺は、菊池市国土利用計画において商業集積地と位置づけられており、適正な規模の商業施設等の立地を検討する区域とされておりますし、コンビニなどの進出も相次いでおりますので、おおむね20年後の中長期を見据えた計画となる都市計画マスタープランでも、近隣商業業務地と位置づけております。このようなことから、旭志の国道325号、道の駅周辺は、計画的土地利用が図れるよう、関係各課と十分な調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 川辺工業団地の進出などもありますので、なるべく開発には

計画的にお願いしておきたいと思います。

最後に、障がい者福祉について質問いたします。

障がい者の権利、尊厳を保護・促進などの対策に対しては、政権も変わり、年々変化しております。障がい者の方々は多くの方が家族と、また地域の人と住みなれた地域で暮らしたいと思っておられると思います。障がいのある方が安心して生活ができ、障がいのある方の偏見をなくすことが大事だと思います。

そこで質問ですが、本市の現況と自立支援法の内容と、それに基づくサービスは、本市の実績はどうなっているか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） まず、本市の実績ということでございまして、障害者手帳の交付状況を申し上げたいと思います。

現在の障害者手帳交付者数は、平成22年3月末時点で、身体障害者手帳が2,536人、それから知的障がい関係でございすけども、今、療育手帳というような名称が多うございすので、療育手帳につきましてが348人、それから精神障害者健康福祉手帳が285人、合計で3,169人となっております。

ちなみに、1年前の21年3月末と比較してみますと約3%の増加で、徐々にではございすけども、増加しているという状況でございす。

次に、障害者自立支援法につきましてでございすますが、障がい者及び障がい児が有する能力及び適正に応じまして、自立した日常生活または社会生活を営むことができることを目的といたしまして、平成18年度から施行されております。サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されてございまして、自立支援給付は個々の障がいの程度や介護者、居住等の状況を踏まえまして、個別の支給決定が行われるものでございまして、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具がございす。

また、地域生活支援事業では、市町村の創意工夫によりまして、利用者の方々の状況に応じて実施できるものでございまして、主なものとしまして、日中一時支援、相談支援、日常生活用具の給付等がございす。

平成21年度の実績額といたしましては、約6億3,100万円の支出となっております。内訳といたしましては、介護給付が約4億600万円、訓練等給付が約1億1,000万円、自立支援医療が約5,300万円、補装具が約1,100万円、地域生活支援事業が約5,100万円となっておりますのでございす。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 再質問いたします。

障がい者の地域で生活をするために、障がい者の方が仕事をするための対応を市は、今、どう対応しておられるか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質問にお答えしたいと思います。

自立した日常生活や社会生活、また就労を希望される方へのサービスといたしまして、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援などのサービスがございまして、ご本人の状態、また能力に応じましてサービスを提供いたしております。

自立訓練でございますが、自立した日常生活、社会生活が送れるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため、必要な訓練を行うものでございます。

就労継続支援というのは、一般企業等での就労が困難な方へ働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものでございます。

就労移行支援につきましては、一般企業等への就労を希望される方へ、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うというものでございます。

また、菊池圏域、きのう申し上げました菊池保健所管内でございますけども、圏域での単独事業といたしまして、障害者就労継続サポート事業を実施いたしております。この事業は、就労意欲の向上のため、就労に関するサービス利用者で個人負担金がある方へ、個人負担金額を限度として就労継続支援金を支給いたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 市の対応はわかりました。

障がい者の自立した生活、社会参加を支援するための企業へのその就労のための情報提供はどうなっているか、最後に質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再々質問にお答えしたいと思います。

お尋ねの障がいをお持ちの方を受け入れる企業への情報提供につきましては、国と県が行っているというところでございます。県の委託を受けております熊本県北部障がい者就業・生活支援センター、がまだすと言いますけども、そこが障がいを

お持ちの方への就労相談、支援はもとより、企業への訪問、また情報提供、支援を行いまして、就労支援担当者会議等も開催をいたしております。また、今年度は中小企業同友会へ働きかけまして、障がい者雇用に関しまして企業に向けた研修も計画されているというところでございます。

障がいをお持ちの方は、受け入れられた企業に対しての助成金としまして、ハローワークで実施しております特定求職者雇用開発助成金、あるいは障害者初回雇用奨励金、ファースト・ステップ奨励金と申しますが、などの奨励金がございます。

本市としましては、就労前、就労後もさまざまな相談に来られますので、随時対応しながらサービス事業所への連絡調整等を図ったり、場合によっては、がまだすなどとともに個別のケース会議を実施しながら、どのようなサービスがご本人に適しているかということを検討を行いまして、適切な支援を行っているところでございます。

今後も障がいをお持ちの方の自立、また安定した職業、生活の実現のために、関係機関と連携を密にしながら支援をしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。次の会議は21日です。引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会いたします。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後2時50分

第 4 号

9 月 21 日

平成22年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成22年9月21日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	二ノ文伸元	君
13番	中山繁雄	君
14番	怒留湯健蓉	さん
15番	坂本昭信	君
16番	隈部忠宗	君
17番	葛原勇次郎	君
18番	木下雄二	君
19番	坂井正次	君
20番	森隆博	君
21番	山瀬義也	君
22番	境和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君
議 事 係	荒 木 崇 之 君
総 務 係	吉 里 文 子 さん

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、岩下経済部長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。
経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） おはようございます。

実は、17日の葛原議員さんの一般質問の中で、口蹄疫終息の対応という質問に対する答弁で、イベントの自粛につきまして、5月、6月、7月における自粛と申し上げましたが、8月いっぱいまでイベントの自粛をお願いしておりましたので、5月、6月、7月、8月におけるイベントの自粛による商工観光への影響がということで訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） おはようございます。

16番の隈部でございます。一般質問3日でございますけれども、よろしくお願
いいたします。

先日、菅改造内閣が発足をいたしました。有言実行内閣と命名し、重要課題として、金融財政対策、国際社会での活動、地域主権改革の3点を挙げられました。活躍をご期待を申し上げたいと思っております。

さて、私は8月15、16日に行われました山鹿市の山鹿灯籠まつりを30数年ぶりに見に行きました。15日は4,000発の花火が打ち上げられ、夏の夜空を彩る納涼大会、16日の千人灯籠踊りは、1,000人の女性が頭に乘せた金灯籠の明かりが揺れ始め、祭りは最高潮に達し、訪れる人々を幻想の世界へと誘いました。2日間で25万人、栈敷席1,300席は満席、カルチャースポーツセンターの駐車場には、30台余りの大型バスが並んでおりました。前日の花火大会の躍動

感から千人灯籠の静けさの感動に酔いしれましたが、菊池には菊池のよさがあるのをまた実感をいたしました。

それでは、先般、通告をいたしました本市の活性化について3点、農業の活性化について1点質問をいたします。

6月の第2回定例会におきまして、本市の活性化について、経済、文化、観光、教育、交通アクセス等において、今後は地域間競争ではなくて、地域間連携が必要である旨の質問をいたしました。今回は、私たち市民が誇れる宝は数多くありますが、その中で三つを取り上げたいと思います。一つは菊池溪谷、二つ目に鴨川河畔公園、三つ目に西郷隆盛翁祖先発祥の地をどのように活用しているか、また今後どのように活用するかをお伺いをしたいと思います。

2番目に、大学との連携事業について、成果と今後の事業についてお伺いをしたいと思います。

本市は、平成19年、県立大学との包括連携協定を締結しています。大学との連携事業は、大学のノウハウを活用し、若い発想力で地域社会に貢献する事業でありまして、開かれた大学の一つであると思います。本市の取り組みと成果についてお伺いをしたいと思います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 限部議員の本市の活性化についてという中で、菊池溪谷についてお尋ねでございますので、答弁をしたいと思います。

日本森林浴の森100選、日本名水100選、日本の滝100選等に認定されております菊池溪谷は、菊池川の源をなし、原生林に覆われた森林と阿蘇外輪山の伏流水が流れる溪谷が見事な景観を描いています。また、天然クーラーと称され、夏の平均水温は14度と低く、身を切るような水流は避暑地として最適であり、溪谷沿いは川のせせらぎと小鳥のさえずりで楽しい夢を誘い、秋は溪谷に映える紅葉、春は新緑、冬は全山に霧氷の花が咲くなど、四季を通じて訪れる人々の心を和ませてくれる、西日本一の景勝地であります。

さらに、日本経済新聞で実施しました写真家が選ぶ紅葉の美しい溪谷ランキングで西日本一に、また散策したい新緑何でもランキングにおいても、青森県十和田市の奥入瀬溪流に次いで全国2位にランクされておりまして、全国の人々からさまざまな視点で高い評価をいただいているところでございます。

菊池溪谷の活用につきましては、全国から訪れる約30万人もの方々を菊池溪谷だけでなく、市内の観光地へ回遊させて、少しでも長く滞在していただく必要があ

り、各施設の魅力アップやPRに力を入れ、宿泊につなげてまいりたいと考えております。

今後もこの菊池の宝をホームページや旅行雑誌等を通じ、自然と清流の魅力を発信してまいり、四季を通して訪れる方々に満足いただけるよう、観光ボランティアガイドの育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） おはようございます。

2点目の鴨川河畔公園の活用の状況についてお答えいたします。

鴨川河畔公園は、県管理河川である鴨川を昭和61年から単県河川整備事業により、鴨川の流れと敷地内の湧水を活用した多自然型の親水公園として、隣接する運動施設と一体となり、多くの方が水辺と親しみながら交流できるように、平成10年に完成した公園でございます。

現在、市内外の皆様から憩いの場として親しまれており、多くの団体や家族等にご利用いただいているところでございます。また、豊かな自然を生かした校外学習や近年の健康志向の高まりによるウォーキングやジョギングなどにも幅広く利用されています。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） おはようございます。

3点目の西郷隆盛公祖先発祥の地の活用状況につきまして、奄美大島の龍郷町との交流を進めております企画部より答弁をさせていただきます。

龍郷町との交流は、西郷隆盛公の祖先発祥の地が七城町西郷地区ということから、平成18年度より始まりました。以来、お互いの住民が行き来する中で、七城公民館における菊池源吾シンポジウムの開催を経て、もっと隆盛公について勉強し、龍郷町と交流を深めたいという市民の方たちが菊池源吾に学ぶ会を発足させ、龍郷町の西郷塾の方々と相互交流を行っております。

龍郷町から訪問された際には、まず増永城址や徳富蘇峰が揮ごうした西郷南洲先生祖先発祥の地の碑を見学されます。ことし2月の西郷塾交流団の来菊の折には、市長表敬、菊池神社参拝などに続いて、西郷地区訪問の際は、源吾に学ぶ会の会長や西郷地区の区長さんとともに、緋寒桜の記念植樹を行われました。このように、龍郷町との交流が深まる中で、増永城址や西郷南洲祖先発祥の地の碑など、西郷地

区の史跡の知名度が上昇し、訪れる方も少しずつふえているようでございます。

最近では、隈部議員もご承知のように、菊池源吾に学ぶ会では西郷地区の住民の方々との連携をより密にする取り組みを始められ、住民の方々との融和が図られ、地元住民の方の気運の盛り上がりも感じられるようになってまいりました。

このようなことから、増永城址や西郷南洲先生祖先発祥の地の碑を中心として、これまで以上に西郷地区、源吾に学ぶ会の活動が活発化し、ひいては市の活性化につながるものと期待しております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） おはようございます。

大学との連携事業の取り組みと成果についてお答えをさせていただきます。

平成19年11月22日に、市街地活性化、人材育成、地域づくりなど、さまざまな分野におきまして相互に協力することを目的に、県立大学との包括連携協定を締結いたしました。平成20年度におきましては、商工観光課主管によります保養滞在型温泉地への転換に伴う食に関する研修会を開催いたしております。

その内容でございますが、宿泊客数が年々減少している菊池温泉において、昨今の健康ブームを受けて、食、温泉、運動をキーワードとした保養滞在型温泉地への転換が検討されております。したがって、今回は食にポイントを絞り、献立の低カロリー化を図るための食材や調理方法の検証、地産地消によるオリジナルメニューの開発などについて大学から講師をお招きし、研修会を開催いたしました。その結果、素材選びや調理方法に工夫を凝らし、個々の旅館、ホテルにおいてオリジナルメニューの開発に取り組み、保養滞在型温泉地への転換が進められております。

今後の計画でございますが、今年度6月にブランド推進課が県立大学地域貢献研究事業の採択を受けまして、共同研究事業を進めておるところであります。これに着きましては、菊池のブランドづくりを行うための資源や要素、現状などの調査を実施いたしまして、モデル作成やブランド規定の編集など、最終的にはブランドコミュニケーション計画の策定までを目指してございまして、来年度まで継続して研究していくところであります。

また、今月から商工観光課によります孔子公園資料館周辺整備ワークショップを開催し、孔子公園周辺のリニューアルを計画しております。その整備内容にかかわるアイデア等につきまして、専門家の助言をいただくという意味から、ワークショップに入らせていただくものであります。

菊池ブランドづくりの共同研究におきましては、もちろん大学の学生たちの意見

や工夫、アイデア等も十分に吸い上げることで、奇抜な発想も見えてくるものと思います。また、今回の事業に限らず、県立大学との包括連携協定を生かしながら、今後におきましても、若い人たちの発想を取り入れるような方向での大学との社会貢献事業等を展開してまいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

本市の宝であります菊池溪谷につきましては、全国から30万人もの方々が訪れます。溪谷だけでなく、市内の観光地へ回遊させ、少しでも滞在していただくように、施設の魅力アップやPRに力を入れ、宿泊につなげてほしいと思います。

売店、レストランの活用で、もっともって溪谷の魅力を発揮をできないか、例えば売店では菊池の特産品や農畜産物が少ないようです。また、菊池溪谷の四季の写真やスライド、日本の溪流展や菊池溪谷物語等、情報発信の基地として活用できないか、お伺いをいたします。

また、菊池溪谷のすばらしさを見たり、森林浴を体感するだけでなく、見る、触れる、飲むをキャッチフレーズに、飲料水として活用できないか。これは菊池市の収入源にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

また、九州自然遊歩道や兜岩方面への通行どめを解除、それからバリアフリー道路改修のPR、野鳥の森の再整備等、さらに魅力アップにつながるとは思います、対策についてお伺いをいたします。

鴨川河川公園につきましては、公園や堤防の草刈りや樹木の管理はシルバー人材センターの方々により、いつもきれいに整備されておりますが、河川の中が特定外来種のブラジルチドメグサや藻類の繁茂が著しく、また汚泥の堆積が多くありまして、しゅんせつで清流公園の復活を訪れる方々が望んでおられます。地元の人やNPO等の方々管理には非常に協力的です、しゅんせつはできないか、お伺いをいたします。

西郷隆盛翁祖先発祥の地、西郷地区におきましては、先日、鹿児島県議会の議員さん、市会議員さんの方々が数名おいでくださいました。玉名市では、西郷隆盛翁の末の弟さん、小兵衛さんが西南の役の高瀬の戦いで戦死されました。高瀬大橋の南、羽根木側の堤防にその戦死の碑があるわけでありましたが、墓前祭の途中で西郷地区に立ち寄られました。今、新幹線開通で、玉名市でも市の活性化のために西郷隆盛翁との縁を大切にしております。本市でも西郷南洲顕彰館との提携、公園化などを強力に進めるプロジェクトチームを早急に立ち上げる考えはないか、お伺いを

いたします。

2番目の大学との連携についてでございますが、県立大との包括連携協定による地域貢献研究事業を生かしながら、若い人たちの発想を本市の活性化に生かしてほしいと思います。

九州大学が行います社会連携事業についてお尋ねをいたします。

九州大学が行っております地域貢献の事業をぜひ菊池で実施したいと、本市出身の藤原先生が七城町の山崎の110年を経過をしている古民家を拠点として、期間は4ないし5年間、高校生や一般の市民、大学院生によるまち探検ワークショップ、パネルディスカッション、シンポジウム、軽トラ朝市への協力等を計画をされております。特に、藤原先生は県が実施いたしました「くまもと まち育て塾」の講師として本市のまちづくりに取り組まれてこられました。本市としてまたとない機会であり、強力なバックアップを欲しいと思います。どのように支援をしていく考えであるか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 限部議員の本市の活性化についてということで、菊池溪谷についての再質問にお答えしたいと思います。

お尋ねの菊池溪谷売店の運営につきましては、現在、財団法人日本森林林業振興会熊本支部が行っておられますが、公益法人改革により今年度で撤退が決定しており、本市に買受けお願いされているところでございます。市といたしましても、菊池溪谷は年間30万人もの多くの方がおいでいただき、本市を代表する観光地であることから、観光情報発信基地として存続させたいと考えているところでございます。

次に、菊池溪谷の飲料水の活用につきましては、さきの熊本フォーラムにおきましてもご提言いただいたところでございますが、施設整備費や費用対効果並びに販路の問題等、十分考える必要があるのではないかと考えております。

最後に、バリアフリー化など、道路の改修情報等につきましては、菊池溪谷のホームページ等により周知してまいります。

また、九州自然歩道の通行どめ、あるいは解除、野鳥の森の整備につきましては、管理先でございます熊本県へ要望書を提出しているところでございますが、重ねて早急に整備いただきますよう要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 鴨川河畔公園の再質問にお答えいたします。

この鴨川河畔公園の管理は、河川管理者であります熊本県との管理協定により、市は公園や堤防の草刈り及び樹木の剪定を行い、公園の維持管理に努めているところでございます。

しかし、特定外来種であるブラジルチドメグサが異常繁殖しているため、河川の管理者である県へ要望し、ブラジルチドメグサの撤去を行っていただいておりますが、繁殖力が強く、対策に苦慮されているところであります。

また、完成後10年が過ぎていることや、この公園が洪水時には遊水池の機能を果たしていることもあり、鴨川には川藻の繁殖とあわせ、土砂が堆積している状況でございます。河川内に繁殖するブラジルチドメグサや川藻の撤去及び堆積した土砂のしゅんせつにつきましては、今後も河川管理者である県に引き続き要望し、快適な河川環境の保全と機能の向上に努め、豊かな自然環境基盤としたまちづくりに生かしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 鹿児島県の西郷南洲顕彰館との提携をとのことでありますので、まずこのことにつきまして申し上げます。

西郷隆盛公の命日である9月24日の前日、23日、これは秋分の日に当たりますが、毎年、西郷南洲顕彰館が主催する「西郷どんの遠行」というイベントが開催されます。今回が39回目となるそのイベントに、ことしは菊池源吾に学ぶ会が参加いたします。本来のイベントは、西郷隆盛公ゆかりの史跡などをめぐりながら、その遺徳をしのぶものですが、源吾に学ぶ会は、同行する菊池観光協会のメンバーと提携し、観光宣伝に協力するほか、顕彰館を見学し、高柳毅館長の表敬、意見交換などを行う予定です。

西郷南洲顕彰館とは、平成21年11月15日に高柳館長を七城町公民館にお迎えし、「新たな西郷像を語る」の演題で講演をお願いして以来、お付き合いが深まっております。今後も西郷隆盛公の威徳をしのぶとともに、その生き方、敬天愛人の思想を学び、まちづくりに生かすためにも顕彰館との連携を深めていきたいと考えております。

次に、増永城址や西郷南洲先生祖先発祥の地の碑を中心とした一帯の整備につきましては、この地への来訪者の推移を見ながら、その方策を探りたいと考えております。

顕彰館との提携、公園化を進めるためのプロジェクトチームをとのご提言をいた

でしたが、現在のところ、プロジェクトチームを立ち上げる予定はございません。しかしながら、公園整備の検討に当たっては、その後の管理の問題も伴いますので、整備の必要性があるかどうか、またどのような整備が可能かなどにつきまして、地元住民の皆様や菊池源吾に学ぶ会の皆様とご相談しつつ、教育委員会、都市整備課、商工観光課、七城総合支所などの関係部署と協議をしております。

なお、西郷南洲先生祖先発祥の地の碑につきましては、西郷地区より本年度の菊池遺産に応募されておりますので、認定をされましたなら、その修復等につきまして支援が可能と思われまます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 九州大学との地域連携事業につきましては、ことし4月九州大学大学院教授の藤原先生より、大学が地域貢献のために行っている事業を菊池市で実施したいので協力いただけるかという打診がございました。本市といたしましても大変ありがたいご提案と考えまして、関係各課に連絡をとり、快く協力を申し出たところでございます。

先ほどご案内ございましたけれども、藤原先生は七城町出身で、平成20年度に熊本が実施いたしました「くまもと まち育て塾」の講師として本市のまちづくりに取り組みされて以来、菊池の軽トラ朝市においてもアンケート調査を実施するなど、継続的なかわりを持たれております。

計画されている事業は、高校生、一般市民、大学院生がまち中を散策し、歴史や観光資源となりそうなものを探し、活用、検討するまち探検ワークショップやパネルディスカッションなどで構成されるシンポジウムです。また、軽トラ朝市への協力も計画されておまして、本市といたしましては菊池市民と九大生との協働によるまちづくり活動をサポートするために、会場の提供や設備貸与、広報活動などを行う予定でございます。

期間は4年から5年の予定で、今年度は10月から来年1月までの間で計画されておりまして、10月の広報きくちでワークショップ参加者を募集する予定でございます。この事業がきっかけとなり、市民の皆さんと九大院生への協働による新たなまちづくり活動が地域の活性化へつながることを大きく期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

西郷隆盛翁祖先発祥の地、西郷地区につきましては、当面は訪れる方々の名刺入れや記帳簿の設置、直系であります鹿児島県で陶芸協会の会長をされております西郷隆文氏のポスターとか、そういうのを掲示していただければ幸いです。

また、九州大学の社会連携事業につきましては、この事業がきっかけで市民の皆さんと九大院生の協働による新たなまちづくりが、ひいては地域の活性化になればと、期待を申し上げます。

地域が元気になるためには、菊池遺産の活用や地域のリーダーを育成することにより、地域の活性化が図られると思います。先日、鹿児島県の鹿屋市の柳谷町内会の通称「やねだん」の豊重哲郎氏の「行政に頼らない「むら」おこし」という地域再生の講演を聞いて感動をいたしました。市長は地域が元気になるための対策についてどのようにお考えか、所信をお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 本市におきます地域の活性化につきましては、総合計画に基づきまして、さまざまな施策を講じているところでございます。その中で地域の活性化対策の一つといたしまして、地域づくり推進事業に取り組んでもおります。

この事業につきましては、地域の皆さん方がみずから考え、みずから実践する地域づくりを推進することを目的といたしてございまして、地域づくり施設整備事業、地域づくり活動事業、人材育成事業、また菊池遺産の保護及び活用に関する事業、この四つがございまして、この中で、菊池遺産の保護及び活用に関する事業につきましては、昨年度より実施してございまして、本年5月には各地区から推薦がありました29件につきましては、菊池遺産として認定を行ったところでございます。本年度は、菊池遺産の認定看板の設置及びパンフレットの作成を行いまして、菊池遺産のPR等に地域の活性化を図ってまいります。

また、本年7月には公民館活動の関連事業といたしまして、ご指摘の鹿児島県鹿屋市柳谷町内会会長の豊重哲郎氏を招きまして、地域再生、行政に頼らない感動の地域づくり、「行政に頼らない「むら」おこし」ということで、大変多くの方々のご参加の中で、隈部議員も述べられましたように、感動を覚えた、こういったご意見をいただいております。

市の活性化のためには、各地域の活性化が必要であります。地域の活性化のためには、豊重氏の持論にもありますように、情熱のあるリーダーが必要であろうと、このように思います。大隅半島の人口わずか300人のこの村が、まさしく行政に頼らない村おこしをされているということ、これもまた一つの情熱あるリーダーの

力によるところであろうと思いますし、また村の皆様方が一緒になって協力されているという姿をかいま見ることができました。ビデオなり本なりを読ませていただきましたけども、素晴らしいなど、感動に浸ったところであります。

また、生き生きした地域をこのようにしてつくり上げるためには、地域や住民の方々、そして自分たちの地域をどのような形の地域にしたら住みよい町になるのか、あるいは暮らしやすいのかと、そのようなグランドデザインを描くことにも大変腐心をしながら考えていかなければならないと、大変重要だと、このように考えます。

そのきっかけづくりになるような講演会などの開催を、関係課及び大学との連携の中で図りまして、地域の皆様方につきまして、地域づくりの必要性、重要性というものを再度認識していただきますように頑張っていきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 次に、農業の活性化について質問をいたします。

今回の口蹄疫は、4月20日、宮崎県都農町で発生、拡散し、発生件数292例、約20万頭の貴重な牛、豚等の家畜が処分され、埋却されました。8月27日に終息宣言が出されましたものの、発生原因についてはまだ検証が続いております。

本市では、市長を本部長とする最高レベルの家畜伝染病防疫対策本部を設置されて、口蹄疫侵入防止に全力で取り組まれました。今回の口蹄疫の教訓をどう生かすか、また口蹄疫対策と今後の課題についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 隈部議員の口蹄疫の対策についてということでお尋ねでございますので、お答えを申し上げます。

今回の口蹄疫につきましては、今、議員言われましたように、本年4月20日に宮崎県児湯郡都農町での発生以来、発生件数292例、疑似患畜処分頭数が21万1,608頭、ワクチン接種頭数7万7,041頭を合わせますと、合計28万8,649頭もの貴重な牛、豚等の家畜が処分、埋却されたものでございます。

8月27日に終息宣言は出されましたものの、ウイルスは目に見えないものであり、今後、いつどこで再発生するかもしれないという可能性も否定できません。そこで、畜産農家の皆様には常日ごろより注意深く防疫と衛生に努めていただくことが重要なことであり、また市民の皆様にあつては口蹄疫に対する正しい認識と理解をお願いすることが必要と考えております。

さらに、宮崎県の終息宣言を受けまして、口蹄疫疫学調査チームの結果報告や農

林水産省からの公式見解等が発表されるものと思われます。その中で、家畜伝染病予防法の改正や問題点等の課題が明らかにされ、国、県、市が行うべきことが詳細に提示されるものと推察いたします。その一つ一つを検証し、菊池市に発生、侵入させない方策等を構築していくことが重要であると考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

口蹄疫の発生原因の確定がない現在、人・物の流通がグローバル化した中では、口蹄疫はどこで発生するかわかりません。口蹄疫の発生拡大を防ぐ方法は、消毒等の衛生管理は基本であります。早期発見、即処分、即埋却しかありません。国の対策本部を現地に設置し、命令系統を一本化させることだと思います。畜産環境の整備、飼養管理の指導、早期発見のための口蹄疫のビデオによる啓発、あるいは情報の提供、発生時のマニュアル作成等が必要であると思いますが、どう指導されるかお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 隈部議員の再質問にお答えします。

口蹄疫疫学調査チームの現段階での調査概要の中で、今回の口蹄疫感染拡大の要因等で異常家畜発見のおくれや埋却地確保のおくれが指摘されております。また、人、共同堆肥施設、倉庫、器具、機材の共同使用や家畜・飼料等の畜産関係運搬車両の消毒徹底のおくれ、一般車両への交通規制や消毒実施義務等、対応のおくれ、さらにはネズミ、鳥、ハエなどの近隣感染等も感染要因として公表されております。このことは、議員ご指摘のとおり、今後の感染拡大防止策、畜産環境の整備、飼育管理指導に生かされるべきだと考えております。

口蹄疫は法定伝染病のため、国の命令、指示、指導のもと、県や市が対処することになり、万が一市に発生した場合、独自で対応することはできません。宮崎県での口蹄疫発生を教訓に、今後、発生や感染拡大防止などの対処方策、さらには家畜伝染病予防法の改正や対応マニュアル作成などが議論されております。

今後、伝染病予防法や対応マニュアル等が完成した際には、市としましてなすべきことを検証し、県城北家畜保健衛生所、県菊池地域振興局やJA等の関係機関と連携し、畜産農家の協力をいただきながら、口蹄疫侵入防止のために努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

海外等、人や物の行き来が拡大する中で、伝染病が日本に持ち込まれるリスクは大変大きいと思います。自国の防疫強化とあわせて、中長期的にはアジアでの口蹄疫の抑制が今後課題であると思います。

今回は、熊本で発生させない、菊池で発生させないを合い言葉に、行政、市民の方々、農家の方々、商工団体が全市一丸となって取り組まれました。成果は実り、口蹄疫は防げましたが、厳しい経済環境の中に、さらに追い打ちをかけられました。口蹄疫克服の感謝祭を開催し、農業、農村と地域とが一体となった食と農の祭典を開き、あわせて菊池ブランド化を促進しておりますえこめ牛、えこめ豚を初め、農畜産物を市民の方々にも提供していただく機会が欲しいと思います。地域の活性化を図るためにも、地産地消を基本とし、J A、商工会、観光協会、飲食組合、ホテル・旅館組合等による連携した菊池フェア的なものがないか、市長の所信をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 4月20日に宮崎県で疑似患者の発生以来、5月の連休後も発生件数が衰えることなく、5月11日に各部長を委員といたします菊池市家畜伝染病防疫対策会議を命じまして、防疫対策として公共施設等への消毒マットの設置や畜産農家への消石灰の配付などの決定を行いました。その後も毎日のように発生例が報告をされまして、畜産農家の不安は大変募るばかりとなりました。

5月17日に、口蹄疫侵入防止に行政としてできる限りの体制をとるといふことといたしまして、私を本部長といたします最高レベルの菊池市家畜伝染病防疫対策本部を設置をし、都合6回の会議を行いました。その中でも、農家に対します防疫措置や支援措置のほか、市民の皆様方にも不特定多数の方々がおいでいただくようなイベント等については自粛をお願いしたいということで、自粛の要請をお願いしてまいりました。夏祭り、花火大会や、また旭志のホタルフェスタ、軽トラ朝市、ジュニアボート選手権などの多くのイベントを中止させていただきまして、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけをいたしました。また、ご心配をおかけいたしました。

市民の皆様方のこのような多面にわたりますご理解とご協力によりまして、7月27日の宮崎県におきますところの非常事態解除宣言が、あるいはまた8月27日の終息宣言と、このようになったところであります。改めて市民の皆様方に厚くご理解、ご協力に対しまして、お礼を申し上げたいと存じます。

終息宣言を受けまして、菊池市まつり実行委員会の皆様方が長期にわたりますところの不況の影響、今、隈部議員ご指摘のとおりでございます。そのようなことから、菊池市を何とか元気を取り戻したいと、こういった思いで地域振興に寄与したいとの思いを強くされております方々のほうから、秋祭りの後に、これは（仮称）後夜祭と、後の夜の祭りということで花火大会を計画したいということで、うれしい情報も入っているところでございます。

議員ご提案の祭典の開催につきましては、特にJAなどにつきまして、合志市のほうでも開催されておったようでございますので、畜産団体が現在検討中と、JAとか畜産団体のほうが何とかこれをやろうということで検討中ということの報告を受けております。今後、開催の有無を含めまして、それぞれの関係団体の皆様方と意見の調整を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

開議 午前10時59分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

日本共産党の東 裕人です。

通告に沿って一般質問を行います。

今回は、全体を通して中小企業の問題を取り上げ、幾つかの提案もしながら、自治体が市民の暮らしの実態をどう受けとめているのか、そして地域経済をどう変えていくのか、質問をしてみたいと思います。

初めに、本市の経済政策総論についてお聞きします。

まず、家計所得の問題です。

これまで高過ぎる国保税の質問の際、繰り返し指標を紹介してきましたが、菊池市民の家計所得は県下自治体で下から10番目です。市民の懐の指標である家計所得は、ことし2月に公表された平成19年度市町村民所得推計によると、5年間で雇員報酬がマイナス18億2,590万円、個人企業所得はマイナス50億6,567万7,000円となっています。5年間で働く人の賃金が18億円、個人企業所得が50億円、計68億円が市民の懐から減っているわけです。所得が5年間で68億円も減少すれば、当然地域に回るお金は減ります。これは地域経済の現状

を見れば明らかです。

自治体としては、所得が減れば税収が減る。そうすると、国保税を初め、増税負担増路線に拍車がかかる。さらに、行政コスト削減、サービス切り捨ても進む。その結果、増税に耐えられずに滞納がふえる。また、可処分所得が減り、ますます消費縮小へ、こういう悪循環に陥ります。そして、今、そういう悪循環に陥っているのが現状です。

家計所得が大幅に減少する中で、徴税部門だけ強化しても限度があります。税収の落ち込みの原因を、その責任を滞納者にだけ押しつけ、徴税強化をあおるだけでは、自治体の政策能力が問われるのではないかと思います。問題は、大本をどうするのか。市民の懐を暖め、地域でお金が循環するためにどういう手を打つのかであります。そういう議論がなかなか執行部のほうからは聞こえてきません。もちろん経済問題は国政に大きく左右されますが、自治体でもやれることはあるはずですよ。そして、やれる手、有効だと考えられるものはすべて打ち尽くすべきであると私は考えます。

そこで、伺います。

3月議会の私の一般質問に対し、執行部は答弁で、農業所得や勤労者所得を向上をさせることが市民の生活を安定、向上させ、ひいては商工業など、全体への消費に向かわせる経済の循環の起点になると考えている、こう答弁されました。地域経済活性化の起点は家計所得であるとの認識は示したわけですよ。では、どうすれば家計所得が向上すると考えているのか、所得向上の核として考えていることは何か、まず初めに聞かせていただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 東 裕人議員のご質問にお答えしたいと思います。

1990年前後をピークとするバブル経済が崩壊して以来、日本はデフレーション基調により経済が推移してまいりました。さらに、この10年間はデフレスパイラルというメカニズムが働き続けてきたと言われ、経済全体が収縮しており、市民の家計所得にも深刻な影響を及ぼしていると認識をいたしております。

ご存じのとおり、低成長経済における競争の激化により、市内の企業は相次ぎ閉鎖や縮小を余儀なくされ、リストラの実施や正社員から非正規社員への転換などで、必死に生き残る努力をされているところでございます。それに対し、自治体といたしましても緊急雇用相談窓口を設置し、雇用状況調査や就職相談などの対応をいたしております。

一方、本市の基幹産業でございます農業部門におきましても、農業者の減少、高

齢化、資材価格の高騰、取引先優位の価格形成などの環境変化が進み、厳しい状況が続いており、コスト上昇を価格に転嫁することも困難な農業経営は、深刻な状況となっております。収益の向上のためには、規模拡大や生産コストの低減はもとより、加工や商品開発など、農産物の付加価値を高める取り組みや規格外品の有効活用、直接販売先の確保等の新たな販路拡大を初めとした農業所得の向上に直結する取り組みが必要と考えております。

こうした状況を踏まえ、家計所得向上につきましては農業の振興と商工業の発展、企業におきましては雇用の安定確保、さらには地域経済の活性化の核となる農商工連携が大変重要であると考えております。これらが安定して経済が循環することにより、家計所得の向上につながるものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 核としての政策は何かということについてはなかなか難しいと思うんですけども、私はその地域の景気回復の一番の王道は住民の消費購買力を高めること、その大本が家計所得であると思います。

先ほどの答弁で、るる家計所得向上のための施策、考え方ということで答弁もありましたが、行政内部では家計所得、市民の暮らしの実態を一番把握しているのはどこか、私は徴税部門と福祉部門だと思います。自治体全体でそうした部門の情報も共有して議論もして、家計所得、市民の暮らしの向上を図るための政策と具体策を練り上げていかないと、なかなか経済はよくなりませんと思います。

家計所得の向上についての執行部の考え方は今伺いましたので、次に地域経済政策について端的に伺います。

経済政策のかなめは、私は一言で言えば、自治体を含め、民間、農家、協同組合など、投資主体の体力を量質ともにつけることであると考えます。そして、そのために自治体の産業経済政策が必要であると考えます。執行部はどう考えているのか、本市の経済政策、地域産業政策のかなめは何なのか、お尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 経済政策のかなめは何かというようなことでございますが、菊池市につきましては、ご存じのように、基幹産業はやはり農業であるということと考えております。農業は食生活に欠かせない産業であるとともに、農業資材産業や農家の家計消費などで地域経済全体の波及効果を持つものと考えております。このような中で、農業の持続的な発展のために、国・県補助事業を活用しながら、農

家の初期投資の軽減とコスト削減による経営安定と農家所得の向上を図るための事業を実施しております。また、市独自の事業といたしましても、物産館の振興やブランド推進に取り組み、農産物のPRや販路拡大などを図りながら、農家所得の向上を促進してまいりたいと考えております。

中小企業を中心とします商工業につきましては、家計所得の向上に直接かかわるものではないですが、各種融資制度を初めとする経営の安定化を図る事業により、そこに従事する社員の安定雇用を実現したいと考えております。また、軽トラ朝市などのイベントを支援することで、町なかのにぎわいを呼び戻し、活発な商業活動が家計所得の向上につながるよう、商店街の活性化に取り組んでおります。

市民全体にかかわるものとしたしましては、住宅用太陽光発電システム設置費補助金も経済政策の一つであろうと考えておりますが、取りつけ工事などにより停滞する資金への流動化刺激策になると考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 基幹産業である農業を重視して、農家所得の向上を図るのは当然だと思います。同時に、家計所得向上という角度から重点政策を考える場合に、総生産額の比較の上での重点化とともに、1次産業20%、2次産業27%、3次産業53%という本市の産業構造は、市民の就業状況などからの検討も必要であると思います。例えば平成20年12月の工業統計では、菊池市の工業の従業員数は7,521人、働く人の約30%が工業関連で働いています。その労働者の家計所得がどうなっているのかなどの議論は聞いたことがありません。それぞれ個々ばらばらではなく、いろんな角度から現状を踏まえた総合的な経済対策を考えるべきときではないかと思います。

以上、これまでの議論を踏まえて、最後に伺います。

基幹産業である農業とあわせて、中小企業は経済循環の核であります。この中小企業をどう支援していくのか、この点で自治体の果たす役割は非常に大きいと思います。

一方で、ことし3月議会、経済常任委員会での総括質疑でも取り上げましたが、平成22年度予算では、商工費は目的別歳出構成比で1.1%、平成20年度県下14市平均2.3%の半分しかありません。内訳も普通建設事業費、補助費を除くと、わずか0.7%。本来の商工振興そのものに充てる予算が議会費より少ない、これで一体振興ができると考えているのでしょうか。せめて県平均ぐらいに引き上げて、商工振興に力を入れるべきであると思います。中小企業対策予算を増額して、

地域経済の担い手としての位置づけにふさわしいものにすべきだと思いますが、どう考えますか。また、景気循環の核である中小企業をどう支援していくのか、考えていることがあれば、あわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 東 裕人議員の再々質問にお答えしたいと思います。

中小企業に対する本市の支援策につきましては、再質問の答弁でも申し上げましたが、経営安定等に対する各種融資制度の運用のほか、信用保証料や利子の補助、後継者への補助金交付制度等を行っております。地域内での経済が効率よく循環していくためには、中小企業振興基本条例の趣旨でもございますが、市内企業においても資材、物品等の調達等、市内で行う、また雇用面においても地域内で人材を確保することが重要であると考えております。企業、消費者である市民、行政の3者が一体となって、ともに考え、行動していくことが中小企業の経営安定、強化につながり、ひいては地域経済の活性化に貢献できると考えております。市といたしましても、現在の支援策を継続していくとともに、企業や市民の皆様には啓発活動を行い、連携して、よりよい活性化策を模索してまいりたいと考えております。

また、ご指摘の他市と比較しましての本市の商工費に占める予算割合が低いということにつきましては、各自治体で組織機構が違いますので一概に比較はできないものでございますが、他市の商工政策等も研究しながら、本市の実情に応じた適正な予算措置を講じてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では次に、中小企業振興基本条例について質問をします。

この条例の眼目は何か。2009年3月議会において、これは単なる契約条例なのか、それとも地域産業政策なのか、認識を伺いました。執行部は商工行政における政策条例であると、明確に答弁をされました。では、本市の産業政策の中心としての中小企業振興基本条例に基づいて、菊池の中小企業が振興しているのかいないのか、何が進んで何が足りないのか、また今後の努力方向はどういう方向なのかなど、以下お尋ねしていきたいと思います。

昨年3月の一般質問で、この条例を実効性のあるものにする上で、四つの提案を行いました。一つは、実施要綱や施行規則などをつくって基準をつくること。2点目に、成功している他の自治体の取り組みをさらに研究すること。3点目に、地域産業政策の担当者の意識的な育成。4点目に、提携する県立大学との共同研究など、

地域産業の現状と課題の調査、分析をすること。四つ提案をしました。この四つの提案について執行部は、1点目の基準をつくることについては、入札契約、物品購入、それぞれ関連の規則などで対応すること。二つ目の先進自治体の研究調査については、先進例があったら積極的に生かしていくこと。三つ目の担当者の育成は、担当部署職員のレベルアップで対応すること。四つ目の県立大学との協働については、可能な範囲で協力をお願いしていくことなど、答弁されました。

では、お聞きします。

みずからの答弁を踏まえて、この1年間、執行部はどういう努力をしてきたのか、そして条例施行2年間でどう検証しているのか、その中身について初めにお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 東 裕人議員の中小企業振興基本条例について、その検証内容を示せというようなご質問にお答えしたいと思います。

2009年3月の一般質問で東議員にお答えしました中小企業振興基本条例の4点につきまして、その取り組み、検証について答弁をいたしたいと思います。

1点目の実施要綱や施行規則等をつくり、基準をつくることということにつきましては、前回答弁のとおり、それぞれ関連の規則等で対応してまいりたいと考えておりますが、指名競争入札関係につきましては、仕様書の中で本市発注工事は市の予算で行うことを考慮して、市内の関係業者との取引や市民の雇用をお願いしているところでございます。

2点目の成功している他の自治体の取り組みをさらに研究することのご提案につきましては、現状では先進事例等の調査ができておりません。今後、調査研究を行うことで、答弁しましたとおり、積極的な中小企業振興施策を展開してまいりたいと考えております。

3点目の地域産業政策担当者の意識的な育成につきましては、答弁で申し上げましたとおり、内部の研修等で職員のレベルアップを図っているところでございます。今後も継続的に研修を行ってまいりたいということで考えております。

4点目の連携する県立大学との共同研究等、地域産業の現状と課題の調査分析をすることについてでございますが、連携事業の内容等につきましては、さきの隈部議員に答弁したとおりでございます。今後はご提案の地域産業の現状と課題及びその分析につきまして、県立大学との共同研究ができるかどうかも含めまして、大学側と協議しながら進めてまいりたいということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 前回やると答弁してやらなかった項目も、今、お話もありました。やると答弁してやらないのはなぜですか。今回は、そのことについては答弁は求めませんので、私はしっかりそこら辺も自己分析もしていただきたいと思います。

次に、今、答弁された中身を聞いて、今、執行部が努力し、検証してきた内容を踏まえて、再度お聞きします。

この条例の実効性という点で何が足りないと考えているのか、お答えいただきたいと思います。どうぞ。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 東 裕人議員の再質問にお答えしたいと思います。

中小企業振興基本条例は、中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展を促進することにより、中小企業の振興を図り、もって活力ある地域社会の実現を図ることを目的としております。議員ご提案のとおり、投資主体が体力をつけることが家計所得を向上させることの認識は共通しているところでございます。

本市の経済対策は、一定の政策は実施しておりますが、十分とは言えない状況だと思っておりますが、国・県の経済対策を検証しながら、市としましてどのような対策が可能かどうか、検討してまいりたいということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 私はこの条例の議論の問題で、足りないのはやはり行政全体の産業政策の議論、市独自で何ができるのか、何をすべきなのかの議論が、私はこの2年間、非常に足りないんじゃないかなという気がしています。

それでは最後に、今後の努力方向を先進自治体にも学んで、改めて五つ提案をします。

1点目は、市内全事業所の実態調査を行い、施策に反映させることです。

1979年にこの条例を制定した墨田区では、制定の前の年、係長級職員165人が区内製造業9,314社にみずから足を運んで実態調査を行っています。調査後は、福祉や教育を含む横断的事業として区政に位置づけられています。本市でも実態調査を行い、自治体が地域の中小企業の実態を把握し、得られた情報を施策に生かすよう求めます。

2点目に、中小企業振興会議をつくり、中小企業の声を生かすことです。200

7年に条例を制定した帯広市では、条例を具体化するために1年間で74回に及ぶ議論を重ねています。その中で、経営者、業者自身が中小企業や地域の値打ちに気づいて、呼び込み型から内発型の地域振興に軸足を移すことが重要だという認識が広がっています。本市でもこの条例の推進体制として、経営者、金融機関、自治体職員などで構成する中小企業振興会議などをつくって、中小企業の声を生かすよう求めます。

3点目に、地域産業政策の担当者の意識的な育成です。

数年で異動がある状況では、経験も知識も、そして大事な人的つながりも途切れてしまいます。担当部署のレベルアップにとどまらず、やはり地域産業政策の担当者の意識的な育成が必要であると考えますが、どうでしょうか。

4点目に、提携する県立大学との共同研究など、地域産業の現状と課題の調査、分析をすること。

5点目に、行政内部の意思統一です。行政内部でこの条例の理解がばらばらなのではないでしょうか。地域産業政策のかなめとしてのこの振興条例の受けとめが、仮にそうであれば、中小企業振興は遠い先の話になってしまいます。行政内部でしっかり議論して、意思統一すべきであると思います。

以上、5点の提案をどう考えるのか、お聞きします。

○経済部長（岩下義人君） 東 裕人議員の再々質問にお答えしたいと思います。

ただいま5項目の貴重な提言をいただいたものでございます。ありがとうございます。

1点目の市内全事業所実態調査を行い、また施策に反映させることということにつきましては、先進自治体の取り組み状況の調査を行い、緊急性、重要性を検証し、必要であれば実施してまいりたいということで考えております。

2点目の中小企業振興会をつくり、中小企業の声を生かすことにつきましては、現在、各企業連絡協議会と市長との懇談会を実施しており、その中でさまざまな意見をいただいているところでございます。今後、中小企業振興会議を設置すべきかを各企業代表者と協議しながら、必要があれば前向きに検討してまいりたいということで考えております。

3点目の地域産業政策担当者の意識的な育成、4点目の連携する県立大学との共同研究等、地域産業の現状と課題の調査、分析をすることにつきましては、第1回目の答弁で申し上げましたとおりでございます。

5点目の中小企業振興基本条例の解釈が市役所内各課で違いが見られるとのことですが、議員もご理解のとおり、中小企業振興基本条例は本市商工行政における政策条例でございまして、中小企業振興の大事な柱であると認識しておりま

す。再度職員に周知徹底し、意思の統一を図ってまいりたいということで考えております。

今後は、先進自治体の調査、研究を行いながら、本市の産業経済対策に何が必要なのかを見きわめながら、中小企業振興基本条例が所期の目的を果たすよう努力してまいりたいということで考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） これまでお聞きした政策、条例の議論を踏まえて、次に具体策、その中でも中小企業の仕事興しを中心にお聞きします。

冒頭の経済政策でも述べましたが、中小企業振興策は有効だと思われるものはどんどん取り入れてやるべきであると思います。躊躇している状況ではありません。急いで調査研究し、取り組むことを求めます。

以下、小規模工事登録制度、住宅リフォーム助成制度、公契約条例の三つ、全国的に広がっている振興策について伺います。中小企業に体力をつけていくための具体策であります。

まず、小規模工事登録制度の活用強化についてです。これは公共の建物の修繕などで一定金額以下の仕事について、入札資格のない業者にも仕事が回る制度であり、市内業者の受注機会の拡大と市内経済活性化を目的とするもの、本市でも制定されている制度であります。

そこで伺います。

登録事業者数の推移、発注実績など、現状はどうなっていますか。そして、課題は何だと考えているのか、お聞きします。

また、菊陽町では上限を50万円としています。本市でも今の上限30万円から50万円に引き上げて、積極的に制度を活用し、強化すべきだと考えますが、どうでしょうか。

次に、住宅リフォーム助成制度についてです。

これは住民が市内の業者に住宅リフォームを注文した場合、工事費の一定額を市が助成する制度です。補助率が10%の場合、10万円の補助で100万円の仕事が発生をします。年間1,000万円助成すれば、市内で1億円の仕事が起こるわけで、建築関係の仕事興しに大きな効果があります。

また、大手しか仕事ももうけも回らない大型公共事業と違って、自治体のわずかな予算で助成金を薄く広く補助することで、市内中小業者にも仕事が回ってきます。さらに、地元業者を条件とすることで地域経済全体にも大きな波及効果を与えます。

まさに、仕事興しの制度です。民需拡大の一つの方策として、助成額をはるかに超える経済波及効果を生み出す住宅リフォーム助成制度の創設を求めますが、どうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 小規模工事等契約希望者登録制度とは、入札参加資格申請書、いわゆる指名願いを提出していない事業者を対象といたしまして、菊池市が発注する小規模な工事、修繕の受注を希望される事業者を登録する制度でございます。菊池市では30万円未満の工事、修繕を発注する際に、原則、この登録者から選定をする制度として実施いたしております。

この制度は、平成18年4月から始まりまして、登録の受付につきましては随時行っております。現在の登録者数の推移ですが、平成18年、19年度分の受付が37社、20年度、21年度分の受付が38社、22年、23年度分の受付が33社となっております。発注実績につきましては、平成18年度が51件、19年度が74件、20年度が119件、21年度が135件と、年々増加している傾向でございます。

なお、21年度からは5万円以上の工事、修繕におきまして、入札契約の主管課であります総務課で合議、いわゆるチェックをかけまして、それを義務づけしております。勝手に各課ができるようなことにはいたしておりません。公正な見積もり及び登録者数を含めた菊池市内業者利用の指導助言を行っているところでございます。

この制度の課題といたしましては、まだ登録者に対する発注件数が少ないことといたしております。これにつきましては、今まで以上に情報端末IPKを通しまして、制度の周知や総務課での合議の際に、個別の指導、助言の徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、個別の指導、助言をする機会がない学校事務職員に対しまして、本年度当初に制度の説明会を開催いたしました。このような取り組みは、今後も継続して考えていきたいというふうに思っております。

また、登録者数も現在33社と少ないことも大きな課題となっております。現在は、市のホームページには通年掲載し、広報きくちには募集時期の前に掲載してお知らせしている状況でございます。また今後、チラシ配布などを強化いたしまして、事業者向けへの周知を図ってまいります。

次に、小規模事業者の受注額の引き上げについてでございますが、ご案内いただきましたように、菊陽町でもこの9月から50万円で制度化されておりますし、ほ

かにも合志市、八代市、天草市が50万円までに引き上げられて実施されております。したがって、この厳しい経済状況の中、小規模事業者の受注機会を拡大して、家計所得の向上の観点からも、額の引き上げにつきましては引き上げる方向で検討してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 議員からご提案のごさいました住宅リフォーム制度の創設に関しましてお答えをさせていただきます。

本市におけます住宅に対する助成制度としましては、まず第1に在宅の要介護等の高齢者、中度の身体障がい者あるいは障がい児の方、及び重度の知的障がい者あるいは障がい児の方がいらっしゃる世帯に対しまして、玄関、廊下、居室、トイレなどの住宅改造に必要な経費を助成します住宅改造助成事業を実施しております。これは今申し上げました方々の居宅での自立促進及び介護者の負担軽減などを図ることを目的としております。

次に、居宅用の住宅に対します太陽光発電システム設置についての補助制度も設けております。これは発電出力1キロワット当たり5万円として、15万円を限度として補助をするものでありまして、地球環境保全の観点から、市民の方のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することを目的としております。

このような事業を初め、本市におきましてはそのほかにも幾つかの住宅関連の助成事業がありますが、各部署におきまして、それぞれの施策目的に応じた事業を実施しているところでございます。

特に2番目に申し上げました太陽光発電システム設置の助成につきましては、昨年度の21年度から来年度23年度までは1戸当たり従来は6万円だった上限を15万円まで補助枠を拡大しまして、3年間で合計300世帯、総額4,500万円の補助金交付を計画し、現在、実施をしているところでございます。この事業につきましては、環境面はもとより、経済対策にも有効な事業として取り組んでおりますので、現在のところ、経済対策として新たな住宅リフォーム制度の創設につきましては、予定はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 小規模工事登録制度については、上限50万円引き上げることにについては評価したいと思います。また、活用強化という点では、部長もいわれる

とおり課題も多いと思われしますので、早急に問題点を解消して、本来の制度の趣旨が生かせるよう、引き続き努力をしてほしいと思います。

次に、住宅リフォーム助成制度については考えていませんという答弁でしたので、再度伺います。

これは先ほどにも言いましたように、わずかな助成で大きな波及効果があります。リフォームでは木材、建具、畳、かわら、電気などなど、関連を含めると10倍、20倍の効果があります。先ほど答弁で、高齢者施策、障がい者施策、そういういろいろ、その事業とのかかわりでリフォーム助成をやっているという答弁もありましたが、今回は福祉施策としてのリフォーム助成を求めているわけではありません。あくまで仕事興しという観点での質問であって、仕事興しとして、この私が求めている住宅リフォーム助成制度が有効なのかどうなのか、私は有効であるから制度をつくるべきだという質問をしているわけで、仕事興しという点でどうだという答弁を求めたいと思います。

さらに、太陽光の話もされましたが、これも仕事興しという点では、受注は市外の業者も多いのではないのかなというふうに思います。住宅リフォーム助成制度は、地元業者を条件とすれば、当然100%地元。だから、仕事興しとしても効果あり、こう言って、今、全国30都道府県、156自治体でこの制度が広がっているわけです。再度ぜひ創設を求めますが、どうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 住宅リフォーム助成制度の創設に関しまして、まず仕事興し、中小企業振興の観点からということですが、この観点からは本市の中小企業支援施策全体の中でどのように位置づけるか、総合的な視点からの検討、判断が必要になってくると思います。

また、市内への経済波及効果という観点からは、市単独で新たな仕組みを創設するかどうかにつきましては、補助事業の対象工事、事業規模、また補助割合など、制度設計に関しまして、国や他の自治体の助成制度の状況も調査等を行った上での検討が必要と思われます。

このようなことから、この住宅リフォーム助成制度の創設に関しましては、現時点では創設を予定をしておりませんが、庁内で十分な議論が必要と思われますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、公契約条例についてお聞きします。

千葉県野田市では、ことし4月から全国初の公契約条例が施行され、市の公共工事などを受注した企業や下請け業者などは、市が定める賃金以上を支払うことが義務づけられました。下請や孫請で働く労働者や派遣労働者にも適用されます。低い単価で働いている労働者を初め、自治体とのかかわりのある職場で働く労働者に、生活できる賃金を初め、人間らしく働くことのできる労働条件を保証する公契約条例の制定を求めます。これは冒頭の経済政策でも触れた家計所得減少に対する自治体の役割発揮という点でも、大きな意義を持つものです。どうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 労働条件に関するような問題は、一つの自治体で解決できるようなものではございませんで、国が法整備を行うことにより解決できるものと考えます。つきましては、国や他の自治体の動向を見きわめながら、今後の対応をしていきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） ほかの自治体は菊池市を救ってくれないわけですから、みずからの頭で考えて、検討していただきたいと思います。

次に、小学校統合問題についてです。

昨年6月議会の一般質問で、学校規模適正化審議会の問題について、子どもの教育、地域社会の問題の審議はこれでいいのか、疑問を呈しました。それから1年、この問題がどこまで進んでいるのか、今後どうするのか、質問をします。

昨年の6月議会では、適正化審議会の問題について五つの疑問点を挙げて、民主主義を教えるべき学校の行く末が公開もされず、民主的手続も踏まず、子どもの声も聞かないで決められる答申書には資格がない、指摘をしました。その後、1年経過し、ことし8月の全員協議会では、経過報告やアンケート結果報告などが行われましたが、まずは改めてこの1年間の教育委員会の努力、疑問や不信解決のために何をしてきたのか伺います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） この1年間の取り組みについて述べさせていただきます。

昨年4月に学校規模適正化審議会から答申がなされたわけですが、教育委員会と

しましてその答申を受け、学校規模適正化基本計画を作成するに当たり、その素案作成の段階から関係保護者や地域住民の方々のご理解をいただきながら進めるべきといった基本姿勢のもとに進めてまいったところです。

これまでの取り組みとしまして、関係学校のPTA役員や保護者、地域住民を対象とし、答申内容の説明とあわせ、意見交換会を昨年9月から本年3月にかけて、それぞれの学校単位で合計13回実施してまいったところです。

そのほかにもアンケート調査を、平成21年度関係小学校に児童が在学中の保護者、児童が平成27年度までに入学予定の保護者、さらに小学2年生から6年生までの児童を対象に実施してまいったところです。その結果、保護者としては一定規模の児童数、クラス数——いわゆる学級数ですね、が望ましいという方が多数意見でした。このような取り組み状況につきまして、市議会文教厚生常任委員会への報告や全員協議会への資料提出等を適時行ってまいったところです。

また、本年度になりまして関係学校のPTA役員を一堂に集めた説明会や河原、水源、迫水、龍門小学校区の42名の区長さんを対象とした説明会を開催し、これまでの取り組み状況報告や今後のスケジュール等について説明をする中で、多数の貴重なご意見、ご要望等をいただいております。さらに、5月の全体区長会の中で回答を求められた際には、取り組み内容や教育委員会としての考え方等についてご説明し、ご理解とご協力をお願いもさせていただいたところです。

教育委員会といたしましては、地域において、今後も児童生徒の減少が続くことが予想されます。そういう中で、菊池市の将来を担う子どもたちの可能性を見出し、それを最大限に発揮する教育環境を提供すること、これが最も重要であり、教育委員会の責務であると思っております。今後、基本計画策定と保護者を含めた地域住民の皆様の理解促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では、昨年6月議会で指摘をした問題点のうち、地域の合意形成という点でお尋ねをします。

地域の問題では、まず二つの文書を紹介して、教育委員会の見解を伺います。

まず初めに、これは1973年の文部省初等中等教育局長、管理局長の通達です。公立小中学校の統合について、少し紹介します。

学校規模を重視する余り、無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上、著しい困難を招いたりすることは避けなければならないと。学校の持つ地域的意義も考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること、

こういう通達が出されました。

それから、これは2005年8月に全国都道府県教育長協議会が出した教育委員会のための市町村合併マニュアルです。これ、自治体の合併マニュアルの教育委員会版であります。この中では、小規模校は教育組織や施設整備等の充実を図る上で困難が伴うことが多い一方、教職員と児童生徒の人的触れ合いなどの面で、教育上の利点が考えられます。学校統合に当たっては、これらの点を踏まえつつ、十分に地域住民の理解と協力を得て行う必要があります、こう述べています。

こうした二つの文書の指摘、学校規模適正化審議会の審議の過程で、これらの指摘は踏まえられて、あの統廃合答申が出されたのか、私はどうもそうは思いません。今紹介したこの二つの文書の指摘は、地域の合意形成を考える上では非常に重要なものだと考えますが、教育委員会はどうか考えますか。地域の合意形成についての考え方を伺います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、審議会の審議過程の中で、学校の持つ地域的意義等を考慮の上で統合答申が出されたのかということですが、審議会では、約1年をかけた慎重に審議を重ねた結果、平成21年4月に複式学級を有する過小規模校の解消を最優先するという答申が出されたわけです。

また、答申書以外に教育委員会に対して附帯意見として、一つ目に、答申内容の早急な実施。二つ目、地域コミュニティーの枠組みを尊重すること。三つ目に、保護者、地域住民、関係機関への説明責任を果たすこと。四つ目に、庁内協議体制を整え、関係者の不安解消に努めること。五つ目に、学校施設の老朽化の検証、学校給食現場の検証、スクールバスの配置など、十分に検討することを要望されております。

そのほかにも学校統合は重大な事項であり、審議会として問題解決に対して地域社会に多大な影響を及ぼすことを認識しているとされています。このようなことから、審議会としまして学校の持つ地域的意義、こういうのを十分に考えられた上で答申を出されたものと、私たちは認識しているところです。

次に、教育委員会としての地域の合意形成についての考え方ですが、関係保護者、地域住民の方々のご理解をいただきながら進めるべきといった基本姿勢のもとに進めてまいったところです。この考え方のもとで、これまで関係学校のPTA役員、保護者、それから関係区長、地域住民を対象とした意見交換会を開催し、多数のご意見をいただいているところです。また、適正な学校規模につきましては、大規模校、小規模校それぞれにメリット、デメリットがあり、一方からの視点のみで容易

に結論づけることはできません。そのために審議会では約1年をかけて慎重に審議を重ねてまいられ、審議会から複式学級を有する過小規模校の現状に対する意見をアンケート方式で菊池市の現場教師から聴取も行われたところです。

その結果、過小規模校では複式学級の中にあっても、行政からの特別な支援及び現場教師のたゆまざる研究と工夫や献身的な努力、並びに保護者を中心とした地域住民の積極的な協力のもとで十分に教育効果をもたらせてきたとの意見も見られますが、その反面、児童生徒の発育、発達における教育上の課題も内包しているという問題点も指摘を受けております。

このような経過等を踏まえ、さまざまな意見等を総合的に判断された結果、最終的には審議会といたしまして、学校規模の適正化を図るに当たり、複式学級を有する過小規模校の解消を最優先するといった答申内容に立ったものと認識しているところです。

教育委員会といたしまして、これからの菊池市を担う子どもたちを育てていくに当たって、子どもたちがたくましく育ち、社会性や協調性を養うとともに、向上心、創造性を培い、多面的思考や公正な判断力、生きる力などを身につけていくこと、このことが最重要ではないかと考えているところです。このことは、複式学級を有する過小規模校では育ちがたいと考えられます。そのためには、複式学級を有する過小規模校の解消を図り、一定規模以上の学級数を確保することが望ましいと考えております。

なお、学校規模適正化計画を進めていく上で基本となります本計画素案には、遠距離通学対策、児童の心の負担軽減、学校関係者、地域住民等を含めた統合準備委員会的組織の結成など、児童への影響等も十分配慮してまいりますといったものの内容もうたっているところでございます。今後、地域住民に対する本計画素案の説明会を実施する中で、保護者等の不安解消を図りますとともに、児童に対して無理のない教育環境の構築を心がけてまいりたいと思っております。

地域の宝であります子どもたちの健やかな成長と豊かな未来の保障、これは菊池市民の共通の願いであります。子どもたちの将来を、さらに菊池市の将来をどうしたらいいのか、どのような教育環境を構築すべきかを、子どものことを中心に置いて、地域の皆様と合意形成を図りながら、学校規模適正化基本計画の正式決定に向け、一緒に考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 時間もありませんが、先ほど紹介した二つの文書に対する見解

については直接答弁はありませんでしたが、今の答弁を聞いている中で、その地域の学校が持つ地域的意義とか地域の合意形成という点での理解はされているとは思いますが。

最後に、時間もありませんが、今、地域の話もされましたが、一方で地域の中で不安や疑問が広がっています。統廃合問題のプロセスが注目をされています。調査をしてきましたので、地域の声を幾つか紹介します。

教育委員会は前から決まっていた、もう決まったの一点張りで、地域の声を聞こうとしない。学校あつての校区であり、地域である。なくなった後の地域のことを考えているのか。地域は大切と言いながら、地域の力をなくすことばかりする。地域の賛否をとるべきだ。こういう声が幾つか出されました。耳の痛い話でありましようが、今の率直な地域の生の声です。

もう時間もありませんので、こうした声にしっかりこたえて、今後どうするのか、あくまで行政が決めたタイムテーブルに合わせて統廃合するのか、それとも地域の合意形成、プロセスを重視するのか、最後にお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） もう時間ありませんので、じゃあまず子どものことを中心に考え。

○7番（東 裕人君） もうよかです。今度聞きます。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食のため暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午後零時00分
開議 午後零時57分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） こんにちは。

無所属の東 英俊でございます。

一般質問3日目、昼1番、子守歌にならないようにしっかりとやりたいと思えます。

それでは、通告に従いまして一般質問に入りたいと思います。執行部におかれましては、的確な答弁をよろしく願いをいたします。

まず初めに、市税滞納と収納状況についてであります。小泉政権時に政府による市町村合併の推進、いわゆる平成の大合併が推し進められ、本市も5年が経過をいたしました。私は議員となり、行政に携わる今だから感じるのですが、小泉政権が合併を推進した背景やその誘導材となった特例措置そのものが、真の意味で正しかったのか、逆に住民の利益、住民サービスの低下を招いているのではないかと日々疑問を感じ、本当はその当時、市町村合併ではなく、このような経済状況になることは推測が可能であり、金融政策、経済対策、国力の蓄積、そのための施策実施がなされていたと考えると、ここまで国も地方も疲弊してきていないのではないかと。いずれにせよ、トップの判断がすべてをどのような色にでも染め、生かすも殺すもトップの分析力、判断力、そして実行力にかかっていることを冒頭申し上げておきます。

本市におきまして、経済状況を把握する上で目安となるものが、毎年の個人、法人の所得額であります。その推移であります。当然、所得がふえれば税収もふえてきます。がしかし、近年、我が国経済は下降の一途をたどり、地方は財源確保がやっとの状況となってきております。

そこで、本市の状況を知る上で、まず3点お聞きをいたします。

ここ数年の市税の滞納と収納状況、それと不納欠損額の推移はどのようになっているのか。

また、滞納の実態把握もなされていると思いますが、滞納は経済不況だけが原因とお思いになられるのか。

3番目、徴収事務の方法は今のやり方で収納率アップにつながるのか。まず、3点お聞きします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） ここ数年の滞納と収納状況及び不納欠損額の推移についてご説明いたします。

現年課税分の収納率につきましては、18年度が97.57%、19年度97.33%、20年度が97.24%、21年度97.49%となっております。

また、現年、過年分を合わせました平成18年度決算による市税の調定額は56億200万円。このうちの収入済額が48億8,700万円、収納率87.23%で、収入未済額は6億9,600万円となっております。次に、19年度におきましては、調定額が61億7,900万円、収入済額54億4,300万円、収納率にいたしまして88.09%でございます。収入未済額は7億3,600万円です。平成20年度におきましては、市税調定額が61億7,300万円、収入済額が5

4億500万円、収納率87.57%で、収入未済額は7億6,800万円。昨年の21年度決算による市税調定額は57億9,000万円、収入済み額は50億1,600万円、収納率86.64%で、収入未済額は7億7,400万円と、毎年増加している現状でございます。

また、不納欠損額のここ数年の推移でございますが、平成18年度不納欠損額は約1,800万円、平成19年度約5,050万円、平成20年度約2,800万円、平成21年度においては約2,900万円となっております。

次に、2点目の滞納の原因ですが、9割以上が経済不況が影響していると考えております。徴税課において滞納整理を進めていく中で財産調査等を実施しておりますが、不動産については借入金の担保設定があり、預金照会等においても貯蓄があるのはほんのわずかな人たちです。また、生命保険等においても、契約はあるけれども支払ができず失効している人たちや、借り入れ等により解約返戻金が見込めないものがほとんどであります。

さきに説明しましたように、市税収納状況において調定額の推移を比較してみますと、平成19年度においては前年に比べ調定額がふえているように思いますが、これは権限移譲に伴います税制改正による個人市民税の税率変更による増であり、所得が増加したものではありません。平成20年度以降、年々調定額が減少しております。特に法人市民税においては平成20年度調定額6億6,600万円ありましたものが、平成21年度は調定額3億8,000万円と減少し、平成22年度8月末現在、3億2,000万円となっております。これに付随いたしまして、個人市民税においても平成20年度調定額が16億9,900万円ありましたものが、22年度においては14億6,500万円と、2億3,400万円が減少しております。課税所得に換算しますと、約23億円程度の所得が減少していることとなります。

また、平成19年中の菊池市民の総所得金額は545億2,200万円で、平成20年中は513億9,800万円と、前年に比べマイナス31億2,400万円。21年中の所得は478億9,000万円と、対前年比マイナス35億800万円と、この2年間で約66億円程度の所得が減少しております。このようなことから、滞納の実態は長期化した経済不況が大きく影響しているものと考えております。このほかには、納税のモラルが低下しているのも一部にあらうかと考えております。

次に、3点目の徴収事務の方法ですが、平成20年度において県の併任徴収という事で捜索差し押さえ等の滞納処分を主に進めてまいりましたが、完納へとは導きませんでした。現在、徴税課におきましては、昨年12月より、月末の5日間、夜の納税相談窓口を開設いたしまして、納税者からの納税相談を受け付けながら、

収納率の向上に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） ただいま部長の答弁の中で、滞納整理、そして財産調査はとりあえずしっかりとやられているようであります。ですが、1割弱ほどの支払い能力のある方の分に関しては、さきの訴訟問題の二の舞にならないようにきちんとやっていただきたい。引き続き徴収事務に励んでいただきたいと、このように思っております。

ただいま答弁のあったように、市税の収納状況の平成18年から平成21年までの現年課税分においては、収納率は97%台ではあるものの、収入未済額の推移を見てみますと、平成18年が1億2,000万円、19年が1億4,700万円、20年が1億5,100万円、そして21年で1億2,600万円と、収入未済額が推移しており、単純にこの額が滞納繰り越しに加算されていっていると、そういうわけでございます。ですが、滞納繰り越し分の収入済額を見ますと、平成18年が5,468万円、平成19年で5,800万円、平成20年で7,974万円、平成21年で9,194万円、このように滞納繰り越し分の収入済額がふえてきてとなっており、滞納分の徴収額は徴税課の職員の方々の日々の努力であると、これの結果だと思っております。

ここで先ほどの部長の答弁を、確認事項を述べさせていただきながら再質問に移らせていただきますが、今、部長はこのように申されました。経済不況のあおりからか、法人の市民税、この調定額も平成20年度に6億6,600万円ほどあったものが、平成22年8月末現在で3億2,000万円と、法人市民税の調定額そのものが3億4,700万円減少していると。これに付随して、個人市民税においても平成20年度の調定額16億9,900万円あったものが、平成22年度においては14億6,500万円と、2億3,400万円もの減少。課税所得換算で約23億円の所得減であったと。まさしく不況のあおりと言えるかと思われまます。また、平成19年度の菊池市民の総所得額が545億円あったものが、平成21年度では479億円と、約66億円減少。今現在、町が、この菊池市がにぎわわない、このような実態も頷ける数字ではないかと、このように思います。

ここで、改めて平成18年から平成21年度までの市税収納状況調書を見てみますと、固定資産税の調定額が平成18年24億3,300万円、平成20年度で25億4,900万、平成21年度で24億7,300万円となり、毎年この固定資産税の収納率も96%台であり、現年課税分の市税の約半分を占める固定資産税

なのですが、ほぼ毎年調定額に大きな変化がなく、横ばいの状態である。そして、毎年の収入未済額の中でも、固定資産税分が約6割から7割を占めているという現状であるということ。

これを踏まえてお聞きしますが、今、答弁の中で滞納者の9割の方が払いたくても払えない状況ということ。それと、そうなるであろう予備軍の方々のこと。それと、先の見えない今の経済状況が続き、ただただ滞納繰越額が増加の一途をたどり、滞納者の方が抱える精神的な苦痛を考慮すれば、個人、法人の所得額から推測をし、固定資産税がある一定の基準を上回り、この所得額ではどう見ても支払いは困難であるだろうと、そういうボーダーラインも推測が可能ではあるかと私は思います。私はさらなる減免措置を本市は導入すべきであると考えますが、いかがお考えですか。このままでは支払い能力のない方々の滞納分がただただ積み増しされていくだけの話であり、収納状況調書の数字そのものがそのとらえ方も変わってくるのではないのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 固定資産税の減免につきましては、菊池市税条例第71条の規定によりまして、一つ目には、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産。二つ目には、公益のために直接占用する固定資産。三つ目には、市の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産。四つ目には、そのほか特別の事情がある者の所有する固定資産と、減免にはこういった規定があるわけでございます。

また、税に対する担税力についてでございますが、多くの税制においては所得に依存する割合が高くなりますが、所得はその性質や発生原因に応じて担税力が異なってきますので、所得の低い方がそのまま担税力がない方とは限りません。したがって、特定の固定資産の所有者のみ減免を行うということは、税の公平性の観点からもできませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 固定資産税の減免措置は本市は導入しないと、そういうことで理解をしたいと思います。

再々質問に移らせていただきます。

今回は市税だけに着目をし、収納状況の変遷から見た本市の状況を言わせていただきましたが、本来であるならば、国民健康保険税のこともあわせていくべきであろうかと思われます。このことも、また将来の菊池市を見据えていく上で解決事項

とする大きな問題の一つと考えます。これにおいては、さらなる今後の調査を対象にしたいと考えております。

最後に、市長にお聞きをしますが、政治は市民の生活を守ることが最重要課題であります。長引く経済不況から弱い市民の方々がふえてきておりますが、そういった方々を救う手立て、もしくは方策、これをお考えならばご答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

先刻来、質問の中身、聞かせていただいておりますと、いわゆるこの行政、政治というものは、トップの判断、そしてまた実行力によるところが大きいということのご指摘でございましたが、まさにそうだと思います。行政サービスの充実というものも考えますときに、この市町村の合併という中におきます総合計画というものが作成をされております。それに基づきまして、今、行政施策の実行、実現に努めているところでもありますが、これから大きく外れることというものにつきましては、改めた視点において、地域審議会あるいはまた議会とご相談申し上げながらいかなければならないと。財政の計画も全くそのとおりでございまして、財政なくしてこの行政サービスの維持というのはできないということで、それを負担していただくのが税という形になってこようかと思っております。

国内及び国際的な社会経済のシステムの変革、人口減少時代の本格化、地域社会の急激な変化や厳しさを増す、こういった財政事情などの中にありまして、自治体を取り巻く環境というのは大きく変化をしております。2000年代初頭におきます小泉改革、その影響というのがどう評価されているのか、今、東議員もご指摘をされておりました。日本の経済も世界経済も、今、大きなこういった構造変革の渦中の中にあると言っていいのではないかと思います。

価格的なものから見れば、この価格破壊的な革命がなっておりますし、あるいは経済の統合、為替相場の大変大きな変動の波というものは地域経済の、いわゆる収縮に直結をしていると、このように考えております。外需依存のこの日本であればあるだけに、そういったこの地域経済も大きな世界の為替相場に影響を受けているということだと思います。

本市におきます税収動向についても、今、説明、それぞれにご答弁申し上げましたが、昨年度は景気の後退の深刻化によりまして、給与の所得あるいは農業の所得等が急激に落ち込んでおりまして、これが消費の抑制と連動していることから、個人住民税が減少するほかに、法人市民税も大きく減少している結果となっております。

私はこうした厳しい経済、財政環境の中にありまして、本市の発展基盤の根幹であるのは産業、経済活動をさらに活性化させますとともに、地域雇用の安定確保のために頑張っていかなければならない、そのことによって企業誘致の皆様方の特別委員会等を設置していただきまして、積極的に企業誘致にも努めさせていただき、それなりの効果が見えてきていると、このように思っております。市民生活の不安の解消に向けまして、今後ともあらゆる面について努力をしまいたいと、このように考えます。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） ただいま市長の答弁でありました経済情勢から来る菊池市の実態、それを今述べられ、そして具体的な方策そのものについては具体的には述べられなかったというところで、本当、市長にはますますこれからの経済不況から来る弱い市民の方々のために、ぜひともよきお考えをお示しいただきたいと、このように思います。

次の質問に移ります。

新市建設計画投資的事業についてであります。本市は1市2町1村の4自治体が合併をし、新生菊池市の将来像を見据えた形で、10年間の長期展望の中、新市建設計画が作成されております。当然4自治体からの継続の事業も含めた形でこの新市建設計画投資的事業が作成されたことは、私も理解をしておるところでございます。

この中には、合併特例措置期間の10年分として新市共通のものから4市町村ごとのものまで、建設計画投資的事業名がびっしりと一覧表としてつづられており、この計画は当時の首長であり、現在も首長としてご活躍されている福村市長をリーダーとして庁内一丸となり、新しい菊池市の形づくりとして考え抜かれ、作成されたものであろうかと思われま。要するに、この事業の遂行こそが市民の方々に将来に向けた新しい菊池市の形を示すものとして、練りに練られ、考えられたものであろうかと思われま。がしかし、新市建設計画投資的経費事業費集計を見たところ、平成17年度当初から予定よりも新市共通の部分と4市町村分において事業執行の状況が悪いように思われま。

そこで、お聞きします。

新市建設計画からのこの投資的事業、これを本市はどのようにとらえておられるのか。また、平成17年から平成21年までの5年間のこの事業の進捗状況はいかほどなのか。また、その理由は、やらなかった事業は今後どうする予定なのか、これをお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 新市建設計画は、市町村合併の際に住民に対して新市の将来ビジョンを示した、いわば新市のマスタープランとしての役割を果たすものであり、非常に重要な計画にとらえており、合併特例期間の10年間は、この計画を尊重していかなければならないと考えております。

次に、新市建設計画投資的事業の平成21年度までの進捗状況は、246事業中106事業が実施済みとなっております。当初の計画では、庁舎建設を含めまして全体的に合併後から5年間に事業が偏っておりましたが、その後、平成19年2月に事業費を8割に縮減するなど、見直しを行っております。このときに合併後の前半5年間に偏っておりました事業計画をやや後年度へ変更し、平準化を図ってきたという経緯がございまして、進捗率が若干低くなっております。

残りの事業はどうするのかとのご質問でございますが、本年度も含めまして残り5年間で実施しなければなりませんので、早急に残りの各事業を精査しながら計画を見直し、事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 谷口部長のご答弁、平成17年度分からのこれまでの新市建設計画投資的事業の進捗状況も、そしてまたその理由も理解はいたしました。そう考えると、問題なのは、合併特例措置期限の切れるこれからの5年間の動きではなかろうかと思われまます。

そこで、今回、4市町村の分は省きまして、新市建設計画の投資的事業の新市共通の合併特例債の発行による事業に着目し、再度、改めて見てみますと、今年度から平成26年度までの5年間、合併特例債の発行額は新庁舎建設分を除いたら34億7,000万円。新庁舎建設分57億円を加えたもので見ると91億7,000万円であります。また、一般財源の持ち出し額を計算してみると、新庁舎建設を行った場合、11億6,960万円の持ち出しが必要で、その予定であると、そういうふうになっております。

そしてまた、本来、実際に頭に入れておかなければならないことは、先ほどは新市共通の部分だけで合併特例債の分を計算をいたしました。4市町村分も含めた新市全体での今後5年間の起債の、借金ですね、の予定額の総額と一般財源の持ち出し予定額ではないでしょうか。庁舎建設を除いたもので計算して見ますと、今後5年間での起債の総額は94億8,100万円、一般財源の持ち出し予定額も24

億5,000万円となります。平成21年度末決算での一般会計地方債の現在高、借金の累計ですが、256億円となっております。また、前半の5年間でやらなかった事業も、今、部長が精査をいたし、追加の事業として今後5年間に早急に組み込んでいくと言われました。そうすると、この追加事業分も加算しなければならない、そういうわけでございます。これらを踏まえて考えますと、今後10年先、15年先、菊池市の財政状況を危惧せずにはられません。

その危惧する点として幾つか挙げますと、1点目なのですが、本市の経常一般財源はほぼ毎年135億円程度あるのはわかっております。その一役を担っている普通交付税、本市の場合は毎年ほぼ70億円、それが交付されておりますが、これが今後今までどおり交付されていくのか、私はまず疑問に感じます。なぜならば、この交付税は国税を原資とするため、政府税調との動向に大きく左右される。そして、この経済不況で減収が見込まれるのは必至であります。であるがゆえに、これまでどおりの経常一般財源として予定を組んでいいものか。

次、2点目。この交付税が合併特例措置期間終了後の平成27年から5年間をかけて合併算定替の分の約15億から16億円が段階的に減額をされていき、平成32年からは一本算定へとなること。

次に、3点目なのですが、交付税の不足分として今は補てんされておる臨時財政対策債なのですが、本市もその臨時財政対策債を発行しており、平成21年度の実績では9億5,064万円の発行額であります。

そこで、この臨時財政対策債の制度そのものの抜本的な改革を、今、総務省と財務省が既に提案をしてきております。この改革案の背景と内容について紹介をさせてもらいますと、そもそも臨時財政対策債制度は3年間の臨時的な措置であったが、2度にわたる延長で長期化したことに加え、過去に発行した元利償還金についても臨時財政対策債で賄っていることから、臨時財政対策債の残高が増加の一途をたどっており、地方財政の健全化を損ねている、そういった背景からこのように提案をしてきております。地方の財源不足について、交付税法の趣旨に立ち返り、法定税率の引き上げによって対応したいと。それでも生じる地方財源不足については、国からの特例加算等を措置し、臨時財政対策債の制度の再延長は行わない、こういう改革案であります。

また、経常収支比率の算出は、経常一般財源に臨時財政対策債の発行額を算入してもよいと、そういうふうになっておることから、この本市の直近のデータでは、平成21年度分では93.4%という値が出ております。であります。この経常収支比率からこの臨時財政対策債の額を織り込まないと、そういうふう仮定した場合、この経常収支比率は99.9%になります。

この数字の意味するものは一体何なのか。現在、本市が行っておる市民サービス、それを今のまま執行していくとするならば、臨時財政対策債がなければ自由に使えるお金はないということです。要するに、地方財源の不足分を補っている臨時財政対策債が制度改革によりどのような形に変わり、どのような特例加算の方法で幾らぐらの額になるのか、全く先の見通しが見つからない状況にあること、これが危惧する点の3点目であります。家計の生活レベルと一緒に、この行政も1度生活レベルを上げてしまうと、なかなか下げることが困難な状況といったところでしょうか。

ここで再質問ですが、今挙げた点を踏まえて合併特例措置、残り5年間での合併特例債の発行額と一般財源の持ち出し予定額で、この新市建設計画投資的事業を遂行していく予定なのか。庁内ではどのように議論されているのか。庁舎建設を入れた場合と庁舎建設を入れない場合での双方の今後の見通しをどのようにお考えか、お聞きします。

また、先日の坂井正次議員の一般質問と若干重複した内容があります。その答弁で、坂井議員に対して谷口部長は、投資的事業の精査を行っていくと答弁されましたので、私はさらに聞きたいのでありますが、どのような事業を精査の対象とし、どのような事業を追加していくおつもりなのか、あわせてお聞きをします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 今後5年間での合併特例債の発行額と一般財源の持ち出し予定額につきましては、現在、新市建設計画投資的事業の各事業を精査して、計画の見直しを行っておりますので、現時点でははっきりとした予定額は決まっておりません。

新市建設計画投資的事業の今後の執行計画に関する庁内の議論に関しましては、全体事業と地域バランス及び財源などにつきまして、関係各課、総合支所など、庁内で議論を行ってきているところであり、この議論を踏まえまして、現在計画されている事業につきましては、実情に合わなくなってきた事業を除き、極力合併特例期間において実施できるよう努めたいと考えております。

今後の財政見通しでございますが、庁舎建設は平成26年度以降になりますので、合併特例期間内の平成26年度までに実施する事業につきましては、庁舎建設事業は除き、その他の緊急性、必要性の高い事業を考慮しながら、新市建設計画投資的事業の計画を見直し、今後の財政見通しを立ててまいります。

なお、庁舎建設を入れた場合の財政見通しにつきましては、今申し上げました状況にありますので、策定作業は行っておりません。

また、精査の内容でございますけれども、先ほども申し上げましたが、もう実情に

合わなくなってきた事業、こういったものは除かれていくのではないかというふうに思います。

また、どのような事業を追加するかということでございますけども、これは地域審議会とか、そういったところの意見、地元の意見も十分お聞きして、関係部署とも協議の上、新しい事業につきましては追加することを検討したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） ただいまの部長の答弁であります。とりあえず確認をいたしますと、新市建設計画投資的事業の計画は見直しを行うと。そして、この投資的事業の中で新庁舎分に関しては合併特例債は使わないと。それと、精査の対象としての実情という言葉が余りにもちょっとあいまいでよくわかりませんでしたけども、これはまた後ほどご説明していただきたいと、このように思います。

新市建設計画を基調とし、つくられた投資的事業の一覧なのでしょうけども、こう予定と成果が食い違っているのは、本当に将来を見据えて新しい菊池市づくりに真剣に取り組む姿勢があるのか、計画の立て方に私は疑問を感じます。必要なインフラ整備や危険地域箇所の整備あたりは当然なのでしょうけども、単独債とは違って有利な起債である、その合併特例債の使い方を再度真剣に検証し直すことを私は求めたいと思います。

行政の予算は国民の血税であります。地方自治体と国とでは、行政運営のやり方が若干の違いがあるかと思われまます。果たして、地方自治体にとって公共事業、必要な公共事業ならまだしも、ばらまき型の施策実施では、地方自治体である本市の経済浮揚策や人口増につながるでしょうか。

新市建設計画投資的事業の新市全体共通のやつで見ると、平成17年から平成21年までのこの5年間で、起債全体の総額が71億円、要するに合併してからこの5年間で借金は、71億円しておるということです。そして、それに対しての事業に関して一般財源の持ち出し分は39億円。これほどのお金を5年間で使ってきていることを踏まえて、生活指標の一つとして、私はこの菊池市の生産年齢人口と、この菊池市全体の人口の分布表を見させていただきました。

この5年間の推移はこのようになっております。この菊池市、合併した当初よりこの5年間で人口は約1,000人減少しております。高齢化率も1.6ポイント増の27.1%。15歳から64歳までの、いわゆる生産年齢人口と呼ばれるもの、この生産年齢人口も合併当初より900人減少しております。そして、ゼロ歳から

14歳までの人口も、この5年間で660人減の6,887人でございます。このことが市の活性化に、要するに今までのこの投資的事業そのものが市の活性化につながっていないのではないかなと。借金だけが增加している実態では、これどうなんだと。政策そのものの評価の仕方を再度検証し直して予算配分をしていくことが、この菊池市執行部の皆さん方には急務なのではないかなと、私はそのように思います。

この数字が物語っているように、本市の置かれておる状況は下降の一途をたどっておるのです。であるなら、この人口の、熊本県、九州、西日本と、人口のパイが変わらないのであれば、ほかの地域やほかのところから人を呼び込むような施策、また大々的な観光イベントの開催。私が考える例を幾つか申し上げるならば、西日本最大の畜産王国であるこの菊池市ならではの食の祭典ぐらい企画したらどうでしょうか。

ただいま、私がきょうテレビ、朝、見ておりましたけど、B級ご当地グルメ、非常に食に対してお金がどんどん流れていっている。食があれば人が集まってきておる。このようなものにも予算をがっちりと使ってみてはいかがですか。そうすることによって、集客力のアップを図り、その集客のために必要な交通網のインフラ整備、環境整備等をこういった新市建設計画の投資的事業の中に盛り込んでいくことが、私は今まさに必要であるのではないかなと、このように思っております。

また、財政硬直化の進む本市の財政事情なんですが、新庁舎建設計画をこの投資的事業の中に今までは入れるか入れないかで財政課そのものも財政シミュレーションを立てるのに非常に困っておった。ですが、きょうの一般質問で、この新庁舎問題はもう合併特例債で行わない、そういうことで財政シミュレーションのほうもきちんと立てていただきたい、このように思います。

合併時の合意事項により新庁舎は花房台であり、合併特例債措置の期限内には当然スタートすることはできません。合意事項の変更がなされない限りは、有利な起債、この合併特例債を使うことが当然できないのは皆様周知のとおりであります。

何を言いたいのかと申しますと、新市建設計画の投資的事業の中に新庁舎分は加算せずに、もう一度省いて考え、将来を見据えたきちんとした残り5年間を立て直すぐらいの新市建設計画、そして財政シミュレーションを早急に立てていただき、議会に報告を私はしていただきたい、このように思っております。これからの5年間で将来の菊池市を大きく左右する、今、大切なターニングポイントではないでしょうか。

そこで、福村市長に最後にお聞きしますが、今、現時点でのお気持ちで結構でございます。合併特例債はもう新庁舎は使うことができなくなった。ですが、数十億

円かかる新庁舎とその附帯施設、これは単独債を使ってでも福村市長は建設をしていくお考えでしょうか。

また、福村市長におかれては、合併当初からの市長として采配を振るってこられました。本市の状況は、私が申し上げたとおり下降の一途。これから先、市長が描き、つくり上げていこうとする将来の菊池の姿とは一体何か、これを最後にお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、先ほど企画部長のほうからご答弁申し上げましたけども、新市建設計画というものが10年間、平成17年、合併から10年間、いわゆる平成26年まで、これは尊重しなければならないということは、市民すべての方々がと言ってもいいと思えますが、合意をして市町村合併になり、その10年のよすがとして計画が立てられているということでもありますから、これは絶対に尊重していかなければならないということございまして、繰り返して私のほうもそれを述べさせていただきますと思えます。

また、この新市建設計画の立て方に問題があったんじゃないかというご指摘がありますが、その当時、東議員も議席を設けておられればよかったのではないかと思います。それぞれの市町村の計画が随分と時間をかけながら練られて、そしてそれを持ち寄った形で計画が立てられているということでもありますから、全体的な共通した話題であったかどうかということは別にいたしましても、それぞれの四つの市町村の課題として、政策としてそれまで取り上げられてきたこと、あるいはまた継続してやらなければならないことなどが網羅された新市建設計画であるということでもありますので、さらに尊重していかなければならないという責務が私にあるということをご理解をお願いしたいと思います。

また、この合併特例債の利用についてということでもあります。使わないでやるのかやらないのかというご議論がありますが、現実に庁舎は使えないということもまた認識をしていただきたいと思います。それは4月1日に議員の皆様方に私の所信を表明させていただきましたけども、多くの方々のご意見を背景にはしておりますが、これまでの合併の合意事項の尊重ということとあわせまして、この合併特例債というものを使うためには、花房中部畑地帯総合整備事業の進捗というものが、その時を待たずして、私たちの計画をされています26年度末までには用地の取得が困難であるということからして、建設のための合併特例債にはこの期限が切れてしまうということ、できないということでもあります。

合併特例債の期間内に、それでは庁舎と複合的なものを単独でその後はやるのかという話ではありますが、やっぱり庁舎についてはそういう、繰り返しですが、できません。しかし、この複合的な施設等につきましては、今後の課題として、それでは庁舎ができないために複合的な施設も合併特例債を使えない、期限切れの中で数十億円の、50数億円にも上るものができるかといったら、これは今ご指摘のとおり、将来の財政計画等を見ましても、到底できる状況にはないと思っております。このことについては、改めてこの新市建設計画の中におきます一番大きな財政需要額になると思いますので、これには再検討していかなければならないと、このように思っておるところであります。

合併特例債のことにつきましては、合併して10年以内にこれを利用しなければならないということの縛りがあります。これについては、熊本県市長会、九州市長会などなど、市長会等を通じまして、この合併特例債の期限の延長というものを求めてきておりますけれども、なかなか国のほうはこれに耳をかしてくれていないのが現状であります。

10年間というのは、長いようで短くて、その中で幾つもの町が合併してつくっている計画が進捗したかと、先ほどご指摘されますように、いろんな課題を含めておりますから、これの実現というのには大変な時間を要するということでもあります。我が市におきましては、今の庁舎の問題一つをとりましてもそうであります。そういった住民全体の合意をとっていくということにおいて時間的な制限があると。その中に、この予算執行ができなくなってくることを、いわば願ってでもいるのかと思うぐらいに国のほうは期限を切ってしまうということですので、特にこの私たちの庁舎問題、ご案内の今の花房中部畑総事業というものは、去年、そして今年度の予算等においては大幅に畑総事業、特に土地改良事業というのは予算がカットされて2分の1程度になるという話を聞いております。そうなれば、事業がおくれればおくれる分だけ庁舎の用地の取得はおくれるということですから、国の予算がつけないために、関連事業ができないために、合併特例債も使えなくなって期限切れになってくるという不都合が生じてくるのではないかとということで述べているわけですが、なかなか理解していただけない状況にあるということでございます。

庁舎建設につきましては、今後、今現在、積み立てております基金というものについては、限られた厳しい財源の中ではありますけれども、いつどういう形になって庁舎が建設するような運びになるかわかりませんが、長期的な対策として基金は増設をしていくべきであろうと、このように考えているところであります。

私の描くまちづくりということでございますけれども、新市建設計画あるいは市の

総合計画の中で表現をされておりますそれぞれの事業というものを確実にやっていくことであろうと。また、歴史と自然の中ではぐくまれているこの菊池市のよさといひましようか、そういったものが、まさにこの市民の皆様方が元気あふれる希望の持てるような、そんな町をつくっていかねければなりません、先ほどご指摘の中で、経常収支比率が非常に高い数値を示しているということで、いわばほかにいろんな使えるお金がなくなっているよというようなご指摘のとおりのような状況になっております。また、一面考えれば、それほど住民サービスに徹底したものをしているために、使っているために指標が高まっていると、使わなければ低くなるということですから、それほど住民本位なものを経常収支として、主業として使っているということにもなるのかなと思ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 4 6 分

開議 午後 1 時 5 5 分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 15番、坂本です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

基幹産業であります農業の活性化について質問いたします。

ブランド推進で市場調査の現状についてお尋ねいたします。

私は6月議会の一般質問で、部長の答弁によりますと、本年度はブランドに関する学識者や専門家の意見聴取、本市の農林水産物の評価と調査、消費者動向をつかむための市場調査、マスメディア等による農林畜産物のPR、既存の農林畜産物の販売拡大を行うとのことでしたが、その調査の結果と現状について質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） ブランド推進ということでお尋ねでございますが、このブランド推進につきましては、ほかにもお尋ねの議員さんがおられますので重複するところがあるかと思いますが、お答えをさせていただきたいと思っております。

ブランド推進課は、本年4月の新設後、まず現状を把握することが最優先と考えまして、消費者志向や動向をつかむために、市場調査や流通形態、他市のブランド

づくりなどの調査を実施しております。また、これらの調査をもとに本市のブランド戦略の確立に向けて、現在、熊本県立大学の専門の教授と協議中でございます。

さて、議員お尋ねの市場調査につきましては、本市の豊富な農林畜産物の紹介と売り込みを基本とし、熊本県内、福岡、大阪、東京などのスーパー、百貨店、物産館、ホテル、レストラン、青果市場において情報収集を実施しているところでございます。

今までの情報収集で感じましたことは、菊池溪谷の清らかな水と肥沃な大地によりはぐくまれた本市の農林畜産物に対する関心は高いのですが、どの業者においても年間を通じて安定した品質や供給の確保と価格の安さが求められております。今後は、ブランドづくりにつきましては、他の市町村あるいはどの地域におきましても販路拡大を目指しておりますので、農林畜産物の産地間競争がますます激化していくと考えられます。

このような中、本市は農林畜産物の生産に適した地域を有する特徴を生かした作物生産の充実を図り、安定供給に関する組織づくりや流通体制の確立を図ることが本課設立の目的であり、農家所得向上と本市の知名度アップに反映されるものであると感じております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 特産品に関する作物、いわゆる差別化商品をつくるということでございますけれども、先般、私は東京にちょっと上る用があり上ってきましたが、そのときに築地市場と大同市場を研修させていただいたわけでございますけれども、その中で大変菊池の水田ゴボウとイチゴに限っては、なかなか名前が売れているなという感じを持ったわけでございます。

市場の方のお話によりますと、やはりPR不足といいますか、宣伝が足りないということが指摘されました。やはり菊池の水田ゴボウは日本一のおいしいゴボウだ、そういうキャッチフレーズで、柔らかくて一番おいしいと、日本で一番おいしいゴボウなんだという、そのレッテルを商品の箱に書いて出したほうがいいんじゃないかなという、そういう意見も聞きました。

それと、やはり産地化が大事だと。やっぱり産地、作物は量と質がよくなければ特産品には向かない、ちょっと出してこれでおしまいということではだめだということですね。

それと、やはり特産に限っては作物が5種類ぐらいあったほうがいいんじゃないかな、1番が出し終わったら2番、3番、4番、5番というふうに、やはり長続き

してやっぱり消費者にPRするというのも大事だと思います。

農産物には関係ありませんけど、やはり、今、部長もおっしゃいました、清らかな溪谷の水、このことは、やはり菊池はこんなおいしい作物がとれるのはこんなおいしい水があるんだということをやはり全国にPRしていただきたい、これは農産物に限りませんが。やはり水商売と申しますか、そういうことも大事です。やはり菊池のこの溪谷の水をやっぱりペットボトルに詰めて売って見たらいいんじゃないかなと。菊池の宣伝にもなるし、30万の観光客も来れば、半分買って帰って15万人です。その人が、そういうことも大事なことはないかなと。やはり、要するに菊池の農産物を売るためには菊池の名前を売らなければ売れない、菊池はこんなに肥沃な土地の中に、お米もあります、畜産物の牛肉、豚肉、いっぱいあります。それをやはりいかに地域に発送していくか、そのPRをいかに発送していくかということも最も大事なことでと思います。

それと、作物の選定に限っては、今、検討中とおっしゃいましたけれども、それは何をつくるんだ。今、JAあたりも先般、10日にJAの役職員の方々と懇談会を持ったわけでございますけれども、その中でやはり農協もJAブランド、まんまのブランドというブランドを今、立ち上げ中でございます。それで、きょう、どのように競合していくか、どのようにその販売路線を持っていくかということも大事なことでと思います。

それで、菊池市は自治体は一つでございます。でも、JAは4自治体がまとまった一つのJAでございますので、やっぱりそういう面からすれば、やはりJAのやり方と菊池のやり方はどんなふうを持っていくかな、そのような検討も必要なんじゃないかなと思います。

やはりJAの場合は4地区、4自治体ありまして、特産がいろいろ広くつくれますけれども、菊池の場合は水田ゴボウやらイチゴは、さっき申しましたように、確実に評判は上がっていますけれども、ほかの作物をどうやってそのように育てていくかということは、やはり生産者もちろん質の面もございますので、一生懸命勉強しなければなりませんけれども、執行部の指導がどのように持っていくか。今まで何度となく議員の方々から農業の活性化、活性化と一般質問されています。だがしかし、その活性化はどこまで活性化になったか。さっきも経済面でお話がありましたように、農家の所得は下がるばかり。いかにしてこれを上げるかがブランドですよ。

いずれにしても、やはり執行部もしっかり考えて、話はあちこち飛びますけれども、さっきのJAの懇談会の中で、やはり農協の職員も市役所に一緒に机を並べてほしい、農協からはまた役場の職員も農協を手伝ってほしいと、このような報告も

受けて、話し合いもあったわけでございます。そのようなことにつきまして、執行部としてどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 坂本議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

現在、本市の農林畜産物につきましてはたくさんありますが、その代表としましては、米あるいは水田ゴボウ、メロン、ネギ、シイタケ、菊池牛など、多数ございます。

議員お尋ねのブランドづくりを行う上での作物の選定はどのようにするのかとお尋ねでございますが、ブランドづくりを行うためには、消費者の皆様から認められるものでなければならないと考えております。消費者から見れば、同じ品物があふれる中で、今後、ブランドにつながるような特産品づくりを行うためには、消費者、第三者の客観的な目線の中で選択される必要があり、品質のよさという部分だけではなく、何らかのこだわりなどによる特化を示す必要があると考えております。例えば何にこだわって生産しているか、そのこだわりは何か、どのように伝えればよさがわかるか、それを既存の作物の中から選定するのか、新たな品目や新品種を導入するのか、そしてパッケージ等も含めたインパクトを高める表現なども必要と考えます。県やJA菊池などの関係機関と協議を行いながら、慎重に進めてまいりたいということを考えております。

また、農林畜産物の生産指導につきましては、技術的、専門的な見地からの対応が必要なことから、菊池振興局農業普及指導課、熊本県野菜振興協会菊池支部、あるいはJA菊池などをお願いすることになると思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 菊池には竜門ダムがございます。ことしは大変日照りで、今、野菜の葉物が余りありません。そういうことで、やはり水を利用するというのを一番に考えていただきたい。このような施設は日本国じゅう余りどこにもありません。やはり天候に支配されないという利点もございます。そういうことも考えまして、やはり部長が今答弁されましたその言葉だけはみんなわかっております。それをいかに進めるかが先決です。そこを考えていただきたい、このようなことを申しまして、次の質問に移ります。

老人福祉についてお尋ねいたします。

昨日がちょうど敬老の日でございました。総務省が発表したところによりますと、

15日現在で65歳以上の高齢者は前年に比べ2,940万人、人口比率から割り出しますと、65歳以上が23.1%となっておるそうでございます。これは過去最高の記録だそうでございます。

本市におきましても、65歳以上高齢者が1万4,000人強となっているそうでございますが、また全国で高齢者の所在不明問題が広がっております。このような中であって、包括支援センターの役目は十分機能しているか、心配でございます。聞くとおきましますと、本市では介護受給者が2,198人。年を重ねるごとに該当者は1年1年増加が見込まれます。

介護支援は、行政、各事業所、ケアマネジャー、ヘルパー、住民が一体となつてこそ機能するものでございまして、すべての人が老いる仕組みを持っているものでございます。ぴんぴんころりがみんなの願いでございますけれども、何と申しましても、世の中はそう簡単にうまくはいきません。

そこで、お尋ねですが、人材育成はどのようにされているか。在宅基準はどのようになっているか。事業所に対する委託基準はどうなっているか。多様なサービスが求められていますが、利用者のニーズに合っているか。要介護の格づけが下がった人もいと聞きますが、その下がった理由、その説明は、本人にされているか。以上、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

地域包括支援センターの役目が十分果たしているかという質問であったかと思えます。

地域包括支援センターにつきましては、平成18年に配備されてから、介護サービスのスキルアップを目的として、介護事業所の職員等に対する研修会等も開催いたしております。内容につきましては、介護される方の気持ちを尊重した介護予防ケアプランの作成とか、また介護予防のための運動機能の向上等を目的として行っております。今後も介護関係機関と十分連携をとりながら、高齢者の目線に立った介護サービスのさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

また、近年におきましては、核家族化とか社会状況の変化等に伴いまして、高齢者を取り巻く諸問題はますます複雑化をしております。そういう中で、高齢者の見守りネットワークというのも構築いたしております。市内の65の事業所や団体がボランティアで高齢者を見守っていただいております。

また、さらに地域の福祉活動の一環といたしまして、民生委員や区長をお願いいたしまして、地域で認知症の人やそのご家族の支えになっていただく認知症地域見

守り協力員というのを募っております。その結果、現在におきまして216人の方が申し込んでいただいております。さらには、店舗や事業所等におきましても協力の依頼をお願いいたしておりますので、今後、ますます地域での高齢者の方の見守り体制が充実できるものというふうに考えております。

今後におきましても、高齢者の方が住みなれた地域で尊厳ある生活を継続することができますように、地域包括ケアを支える中核機関として地域包括支援センターの機能強化をさらに充実を図っていきたいと考えております。

また、介護認定、介護が下がるケースがあるのかというご質問でございます。その方の症状によりまして、前回認定されたときよりも、例えばその状況がややよくなったとかという場合には介護認定の度合いが変わる可能性がございます。例えば要介護3から要支援のほうに変わったとか、下がるケースがございます。そういったときに関しましては、当然ご本人様のほうとの面談の上で認定しますので、ご本人様のほうには当然お伝えします。その認定が変わった場合には、介護サービス内容等が変更になる可能性もございますので、その辺は十分窓口等でもご相談いただきたいと思っております。

そういったことで、介護保険の認定申請につきましては、再度認定検査を行う介護認定の区分変更申請というのも可能でございますので、認定結果に対するご不明な点につきましては、担当ケアマネジャーがおりますし、また介護保険担当窓口であります生きがい推進課のほうまでお気軽にご相談いただきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 部長は先ほど民生課のほうに報告してください、相談してくださいとおっしゃいましたけれども、やはり老人の方々はひとり暮らしとか、そういう方が多いわけございまして、なかなか体が不自由で動けないからヘルパーさんのお世話になったりしているわけございまして。そんなことで、やはりもちろん行ってらっしゃると思いますけれども、ケアマネジャーさんあたりが1軒1軒訪ねて、やはり1日二、三件回ってずっと、一月に1回ぐらいやっぱり回ってらっしゃると思いますけれども、そういうことを重ねながら、やはりそのサービスが低下しないように、さっきおっしゃいましたように、住民サービスがいかにか大事かということをつくづく思うわけございまして。

そのようなことを思いますと、やはりみんな行く道です。どんなに偉い人でもお金持たない人でも老いは来るわけございまして、どのような老いが待っているかわかりませんが、みんなやっぱり年寄りの方々が安心して老後を暮らせるよ

うな包括支援センターであってほしいと思うわけでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

交通弱者問題についてお尋ねいたします。

私はもう交通弱者問題は非常に何回となく質問しておるわけでございますけれども、やはり私の今までやはり住民の方々に聞くと、合併して少しもいっちょんよかことはないとおっしゃるのがそういうところだと思います。やはり住民サービスの低下、そういうことが届かないから、合併してなんもよかことはないみんな言われることだと思います。それをいかに公平に住民にサービスを施すかということが、一番行政におかれた宿命だと思いますので、この辺について質問いたしますけれども、やはり私の旭志は電鉄バスもなくなりましたし、みんな非常に迷惑しているわけでございます。そして、旭志はまだそのべんりカーとかあいのりタクシーもまだないわけでございます。一番私のところがおくれていると思います。そういうことについて、執行部はどのように考えておられますか。

私は何度となく、もう旭志も早くしてほしい、してくれ、してくれと、公共交通の沿線にあるからだめだ。年寄り歩けんけん、歩けないからお願いするわけでございまして、やはりその行政サービスの公平性を言うときに、やはりみんな平等であってほしい、みんな人権が平等、何も平等と言いますけれども、これもその平等の一つだと思います。そのことを考えるときにどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 公共交通の利用者数の多くない中山間地域・山間地域などの交通不便地区におきまして、交通弱者と呼ばれる方の、特に高齢者の方々などの足をいかに確保するかにつきましては、本市における重要課題であると認識しております。本年の3月議会の坂本議員のご質問に対する答弁におきましても、今、バス路線沿線地域あるいはバス路線から離れている地域には、コミュニティバスやあいのりタクシーなど、新たな公共交通により整備することは、運行事業者の実施能力や路線が競合するといったこと以外にもクリアすべき課題が多い。しかしながら、何らかの交通体系が構築できるように努めてまいりたいというお答えをしたところでございます。

現在、本市におきましては、市内の中で、特に旭志地域にもございますけれども、今ある路線バス、その路線から離れて、またバス路線までの高低差が大きい地域につきましては、現在、さまざまな関係団体と協議をしております、何らかの対策

を講じることができるよう努力をしておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 企画のほうによりますと、交通弱者に対する菊池市の考えた先進地だということで、国土交通省の審議官がお見えになったり、整備局の局長がお見えになったり、いろいろなされていますけれども、そういう人たちにやはりその現状を、いいところばかり見せんでも、こんなところもあるからどうにかならんのかと相談を持ちかけてもいいんじゃないかなと私は思うわけでございます。やはりそれはされていच्छゃると思いますけれども、その住民がいかに困っているか、やっぱり住民の立場に立って行政は行動を起こさなければ、自分たちはもう議会が終わって、ああ、こういうことがあった、こういう質問があった、ああ、これで安心、それぐらいの考えではいけないと思います。

さっきブランド推進の中に、さっき東議員もおっしゃいましたB級グルメ、あれもやはりみんながやる気を起こして経済効果、50億とも60億とも言われているんですよ、あの効果は。食に対するみんなの思い、さっきおっしゃいましたように、私もそう感じます。テレビでやはり1時間も2時間も並んで待って食べて帰る、そのようなグルメが菊池に何もありませんよ。何かそういうことを、やはり食に関するそういうことをみんなで考えて、やっぱり一体となって考えて、いっちょやるかという、そのやる気を起こさせるのも行政であって、笛吹けど踊らずという住民もございませけれども、やはりそういうことをさらに頑張って、やっぱり踊らん人はまたどうでんこうでん踊らせにゃいかんということもございませるので、よろしくお願いたしまして、質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 皆さん、こんにちは。

せんだって、農業センサスの2010年版の速報値が発表されました。この5年間で農業従事者は22%、75万人ほど減りまして、就業者の平均年齢は2歳ほど上がりまして65歳と。暫定値でありますので詳しくはわかりませんが、こういう速報値が出されたわけでありませ。

本市はどうであるかというようなことをお尋ねしましたところ、まだ各自治体の詳細はわからないという答えがございませ。この大きな流れの中で、どなたも農業振興についてお尋ねになりましたけれども、私なりに質問をしたいと思ひませ。

まず、ブランド推進につきましては、何人かの人がお尋ねになりましたけれども、私なりの立場でお尋ねをします。

ブランド推進課の立ち上げから今日まで、これまでの取り組みの中で見えてきた課題や問題点はどのようなものがありますか、お尋ねをします。

2つ目、担い手の育成について。

総合計画の後期計画の中では、成果指標としまして認定農業者数が21年には684人というふうな数字が出ておりますけれども、26年は690人を目指したいというものがございます。農業者が減少する中でのこの指標の考え方はどのようなものですか、お尋ねをします。

3つ目、新規参入者の就農支援ということが今あちこちで問題になっておりますけれども、その窓口はどこで、どのような対応が実際行われているか、お尋ねをしまして、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 森 清孝議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

3点ほど質問を受けていますが、まず1点目でございます、ブランド推進課の立ち上げから今日までというふうなことでございます。

ブランド推進課の現在の活動状況につきましては、消費者の動向をつかむための情報収集や市場調査、流通の簡素化を目指して、新たな流通ルートを確保、企業と連携した規格外農林産物を使った商品開発への取り組みに加え、熊本県立大学の地域貢献研究事業で菊池市のブランド戦略構築に係る基礎研究が採択され、本市のブランド戦略の確立に向けて進めているところでございます。

課題、問題点といたしまして、農林畜産物の安定的な品質と供給の確保が難しいこと、新たな流通ルートを確保する場合の流通コストの削減並びに百貨店、スーパーと取引する場合の口座の開設や仲介にバイヤーが入るといった問題点等がございます。

このような状況でございますが、メロンドームのメロンの果汁を使ったメロンのシュークリームやロールケーキが福岡の老舗、石村萬盛堂の7月から8月にかけて開催されました「いしむらまつり」で販売されました。また、今年9月の1カ月間は東京の銀座にありますホテルコムズで、菊池の米を食べて育ったえこめ牛の炭火焼きがレストランのメニューとなっております。また、10月には熊本の木村のあらが、古代米を使った新商品を販売することが決まっております。

続きまして、担い手育成につきましては、輸入農産物の増大、販売価格の低迷、生産資材コストの増大等により厳しい経営が続いており、営農意欲の減退や後継者

不足、高齢化による農業者の減少の中で、担い手農家戸数の増加を目指すのは困難なものがあります。

このような中、現在の認定農業者制度を推進する中で、夫婦間や親子間で家族経営協定も締結し、経営主だけではなく、家族内で複数の者が認定農業者となることのできる共同申請を推進しているところでございます。

共同申請のメリットは、家族経営協定を締結することで、農業経営における助成や後継者の役割を明確にし、経営参加を促進するもので、ほかにも低利の制度資金を借りる場合は認定農業者である家族構成員それぞれが借り受け対象者となることできますし、農地の取得においてもそれぞれが農地のあっせん名簿に登録することができます。

今後は、この共同申請をさらに推進することで共同経営者としての地位、責任を明確にし、さらに積極的な農業経営の参画が促されることで、よりしっかりとした農業経営体の育成に努めてまいりたいと考えております。

3点目でございますが、新規就農支援につきましては、現在の社会経済情勢による雇用問題を背景としまして、近年、後継者が増加傾向にあり、これら就農支援に対する窓口は、経済部農林振興課で行っております。相談内容につきましては多岐にわたりますが、主に研修などの受講について、農地の取得について、機械の購入を含めた資金の相談などでございます。

研修制度につきましては、JA中央会の農業インターン事業、県立農大の実践講座や就農予備講座、NPO法人きらり水源村が行う研修など、農業体験や短期から長期にわたる研修制度を紹介しております。

農地の取得につきましては、概要を説明し、内容の詳細や手続関係は、担当部署である農業委員会のほうに案内をしております。

機械の購入を含めた資金の相談につきましては、就農希望者が農業普及指導員とともに営農計画や機械の購入などを定めた就農計画を策定し、県知事に申請する認定就農者制度があり、認定を受ければ無利子の就農支援資金を借り入れることができますので、概要説明の後、担当部署であります振興局農業普及・振興課に案内しております。

このように、就農支援に関するさまざまな制度、概要等につきまして農林振興課で可能な限り紹介し、説明を行い、さらに詳細が必要な場合は担当部署へ案内をしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 再質問を行います。

ブランド推進につきまして、ほかの議員にも説明があった分とあわせまして、大変ブランド推進は難しいと、販路の開拓が難しいということはわかった上での質問でございます。

特産品といいますのは、共同出荷で大都市へ送り出し、地元の消費者にはなかなか供給されがたいと、これが実情ではなかろうかというふうに思います。今まで話に出てきました本市のゴボウあるいは米あるいは牛肉、この3品に限ってでも結構でありますけれども、日常的に本市におきましては、どこで手に入れることができるかということをお尋ねをしたいと思っております。ブランド推進と言いながら、いろいろフェアとか何かのときには大盤振る舞いがあるわけではありますけれども、日常的にどこで手に入るのかなというふうなことを思いました。

そしてまた、この3品を初め、地場産の食材の学校給食利用というのはどのぐらいあるのかなというふうに思うたものでありますから、この現状をお願いいたします。

農業振興という立場からしますと、よそに売り込むのが非常に大変であるならば、まず市の関与する施設あたりで地場産の活用を始めるのが筋道というか、順序でもあろうと思うし、できやすいのではないかなというふうな素人考えからお尋ねをいたします。

二つ目、担い手の件でありますけれども、聞いてみましてわかるわけではありますけれども、私も農家でありますけれども、今の答弁は、私が認定農業者でありますけれども、息子も女房も認定農業者になりまして、6年後には1人の認定農業者が2人なり3人に一農場から出ますよというふうな説明ではなかったかと思っております。ある面では、本質は変わらないのに数字だけがちょっと統計上動いておるといいますか、お役所仕事じゃないかなというふうな気もするわけではありますけれども、さはさりながら国の仕事と、国の方針というふうなことでありますから、その辺を踏まえて再質問をいたします。それでいいのかなということでもあります。

いわゆる本当の農業後継者といいますのは、やっぱり跡継ぎと昔から言っている人、そういうグループではなかろうかと思っておりますけれども、その人たちに対する担い手対策奨励金というものもあるわけではありますけれども、その効果あたりはどのようになっていますか、再質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 森 清孝議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

本市の特産品であります水田ゴボウ、米などは、本市に4カ所あります第三セク

ターの各物産館やJ A菊池のきくちのまんまなどのほかに、夢空間内やココファームの物産館などで購入することができます。また、菊池産の牛肉につきましては、市内の精肉店でどれだけ取り扱っておられるか、把握をしておりますが、道の駅旭志のふれあいセンターやJ A菊池の直売店等で購入することができます。

次に、これらの特産品の学校給食での活用状況につきましては、昨年度は農林振興課のほうで牛肉の消費拡大とPRを目的に、公立の保育園、幼稚園、小中学校、すべてに地元産牛肉を給食の食材として提供しております、本年度も予定をしておるところでございます。

学校給食における地元農産物の地産地消比率は、平成21年度第1回目の本田議員の一般質問の答弁で、熊本県全体の平均が37.8%に対しまして本市では49.7%の品目割合であり、米につきましては100%地元菊池米を使用していると答弁しており、現在は50%を超えていると思われまます。

また、本市は農業の活性化を目指す上で地産地消を推進しておりますので、学校の給食のみならず本市の関係する各施設の給食等にできるだけ多くの地元の農林畜産物を使っていただきたいと考えております。

2点目でございますが、家族経営内の認定農業者増加につきましては、先ほど答弁いたしましたように、経営主だけではなく、それぞれの農業者個人が認定農業者制度のメリットを受ける資格を有するとともに、共同経営者としての地位、責任を明確にし、さらに積極的な農業経営の参画が促されることで、よりしっかりとした農家経営体の育成につながるものと考えております。

続きまして、担い手育成対策奨励金につきましては、新規就農奨励金として30万円の交付を行っておりますが、この奨励金があることで就農者が増加していくとは考えておりません。あくまでも、県を初め関係機関と連携した推進活動を行いながら、新規就農者の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

このような中で、現在の新規就農状況としましては、合併後、毎年15名程度の新規就農があります。本市の担い手育成対策奨励金制度につきましては、新規就農者が今後、専業農家として定着し、育ていただくことを奨励し、就農を祝う気持ちでの奨励金制度として、今後も継続してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） ブランド推進ということについて、市長にお尋ねをしたいと思います。

今、学校給食にはそれなりに使っていますよというような答弁でございました。

37.8あるいは49.7というふうな数字が出るわけでありましてけれども、分母と分子がなかなかわからんもんですから、100回のうちの1回使えば7日、その量なのか、ちょっとこちらの質問の仕方も悪かったと思いますけれども、打ち合わせの中で、売りたい側、農業振興側と、使う側、学校給食側というふうにあるわけでありましてけれども、本日どなたもおっしゃっておりますように、AとBの連携が必要であると。相談しながらとか提携しながらという言葉は非常に飛び交うわけでありましてけれども、私を感じますに、一番その連携というのが少ないのが庁舎内の課と課、部と部、そうじゃないかというふうに思うわけでありまして。

そこで、同じ課長同士で、おれは売りたいもんなど、買うてくれんなというようなことはなかなか言えないというのは、やっぱり勤めたことのある人ならみんなわかることでありまして、これはやっぱりトップの市長がそういうことを、こうやいなさい、したがいいんじゃないかというふうなリーダーシップを発揮されてしかるべきではなかろうかというふうに思います。

そういう意味で、市長が着想されてブランド推進室もできたわけでありまして、それからやがて1年がたとうとしております。新しい展開もあるというふうに思いますけれども、今までの給食と農業振興あたりのやりとりを通じまして、市長のお考えをお聞きしたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 森議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

売り手側と利用者、いわゆる需要者側とのお互いの相互理解に基づきまして地産地消たるものが成立しているんだらうと、このように思いますし、また生産農家と需要者側というものが同じ産地でありますので、同一したものもあろうかと、このように思います。ブランド推進課は、今まで何度も議会で答弁してまいっておりますように、地元の農林畜産物の販路の拡大を行いながらブランド化を目指し、本市の知名度アップを図るということを目的にこの4月に設立をしたものでございますが、議員ご指摘のとおり、農林畜産物の販路の拡大、あるいはまたこのブランド化ということにつきましては、そうそう簡単にできるものであるというふうには考えておりませんで、まだスタートしたばかりで暗中模索の中で今頑張っているという状況であります。

平成20年度9月の議会では、議員の皆様方のご提案で本市は菊池市の地産地消推進のまち宣言を、決議をしております。当然市外への販路の拡大だけではなくて、地産地消も推進して、さきほど経済部長が答弁をいたしましたように、昨年度からは菊池米の消費拡大、あるいはまた子どもたちに菊池牛のおいしさを知っても

らうための予算を計上して実施してまいったところでございます。また、学校の給食担当の職員も本市の水田ゴボウの時期になれば物産館から購入するなど、努力はされております。

今後につきましては、やっぱり何と言っても地産地消は域内の経済の活性化、そしてまたそれは域内の流通がもとにならなければいけないということで、菊池でできるものについては菊池で購入をするというのは当然なことではありますが、これの周知徹底につきましては、今、ご指摘ありましたけども、やっぱり役所の内部の職員の皆様方が同じような価値観と必要性に思いをはせなければいけないんじゃないかなと思っておりまして、その徹底というものにつきましては、今後ともまた図っていききたいと、このように思います。そのことが地産地消の推進になっていくだろうと思っておりまして、ブランド推進課に寄せる期待はそれぞれの議員の方々から幾たびとなく質問が出されておりますし、またご提案、ご提言が出されております。そのことにこたえられるように頑張っていくようにしたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） ブランド推進室のことを考えておりまして、給食のことに話が及んだわけではありますが、次に学校給食について教育長にお尋ねをしたいと思っております。

実は、以前にも一度お尋ねしたことがあったわけではありますが、その疑問といいますのは、決算書を見ますと、たしか2億6,000万だか、8,000万だかの学校給食費という決算書があったと思います。それは人件費、給食にかかわる人件費、あるいは、俗に言いますと、なべ・かま代あるいは燃料費といいますか、そういうもので、食材費というのが、よく俗に言います給食費というのは含まれておりません。それなりの理由はあると思いますけれども、私はやっぱり食育とか農業振興という面からも何らかの形で学校給食費、食材費の報告というもの一緒にあるべきじゃないかというふうに、このように考えるわけではありますが、いかがですか、お尋ねをいたします。

二つ目に、今も食材のうちいろいろ使うとるとというような答えがありまして、給食の現場のほうからも同じような答えであったならば省いて結構ですけれども、違う資料をお持ちでありましたならばお答えを願いたい。

それから、今後、学校ではやっぱり地元の食材を利用したいなという思いはよくあるというふうにおっしゃるわけですが、ほかにも教育関係の方々、いろんな問題を抱えておられまして、食材のほうまでいかがかなというふうな気もしない

ではないわけでありますけれども、そこをお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 学校給食は、ご存じのように設置者である菊池市教育委員会
が実施しているということですね。現在の設置状況を見ますと、七城地区、泗
水地区、これがいわゆる共同調理場、いわゆる学校給食センターというものになり
ます。菊池地区と旭志地区、これが各学校に調理室を設置する自校方式で対応して
いるわけです。

次に、学校給食運営にかかわる経費負担についてであります。今、森議員のほ
うから話が出ましたように、いろいろ学校給食に携わる方の人件費、それから施設、
設備の修理あるいは光熱水費、こういうものが計上されております。保護者負担と
なっているのは、いわゆる食材のみですね、食材費のみが保護者負担となってい
るところであります。

また、この給食費の取り扱いについても、金額、それから徴収方法、食材納入業
者の決定など、その取り扱いというのは本当に各学校でさまざまであります。

まず、この給食費の徴収方法につきましては、昨年度の調査で申し上げますと、
いわゆる児童生徒が直接学級担任や、あるいは学校事務職員に手渡しているのが4
校ございます。保護者の金融機関口座から引き落とししているのが3校。保護者が指
定されたPTAの金融機関口座に振り込んでいるのが2校。地区ごとにPTA役員
が各家庭を回り、徴収して、まとめて指定口座に振り込んでいるのが8校。その他
として、PTA役員が徴収後に事務職員に手渡し、それから保護者が直接事務職員
に手渡している学校が2校という現状でございます。

金額につきましても、小学校では3,700円から4,000円の幅があります。
平均で申し上げますと3,842円です、小学校はですね。中学校で4,200円から
5,000円の幅がございます。平均で4,387円と、このようにさまざまにな
っております。

それから、食材の納入業者選定につきましても、各学校給食委員会で選定し、納
入業者と学校長、PTA会長が契約を締結している学校。それから小さな学校にお
きましては、もう例年納入業者が変更がありませんので、慣例でそのままお願いし
ている学校も幾つかあります。

しかし、給食費の会計報告など、いわゆる食材に関することはPTAが主体とな
って管理し、PTA総会にて報告し、保護者の皆様からの承認をいただいていると
いう状況でございます。

この学校給食費は、公的会計、それから私的会計のどちらで運営するかについて

ですが、学校給食費は保護者に公法上の義務を課したのではなく、地方公共団体としての収入として取り扱う必要はないと解するというのが昭和33年4月9日付で文部省管理局長から通達の、いわゆる行政実例が出ております。したがって、学校関係では公的な会計はやっていないと。

ただ、例に申し上げますと、熊本県内で球磨郡の水上村、ここがいわゆる公的会計を行っているという状況です。ここだけです。しかし、公的会計しますと、やっぱり徴収方法、もうこれは本当に大変なことになるだろうと思いますし、いろんな税金等もあわせて徴収するものですから、なかなか、今度は納税率が下がるんじゃないかなという気もいたします。

しかし、現在のところ、この徴収方法につきましては各自治体の判断に任せられているところでございます。ですから、現在のところ、各学校、PTA組織にて対応しているという状況であります。

それから、地場産物の活用につきましては、先ほど経済部長のほうから話がありましたように、これは県平均が44.61%、菊池市平均は51.3%と、県の平均を上回った状況でございます。また、国は学校給食地場農産物利用拡大事業として、平成19年度ベースの全国平均、これが23.3%を平成22年度までに30%以上に拡大するということを目標としておりますが、現在でも本市の状況は国の目標を大きく上回っているという結果になっております。

また、主な納入先を申し上げますと、精米、パンといった基本物資につきましては財団法人熊本県学校給食会から納入しております。特に精米については、これはJAの協力のもと、すべて菊池産米であるヒノヒカリを使用しているところであります。本当に子どもたちもおいしく食べています。牛乳につきましては、ミルクセンター熊本県協同組合から学校給食会を通じて納入しているところであります。また、生肉、野菜につきましても地元納入業者から納入いただき、できる限り地場産物の利用に努めているところであります。

ただ、学校によりましては、もう直接生産者から水田ゴボウ、それから果物、これはもう直接大体生産者から購入していただいているような状況でございます。今はナシですね、ナシ、それからイチゴあるいは柿、こういうものは地元の生産者から直接購入すると。あと、水田ゴボウあたりも直接生産者から買っているところもあります。あと、そのほかに物産館とか、あるいはJA、きくちのまんまですかね、こういうところから納入しておりますし、ただ地元の商店のほうからも購入しないと、やはりそのバランスというものが非常に難しくなってくると。やはり給食に携わっている調理員の先生方は購入する際にかなり苦労しながら、そして工夫しておられます。

以上、そういうことです。お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 係の方にお願ひしまして、四つの学校の、四つほど、中学校、小学校の決算書、PTAに報告されます決算書あたり見てみましたんですけれども、今、教育長お答えのとおり、学校に任せてあると、その言葉どおりでございまして、報告の仕方もまちまちでございまして、詳しいところもあり、簡単などころもあるようであります。

ただ、教育方針の中で食育というふうに言われるからには、もう少し委員会等をされても、この給食に関しては関与されるべきではなかろうかなというふうに思います。せめて公会計で扱わないというなら、書式の統一あるいは別添で議会あたりにも報告いただけるならばありがたいなというふうにも思うわけであります。

その一つの学校の中身を見てみますと、私も、あ、そうかなと思うようなことが幾つかございましたのでちょっと申し上げますと、196回、この学校は、どことは言いませんけれども、給食があったとなっております。米飯が116回、パンが80回。生徒数、いろいろ経費出ていますから割りますと、米飯のときは、これは米代でしょうけども、単価が27円ぐらい。パンは43円。牛乳も42円。副食、要するにおかずですね、これが私が言う食材になろうかと思いますが、これが大体100円ぐらいかかっておるわけであります。まちまちというふうな答弁でございましたから、掛けるの生徒が5,000か5,000弱だろうというふうに思いますけれども、それを掛けますと、1回分やっぱり食材がどれぐらいかなというふうな答えが出るわけであります。給食費全体で私の計算ですと2億円ちょっとかなと。パン、米、いろいろですね、合わせますと、結局5,000人がきょうも何かを食べるとというふうに考えますと、小さなマーケットではないというふうな気がするわけであります。

そこで、質問でございませうけれども、さっきは一つ、もう少し関与してほしいというのは、これは指摘をしておきたい、いいか悪いかは別としまして。

質問のほうでございませうが、子どもたちに尋ねますと、大方がやっぱりパンと米と、飯とどっちがいいかいと聞きますと、私の孫もみんなご飯がええと言いますし、ほかに聞きましても、やっぱりおいちゃん、米飯がよかよというふうな答えが返ってくるものであります。もうちょっと菊池米を使うておられるということですが、パン屋さんには遠慮があるか何かわかりませんが、米飯をもっと進めるということはいかがかなと思ひますけれども、どうでございませうか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 食育の観点から、今、教育委員会が学校給食会計に関与すべきではないかというご質問でしたけども、もう先ほど答弁しましたとおり、現在、学校給食における食材費につきましては、保護者、教職員で運営するPTA組織にて管理する私的会計である以上、公が関与することは好ましくないと考えているところであります。

しかし、食育につきましては、当然ながら教育委員会が進めているところであり、各学校におきまして食に関する指導の全体計画、年間指導計画を策定し、推進しているところでもあります。また、PTA組織とも連携した食育活動も行っており、昨年度は菊池郡市PTA連絡協議会、各菊池郡市の教育委員会、JA菊池が協力し、「景色の見える食卓づくり推進シンポジウムinきくち」と称し、食育シンポジウムを開催したところでございます。

次に、米飯給食の実施状況であります。もっと米飯を推進してほしいという質問です。

各学校とも、現在、週3回、米飯給食を実施しているところです。残りの2回はパン給食ということになっております。現在、子どもたちは、週3回はJAの協力のもとおいしい菊池産米ひのひかりを食べて、すくすく成長しているんじゃないかなというふうに感じております。

確かに、子どもたちはパンよりも米飯のほうが多いというのが、やっぱりそちらのほうが多いと思います。でも、パンの好きな子もおります。米飯給食をこれ以上、今、週3回ですが、これをもっとふやせないかということも含まれていると思いますが、これ熊本県パン協同組合から学校給食会を通じて納入していただいているわけですが、これ以上に米飯給食の回数をふやすことはやめていただきたいという要望もあっているわけですが、パン業者からですね。ですから、現在やっているのが、いわゆる米粉パンですね、これを推進しております。しかし、米粉パンになりますと、ちょっと経費のほうもかかって——コストがですね——きますし、補助等もいただきながら、米粉パンあたりも月1回、現在のところ助成をいただきながらやっているところでございます。

しかし、今度は米飯給食を4回にふやしますと、やはり精米から炊飯、調理、これも手間がかかり、また人件費、それから燃料費など、コストが高くなるという面もございます。確かに米飯給食の場合は、給食センターあるいは学校給食を見ますと、調理員さんたちがふえております。米飯給食のほうが人数をふやしてやっております。まあ、そういう状況であります。

しかし、今後はやはり本市の経済部、それからJAなど、関係機関と連携を取り組みながら、さらなる地場産物活用の向上に努めてまいりたいと思っております。また、校長会等でもできるだけ地産地消ということを推奨しながら、できるだけ地元の、安心・安全、これが第一ですので、そういうことを含めながら指導してまいりたいというふうに思っているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 米とパンのことにつきましてはいろいろ、どちらからも綱引きみたいなことがあっているのは私も知っておりますし、校長先生たちも大変だろうというふうには思いますが、どこかの学校で、やっぱりこういうことは特別変わった校長先生とか管理栄養士の方がおられるところは、意外と一角破りというんじゃないで、やっているとところがあるというふうに聞いております。

米のことも1回分、1人当たりどのくらい食つとるのかなと私も計算してみましたところ、1人1合はないわけですね。1人1合はありませんので、私、詳しいことはわかりませんが、35人おれば3升炊きの炊飯器が一つあれば何ちゅうことはない、やっぱり1クラス分の米が炊けるわけですし、余り人手が要るとか何とかというのは、そうかなというふうな私も気がするわけですので、その辺はしっかり検討していただきたいということをご指摘申し上げて、次の質問に入ります。

農業も人がする仕事でございますので、やっぱり老後の生活あたりも考えますと、年金のことを思うわけでありまして。私も年金なんて全然興味がありませんでしたが、60歳になりまして、身近にその視野に入りまして、急にそのことに関心を持った次第であります。私の長男も農業をやっております関係で、彼らの将来はどうなるもんかというふうな、切実に思うようになりました。つきまして、国民年金と農業者年金について少しお尋ねをいたします。

国民年金というのは、国の発表では収納率が60%ということで、大概の人は、破綻しとるというふうなことを言う人もおるわけでありまして、それでながらやっぱり何かにすがりたいということで、私たちも納めてまいりました。

そこで、本市の収納というのはどういうふうになつとるのか、加入すべき人、収納した人といえますか、どうなつとるか、お尋ねをいたします。

また、窓口も係の方、担当の方ですね、国の委託を受けて、収納率アップの手立てとしてどういうことをやっておられるのかなと、こういう疑問がありますもんですからお尋ねをします。

次に、農業者年金につきましては、息子さん、加入していただだけませんかという、

言うならば営業に来られたこともありますもんですから、中身はわかっつるつもりでありますけれども、21年度末の加入者数の動向、窓口の仕事の現況、そういうことにつきましてお尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） お答えいたします。

まず、加入すべき人ということでございましたけれども、加入すべき方は日本国内に住んでいらっしゃる方で、20歳以上60歳未満の方ということでございます。老後の明るい生活のために、この制度に加入いただくということになっております。

本市におきます国民年金の加入者数、また納付率について申し上げたいと思えます。

平成22年3月末現在で、国民年金の被保険者数が1万1,816人です。内訳といたしまして、例えば農業とかの自営業の方でございすけども、第1号保険者と申しますが、9,227人。厚生年金とか、あるいは共済年金に加入されているご主人とか奥さんの扶養になっていらっしゃる方、第3号保険者でございすけども、2,589人です。

ちなみに、今、直近の7月末現在で申し上げますと、被保険者数が1万1,518人、第1号保険者が8,969人、第3号保険者数が2,549人となっております。

次に、納付状況でございます。

国におきましては、先ほど議員さんから申されましたように、60%で今推移いたしております。本市におきましては、納付状況を申し上げますと、平成19年度で申し上げますと65.0%、それから20年度で63.3%、それから21年度で60.5%というふうに年々減少している状況でございます。この納付率と申しますのは、納付すべき月数のうちで実際に納付された月数を言う率でございます。そういうことで、年々納付率も今減少しているという状況の中でございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 農業委員会事務局長、齋藤 誠君。

[登壇]

○農業委員会事務局長（齋藤 誠君） こんにちは。

森議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、農業者年金というものは、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、農業者の確保に資することを目的とした公的な年金制度であります。国民年金だけで

は不足する農業者の老後の家計費を補うため、国民年金の上乗せ年金として昭和45年に創設されております。しかし、担い手の減少と著しい高齢化による厳しい財政状況から制度の見直しが検討されまして、平成13年に新しい農業者年金制度が再構築されております。

以上のようなことから、旧農業者年金制度及び新農業者年金制度の二本立てでの運用がなされております。

また、加入資格におきましては、年間60日以上農業に従事する国民年金第1号被保険者で、国民年金保険料納付免除者を除く60歳未満の方となっております。本市における加入者数は、平成22年3月末現在で240人であり、認定農業者の37.2%にとどまっていることから、農業委員を中心とした加入推進活動を強化していかなければならないと考えております。

具体策としましては、第1に加入推進対象者のリストアップと絞り込みであります。これは認定農業者を初め、その配偶者及び後継者等を把握し、精査することによってでございます。

第2に、加入推進目標の設定であります。これは本年3月末に独立行政法人農業者年金基金、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国農業者年金連絡協議会が策定した平成22年度から24年度までを計画期間とする10万人早期突破、新規加入者底上げ3カ年計画に基づき、新規加入者の目標値を設定し、その達成に向けた取り組みを実践することによってでございます。

第3に、加入推進対象者への戸別訪問です。これは先ほど議員もおっしゃいました。これは対象者の絞り込みによって作成されました名簿をもとに、農業者宅を訪問し、農業者年金制度の周知徹底を図ることで、制度への理解、加入につながるものによってでございます。

このほか、年1回発行しております農業委員会だよりを活用した広報啓発活動も継続して行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 再質問を行います。

市民部長、収納率アップの手立てというのはちょっと抜けておりましたですね、答えがなかったと思いましたので、あわせてお尋ねをいたします。

その収納率アップの手立てと、不景気の影響で免除を願いたいという免除申請が多いというふう聞いておりますけれども、その状況はどのようになつとるか、お尋ねをいたします。

農業委員会のほうには、伸び悩みの現況、加入者の伸び悩み。現在、加入者じゃなくて受給者、お金をもらっとる方ですね、何人ほどで、1人当たりの受給者は幾らぐらいもらっておられるのか。その他、何かわかりやすい数字があれば、ひとつご説明を願いたい、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 失礼しました。お答えしたいと思います。

まず、保険料の収納業務につきましては、今、国が直接行っているところでございます。ただ、市といたしましても資格取得時の口座振替の推進や納付相談等の充実を図るとともに、納付が困難な被保険者の方には、先ほどございました免除制度の利用のご説明をすとかしながら、市民生活に安心感を提供できるような形で今努めているところでございます。

なお、免除制度につきましては、年金保険料を納めることが経済的に困難な場合とか、被保険者本人の申請手続によりまして、保険料の納付が免除または猶予される制度が設けられております。

この制度には三つの種類がございまして、1つ目に全額免除、一部納付申請でございまして、本人あるいは世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請により、保険料納付が全額または一部納付になるというものでございます。

それから2つ目に、若年者納付猶予申請というのがございます。30歳未満の被保険者の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されるというものでございます。

それから3つ目に、学生納付特例申請というのがございまして、被保険者本人の方が学生で、前年所得が一定額以下の場合に保険料納付が猶予されるというものでございます。

ただ、これらの制度につきましては、年金額に反映されないというケースも発生することがございますので、そこら辺は十分担当窓口のほうでもご相談いただきたいと思っております。

なお、免除・猶予期間につきましては、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます追納、追加納付でございしますが、そういった制度もございまして、保険料が納付できる状況になられた場合には、今申し上げました追納されるということもお願いしながら、年金額に反映していただきたいと思っております。

なお、本市におきます免除の状況でございしますが、障害年金を受給されている方とか生活保護の生活扶助を受けられている方の法定免除を除いた免除者数で申し上げ

げますと、平成20年度末で2,149人いらっしゃいます。被保険者全体の23.5%でございます。平成21年度末では2,129人、被保険者全体の23.3%となっております。また、22年度につきましては、7月末現在で1,319人、14.8%となっております。

国民年金につきましては、20歳から60歳までの40年間という大変長い期間の制度でございます。保険料納付が困難なときには免除制度を活用いただきまして、未納期間をつくらず受給資格が得られますように、窓口での相談、また広報紙等を活用した啓発活動に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 農業委員会事務局長、齋藤 誠君。

[登壇]

○農業委員会事務局長（齋藤 誠君） 再質問にお答えさせていただきます。

本市における旧制度と新制度を合わせました農業者年金の受給者総数は延べ1,630人となっております、受給総額は年間約4億4,376万円となっております。

なお、1人当たりの受給額につきましては、農業者ごとに加入期間及び支払った保険料の額が異なりますし、受給する年金の種類も異なりますが、1人当たりの平均受給額を計算いたしますと、年間で約27万2,000円でございます。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 農業と農業者というつもりで聞いたわけでありましてけれども、いろいろ相談をしているうちに、尋ねておるうちに、一番問題なのがやっぱりなかなか結婚しないと、結婚する人が少ないということが話題になりまして、一昔前までは町村の農業振興課の職員の仕事は花嫁対策といいますか、青年のそういう出会いの場づくりなんかを一生懸命やとったわけでありまして、今は農業だけではなくて、職種を超えて結婚しない人がふえたと。これについては、地域の振興云々よりも地域の存続にかかわるといふふうな話になってまいりました。少子化に拍車がかかるというようなことであります。

今、新聞等ではあちこちで既婚・未婚の人をなくそう、なくそうというとおかしゅうございますけれども、結婚支援をしようという自治体もあちこちにあるようでございます。チャンスがあれば結婚したいという男女は多いわけでありまして、今は昔みたいに仲人役を買って出るような人はなかなか少のうございます。この辺に行政としても何らかの手立てが必要というふうに思います。実際、本市としましては、そういう他自治体あたりの情報あたりをつかんでおられるのかどうか、どう考えておられるのか、ちょっと質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 結婚につきましての他市町村の支援体制、また支援する事業につきまして調査しました結果を私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、結婚を支援する体制についてでございますが、佐賀県の武雄市におきましては、本年9月1日よりお結び課を設置し、非常勤特別職の課長1名、職員1名、臨時職員1名で出会いや縁結びの支援、結婚相談や独身者の情報収集などの業務を実施しておりますが、県内においては、結婚を推進するといった課の設置は例がありません。

次に、結婚活動を支援する事業といたしましては、県内に3市町ございました。

まず、宇土市につきましては、出会い・ふれあい事業として、宿泊してイチゴ狩り、クルージング・ディナーパーティーといったイベントを実施しております。

また、多良木町では「たらぎ赤い糸プロジェクト」と銘打って町議会議員、町職員、農業委員等、15名で組織する委員会を立ち上げ、独身名簿の作成、サポーターの募集、年4回程度の交流の場の設定等を計画し、取り組んでおります。

さらに、宇城市では、独身男女を対象に年1回のパーティーの実施や、市内で20名の推進員が年4回情報を持ち寄りましてお見合い等をセットし、この事業で例年二、三組が結婚まで結びついております。

本市におきましては、農業分野で専業農家の後継者などの方が結婚された場合におきまして、祝い金としまして1組当たり5万円を支給しております。また、商工業分野でも市商工会に加入している事業所に新規就業する後継者が結婚される場合におきまして、後継者結婚助成金として5万円を支給している状況でございます。

他にも本市と同様に後継者の育成を主眼に置いたものなど、形態はさまざまですが、県内各市町村で結婚支援活動に係る事業を実施されております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 市長にお答えをと思っておりましたけれども、時間もありませんが、きょう一番聞きたかったのは、やっぱり課と課の連携。なかなか相談しておられるようで、実際、相談が少ないというのが印象でございます。

それから、責任の所在の明確化といいますか、葛原議員がイノシシのことについて質問をされておりました。新聞を見ておりましたら、どこかで、さっきも武雄市だったと思いますが、イノシシのことならということでのしし課というのをつくられて、一目瞭然イノシシのことならそこに行くと、そういう発想ですね。イノシ

シの数にもよるわけですが、菊池がそれをまねるわけにはいきませんが、責任の所在をはっきりして、そしてそのイノシシの害を防ぐどころか、それを解体して食材にして販売までやっとな、ちょっと小耳に挟みましたので、そういうことをひとつ職員、優秀な職員がいっぱいおられるわけですから、横と横のつながり、しっかりやっていただいて、結婚の支援のほうもよろしくご指導いただきますようにご指摘申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。次の会議は24日に開きます。引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後3時22分

第 5 号

9 月 24 日

平成22年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成22年9月24日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君
議 事 係	荒 木 崇 之 君
総 務 係	吉 里 文 子 さん

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前9時58分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） おはようございます。

できるだけスピーディーに進めたいと思いますので、通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

まずは1点目、防災対策についてということであります。

1番目に、消防団員の確保について、市としての取り組みをどのように考えるかということをお聞かせいただきます。

私も無事ことしの3月31日をもって22年の現役を退きましたので、体験に基づきながら発言をさせていただきます。

現在、菊池市消防団の団員数は1,632名、定員数を確保している状態ではありますが、全国的には減少の一途をたどっております。当市も団員の確保のために、今年度より支援団員制度、いわゆる地域限定再入団制度が始まりました。このことは高齢化率の高い集落の団員確保には大きな成果をもたらすことが予想できますが、同時に、今後菊池市において広域的な展開力と機動力が脆弱になる危険性を含んでいる制度でもあります。

では、本当に若い人材がないのか。確かに中山間地では不足をしているようですが、それ以外の地域を見れば、たくさんの若者を見かけます。昔に比べて自営業や専業農家の戸数が激減をし、会社勤めの人が大変多くなったのは事実ではありますが、それよりも地域連帯意識の低下が大きな要因と考えられます。

現在、新規団員の確保は各地域の団員が懸命に後継者を探している状況で、各区の区長、役員さんにもお願いをしているところではありますが、なかなか見つからない。団員の高齢化は年々深刻な状況であります。さきに述べたとおり、だれかが

やるだろうと、地域の連帯意識の低下は、先日の消えた100歳以上の老人問題に見られる一連の現象が、菊池市においても始まりつつあるのではないかと心配するところであります。

このような現状下、市としても新規団員確保の具体的な取り組みを団組織と連動して行うべきと考えますが、執行部のご見解をお答えください。

2番目に、消防団員の装備品充実についてであります。

消防団に支給されている装備品は、大きく分けて機械器具、そして携帯装備品の二つに分類されると思われます。機械器具は、積載車、ポンプ車、小型ポンプ、ホース、筒先一式など、家屋、山林火災等、十分に対応できる機材の支給を受けております。携帯装備品についても、作業服の上下、ベルト、ヘルメット、キャップ、長靴、はっぴなど、支給をしていただいております。こちらも火災対応の刺し子のはっぴを初め、その他の活動時着用の作業服は、団員一同、大変感謝をいたしているところであります。日常の防火啓発運動、火災時の初期消火、ポンプ操法訓練等は大変活動を行いやすい環境をつくっていただきました。

しかしながら、消防団の活動はさまざまであります。その他にも大きな業務を抱えております。幾つか例を挙げれば、一つは行方不明者の捜索協力、二つ目は火災鎮火後の現場監視及び再発火時の消火、3番目に雨天時の水防パトロール及び家屋浸水防護の土のう積み上げ、小型ポンプによる雨水のくみ上げ等、ゲリラ豪雨などの環境異変など、対応事案は年々多様化をしております。

執行部の消防団活動に対する思いは、近隣市に比べてもわかるように、基準財政需要額から積算基準を上回る予算編成など、大変理解を示していただいていることは十分に認識をいたすところではありますが、しかし現場の活動で感じたことは、あと少しでよいから装備品の充実をお願いしたいということであります。できれば雨天災害時、また水防出動時に必要な雨具、かっぱの上下。2点目、長靴、ブーツ。3点目が革の手袋。この3点だけでも今後支給を行ってもらえないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、非常時備蓄食糧について。この点につきましては、先日、委員会で各現地調査をさせていただきましたが、非常用の飲料水、ペットボトルまたは乾パンが備蓄をされておりました。備えあれば憂いなし、大変ありがたいことです。

しかし、いずれも賞味期限が表示をされておりました。各自治体、期限が過ぎた後は、一般的に廃棄処分をされることが多いようであります。しかし、やはりもったいないという思いがありました。ならば、市民に対して防災啓発を兼ねたイベントを、軽トラ朝市など、さまざまな機会に実施をして、安価でも販売をすることができないかと考えますが、いかがでしょうか。できれば、賞味期限は1年ほど残した

中で早目の販売を実施し、都度更新をしてはいかがでしょうか。

また、現在の子どもたちは乾パン、これらの食べ方が余りわからない子が多いと思いますので、学校の防災教育の一環として学校給食の食材として、PTAとご相談の上、ご購入をお願いしてみたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） おはようございます。

当市の消防団の現況は、今、ご紹介ありましたように、定数1,632人に対しまして、現在、支援団員も含めまして100%の充足率でございます。当市の基本的な体制は、積載車1台に対しまして消防団員10名から20名で構成し、現在、市内に106台を配備いたしておりますが、この構成からしますと現員で足りているところがございますけれども、地域によっては過疎化や高齢化等により若い新入団員確保が難しい状況でございます。

平成22年4月に、地域の実情を勘案し、再編するとの方針に基づき、小規模分団の再編成を行いました。具体的には、25分団を15分団に統合し、機能強化を図るとともに、広域体制を確立することとしたものでございます。消防団員の就業形態は大きく変化をいたしまして、消防団員そのものが勤めに出ている人の割合が非常に高くなってきております。消防団員確保におきましては、本人はもとより、それぞれの事業所での協力が必要でありますし、いろんな問題を抱えております。

このような状況の中で、消防団の活性化を図るためには被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境整備が求められます。消防団活動に対する一層のご理解とご協力をお願いするとともに、消防団の活動をもっと積極的に市の広報等によりアピールし、また区長会等を通じて集落でのご協力をお願いし、団員の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

消防団の装備品につきましては、消防行政を高度かつ迅速に推し進めるために、予算の範囲内において装備品等の導入・更新を行い、能力の向上を図っているところでございます。消防団員に対しましては、規則に基づいて災害等の現場活動や消防活動時に適した被服等の貸与や支給をいたしまして、各種業務を迅速かつ正確、また安全に執行できるよう、規律と品位を保持する体制を整えているところでございます。

災害の模様も、今、議員おっしゃられましたように、地球環境の異変等に伴いまして自然災害等の大規模化や多発化の傾向にある今、防災に対して最大の動員力や

即時対応能力を持つのが消防団員であることはもちろんでございます。その団員の安全を守ってくれるのが装備品一つ一つになってまいりますし、かっぱ、ブーツ、手袋につきましては、その一つだと考えます。装備の近代化、処遇改善など、さまざまな施策を積極的に推進しているところではございますが、ご質問の装備品につきましては、今後、消防団と協議の上、推進に向けて協議してまいりたいというふうに思います。

次に、食糧品備蓄の更新状況ですが、現在、災害時に想定される避難者数から現物備蓄といたしまして乾パン4,000食を用意し、消費期限までには入れかえを行う予定でございます。

なお、有効期限が近づきました備蓄品につきましては、総合防災訓練や学校防災教育、イベントでの活用、また地域での訓練参加者等に配付いたしまして、また家庭での食糧備蓄の促進に活用するなど、各機関と協議し、極力廃棄処分しないようにしていきたいと思っております。また、軽トラ朝市での販売等も一つの案と思われまので、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、再質問させていただきます。

団員確保につきましては、いろいろ今お話がありました、分団の統合、いろいろありましたけど、私も分団の合併をした当時の分団長ですから、実情は踏まえているつもりであります。ただ、団員の数がどうかという話になると、上の役付がちょっと2人ほど減るだけの話ですから、その団員確保とは余り直結しないのかなとは思っています。

いずれにしても、いろんな地域によりその差がありますから、十分に団員の意見を聞き取りをしながら、再度、何らかのやっばり社会的なメリットであるとか、そういうのがないと、なかなか入っていただけないというのが今日の現状ですので、そののとも踏まえてやっていただきたいと思います。

また、これは提案なんですけど、現在、庁内には本部機動隊が設置をされております。平日の火災発生時には迅速な出動が行われ、大きな働きを見せております。職員の活動に敬意を表するところでもあります。

しかしながら、残念なことに若年での退団者が多く見受けられます。できることなら、今後は引き続きそれぞれの地元で活躍を続けていただきたい、そう願うところでもあります。庁内における地元との協議がその点については行われているかをお伺いをいたしたいと思っております。

また、現在は新入庁時に職員全員が消防団組織の入団を行っておりますが、機動

隊、地元消防団との調整が、若干ではあるんですが、スムーズに行われていないというふうに感じます。今後は、新入庁と入団日の時間的な差はありますが、ぜひ事前に調整を行われることを望みますが、いかがお考えでしょうか。

2点目の装備品についてですが、まずかっぱについては雨天災害出動時に、刺し子のはっぴであれば、どうしても全身がびしょ濡れになるために、体温を奪われて長時間の活動ができにくいこと。そして、団員個人のかっぱ着用は、団員と一般市民の識別ができにくいというのが現状であります。私も実際、雨天災害で出ておりますが、全身びしょ濡れで、積載車に乗り切れない方は自分の車に、もうずぶ濡れになった中で乗ったり、出たりということを繰り返していますし、かなり体温が奪われます。そのことを考えれば、どうにかして、先日もテレビで見えていましたが、東北のほうの消防団はそういうのも持っていたんですけど、考えていただきたいというふうに思います。

まことに申しわけありませんが、災害対策本部を設置をされますが、災害対策本部は庁内にありますので雨に濡れない。現場のことを再度、もう一遍考えていただきたいというふうに思います。

また、ブーツについては、現在の長靴のほうが安価であることは私もわかります。ただ、耐久性、活動性においては数段勝っていますし、特に人捜し等の場合は、長靴ではどうしても急な坂道を上り下りするときに不自由であります。管理によっては長靴よりも耐久性自体はかなり長いですから、今の長靴の場合はどうしても劣化が、横のほうからひびが入りますので、実際、火事の現場で、終わったら中は水漏れで足が濡れていたというのはよくある話ですので、そこら辺のところもできれば考えていただきたいと思います。

最後に、手袋については、現在、ほとんどの団員が軍手の使用をいたしておりますが、火災現場や鎮火後の再発火などは、その現場にはガラス片やくぎ、そして焼けただれた廃材が散乱をしております。よく軍手ではガラスの割れた跡で手をけがをしたりという方もおいでのように思いますので、この点についても考慮をしていただければと思います。

同じく災害活動に出動する陸上自衛隊のほうを調べたんですが、この3点については最低限の装備品ということで、全部支給をされております。この点についても、私は今、現役ではありませんので、今の消防団の方々と再度話し合いを持って、その中で現状に見合った形でそのような支給、あくまでも官品ですから、私も退団時にはすべてのものを市役所にお返しをしましたが、官品として取り扱うということを条件としながら、配慮をいただければというふうに思います。

3点目の非常時の備蓄食糧については、先ほど極力廃棄をしないということです

ので、できれば市民のいろんな防災意識の高揚のためにお使いいただければと思いますので、この件については答弁は結構であります。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 消防団は地域の防災活動のかなめでありまして、地域コミュニティにおける重要な団体でございます。自分たちの地域は自分たちで守るといふ精神のもと、地域にかかわりを持たれております。また、地域に根差そうとする個人の意志で入団されております。

先般も河原校区の運動会、河原の小学校との合同の運動会がございまして、消防団員の方々が競技のときは役員として活動され、またその一つの競技の中に消防団としての競技も行われました。制服のもとに各部が競技をして、分団長の指揮のもとに整列をして、きちんとした姿を地域に見せられておりました。すごく地域力を感じたところでございます。

しかしながら、昨今、団員の確保に苦慮しているなど、運営面で厳しい状況に置かれているのも承知いたしております。ご質問いただきました市職員の地元消防団への活動参加につきましては、地元消防団に入団し、地域で頑張っている職員もいるところでございますが、さらに推進をし、消防団活動の継続をお願いしたいと思います。新入団員につきましても、消防団と協議を行いまして、機動隊との調整をお願いしてまいりたいと思います。

従来から職員には、消防団活動に限らず、地域活動等への参加を働きかけておりますが、全職員に対しまして、いま一度喚起を行い、その必要性を認識させていきたいというふうに思います。

また、消防団は事実上のボランティア集団という特性を持ちながらも、実際の活動はかなり危険なところに入りをし作業していますので、団員の皆さんの安全確保は第一だというふうに考えております。

消防団員の被服等につきましては、装備品ということでもありますので、全団員に活動服、帽子、長靴、ヘルメット及びはっぴ等を配備しているところでございますけれども、ご意見のように、災害の危険対策に対する装備品につきましては、これからの災害活動において、さらなる安全対策の充実を図る必要があると思われまので、消防団と十分協議をした上で、今後の装備品の整備について検討してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 総務部長ご自身も消防団員として大変ご活躍だったということをお聞きしておりますので、現場の意見を取り入れて、都度対応をよろしく願いをいたします。

次に移ります。

2番目に、郷土史の活用と振興についてということであります。

まず1点目、高木元右衛門銅像、建立なのか建設なのか、済みません、私、わかんないもんですから、建立についてということであります。皆さんもご存じのとおり、本年度当初予算にて認められました御所通りに建設予定の高木元右衛門の銅像についてお伺いをいたします。

高木元右衛門、1833年から1864年、幕末の武士。天保4年生まれ、肥後国菊池郡深川村の生まれ。文久2年、京都で皇居守備につく。翌8月18日の政変では、七卿を護衛して長州へ行く。三条実美の命を受け、深川策助の変名で活動。池田屋事件では難を逃れたが、禁門の変で元治元年7月19日戦死。享年32歳、名は直久。御霊は、京都霊山寺に多くの維新の志士とともに葬られています。明治35年、宮内庁より正5位を送られている。これがインターネット検索による一般的な人物の紹介であります。今回の銅像建設に至る経緯及び建設予定地、完成予定時期、完成後の取り扱いについてどのようにお考えかをお聞かせください。

また、いろいろなモニュメントや歴史的なものは、ほとんどが紹介看板で案内がなされておりますが、そのたぐいは読みにくいとの声が時折聞かれます。先日、NHKニュースで高木元右衛門の紹介をアナウンサーがしておりましたが、音声案内による案内板の設置ができないかをお聞きいたします。

2点目に、今後の展開と実施計画についてということであります。

菊池一族を初めとする郷土の歴史資料調査及び郷土の歴史啓発に、教育のみならず、観光や他部門に広く活動を行うというために、今年度より堤先生が歴史教育専門員としてご就任をされました。それから約半年が過ぎました。今回の高木元右衛門の銅像建立は、その展開に大きな成果を見出すチャンスではないかと私は考えます。なぜなら、菊池の持つ歴史は、その思想的なエネルギーを源に、日本、そして世界に誇れる人物を数多く排出しているからであります。

今後、この事業を機に、郷土の歴史文化を再認識するとともに、地域の活性化や観光事業の振興等、大きな発展を行うためにも、継続事業として取り組む考えはないか、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 本年度、銅像建立を計画しております高木元右衛門は、作

家、司馬遼太郎の著書「竜馬がゆく」に剣豪として登場する、菊池出身の幕末の偉人でございます。

建立に当たっては、長年、高木元右衛門の銅像建立を模索され、平成3年、県内では初の景観形成区域の県指定を受け、御所通りの景観の保全・整備を中心としたまちづくりに取り組んでおられます御所通り景観形成協議会から、銅像建立の要望書が提出されておりました。御所通りは、中世南北朝の時代に、肥後守護職15代の菊池武光公や16代菊池武政公により、京都の町並みを模してつくられ、白壁土蔵づくりの町家が残っているなど、歴史、伝統、文化が色濃く残る空間となっております。

市といたしましても、高木元右衛門の銅像建立が市内来訪者の市内回遊の新たな観光拠点となることが期待できると考え、事業費の全額につきまして、平成22年度日本宝くじ協会に助成申請を行い、交付決定を受けたところでございます。このことは地元の方々の熱意、また長年にわたるまちづくり活動なども評価されて、日本宝くじ協会の助成事業として採択されたものだと考えております。

銅像の建立予定地につきましては、銅像の周囲の景観等を考慮し、年間約1万人の利用がっております、わいふ一番館の敷地内に予定をしております。

銅像の完成予定時期につきましては、本年11月末を予定しております。

銅像の完成後につきましては、高木元右衛門銅像を市内回遊の新たな観光拠点として活用できるように、さまざまなPRを検討してまいります。また、地元の皆さんに末永く愛される高木元右衛門銅像となるよう、維持管理についても関係課と協議をしております。

ご提案のありました音声案内装置につきましては、現在は設置の計画はございませんが、維持管理の方法とあわせまして、一般の方へどういった情報提供の方法が可能か、これにつきましても関係課と協議をしてみたいと考えております。

継続事業として取り組む予定はないかというご質問でございましたが、郷土菊池にかかわる多くの人材のモニュメント建設につきましては、現在のところ、本市の単独事業として、特に継続事業として行う予定はございません。モニュメントにつきましては、地元の方々及び関係者の熱意や理解があつてこそ、その活用が図られるものではないかと考えております。

なお、モニュメント建設には多額の費用がかかりますので、今後も引き続き各種助成事業などの情報収集を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 済みません、再質問をさせていただきます。

今の高木元右衛門さんですが、もう少し触れさせていただきたいと思います。

私は平成19年の3月議会において、観光振興の観点より次のような発言をさせていただきました。当時の経済部長、今の岡崎議員さんが部長さんのときに、大きなストーリー性を持って観光に取り組むべきだということを発言をさせていただきながら、そんな中で、例えば菊池源吾こと西郷隆盛を取り上げるのであれば、西郷隆盛、度重なる藩内での不遇にも菊池一族を祖とする菊池精神の教えをとうとび、菊池源吾とみずから名を名乗り、明治維新には官軍大将として江戸無血開城など、大きな働きを見せる。新政府成立後もその中心として尽力するが、武力を用いた征韓論に反対し、全権大使を立て、兵を用いず、えぼし直垂を期し、礼を厚く、襟を正して行おうべしと、遣韓大使派遣論を主張し、政府内にて孤立。いわゆる明治6年、政変の後に野に下り、後進の育成に力を注ぐ。明治10年、新政府の専制政治と独立国日本の将来への危機意識から、意見申し入れのために上京中、熊本にて西南の役に至る。その後、西郷の思想に思いを同じくした1人の若者が熊本協同隊を率いて参戦。その若者の名は宮崎八郎、宮崎4兄弟の長兄。若くして植木学校創立に尽力し、自由民権運動のリーダーとして鹿児島私学と気脈を通じ、後に県と反目。補助を打ち切られ閉校。西郷とともに奮戦するも、八代の地にて27歳の生涯を閉じる。また、西郷も城山にて倒れるが、その思想は宮崎兄弟へと受け継がれ、特に4男、宮崎滔天は西欧列強によるアジア植民地支配の時代に全アジアの独立解放と自由平等を求め、孫文らと交わり、私財をなげうちその生涯を捧げた。時を経て130年、菊池源吾、その地菊池市では、福村市長を初め、先人の教えをとうとび、ASIAN IS ONEの発想の下、日本国に対し韓国人のノービザ運動を展開。その熱意に日本国としてノービザを認める。韓国よりその活動に感謝を込め、福村市長、そして市民に対し韓国大統領より勲章が贈られた。市長いわく、この栄誉を菊池一族、西郷隆盛を初めとする偉大なる先人と菊池市民に捧ぐと、こういう感じで大きなテーマで取り組んではというお話をさせていただいたんですが、この高木元右衛門さんをちょっと私も調べていたんですが、実はこの宮崎家と高木元右衛門は大きなかわりがあることがわかりました。

一般的には、長男八郎、民蔵、彌蔵、寅蔵、この寅蔵さんが滔天なんですけど、宮崎4兄弟として多くの人に知られていますが、よく調べてみますと、早くに亡くなられた方を除いても、男子5人、女子3人の8人兄弟であります。しかし、この家系図に記載されていない長男が存在をします。それがこの高木元右衛門であります。宮崎家当主政賢に家督相続人として養子に招かれ、約2年もいたのかな、2年弱宮崎家の長男としてお過ごしになられております。

ありがたいことに、荒尾市の宮崎兄弟資料館の見学資料に、コラムとしてこの高木元右衛門さんが紹介をされております。そのコラムには、宮崎兄弟には家系図に載らないもう一人の兄がいる。高木元右衛門といい、本来ならば八郎の兄に当たる人物である。宮崎兄弟の父政賢は、八郎の成長を待ち切れず、家督相続人として招いたのが高木元右衛門である。彼は宮崎政賢と同じく、宮本武蔵を始祖とする二天一流山東派の門下生で、武勇にすぐれた男であった。そこを見込んでの養子ではあったが、武勇にすぐれた若者が田舎の一郷士の養子としては終わるはずもない。時は幕末、激動の時代であった。高木元右衛門は養子に招かれて間もなく、宮崎を出奔。上洛し、勤王の志士としての活動に入る。そして、新撰組の池田屋襲撃に遭遇。近藤勇に一太刀を浴びせ、包囲を突破し、逃走に成功した。その後、禁門の変で命尽きるまで、元右衛門は時代の本流の中を走り続けたのである。これがコラムとして紹介をされております。大変ありがたいことだと思います。本来であれば、菊池市で紹介をすべきところを、荒尾市でこのような紹介をいただいているというところであります。

その他、地元の郷土史家の先生がおられまして、2時間にわたる講演も行われております。そのテープは、実はお借りをしてDVDに落としましたので、後から担当課の班でもコピーをしていただければと思いますのでお渡しをいたしますが、この高木元右衛門ですが、正式な名称は高木元右衛門源直久、この名前なんですが、実は多くの宮崎家当主が、多くというか、2名なんですが、元右衛門という名前を名乗っております。養子縁組される前は高木元右衛門とは名乗っていないわけですから、多分、想像ではありますが、この養子縁組を機に改名をし、宮崎家への敬愛を込めて、最後までこの元右衛門の名を名乗ったのではないかというふうに推測がされます。

当時の宮崎家当主政賢は、みずからも勤王の志があったということですが、その教育は滔天の「三十三年の夢」、余が家庭に記されているように、母上もまたよし、父上の気を承いて、心強く常に戒めて、畳の上に死するは男子の何よりの恥辱なりと教え賜りとあるように、息子たちには、男子は畳の上で死ぬことは最も恥じることである、そのように教育をしていたそうであります。実は、この政賢さん自身が先代の弟の子、養子なんですよね。この養子ということで、養子で宮崎家を受け継いだがために、家を守ることに縛られた本人のジレンマを実の子に味あわせたくはないがための養子縁組とも考えられます。実際、長男の八郎、昔の風習からして余り長男に八という名前は、確かに末広がりなんですが、つける者はいないんですが、同じやっぱりこの我が世という中で、私も詳しくは読んでいないんですが、お母さんがとにかく家を守るための養子であったと。子どもたちにはそれなりの教育を施

して、世に出て活躍をしてほしいということのはっきり言われていますので、多分間違いはないのではないかなというふうに思っております。

高木元右衛門もこのことに、養父の思いにこたえるべく頑張っていたのですが、激動の時代で高ぶる志を押さえ切れなかったのか、宮崎家を去り、武者修行で諸国を遊歴しております。そして、文久2年、藩主の弟である細川護美さん、後の長岡護美さんに随伴し、武勇すぐるがため、天子、守護の誉れを受け、勇み上京。三条実美卿を初めとする七卿に通じ、勤王の志士となるが、8・18の政変——俗に言う七卿落ちですよ——により七卿を追い長州へ。その際、脱藩をして出奔をされたということでもあります。

三条卿の指示により、深川策助の名前で京都に潜入、活動。かの池田屋騒動では、新撰組近藤勇に真っ向切り込み、ただ一人の生還者として長州藩邸に難を逃れたと。これは先ほど企画部長言われました、司馬遼太郎さんの「竜馬がゆく」の中で詳しく書かれているところでもあります。

その後、禁門の変に参戦し、会津守備隊に木島又兵衛さんという、非常にこの方も有名な方ですが、とともに先陣を切って突入。胸とまたに鉄砲の弾を受け、なおも立ち上がり奮戦するも戦死。余りのすさまじさ、勇敢さに、会津兵はその首をはねなかったというふうに言われております。近代日本の夜明けを見ることなく散っていきました。また、この戦いでは中津彦太郎、この方は七城の水次出身なんです、この方も参戦をし、長州藩の政治顧問、久留米の水天満宮の宮司である真木和泉とともに敗走し、後に天王山で自刃をしております。

残念ながら、今はやりの坂本龍馬との直接の接点は、時代背景を調べる中ではなかったというふうに思いますが、龍馬とともに非業の死を迎えた中岡慎太郎、また長州の桂小五郎は元右衛門と行動を同じくしており、その勇姿は龍馬にも伝え知るところであったのかもしれませんが。肥後出身の宮部鼎蔵、長州藩桂小五郎、久坂玄瑞、木島又兵衛、そして真木和泉、中岡慎太郎、その他名だたる志士と交わり、維新回天の大偉業の夢を語り合ったことと想像ができます。

しかし、残念ながらその最後は、その敵は会津、桑名、そして後に同盟を組み、ともに維新を実現するその祖を同じくする西郷隆盛率いる薩摩藩であったのも歴史のいたずらではないかというふうに考えられます。

また、しばらくとはいえ、同じ屋根の下で過ごしたろう八郎は、西南の役で熊本協同隊を率いて、今度は西郷とともに第2次維新を夢見て戦い、そして死んでいきます。宮崎八郎は、元右衛門の壮絶な生きざまを知っていたはずであります。これは、八郎のお父さん自身も元右衛門の戦いの様子を述べておられますので間違いがないことであると思います。その生きざまを知りながら、彼の思想に影響を与えてい

るといふふうにも考えられます。

そして、この八郎の生きざまが他の3兄弟の生き方の原点と言われております。その思いは3人の弟に受け継がれ、兄八郎の見果てぬ夢を实践すべく、民蔵、彌蔵、寅蔵に引き継がれ、アジアにおける民族解放革命運動に展開、孫文らと交わるといふことでもあります。この大きな流れのその背景で、実のお父さん政賢、そして一時期とはいえ宮崎家にその籍を置いた高木元右衛門の生きざまは、大きな影響を与えたのではないかといふふうに思います。

元右衛門の死後ではありますが、同じ細川藩の槍術指南で元右衛門がともに久留米、柳川に武者修行を同行した、——槍ですよ、槍術ですから——前田案山子は、維新後、自由民権運動の党首となり、中江兆民らと交わり、その娘は滔天の妻となります。

当時、前田家に訪れていた第五高等学校教授であった夏目漱石は、この経験をもとに前田家別邸を舞台とした小説「草枕」を発表し、登場するヒロイン那美は義弟寅蔵とともに行動した前田卓がモデルであるといふふうにも言われております。元右衛門の志は、宮崎家、そして前田家を通じて脈々と引き継がれた、そう信じたいものであります。

私の勝手な解釈ではありますが、三条実美を初めとする七卿、そして西郷隆盛、長州藩、中岡慎太郎、宮崎兄弟、高木元右衛門は、大きな意味で歴史の糸でつながっているとも考えられます。できれば、今の子どもたちにも菊池にはこんなすばらしい人々が育った地であることを知っていただきたい。そして、志を新たに、大きな夢を描ける人材の育成が行われる土壌をつくっていただきたいと思います。とりわけ、今日の地方経済苦境を考えると、郷土の精神的支えとなるものが求められているのではないかといふふうに考えます。

今回の取り組みに関しては、先ほど企画部長が申されましたが、県の補助事業、大きく言えば国の補助事業である宝くじの補助金であります。しかし、ご存じのとおり、去年の事業仕分けの対象となり、多分これから先、申請をしてもおきる確率がほとんどないといふふうな事業になってしまいました。そうであれば、私は単費としても続けて取り組んでほしいと思います。この菊池から後の世に誇れる人材が出たことを後世に伝えるべき事業として取り組んでいただきたいと思います。このことは観光という観点ではなく、むしろ長年菊池市の教育理念として上げられている菊池精神を、先人の生きざまを学ぶことにおいて養い、子どもたちの郷土に対する認識と人間力の啓発に大きな成果と力を発揮する原動力にしてほしいと願います。

重立った人物を挙げてみても、文人徳富蘆花を支えながら、その才能を世に認められた原田愛子さん、泗水地区の増田敬太郎さん、明治28年4月唐津市肥前町で

コレラと戦い、不眠不休で働いたために自身も感染をし、27歳の若さで殉職をされた。今では増田神社に祭られています、これは宗教関連ではなく、郷土の偉人として後世に伝えていくべきではないでしょうか。

さらには、七城西郷地区の西郷隆盛さん、先ほど隈部議員から、きょうが西郷隆盛さんの命日ということをお伺いをしたところではありますが、西郷隆盛さんはこの菊池の地を心のふるさととしており、自身が菊池氏の末裔であることを自覚しながら、菊池源吾と名乗ったことは皆さんご承知のとおりであります。そして、そのご子孫も何度となくこの菊池市を訪れていただいております。

しかしながら、現地には先日の企画部長のご答弁では、西郷隆盛発祥の地という石碑があるという話ですが、申しわけないですけど、あれは市は一切関与してはいないはずですよ。三州会という、特に熊本で言えば、もうなくなりましたが、西郷病院の院長さんを初めとする三州会が建立をされた石碑であるはずであります。そして、案内板は菊池市がつくったんでしょうけど、できれば行政としても何か取り組んでいただきたい。

できれば菊池市として西郷隆盛の銅像は菊池、鹿児島、そして沖永良部島にも、ほかいろいろありますが、日本で初めての菊池源吾の銅像を建立をしてみたいか、かでしょうか。できるのであれば、直系の子孫である西郷隆文さんに監修をご協力をいただき、皇居を向くのか、鹿児島を向くのか、そして菊池神社を向くのか、それは皆さんで地元の方ともお話をいただきながら、一日も早い実現を望みますが、お願いしたいと思います。

さらには、先日来、テレビで新幹線の開通記念で、西郷隆盛さんの着物が反対だというニュースが出ていましたが、それに追い打ちをかけるように、熊本には西郷隆盛はそぐわないということで、JRまたは熊本県のほうに文書が出されましたが、今まで述べた歴史を行く中では、私は十分西郷隆盛さんは、この熊本の地に関係がある人物だというふうに思っております。

また、ある番組で熊本城を焼かれたというふうに表現をされていますが、歴史的な観点から言えば、あの火は、いわばどこから出たかわからないと今でも言われていますが、学説としては熊本城にこもる谷さんを筆頭とする内部から火がついたということが有力な通説でありますから、決して外から火をかけたという事実はないわけですから、そのことも含めて、熊本市が西郷隆盛ではだめだと言うのであれば、菊池市からは九州全体を盛り上げるイベントであるから、菊池の地に関係がある同じ九州の人間であるということを利用してPRをしていただくぐらいの活動をしていただきたい。

仮に、清正公さんが有名ですが、加藤清正さんは申しわけないが、名古屋出身の

方であります。名古屋城の下にも銅像がある。西郷隆盛さんは鹿児島かもしれませんが、この九州の中で育てられた人間ですから、十分その資格はあるというふうに個人的には考えます。

また、よくこちらにおいでになるんですが、20世紀最後の画家と言われたバルテュス婦人、出田節子さんですね、その他数多くの方がこの地から脈々といろんなものを受け継いで活躍をされている。そうであれば、今後、菊池市としても、できれば年次計画を組み、郷土菊池に関する多くの人材のモニュメント建設事業のお考えがないかを再度お聞きいたします。ぜひとも菊池市単独の事業としてでも、年次計画の策定と実行を決断いただきたいと思います。

先ほど、企画部長の話では、地元の盛り上がりがあれば取り組むことは可能ですよというふうに私はとらえたんですが、再度答弁を求めます。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。

じゃあ、まず私のほうから高木元右衛門のほうについて答弁したいと思います。

元右衛門につきましては、ただいま樋口議員のほうから詳しくご紹介されましたとおり、菊池市の深川出身で、幕末に活躍した肥後勤王党の志士であります。宮崎政賢ですかね、の家督相続人として迎えられた人であります。確かに、この宮崎家の家系図には出てきておりません。しかし、長男として実際に養子として迎えられている人です。しかし、池田屋騒動事件では、ただ一人生存者として生き残り、この長州藩邸に駆け込んだ。しかし、残念ながら禁門の変、いわゆる蛤御門の変ですね、あれで会津兵から鉄砲で撃たれて死んでしまったということを聞いております。

現在、わいふ一番館のまちかど資料館でも、企画展として展示を行っているところです。私もこの1番館の資料館、そして宮崎郷土資料館にも行って、この高木元右衛門につきましては少し勉強してきたところでございます。

ご質問の郷土出身、また輩出したすばらしい人材について、菊池精神を学ぶ上で、子どもたちに郷土の認識、人間力の啓発に成果をもたらすものとして銅像の建立実施はということにつきまして、お答えさせていただきたいと思えます。

この宮崎資料館にも宮崎家訓というのがあります。これを見てみますと、やはりこの菊池精神ともちょっとつながっているような気もいたしました。ご存じのように、菊池精神とは、人の人たる気品を献じ、信義に厚く清廉なる人格者を理想とし、みずからもこれに近づこうとする心であると、こういう一節があります。また、ふるさと菊池を愛し、菊池の伝統文化を受け継ぎながら、文教菊池の確立を目指す菊池精神を端的にあらわした、いわゆる文武両道、廉恥礼節、これを菊池市の教育理

念としているところです。これは行政指導のみならず、市民一体となって推進する必要があるものと思っております。

菊池出身、また菊池にかかわる人物の銅像を建立することで、子どもたちがその人物の生き方や活動、時代の動きを知ることにより、郷土に誇りを持ち得るものであれば、今後の過程においてきっと役立つものと考えます。この高木元右衛門銅像の建立をきっかけに、多くの子どもたち、また市民の皆さんに知っていただくということが、まず大事になってくるんじゃないかなと思っております。単に歴史的関係の人物でなく、菊池精神等にのっとった人物を考えなくてはならないと、こういうふうに考えております。

議員からのお尋ねの市の単独事業としての年次計画策定等については今のところ考えておりませんが、今後、啓発を図りながら、市民への浸透を図る上では、今回の高木元右衛門銅像のように、やはり地域住民の方々がその人物の功績等に対して熱い思いを持ち、地域、それから団体等で建設に向け取り組んでおられるということであるならば、菊池市の子どもたちを初め、市民への認識が深まるものと思えます。このような活動に対しては関係課とも協議をし、ふるさとの検証並びに地域づくり、文化、教育の振興として、できる限りお手伝いさせていただければというふうに考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 先ほどモニュメント設置につきましては、地元の方々や関係者の熱意や理解、こういったものがあってこそ活用が図られるのではないかとこのことを申し上げました。これは現時点における行政側としての考え方を述べさせていただいたところでございます。

ただ、このモニュメントの建設について、菊池市として継続事業として取り組むということになりますと、まずどういった行政目的を持ってこれに取り組むかというのをまず明確にする必要があると思えますし、また先ほども申し上げましたが、建設には多額の費用がかかりますので、これについての財源をどうするかといった問題もございます。

したがって、継続事業としてこれに取り組んでいくかどうかにつきましては庁内でよく議論が必要だと思っておりますので、これにつきましては今後の課題とさせていただきたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 企画部長おっしゃるように、多額の費用がかかるということ
であります。ただ、ただですよ、市全般の会計から見れば取り組めない事業ではな
いというふうに私は考えますし、地元の盛り上がり、とりわけ西郷地区の方々は
いろんな交流も始めておられますし、一つのモニュメントを建てることによって人
と人の交流が活発になり、そこからさまざまな観光事業であるとか、いろんなもの
が新たに生まれてくるということがあります。まずは、人と人との交流が一番望ま
れるというか、柱になる部分ですから、そのところは、確かにいかな目的を持って
というお話がありますが、私は十分その交流をすることによって目的は果たされる。

先ほど述べた増田巡査の件にしても、こちらから議会では必ず年に1回お伺いを
させていただいている。逆に言えば、向こうには増田神社がありますから、こちら
に増田巡査のそういうものがあれば、佐賀のほうからこちらに来ていただくことも
可能である。そのことを考えれば、目的はそんなに深く考えなくてもすぐ出るわけ
ですから、財源の問題は十分に理解を示しますが、今後とも前向きに取り組んでい
ただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、休憩いたします。

休憩 午前10時56分

開議 午前11時04分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） おはようございます。

通告に従いまして、質問をいたします。

まずもって、倉原教育長におかれましては、教育長ご就任、まことにおめでとう
ございます。まさに、菊池市の適任者だと感じております。本市における教育行政
のトップとして、これまでの経験を生かし、いかに発揮していただき、よりよ
い実績を残していただきたいと思います。

また、先日行われました第65回熊本県民体育祭荒尾大会においては、教育長み
ずから総合開会式に参加され、私たちと一緒に、炎天下の暑い中ではありましたが、
入場行進に参加をしていただき、ありがとうございます。教育長の姿を見て、私
も勇気、元気、やる気が出て、自分での目標より高いいい成績が残せたものと思っ

ております。そしてまた、本市の教育行政への教育長の意気込みというものをひしひしと感じたところでもありました。これで菊池市の教育行政も安泰だと感じた次第であります。

そのようなことを踏まえて質問をいたします。明快かつ期待を裏切らない答弁をよろしくお願いをいたしたいと思います。

近年、この地球は、皆様ご存じのとおり、我々住民のCO₂排出などにより温暖化が進み、この菊池市においても例外なく猛暑が続いたように感じたのは私だけではないと思っております。また、気象庁の130年にわたる観測史上最も全国的に暑かったことしの夏だったと思っております。

そこで、質問ですが、現在、中学校にはエアコンがありますが、小学校にもエアコンをつけることができないか、またできないとするならば、その理由をお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） ただいま二ノ文議員から、何かしりのむずむずすることが大分言われましたけども、本当に二ノ文議員のあのすばらしい50メートル自由形第2位という、平泳ぎだったですかね、済みません。本当おめでとうございます。

県民体育祭もご存じのように総合4位、女子は2位という輝かしい成績でありまして、二ノ文議員の活躍があったからこそ、すばらしい成績じゃなかったかなと思っております。

じゃあ、お答えしたいと思います。

二ノ文議員が言われたように、近年の温暖化に伴う教室内の高温化は、児童たちが学習する上で厳しい状況にあるということは、教育委員会といたしましても十分に認識しております。中学校は、ことし5校、エアコンが設置され、そしてすばらしい環境のもとに学習が進められ、学力も向上していくんじゃないかなと期待をしているところです。

しかし、議員がおっしゃられるように、小学校のほうではまだエアコンが設置されておられません。特に、ことしの夏みたいに本当にこんなに猛暑続きで、特に3階建ての校舎、3階に行きますともう本当に、これでよく授業ができるなというような気もしているところです。ほとんどの小学校は、その厳しい暑さ対策に大型扇風機をつけて、現在、授業に取り組んでおられる状況です。

しかし、平成21年9月議会で小学校のエアコンの設置につきましては、今回、改築中の隈府小学校のビオトープ、それから校舎断熱等の対策の効果等を見きわめながら検討したいと答弁していたと思います。現在、隈府小学校のほうで中庭に池

をつくり、そして緑化を進めながら、また温度上昇を防ぐという目的でビオトープを建設されます。また、校舎断熱材等を入れながら、特に南側に廊下を持ってきて直射日光を避けるというような、今、隈府小学校では校舎をつくっております。その状況を見きわめた上で、今後、小学校でエアコンをつけるかどうかというのを検討していきたいというふうに考えております。

現在、小学校のほうには特別教室、パソコン室あるいは会議室あるいは図書室、そういうところにはエアコンが設置しておりますので、今後、小学校のほうでこのように本当に気温が上昇していけば学習のほうにも影響を及ぼすんじゃないかなと考えておりますので、その隈府小学校の状況を見ながら、これからまた検討してまいりますというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 本来は、私も義務教育の中でエアコンをつけるということは、数年前までは余りいいとは思ってはおりませんでした。しかし、最近のこの気象状況などを踏まえたときに、やはり仕方がないのかなと。やはり教育長おっしゃられましたように、自然に親しむ、自然をともにするという姿が本来の教育のあり方だというふうには思っておりましたけども、やはり今も申しましたように、この気象状況の中で、今から先は仕方がないというふうに私も最近思い出したところで

す。それから、隈府小のことについては、昨年度のちょうど9月議会だったと思いますが、横田前議員さんのほうから質問があったと思いますし、その中で隈府小学校の状況を見て判断をすることが確かにありましたけども、たしか22年度中には隈府小学校は完成すると思います。それで、23年度の状況を見て判断をすることだろうと思いますけども、そういう中で、今、統廃合が進んでおりますけども、統廃合が、たしか早くて24年度、順調にいったら24年度だと思っておりますけども、それは確たるものではないと思うんですね。何か見えますと、統廃合に合わせてエアコンを設置するのかなというふうにも私はちょっと感じたわけです。答弁されるならば、統廃合に合わせてエアコンの状況も考えますというふうに言っておられたほうが正確ではないかなと私は自分なりに判断はしておりますけども、この市役所の庁舎だって花房台に庁舎が10年後は、要は建つということではありますけども、やはり耐震、これは命が大事なわけですから、今はエアコンの状況も、去年、ことし、来年と、年々急上昇に気温が上がっているわけです。その中で熱中症で子どもが倒れたときに、そういうことを考えたときに、やはりこの庁舎の耐震

化と一緒に命が大事なわけですから、その辺のところをしっかりと加味していただきたいというふうに思っております。

今の統廃合についての状況とエアコン設置の状況はどういうふうになっているのか、その辺をもう一度教育長の答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 今、統廃合との関連ということですが、まだ統廃合もこれから説明をしていかなくちやなりませんので、はっきりしたことは、この統廃合に合わせてとか、そういうことは今の段階では申し上げられませんので、まずは隈府小学校の改築、そういうのを見きわめた上でやっていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） ぜひ、教育長の任期がいつまでかはちょっとよくわかりませんが、教育長が教育長であられるときにそういった実績を残していただきたいというふうに思って、この質問を終わりたいと思います。

次に、城山公園の現状について質問をいたします。

私はペットを飼っております。イノシシではありませんけども、わんちゃん、犬です。名前を空と書いて「くう」といいます。これは中山議員から譲ってもらった犬ですけども、とてもかわいい犬です。

その犬とよく一緒に城山公園を散歩をするのですが、最近、公園の景観が少々ではなくすごく悪いように感じてなりません。舗装はひび割れ、崩れてつぎはぎだらけ。展望場なのに木が生い茂り景色は見えず、桜の木は枯れて朽ち果て、ツツジは太り過ぎ花は咲かず、水路は土や砂に埋もれ、水路の体は成していない。一体どこが公園なのかわからずじまい。そのように私には感じております。

そこで、お伺いをいたします。

公園に対する行政の役割についてご説明をください。

2点目、桜もツツジも植えかえの時期に来ているのではないのでしょうか。

3点目、公園をもっと宣伝してはいかかかと思えます。特に、水源に行くあのS字カーブを上った菊池神社の下あたりは本当に紅葉がきれいで、私もよく見に行くのですが、あのあたりを12月1日前後にライトアップでもすれば、観光客のアップにもつながるのではないかと思いますので、そこら辺のところを質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 城山公園の現状について、1点目の公園に対する行政の役割はということでお答えしたいと思います。

役割ですが、城山公園といえば、市民広場から望みます菊池公園の西側一帯を示しますので、そのことを念頭にご質問にお答えいたします。

現在の公園管理につきましては、清掃管理、それから樹木の管理、それから除草管理など、それぞれ委託して業務を行い、施設の破損等を確認するためのパトロールなどは職員により実施しているところでございます。公園管理区域が広範囲にわたるために、夏場等においては除草作業が追いつかず、雑草が生い茂った箇所があることや、トイレ等の破損も利用者の皆様からのご指摘を受け、初めて気づくことも多々あります。清掃活動についても多くの皆様方のボランティア等に支えられておるところでございます。

行政が主体となり管理を行っていくことは当然であり、責務と考えております。あわせて、市民の皆様からの支援により、より以上の管理が行われれば、快適で安心して利用できる公園環境づくりができるものと考えます。今後とも皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それから、2点目の桜とかツツジ等の植えかえについてということでございますが、ご指摘の城山公園一帯は歴史も古く、徳富愛子氏の記念碑などを初め、史跡も多くあり、昭和40年代にはその一帯にステージを設け、著名人を呼んで桜祭り等が実施されており、新聞の一面も飾る名勝地として、広く県内外に知られていました。

しかしながら、今日においては整備された時期が最も古い地域でもあるため、老木化している桜や、木と木の間が十分間隔がとられておらず、桜本来の樹形を固持できない桜も目立ちますし、ツツジにおいても高木化し、人の目が通りにくく、景観面だけでなく、安全面でも危惧される状況となってきました。

朽ちた桜につきましては、伐採とともに市民の皆様を初めとする有志の方のご厚意により寄附いただいた苗を植えながら、現在、整備を行っているのが現状でございます。

次年度以降、計画的な整備が必要と考えていましたところ、菊池観光協会を初めとした地元環境ボランティア活動団体を中心に、今月25日です、あしただございます、9時から「コスモアースコンシャス アクト クリーン・キャンペーン in 菊池」と題し、450人程度の参加者により、城山公園一帯の清掃活動に取り組んでいただくことになっておりますが、その活動の一つに、試験的ではございますが、

1区画のツツジを深く刈り込む整備を考えておられます。次年度に花をつけることは期待できませんが、樹木の勢いがうまくつけば、以降も引き続き区画を定め、計画的に実施していく考えでございます。

また、今回の活動にご協力いただける団体につきましては、今回を契機に、昔の活気ある城山公園を復活させようとのありがたい思いもお聞かせいただいているところでございます。国においては、地方公共団体が管理する都市公園における公共施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防、保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取り組みを推進しているところから、本市におきましても、来年度、公園長寿命化計画の策定に取り組む考えでおります。

それから、3点目の紅葉の宣伝ということでございますが、紅葉時期におけるライトアップ等のご提案もいただきましたが、PR活動も含め、市民の皆様とともに、公園のあり方、整備の仕方など、長期にわたる計画を立て、市民に愛される公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 再質問をいたします。

ボランティアに大分お世話になっているというような状況ではあったかと思えます。やはりボランティアにばかり頼るのではなく、行政が先頭に立ってやらなければ長続きはしないというふうに思っております。定期的に行政みずから見回りをやり、ボランティアでやれること、やれないことを見きわめることが大事ではないかと思っております。いかがでしょうか。

先ほど答弁の中で、パトロールをやっているとのことでしたが、具体的にどのぐらいの間隔で、体制でやっておられるのか、お伺いをいたします。

それから、ボランティアの奉仕作業と違い、必需品等は行政が準備するのが当然だと思えます。例えば公園を、毎日犬の散歩にあわせてごみ袋を片手にごみを拾われていらっしゃる方がいらっしゃいます。本当に頭の下がる思いでいっぱいでありまして。その方たちにごみ袋を配付するとか、行政でできることがあるはずですがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 再質問でございますが、公園のパトロールに関しましては、おおむね月1回程度、職員2名体制で、遊具とかトイレ、照明の破損状況等を中心

に監視しておるところでございますが、都市整備課が所管します公園には、菊池公園だけではなく四つの街区公園、それから菊池清流公園等の管理も含めまして、広範囲に及んでいるというところで、行き届かないところがあることも否めませんということで、1回目の答弁を申し上げたところでございます。

それから、ボランティア作業に頼っているということでございます。当然そのボランティア作業として、ごみ袋の必需性ということを議員さんおっしゃいました。このボランティアで頑張っておられる必需品、ごみ袋とか、そういう必需品に対しましては前向きに検討してまいりたいと、関係各課と調整を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 先ほど部長のほうからクリーン・キャンペーンだったですかね、「コスモアースコンシャス アクト クリーン・キャンペーン in 菊池」というものが、あす、受付時間が9時から9時半までということで予定をされているそうです。この放送は恐らく庁舎内に流れていると思います。私の声が聞こえられる方は、ぜひこのクリーン・キャンペーン菊池に参加をしていただきたいというお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時からでございます。

休憩 午前 11時28分

開議 午後 零時56分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 一般質問最後となりましたけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、自治公民館の整備の状況と補助についてお尋ねをいたします。

市の発展には、そこで暮らす市民の生活基盤を整えることが重要であります。自治公民館の整備は、地域住民の自主的な学習活動はもちろん、交流の拠点、防災等の避難場所としても大切な施設であり、快適で安心できる住みよいまちづくりには

必要不可欠であります。

現在、菊池市には自治公民館がそれぞれに地域の努力によって、また行政の補助金によって整備が行われております。私の地元でも、平成8年に地域住民の負担金と行政の補助金をいただき新築することができ、今ではさまざまな地域の行事を初め、地域住民の交流の拠点として活用されております。

市としても自治公民館の整備の必要性には十分認識していただき、これまで要望しておりました小規模な改築、修繕及び備品購入等の拡充に努められ、特に平成20年9月定例会の要望の自治公民館の新築、全面改築についての現行の建築面積が50平方メートル以上のものに対し補助率が3分の2以内で上限300万を面積の要件を公民館としての要件を満たしていることに見直しをしていただき、要綱改正後、水迫地区、鉾の甲区に待望の公民館が完成し、区民の方も大変喜んでおられます。これまで新築には面積が広過ぎて補助対象にならず、申請もできなかった地域にとっては朗報であり、執行部の対応に感謝を申し上げます。

そこで、改めてお尋ねいたしますが、現在の整備の状況と補助についてお示しをください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） それでは、木下議員の質問にお答えいたします。

本市には、現在、211カ所のそれぞれの自治公民館があり、毎年各区から自治公民館の整備や備品購入の要望があつております。本年度の整備状況につきましては、建てかえ1カ所、改修9カ所、備品購入18カ所で、自治公民館整備補助金交付要綱に基づき実施しているところでございます。

補助金交付の要件ですが、自治公民館の新築、建てかえ、建物取得につきましては上限を300万円とし、補助対象経費の3分の2以内の補助を実施しているところです。改修、修繕につきましては、上限を200万円とし、10万円以上の事業について、補助対象経費の2分の1以内の補助を実施しているところです。また、備品の購入につきましては上限を50万円とし、10万円以上の事業について補助対象経費の2分の1以内の補助を実施しているところでございます。

ちょっと訂正させていただきます。先ほど「211カ所の自治公民館」と申し上げましたところを、「それぞれの自治公民館が」というふうに訂正させていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、ご報告いただいたのは、これまで要望した分のそのままの変更の内容でございましたけれども、今回、改めて質問をさせていただきましたのは、自治公民館の整備の部分で、今後、早急に取り組む必要性を感じたからであります。それは高齢化に対する整備であります。地元の高齢のご婦人から、公民館はきれいになってよくなりましたが、私は足腰が悪く、和式のトイレは使いません。いろんな行事にも、参加したくても参加できませんとのことであります。改めて確認してみますと、男性用の便器と和式のトイレであり、確かに手すりもなく、高齢の方には和式では大変だと思われまます。

このように、他の自治公民館も同じ状況だと思われまます。菊池市は高齢化率が27%を超え、特に中山間地は高齢化が進んでおりますので、自治公民館のトイレの改修については担当課で実態調査をしていただき、改善の推進をしていただきたいと思います。

また、自治公民館の段差の解消、また備品購入には、老人専用の座いすといいますか、低層のいすですか、そういうのも加えていただきたいと思います。それと、公民館入り口等のバリアフリー化についても改善の必要性があると思います。

そこで、再度お尋ねでございますが、市としてバリアフリー化についての考えと今後の対応を質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 自治公民館は、地域住民のだれもが利用できる施設ということとす。議員のご指摘のとおり、高齢化が進んでおります菊池市27%、特に中山間地ではかなりの人たちが高齢に入っておられると思いますが、高齢者の方も快適に利用できるよう、バリアフリー化を推進する必要があるというふうと考えております。

そのため、本年度から各地区や議会からの要望を受け、補助金・交付金交付要件の緩和と、整備、備品購入のための補助率アップを実施し、自治公民館活動の充実を図っているところでございます。

バリアフリー化に限定せず、建てかえや改修あるいは修繕、備品購入など、自治公民館の整備につきましては幅広い支援を実施しておりますので、特にバリアフリー化を進めるということで補助率を見直すということは、今のところ考えておりません。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、しっかり現状を理解していただいて、特に中山間地の場合には高齢化率が高いというのと、経済的にも非常に負担金も出せないような状況の地域が多数ございます。私の考えとしては、これまで何度か一般質問の中でも申し上げましたけれども、町部とああいいう中山間地とは、やっぱり傾斜配分的な補助金の率の考えを持ってやらなければ、なかなか少ない地域の負担金が出せないようなところは、考え方によっては補助金が300万ぐらいではなかなか公民館が建つことはないと思いますので、そういうところのしっかり検討をしていっていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

次に、奨学金について質問をさせていただきます。

アメリカのリーマンショック以降、また現在は円高等により、菊池市においても輸出型製造業関連企業が多く、景気低迷の長期化が経営を圧迫しており、大変な状況であります。また、ことしは特に市の基幹産業である畜産業が、宮崎県で発生した口蹄疫による損害で、農家の方は大幅な収入減となっております。

このように、保護者の経済的な理由によって子どもたちが進学を断念しなければならない状況が本市においてもさらにふえてくるものと思われませんが、奨学金の貸しつけの現状をお示してください。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 奨学金制度についてお答えいたします。

平成22年度の奨学資金の貸し付け状況、公立高校4名申請の中で4名が認定されます。私立高校3名の申請で3名の認定。専門学校15名の申請で9名の認定。国立大学4名の申請で4名の認定。私立大学15名の申請で7名の認定。合計27名に奨学金の認定を行っております。

また、この制度以外に、通称ですけれども、打出基金というのがございます。この打出基金を活用し、市の奨学金に該当しなかった専門学校3名、私立大学2名、計5名について決定を行ったところです。

昨年度に比べ、国の公立高校授業料無償化及び私立高校への援助等の整備により、高校生の申請が27名から7名の申請と、大幅に減少しているというのが現状でございます。

また、現在の奨学金資金の継続貸付者は98名。返還者は149名おります。滞

納者については、平成21年度において20名で、105万2,600円の滞納で滞納率約5%と、そういう状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

基金については、今後はもうちょっと滞納もあるということでございますけれども、なかなかやっぱり今からは就職の内定とか、そういうのも厳しくなっておりますので、そういうところは大変だと思います。

打出基金につきましては、償還期間が5年となっております。現状から考えると、この景気低迷から考えますと、ちょっと償還期間が短期間ということで、なかなかやっぱり後で償還のときには苦しいと思いますので、市の奨学金の場合は10年、熊本市の場合は最高で15年のところもあると思われまので、そういうものも今後の課題にしていきたいと思います。

それと、次に入学準備金導入についてでございますが、この件はこれまで平成21年3月の定例会での質問以降、何度も確認を含め質問を続けてまいりましたが、いまだに現実化しておりません。先ほども申し上げましたように、菊池市の経済は大変厳しい状況下にあります。このようなときにこそ入学準備金等の導入が必要なのであります。

市議会改選後の7月に小川恵美様代理人吉田弁護士より、再度小川水寶氏の意志は奨学金制度創設の具体案を決定されることを要望しますとの文書が届けられました。田中前教育長のときに小川基金を原資として入学準備金を含む小川基金人づくり事業夢実現プランを作成され、予算化を提案されましたが、実現化いたしませんでした。平成20年3月定例会において市長は、小川会館建設特別委員会が現在あるので結論は出せないとのことでありましたが、現在はもうその特別委員会もございません。改めて小川基金の活用について、市長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 小川基金の活用についてということではございましたが、通告は奨学金制度についてということであつたらうかと思っておりますので、その視点においてお答えをさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のように、ことしの3月の議会におきまして、教育委員会などと協議をしながら制度を充実させるように努力していきたいと、このように考えています。

ということを申し上げたところでございます。奨学金制度の充実というものは、ご指摘のように、大変経済が厳しい中において学費というものの負担というのは重く生活の中に負担になっているということで、大変重要なことだと、このように考えておりますし、またこれまでの答弁の内容と同じように、何とかしなければならぬという思いは強く持っているところであります。

入学準備金の制度運用につきましては、教育委員会から説明を受けておまして、できるだけ早くこれまでの、今の現行制度等々を含めまして、どういった内容にしていくかということを決めていかなければならないと、このように思っております。そういった状況で検証を深めながら考えてまいりたいと、このように思っておりますので、以上お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 私はもう先般の質問のときから、小川基金の活用についてということで、私も実は昨年12月にこの小川恵美さんと実際にお会いしてきたんですけれども、この基金については、今申し上げましたように、水寶氏の意志を継いで、その奨学金という形の中で活用してほしいと、そういうことを訴えられておりました。それを私も代弁する気持ちもありますし、また菊池市の置かれた状況の中で、やっぱり奨学金、私は入学準備金という形で申し上げておりますけれども、やはり実際大学等に入学をするときには、最初に入学金等でたくさんの経費がかかります。それに対する入学準備金等の必要性を訴えてきたわけでございます。せっかく小川恵美さんも、奨学金という形の中で使ってほしいということでずっと訴えられております。もう私もこれは1年前からずっと言い続けておりますので、もうある程度の時期に結論を出していただきたいと思いますが、その件について再度市長にお尋ねをしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 小川基金に触れざるを得ない内容かなと思いますが、小川基金については、ご承知のとおり、旧泗水町におきますところの一般寄附として受け入れられたという経緯でございますが、寄附者の遺族から考えれば、これはいわば指定寄附に近い状況であるということで判断をされておまして、その中で指定寄附、すなわち青少年の健全育成、お父様が交通事故で亡くなられたということでありまして、奨学というものも含めまして、子どもたちの健全な育成のために、ぜひひとつ人づくりのために使ってほしいということを終始一貫言われてまいりました。

しかしながら、受け入れをした泗水におきましては、やっぱりこれは指定寄附で

はないと、一般寄附ではないかといったご議論も特別委員会のほうであったわけでありまして、そのことを踏まえまして、この小川基金というものにつきましても、委員会があろうがなかろうが、この泗水町との思いというものを十分配慮しながらも、遺族の皆さん方のお気持ちというものを受け入れていかなければならないというところに非常に苦慮して今日に至っております。

これを奨学金であれ準備金であれ、小川基金というものを崩して使うということ、あるいは果実を使うということにつきましても、慎重な上にも慎重を期しながら、この小川さんのご遺族に対してのちゃんとした説明をして、しかもまた泗水出身の議員の皆様方、そして全体の議会の皆さん方に報告をしてご了承いただいた上で、これを予算化していかなければならないと、このように考えておるところでございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 次に進みます。

次に、観光振興、市の観光の現況と今後の対策について質問させていただきます。

菊池市は菊池神社等の歴史遺産、菊池溪谷の清流と自然、龍門ダム、鞠智城、そしてすばらしい泉質を誇る菊池温泉と、たくさんの観光資源に恵まれた地域であります。

しかしながら、最近では旅館、温泉街の方々と話をしますと、特に宿泊客が激減しているので、このままではやっていけないとの声をたくさん聞きます。観光協会、旅館組合、各市民グループの方々がイベント等を開催され、一生懸命頑張っておられますが、なかなか厳しい状況のようであります。しかし、こういうときこそ行政の強いリーダーシップで打開策を考えなければいけないと思います。

先日、隈部議員が山鹿市の状況を話されましたが、私も同感であります。山鹿全体の活力をマスコミ等からも感じられ、八千代座を中心に町がきれいになっていくのが目に見えてわかります。また、さくら湯の改修も始まり、さらに活性化されると思われま。菊池市も観光資源では絶対負けておりませんので、みんなで力を合わせ、たくさんの観光客に来ていただけるように頑張らなければならないと思います。

そこで、お尋ねですが、市の観光の現況と、今後どのような対策を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 木下議員よりお尋ねの菊池市への入り込み客数につきまし

ては、平成元年の宿泊者数44万人をピークに、平成19年22万5,000人、平成20年20万人、平成21年は約17万人と減少している現状でございます。

このような現状の中、4月に宮崎県で発生しました口蹄疫によりまして、全日本ジュニアボート選手権大会やサッカー合宿等が中止となりまして、ホテル、旅館等では、5月、8月につきましては対前年比としまして1,000人以上の宿泊客数の減となっております。

また、夏の風物詩として定着しております3万人以上の観光客が訪れます菊池夏祭りや旭志のホタルフェスタ、孔子公園夏祭り、軽トラ朝市など、8月末までに開催する予定でしたイベントにつきましても、口蹄疫感染拡大のため自粛いたしたところでございます。

葛原議員にもお答えいたしました。この口蹄疫により、畜産業はもとより、農業、流通業、飲食業、観光業など、地域すべての産業、経済等、市民生活に影響を及ぼしていると考えております。推計でございますが、商工観光への影響といたしましては、約1億1,000万円程度の減収が見込まれるものでございます。

このような厳しい条件の中ではございますが、観光客誘致を図るため、近隣市と連携し、平成23年3月の九州新幹線全線開業に向け、旅行エージェントやメディアに対し、誘客に向けた商談会に積極的に参加し、本市の知名度アップに努めているところでございます。

また、観光資源や観光施設、特産品や食など本市の魅力を発信するとともに、雑誌、メディアの活用としましては、四季折々の誘致イベントや魅力あふれる観光資源について、旅行雑誌等への掲載を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

ちょっと訂正いたしたいと思っております。今の答弁の中で、被害額について1億1,000万と私が言ったということでございますが、1億3,000万程度の減収ということで訂正をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、部長が答弁いただきましたように、その数字を見ただけでも、もう大変な状況だと思っております。まず、1番、元年のときは44万、今はもう17万。もう今現在ではもっと減っていると思っておりますけれども、被害額も1億3,000万、こんなもんじゃないと思っております、実際はですね。どういう形のあれで調査をされたか、ちょっとわかりませんが、1億3,000万ぐらいのものではないと思っております。

今回、改めて観光の現況について質問させていただきましたが、特に温泉街の厳

しさは、もう皆様のご存じのとおりでございます。月見殿の問題も大変な問題、そして菊池市では一番の老舗、菊池観光ホテルが7月に競売となり、横浜のブリーズベイホテル株式会社に落札されてしまいました。私自身、菊池観光ホテルには長い間勤務をさせていただいておりましたので、寂しい気持ちでいっぱいです。

いずれにしても、外部資本ではなく、地元の企業に再生をしてほしかったのですが、現実にはホテルの買収、再生業の会社に競売で落札されてしまいました。

しかし、ホテル側は労働組合を結成し、県に対しても支援を要請。従業員の雇用を初め、菊池市の歴史、伝統を生かした経営を守るようにと、再生会社と交渉を続けておられます。菊池観光ホテルは市内でも最大のホテルであり、従業員もパートを入れると約100名の方が働いておられます。また、菊池観光ホテルは唯一菊池観光物産館から仕入れを行い、地産地消を推進していただいているとのことでもあります。こういうときにこそ官民挙げて応援をしてあげなければならないと、私は菊池市民の一人として考えますが、市長はどのように考えておられるのか、また、きくち観光物産館については、取締役としてどのように対応されておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 再質問にお答えいたします。

2008年までの原油価格の高騰、さらにはまたリーマンショック以降の不況の長期化によりまして、団体客の減少、あるいはまたお一人お一人の客単価の下落などで、ホテル、旅館を含めまして、あらゆる産業につきまして、厳しい価格競争の時代に入っていると言ってもいいんじゃないかなと思います。

本市の観光産業にも大きな影響を与えているところでありますが、そういった中でこの観光立市推進事業というものを取り組みまして、何とかお客様をさらにまた菊池にというような思いで、観光立市推進事業というものに取り組んだばかりでございます。菊池観光ホテルさんを初めといたしまして、それぞれの旅館、ホテルにおきましてはいろんな取り組みをしていただきましたが、観光ホテルにおきましては館内のカーペットの張りかえだとか、あるいはトイレの改修工事などの施設整備を実施をされたところでございます。完成後、何か所か、観光ホテルを含めまして私も現地の視察をいたしまして、明るい雰囲気は何か漂うようになったなといった確認をしたところでございます。そういう意味では、施設整備を含めまして、業績の伸長を目指されておられまして、大変期待をしておったところであります。

今、ご指摘のとおり、このたび横浜市のホテル再生会社が経営を引き継がれると、移管されるということになりまして、大変驚きを抱いているところでございます。

議員のご指摘のように、本来でしたら外部の資本ではなくて、この菊池地域の地場の産業、地場の企業によりまして、経営が継承させていただくのが大変気心がわかって、そしてまた菊池市民のために、行政のためにも一生懸命やっていただけだろうという望ましいところがございますけれども、今日の企業経営の環境というものは、繰り返しであります、いまだかつてないほどのこの厳しいものになっておるといことで、このことにつきましては、菊池観光ホテルさんにつきましては不幸なことでございますが、競売ということになったわけでありまして。この競売の情報を知り得た方々であれば、地元を含めていろんな方々が自由に競売に参画をすることができるということございまして、経営の希望者はだれでもいいと、極端に言えばそういったことになっておったと思います。

ただ、お聞きしますと、1社だけが希望されたということで、地元の企業からはだれも名乗りを上げられなかったと、また他の地区からもなかったというような話を聞いております。私といたしましても、地元のことでございますので、会社の経営というものには介入できませんけれども、こういった状況にあるということ、このお願い的な文書が出されておったわけでありまして。

こういった事態に入りますまでには、いろんな世の中のうわさ話としては、どここのお店はこうだ、ここそこのホテルはどうだといったうわさ話はよく聞こえる話でありまして、もう数年も前からいろんなところのいろんな話が出てまいっております。かといって、そのことを受けて企業業績は危ないという話ですけども、持出しはなかなかできないのが世の常でありまして、身近にこういったことであるから、何とか行政としてというようなご相談とかというものがあれば、それは真剣に受けとめて、何らかの手段、方法はないかといったことを考えていかなければならないと思うのでありますが、ご協力が現実的にはできていなかったということでございます。

また、きくち物産館の取引のことでございますが、物産館はいろんな方々との取引があっておりますが、観光ホテルさんについても長年にわたってお取引をいただいていたと記憶しております。そういう意味では、大変お世話になってまいったわけでありまして、会社が新たに変わったということで、今はたしか取引はやっていないと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

市長のいろんな情報と、今、私のほうの情報は、入札関係もちょっと違うみたい

に感じておりますけれども、いずれにしましても、地元の老舗のホテルでもありません。競売にかかった後も、市民の方々、それぞれの立場でいろんな応援をさせていただくようでございます。今後は、市のトップとしての、市長でございますので、いろんな応援のやり方もあると思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

ちょっと、こないだ熊日の9月7日の新聞に、地元の、天草市なんですけれども、ホテルですか、九州産交グループが経営して、産業再生計画の一環で売りに出ているホテルをこの錦戸企業グループという方が買われて、これは地元の官民から、やっぱりいろんな形で問い合わせがあったということで、そういう協力をして、やっぱり官民が動いていると、こういう形で地元の企業に買っていただいたと、そういうこともあるみたいであります。菊池市も観光が一つのもう目玉でございますので、市のトップとしての頑張りをさせていただきたいと思います。

それと、紹介なんですけど、きょうは菊池観光展で菊池環境保全型農業技術研究会の「おるが自慢大宴会」がこの菊池観光展で行われます。きょうは、県内外から多数の方がお見えになって、私どもも参加するつもりですけれども、競売になってもこういった形でちゃんと使っていただく方がいらっしゃるということが非常にありがたく思っております。行政としても、また観光ホテルの従業員の方々も組合をつくって、一生懸命菊池のために頑張ろうということで張り切っておられますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

それでは、次に市道整備柏木護線について質問をさせていただきます。

この件につきましては、これまで何度も質問、要望を続けてまいりましたが、いよいよ橋梁本体の整備が始まり、本年度には柏木護線の全線開通が実現をいたします。この路線は、約23年前に立門木護線が木護集落までの唯一の生活道路であるため、迂回路線として柏木護線を整備中でありましたが、用地交渉が難航して、その後は手つかずのままになっておりました。平成18年7月の集中豪雨によって、立門木護線の落石があり、通行どめとなり、木護の住民3人の方が家に帰れず、市の公共施設の里山の家に非難され、不安な一夜を過ごされました。

このように、実際に孤立をしたことにより、住民の不安を解消するためには早急に柏木護線を迂回路として整備をしていただくように、改めて強く要望してまいったところでございます。市としても用地交渉を再開し、地権者に対しては、市長を初め、担当の職員、また地元区民の熱意により、またその当時の生味駐在所の犬童様の協力等によって、やっと接続箇所の橋梁分が着工となったのであります。木護地区には、特に高齢者の地域でもありますので、これで緊急車両等の不安からも解消され、安心して生活ができるのであります。

そこで、改めてお尋ねいたしますが、これまでの経緯、最終的には路面整備は平

成26年までの計画とのことですが、予算も含め、詳しくお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 柏木護線の迂回路の整備状況についてというお尋ねでございます。

柏木護線の道路整備につきましては、木護地区との連絡道路として平成20年度より工事に着手しまして、地元関係者のご協力をいただき、今年度事業完了の予定でございます。

年度ごとの工事の内容としましては、平成20年度、施工延長326メートル、事業費としましては約950万円で、主に路盤工事を行っております。

次に、平成21年度につきましては、施工延長400メートル、事業費は980万円で、護岸の取り付け及び舗装工事を行い、本年度につきましては施工延長207メートル、事業費約1,500万円で、ボックス式の橋梁及び舗装工事を行っております。全体計画としましては、施工延長が530メートル、事業費約3,430万円、辺地総合計画に基づいて道路及び橋梁の整備を行ってまいりました。

また、今後の計画としましては、木護集落につながっております国有林の作業道の整備を熊本森林管理所などと協議を行ひまして、地元及び利用者の方々が安心して通行できる路面整備を行っていきたくと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

辺地債の計画では26年度までということですが、路面のほうは舗装ということでご了解していいんですかね。じゃあ、それをお答えいただいていいですか。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 再質問にお答えいたします。

木護区側の作業道でございますが、これは道路がまだ未整備のために、現在は供用開始していないということでございます。橋梁ができてつながりましたならば、今後は木護集落につながるその作業道路の整備を、次年度以降取り組んでいきたいと考えているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に環境問題、改正土壤汚染対策法に伴う九州産廃の汚染土壤処理業許可申請について質問させていただきます。

土壤汚染法とは、有害物質による土壤汚染事例の判明件数の増加が著しく、土壤汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する処置等の土壤汚染対策を実施することを内容とする土壤汚染対策法が平成14年5月22日に成立し、29日に公布されております。

今回、土壤汚染に関する規制が強化され、平成22年4月1日から改正土壤汚染対策法が施行されました。主な改正内容は、土地の形質の変更時の調査、指定の申請、汚染土壤の搬出、処理等の規制であります。

この改正により、九州産廃が汚染土壤の処理に関する基準を満たしている施設を有していることから、汚染土壤処理業の許可申請書を県水環境課に申請し、書類審査、処理施設の現地調査等を経て、平成22年6月7日に許可されております。その後、6月21日に地元水迫区長会への説明会、8月18日には水迫地区への住民説明会が行われておりますが、地元の意見はどうだったのか、また今後は、地元はもちろん、市民に対してどのように説明責任を果たしていかれるのか、お尋ねをいたします。住民説明会では、搬入が8月末との予定でございましたけれども、現在、搬入が始まっていれば詳しくお示しをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

この改正土壤汚染対策法につきましては、去る7月2日の全員協議会のほうでもご説明いたしておりますけれども、主な部分を説明させていただきたいと思っております。

その前に、まず汚染土壤につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

土壤汚染対策法で言います汚染土壤とは、法で定めた特定有害物質が指定基準を超えた土壤のことです。特に、基準を超えた汚染土壤という呼び方から、非常に危険なものではないかととらわれがちでございますけれども、汚染の基準は飲料用の地下水の基準と同様でございます。一定基準の範囲のものしか搬出することができないということになっております。

また、汚染土壤がどのような場所で発生するかと、発生が想定されるかというこ

とでございます。薬品工場とか農薬倉庫、またガソリンスタンドなど、その用途が廃止されました跡地が汚染の可能性があるというふうに思われます。議員が今お話になりましたように、本年4月1日の法改正につきましては、先ほど申し上げました可能性のある土地におきまして、3,000立米以上の土地の形質変更を行うときには、県に届け出ることが必要になってまいります。県は土地の汚染調査を命じることができるというふうになったところでございます。

また、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、熊本県知事の許可を受けるということになりました。このことによりまして、本市にあります九州産廃株式会社が汚染土壌処理業の許可を熊本県のほうに申請をいたしまして、6月7日付で許可を受けたというところでございます。

本市では、九州産廃株式会社の廃棄物処理施設に関しまして、熊本県を立会人といたしまして環境保全協定書を締結しております。そういうことから、施設の運営や環境保全、施設の使用期間等も定めているということもございまして、今回につきましても熊本県や会社と協議を重ねてまいりましたが、県は法令や環境省の通達によりまして基準を満たしている施設であることから、許可をせざるを得ないということになったところでございます。

九州産廃株式会社が汚染土壌処理業の許可を受けたことによりまして、今後、本市へ汚染土壌が持ち込みが始まるということもございまして、処理施設の地元であります水迫地区のほうに説明会を行ったところでございます。

今、議員からもお話ございましたが、まず6月21日の日に地区の代表者であります区長会への説明をいたしております。その後、8月18日には水迫地区全体の住民説明会を開催いたしたところでございます。その中で、県の担当課であります水環境課から法改正の概要説明、また同席されました九州産廃株式会社のほうからは今後の処理計画等の説明がなされたところでございます。その説明会の中で、地元住民の方から、汚染土壌は本当に安全なものなのか、また県外からの持ち込みもあるのか、協定書の使用期限との関係はどうなるのか、また39万立米分の新施設が完成すれば、さらに埋め立てが可能になることから、協定書との関係を明確にしてもらいたいなどの意見が出されております。そういうことから、それぞれ説明をさせていただいたところでございます。

次に、九州産廃株式会社の汚染土壌の処理状況についてでございますが、熊本市の事業所で発生した汚染土壌の持ち込みが9月13日の日から始まっております。搬入量につきましては、県からの情報によりますと、約8,000トン程度というふうに伺っております。

汚染土壌の処理につきましては、拡散防止のためにも現場からの運び出しを行え

ないように県が指導されておりますけれども、今回のケースは工場の建てかえによりまして建物の構造上からどうしても汚染土壌を運び出す必要が生じたということで、民間施設での処理が発生したというふうに県のほうから伺っております。

汚染土壌につきましては、現地での処理は基本でございます。そういうこともございまして、今後、頻繁に持ち込まれるということはないものというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

汚染土壌搬入については、現在、九州産廃とは13項目の問題で、特に泗水地区のごみ搬入の約束をほごにしたことから、前倒しの白紙撤回を主張している状況であります。地元住民としては、感情的にも強い拒否感があるわけでございます。産業廃棄物、また一般廃棄物、その上、汚染土壌まで持ち込まれることに対して、地元としては環境への影響を大変心配しております。

答弁によりますと、9月13日からもう汚染土壌の搬入が始まって、約8,000トンの搬入があったということでございます。部長がおっしゃいますように、現地で処理ということで言うておられますけれども、これも9月16日の熊日に、3月末に閉鎖した八代市鏡町のパナソニック工場敷地から土壌汚染対策法の基準値を超える鉛と弗素が検出され、工場付近の住民説明会では、汚染土壌を除去するとともに、敷地内の地下水調査を続けると掲載されておりました。

汚染土壌を除去するとともにということで、これは除去するということであれば、多分九州産廃の営業努力とか、そういうことによってはどんどん、今、菊池市のほうに持ち込まれる可能性があると思われまます。菊池市としても、地元水迫地区としても、法の定める要件を満たしているということで持ち込まれるということでございますけれども、大変遺憾でございます。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、菊池市は現在、本市の環境負荷の低減を図るとともに、廃棄物の発生を抑制することを目的とするために、九州産廃に一般廃棄物を搬入する市外の地方公共団体等に対して、トン当たり1,000円、1年を超えて搬入する場合トン当たり2,000円、県外はトン当たり2,000円の協力金を徴収して、九州産廃の周辺環境整備及び環境施策の財源に充てることになっておりますけれども、今回、汚染土壌に対しては市としてどのように考えておられるのか、また何か抑止力になるような施策を考えておられるのか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 本来、一般廃棄物の処理につきましては、発生した自治体で処理をすると、このようにされておりますけれども、いろんな社会環境、諸事情によりまして、その町で発生したものが町のほうで処理ができないという、そういった場合がよく発生をいたしております。そういった場合には、いわゆる民間の処理施設のほうに委託をしなければならないということになります。そういう意味では、今度は民間処理施設が設置されております自治体、すなわち私たち菊池市は民間の処理場施設があるということで、周辺的环境負荷というのはかなり大きくなっていくということが予測されます。

廃棄物が安定するまでというのは、無害化という言葉をよく聞きますけれども、これまで無害化したという報告は余り聞いたことはありません。結局、無害化のためには、まだ道半ばであって何十年かかるかわからないということでもあろうと思います。そういったことが自治体内に民間処理場があるというだけにおいて、何十年もの間にわたりまして、その対策に対するかかる費用というものを住民、自治体が負担しなければならないと。これは大変不都合なことではないかと。そういうことを思ったところであります。

そういうことを思いますときに、菊池市におきましては平成16年にこの環境保全協力金の制度というものをご提案を申し上げたところであります。あのときにおきますと、思い起こせば平成16年、大変産業廃棄物問題につきまして市民の皆様方の反対運動が盛んなときでございました。こういった協力金制度を導入することそのものが、産廃運動の反対に水を差し、あるいはまたいろんなところから、よそから産廃処分場にごみを持ち込まれると、それを助長するというところにほかならないのではないかとございまして、反対の意見も議会の中でもあったことを記憶いたしております。

しかし、ねばならないという県の許可等々からいたしまして、あるいは国の技術基準とか構造基準とかというものをクリアしておれば設置の認可が出ると、処理場としての認可がおりるということからすれば、その何十年にもわたる行政の負担というものからして、ぜひひとつ協力金制度をと、あるいは産廃税をとということで努力をさせていただき、産廃税については九州知事会のほうで、全県で統一した産廃税の設置になりましたし、また私たちはこの一般廃棄物につきまして協力制度というのを設けて、今、その徴収を行って協力金をいただいております。

一般廃棄物は、さっきおっしゃったように、トン当たり初年度1,000円と、2年目から2,000円と、県外は当初から2,000円と、こういうふうになっ

ております。環境保全協力金は、現在、毎年14の自治体から約2,500万円から3,000万円を徴収しております。平成21年度末現在の積立額というのは1億4,355万5,000円と、このように積み立てられております。

ご質問いただいております汚染土壌につきましても、協力金制度を適用できないかということでございますが、全く私も同感でございます。何とかこれは、このねばならないということを持たず黙認するわけにはいかないんじゃないかと、何とかないのかなということでも内部的に言ったところではありますが、汚染土壌は産業廃棄物でもなければ一般廃棄物でもないということでございまして、汚染土壌を搬出するまた相手方が土地の所有者であったり、あるいは事業者であったり、事業所であったり、搬入先が県が許可をしたこの処理施設であるということからして、ほかに選択することができない、余地がないということで、本市で協力金制度での徴収と同等の制度を創設することは極めて困難であるということでございます。

しかしながら、搬入される自治体では、繰り返しですが、環境の負荷が大きくなることにつきましては変わりがないわけでありまして、許可権者であります熊本県に対しまして、産廃税と同じような趣旨をもって、何らかの新たな制度を創設してでも税として課税できることは考えられないかということで協議をしてみたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、この搬出業者というのが、基本的に受け入れ業者が熊本県に2カ所しかないそうであります。先ほども新聞のあれで紹介しましたけれども、こういう土壌というのは今後ますますふえていくようになってくると思います。いずれにしても、その歯どめ策も含めて、何らかのそういう対応をとっていただきたいと思います。

じゃあ、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は9月30日の午前10時からです。議案の採決を行います。

本日は、これもちまして散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後1時55分

第 6 号

9 月 3 0 日

平成22年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成22年9月30日（木曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 委員会閉会中の継続審査並びに調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 委員会閉会中の継続審査並びに調査について
- 日程第3 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員（23名）

- 1番 工藤圭一郎君
- 2番 城典臣君
- 3番 大賀慶一君
- 4番 岡崎俊裕君
- 5番 水上彰澄君
- 6番 東英俊君
- 7番 東裕人君
- 8番 泉田栄一朗君
- 9番 森清孝君
- 10番 中原繁君
- 11番 樋口正博君
- 12番 二ノ文伸元君
- 13番 中山繁雄君
- 14番 怒留湯健蓉さん
- 15番 坂本昭信君
- 16番 隈部忠宗君
- 17番 葛原勇次郎君

18番 木下雄二君
19番 坂井正次君
20番 森隆博君
21番 山瀬義也君
22番 境和則君
23番 北田彰君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	石原公久君
企画部長	谷口誠君
市民部長	宮本啓一君
経済部長	岩下義人君
建設部長	中原純一君
七城総合支所長	赤星和範君
旭志総合支所長	山田憲章君
泗水総合支所長	春木義臣君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田代武則君
教育長	倉原久義君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	齋藤誠君
水道局長	安武昭二君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	永田哲士君
議事課長	城主一君
総務審議員	高田早苗さん
議事係長	上田敏雄君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前9時56分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 日程に従いまして、日程第1、去る9月16日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第81号から議案第87号まで、及び議案第100号並びに請願第1号、陳情第4号の10案件並びに継続審査案件の議案第74号について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました議案は、補正予算1件、議決案件1件、請願1件、陳情1件の4案件でございました。その審査の経過と結果について報告します。

初めに、議案第82号、平成22年度菊池市一般会計補正予算の付託分ですが、款2総務費、項1総務管理費、目7財産管理費、節13委託料の庁舎耐震実施設計委託料2,309万円についてであります。

庁舎の耐震診断を行ったところ、本庁庁舎と泗水総合支所の庁舎において建物の構造耐震指標が低く、震度6の地震に耐え切れない危険性があるとの診断結果が出て、耐震補強工事を急ぐ必要があると判断し、計上したとの説明でありました。

委員より、実施設計委託料の内訳と積算根拠について質疑があり、本庁舎の耐震補強工事の見込額が約2億5,000万円、内装工事約5,000万円、電気設備等約5,000万円、エレベーター等を設置すれば約5,000万円、これらの概算費用を想定して本庁舎分約1,900万円を見ており、泗水総合支所分は約400万円程度見ているとのことでした。

委員より、現在、支所の周辺が経済的に疲弊している。10年後、15年後を見て、無駄のないよう事業を進めるべきである。地域の活性化、利便性や全体のバランスなどを考えると、分庁方式は考えられないかなどの意見が出されました。

執行部より、あくまで実施設計をしてみないと、現時点では総事業費もわからないし、実施設計の期間約1年半の中で、支所の空きスペースの利活用など、議論がなされるものと思うとのことでした。

また、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料のうち、1,110万円は花房、戸崎、龍門、水源小学校体育館の耐震補強工事実施設計委託料で、学校の統廃合の議論も出てくるのではないかという質疑に対し、万が一統廃合の対象となったとしても、現在、社会体育施設として活用されているし、緊急時の避難場所としての活用も想定されるので、本予算を計上しているとのことでした。

討論で、庁舎耐震工事実施設計の委託料について、総合支所の活用等から妥当性に欠け、また厳しい財政状況の中、耐震工事の明確性に欠けるなどという反対討論がありました。

一方、職員、市民の安全を確保するということが第一であり、非常に緊急性が高いという賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第100号、辺地総合整備計画の変更については、班蛇口、重味、原本村、塚原の4辺地に対し、消防ポンプ積載車、小型動力ポンプを整備するもので、全員異議なく可決すべきものと決しました。

請願第1号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願につきましては、請願の紹介議員、また執行部からも説明を受けました。本市では、31人以上の学級があるところは小学校で7校、中学校で4校であり、30人以下学級になれば、きめ細やかな指導もできるし、いじめ、不登校などへの対応も今まで以上にできていくと思う。同時に、国庫補助も2分の1になってほしいとのことでした。

採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号、地元・中小企業の受注機会の拡大を求める陳情書は、執行部より陳情項目について取り組みの報告を受け、質疑を行いました。

執行部から、菊池市中小企業振興基本条例に基づき、市内の業者でできるものはできるだけ市内の業者でということ而努力しているが、大きい工事など、市外の業者を指名している場合もあるということでした。

委員より、中小企業振興基本条例との関連もあり、継続審査の申し出があり、採決の結果、継続審査とすべきものと決しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願い

願いして、総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） おはようございます。

福祉厚生常任委員会は、付託された案件について、現地調査も踏まえ2日間の慎重審議を行いました。その経過と結果についてご報告いたします。

議案第81号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、条例そのものの改正もなく、質疑はありませんでした。

次に、議案第82号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第9号）の審議では、社会福祉施設整備補助金161万2,000円について、その内訳等、質疑があり、4施設の整備状況についての説明がありました。

また、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、合計903万9,000円については、100%国・県からの交付金等で補われる事業であり、小規模多機能ホーム等にかかわるものです。

児童福祉施設費のうち、修繕費69万円、樹木診断管理委託料80万6,000円は、砦保育園の倒木に係る修繕費及び安全対策に関する費用です。

また、不動産鑑定委託料20万9,000円、測量実測関係委託料30万2,000円は、菊之池保育園の借地部分の購入に関連する委託料です。

次に、議案第83号、平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、老人保健医療費拠出金の増額補正です。

次に、議案第84号、平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護認定の申請、訪問調査にかかわる人件費の補正等です。

以上の案件につきましては、討論もなく、全会一致で可決するものといたしました。

次に、継続審査となっていた議案第74号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第6号）については、老人福祉センター建設にかかわる費用であり、3回の閉会中審議も含め、慎重に審議をしました。

主な質疑応答について、以下、報告いたします。

一つ、老人福祉センターの目的については、あくまで老人福祉センターであり、公民館的利用はしないとの答弁がありました。

二つ、利用にかかわる問題では、高齢者利用が原則であり、あくまで条例に基づいて運営するとのことでした。

三つ目、昨年12月議会で採択された請願にかかわる問題では、執行部としては十分受けとめ、真摯に対応してきており、基本的に解決をしたとの認識が示されま

した。また、跡地利用については、誠意を持って対応する旨の答弁がありました。

四つ、凍結を求める決議の問題については、決議で指摘された四つの問題点については、見直すべきところは見直してきたとの答弁でありました。

五つ目、建設費用については、総額をもっと縮減できないかとの質疑に、市長より、事業費については十分検討し、縮減できるところはするよう努力したいとの答弁がありました。

討論では、しっかりと執行部の対応がなされており、審議は十分に尽くされたとの討論や、老人福祉のために建設を進めるべきとの討論、委員会そのものとしては議論を尽くし、問題解決に道も開きつつあるなどの賛成討論があり、反対討論はありませんでした。

採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上、本委員会に付託されました案件の審議の経過と結果について報告です。議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願いして、委員長報告を終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、建設経済常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○建設経済常任委員長（中山繁雄君） 経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算案件4件です。

議案第82号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第9号）について、主なものを申し上げます。

初めに、農業費の負担金補助及び交付金で、非主食用米総合推進事業補助金908万円ですが、平成21年度に県より休耕田の有効活用を図る観点から、飼料用米の大規模生産に取り組む認定を受けた本市において、低コスト、省力、多収量生産技術の定着を図り、飼料用米の生産拠点としての確立を目指し、あわせて新たな牛肉ブランドとして注目されておりますえこめ牛の産地化についてつなげるものであります。

委員より、国・県からのトンネル補助事業ばかりで、市独自の補助事業が少ない。市の農業政策が見えないので、農家の意見を聞き、メリ張りある予算編成をとの意見がありました。

同じく、ブランド推進費ですが、大学やコンサルタントばかりに頼るのではなく、市職員が500名もいるのだから、職員からのアイデア等を募集してはどうかとのことでした。

次に、土木費の街路事業費790万については、隈府回遊道路の舗装の修繕との

ことですが、わずか施工より3年で修繕しなければならないのは、舗装材料や工法に問題がある。他に先駆けた工法とのことで初めて採用したのだろうが、通常の舗装より約3倍の単価があるにもかかわらず、耐久性は弱く、事業は交付金などで行ったが、修繕費はすべて市費である。今後、修繕箇所もふえてくることが予想されるので、抜本的に舗装の工法を変更する必要があるとの強い意見がありました。

同じく、公園費の3,806万円は、泗水桜山地区の養鶏場跡地の取得に係る予算であります。現地調査も行いましたが、防犯・防災の上でも1日も早く整備をし、地区住民の不安を解消してもらいたいとのことでした。

次に、議案第85号、平成22年度菊池市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第86号、平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第87号、平成22年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、そのほとんどが工事請負費の減額及び増額であります。

以上、経済建設常任委員会に付託されました議案につきましては、採決の結果、全会一致で可決いたしました。議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

これで、経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。
北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） おはようございます。

福祉厚生常任委員長に質問いたします。

福祉センターの建設についてであります。委員会の中で、既に購入済みの有田物産跡地には建設せず、別の場所に建設した場合、補助金等の返納をしなければならないというような意見はありませんでしたか。また、それに対して執行部の答弁はどうだったのでしょうか。質問いたしたいと思います。有田物産跡地に建設せんとしやが、委員長、よかですか、補助金を返納せにゃんということがあったか、意見があったかないかの質問であります。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） 北田議員さんの質疑にお答えいたします。

可能性については、そういう話はありません。

○23番（北田 彰君） 執行部のほうは。執行部の答弁はありませんでしたか。

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） 執行部のほうが話はある、執行部のほうからの答えも出ております。

○23番（北田 彰君） ありました。

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） はい。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 再質問をしたいと思います、なぜこういうことをお聞きしますかといいますと、5月の市議選におきまして、有田物産跡地に建てれば、もう補助金の返納をしなければならぬということをしきりにやっぱり言うておられた方がおられました。市民の一部の方は、補助金返納しなければならぬと間違った情報が、信じてられる方も多かったろうと思います。委員会においても、執行部のたび重なる変更計画や各種団体への説明不足などによって生じたさまざまな誤解を、もう一度市民の方々に正確な情報として発信するべきとの意見はありませんでしたらうか、再度伺いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） 執行部からは、今のお話、執行部との話し合いの中では、そのような話はなかったと記憶しております。

それから、返納については、可能性があるということを執行部のほうからは承っております。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 委員会の中で、情報によりますと、公民館的な施設には使わないということを明言されております。こういうことを考えますと、今の総額6億何千万ですか、正確にはわかりませんが、そのような大金を使って建てるのも、やっぱりこういう財政の厳しい中でありますから、市長もご存じのとおり、もうしよっちゅう言われておりますけど、財政が非常に厳しいということでありますから、合併しまして各、泗水も福祉センターもありますし、七城にも老人福祉センターがある、旭志にも太陽の家があるというようなことでもあります。そして、しかも平成22年ですかね、22年ごろからもう急激に人口が減るというようなことでもありますから、そういうことを踏まえますと、やはりこういう財政の状況の中ですから、少しはやっぱり縮小すべきだというふうに私は思いますが、その点の話はありませんでしたか。再度お願いしたいと思います。縮小について金額までお願いします、言われたのか。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） 事業費については十分検討し、縮減できるところは縮減をしていくどのような執行部からの答弁でありました。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で、陳情第4号は継続審査です。これから陳情第4号を除き、議案第81号から議案第87号まで、及び議案第100号、請願第1号並びに継続審査案件の議案第74号については討論を行います。討論はありませんか。

まずは、反対の討論です。

森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） おはようございます。

議案第82号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第9号）の中の第2表にあります。繰越明許費の補正として、款2の総務費、項1の総務管理費、事業名が庁舎耐震事業実施設計業務委託費の2、309万円に対しまして、反対の立場から討論をしたいと思います。

まず、1点目としましては、この本庁の耐震不足に対しましては、この空調工事を行う以前から、福村市長も十分認識をされておられたわけであります。今回、緊急を要するというようなことで耐震事業の予算計上でありますけれども、なぜ当初予算といいますか、22年度の予算に対して計上がなかったのかと。突然の緊急的な予算計上に対しまして、やはりちょっと不信感を抱いておるところであります。

2点目としましては、私も建築士の免許も習得しておりますし、また昭和40年代から多々良工務店に勤務時のときから、今の阿蘇市の庁舎、いろんな、大矢野中学校とか尚綱短大だとか、そういった建築に携わってまいりました。そういった従事した中で、こういったコンクリートのつくりといいますRC構造の経験を踏まえた中で専門知識を持った立場から、この庁舎は建築基準法が定められる以前の建築物でありまして、市に執行部が提出されました耐震診断調査のIS基準の値が不透明というふうに伺います。

その理由としましては、やはりその診断、審査を行っております業者にただ一任、いいなりにすぎないようなところでありまして、この庁舎耐震事業の実設計業務委託業者、マックというふうに聞いておりますが、そういった業者が本当にこの後

設計に入るといふことも、これは不自然な問題であります。

3点目としましては、菊池市はやはり先ほどから言われておりますように、財源が厳しいというようなことで新庁舎は凍結ということになっておりますし、耐震事業に対しましては、これは一般財源を用いなければ補助金は一切出ないというようなことであります。一般財源を用いてする事業であるならば、やはり市民への説明も一切ないような状態で執行部の予算計上するのは不自然な執行ではないかと、議員としてはやはり認めることはできないと、賛成はできないというふうに考えております。

今、隈府小学校の工事が行われております。3階建てでかなりの大きさもありますが、5億7,000万程度で今できておりますけど、今までやっております空調から耐震関係、すべて入れますと、それ以上の建物ができるようなわけありますので、やはりそれだけの金をかけるなら、もう少し市民に理解のあるような説明を行うべきだというふうに考えております。

4点目としましては、防災の拠点としての耐震補強の必要性というのは、議員の皆さん方も、ここにおられる方は十分理解をされております。執行部のやはり認識不足といいますか、説明責任を議会の承認だけで処理するということに対しましては、市民の代表であります私たち議員としましても絶対に、断固として認めるものではないと。

事業計画の不透明さに対しまして、以上の観点から反対の討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、議案第82号に賛成者の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありますか。

東 英俊君。

〔登壇〕

○6番（東 英俊君） おはようございます。

私は議案第74号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論を行います。

この議案は、昨年12月議会に提出された議案であり、それは皆様もご存じのとおりであります。その後、出された高野瀬区からの請願書、そして一時凍結案の採択を受けて継続となってきております。私も5月の市議改選後も、個人的に改めてこの議案を再検討、精査してまいりました。

そこで、まずこのセンター建設計画の一時凍結を求める決議案の4点について、執行部の対応を今回の委員会でもいろいろと質疑をし、聞いてみましたところ、ただいま委員長の報告にもありましたが、1点目の建設目的の不明瞭という部分では、

当初の計画どおりの老人福祉センターとし、利用形態でも高齢化を優先とした施設とするということ。2点目の泉源の問題については、当初の送水方式を掘削とし、洗い場は水道水とする。3点目の埋蔵文化財、この問題に関しては、施設建設配置を変えることによって文化財の影響はないということであった。そして、4点目の政権交代による事業仕分けにより、まちづくり交付金の財源確保は確実性がないのではないかという点においては、経過措置によりまちづくり交付金事業が継続できるということで、この決議案について、4点とも執行部のしっかりとした対応がなされていた。

また次に、一番の懸案事項でありました高野瀬区からの請願書、これに関しましては、この委員会で二ノ文伸元委員長、そして東裕人副委員長が委員会を代表いたしまして区長様を訪問され、その委員会の報告の中におきまして、有田物産跡地に建設をしないでくれということはないと。現老人福祉センターの今後の利活用をしっかりと考えていただきたいと、このようにしっかりと明言をされたということであったというふうに報告を受けました。これに関しまして、執行部も今後の利活用を地元高野瀬区としっかりと協議をし、考えていくという答弁がございました。

そして、この老人福祉センター建設問題なんですが、新市建設計画の旧菊池市時代からの継続の事業である中で、一度は一時凍結に至ったものの、その後数回にわたる委員会の審議を重ね、執行部側もこの老人福祉センター建設に対する重みづけにもかなりできたものじゃないかなというふうに思われます。

そして、この建設の財源なんですが、まちづくり交付金事業、それを使うということで、地方債、この市が持ち出す地方債と一般財源そのものが、地方債が3億4,790万円、一般財源で2,000万ということで、この財源をもってすれば、このきちんとした老人福祉センターが福祉の問題においてできるというふうに私は理解をいたし、議員各位におかれまして、今まで私が述べたことをご理解の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして賛成討論といたします。よろしくお願います。

[「一般財源は、2億」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 申しわけございません。今、けたを間違えました。一般財源は2,000万と申し上げましたが、2億でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 次に反対討論は、ありませんか。

坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 私は、今、討論が行われていますことにつきまして反対討論いたします。それでは、議案第74号について反対討論いたします。

私は、財政面から考えてみて反対いたします。必ずしも建設に反対ではございません。そういうことでお願いいたします。

今、隈府小学校建設が行われております。それが総額5億7,000万です、大体。それと、このたびの菊池老人センターが6億4,000万です。この差は何と説明していただけるでしょうか。学校のあんな大きい家が老人センターよりも安い、こういうことは、みんなで考えなければいけないと思います。

したがって、今まで各旧市町村にあります老人センターの費用は、旭志が今ありますけれども、建設費が2億5,000万です。泗水が3億8,000万です。七城が2億6,000万でございます。そのようなことで、やはり菊池市、その住民サービスの平等性とか、税金の使い方の平等性を考えますと、やはりかなりの差があるんじゃないかな。それで、住民も合併して何もええことなかった、このような言葉が多々聞かれるわけでございます。

このようなことにつきまして、私は絶対異議がございますので、もうしばらく審議の結果を見る必要があると思いますので反対いたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、賛成者の討論を許します。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

議案第74号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第6号）、いわゆる老人福祉センター関連予算について賛成討論を行います。

今回の議決いかんで建設そのもの、つくるかつくらないかが決まってしまうこの最終局面ですので、個別の論点は別にして、この間の経過を踏まえ、これまで凍結、慎重審議を求めてきた議員の1人として、今回は賛成討論を行いたいと思います。

合併前からの高齢者の切実な要求としての老人福祉センター、これをどうするのか。昨年来、市議選挟んで約1年、この間、だれ1人として反対のための反対という立場をとった議員はいません。真剣に議論して今日に至ったわけです。私自身は、昨年、しっかり議論を尽くすべきとの1点で、請願や決議には賛成を表明しました。その後の議論を踏まえ、27日の福祉厚生常任委員会の質疑では、20数項目に及ぶ質疑をし、この間出された問題点については、市長や執行部からの明確な見解や方向性が出されたと考えます。

また、凍結を求めた議員さんの多くが1日も早くつくらないといけないと。熊本弁で言えば、つくらにゃんたいとの声を上げています。つくことは既に一致点となっているわけです。であるなら、あとは出された疑問点について、さらに一つ一つ解決していく執行部の真摯な対応、努力が問われるだけであります。

よって、今日、議論を尽くし、問題解決に道を開きつつあること、老人福祉センター建設そのものについては、ほぼ全体の一致点となっていること、この2点が到達点であると考えてるので、私は賛成の判断を下しました。執行部にはより一層の努力を強く求め、賛成討論を終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、賛成者の討論を許します。

怒留湯健蓉さん。

賛成のほうですね、はい。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 私は、議案第74号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第6号）、菊池市老人福祉センター建設にかかわる事業について、賛成の立場で討論をいたします。

これまで1年余り、歴代福祉厚生委員長のもとで審議が尽くされてきました。それを見守る中で、改めて賛成の討論をしたいと思えます。

この事案については、老人会連合会などからたび重なる陳情、要望が上がっておりまして、このように市民世論を受けて、例えば泉源の位置の関係や、それから民業を圧迫しない地点であるという選定、場所の選定にかかわってはそういう配慮がされておりますし、また新市になって広い地域からのアクセス等々も考えられ、また予定地点には防災の拠点の役割を果たす、そういう公民館的な役割もありませんでしたので、防災の拠点の役割等も勘案した、それこそ周到な準備をもって、そもそもこの事案は提案されてきたということでございます。そして、旧菊池市の、私どもはもとより、合併後もこの事案に対する歴史的な背景、それから経緯などが説明をされ、議会はそれを承認し、土地の取得、基本設計を議決してきたということがございます。

そして、今、東英俊議員から詳しく触れられましたので、ここは簡潔にいたしますけれども、議会の諸々の問題点の指摘、そして中でも凍結の原因になりました4項目については、これは委員会や協議会を通して十分審議をしてきたところでありましてけれども、この凍結の4項目については、ただいま東英俊議員がお触れになりましたように、執行部はそれを見直しを行ってきたということです。そして、請願についても当該地区の4役の真意を聴取し、予定地での建設に反対ではないということが確認されたということ、そして跡地の利用についても当該地区と執行部は誠

意を持って協議をしていくということが確認されたこと。そして、諸々の諸説が飛んでおりますけれども、有田物産救済説なども聞き及んでおりますが、それを裏づける化学的な、客観的な根拠が見出せないということ。そして、箱物建設にかかわって、新庁舎との関連も論議をされてきましたけれども、これは次元の異なる事案であって、切り離して考えて行うべきであるということ。

それから、ただいま問題になっております老人ホーム民営化の問題とも老人福祉に関して関連づけて議論がされてきましたけれども、これもその目的、運用、運営などが異なって、むしろこちらのほうは高齢者福祉のために、今、建設を進めるべきであるということ。

そして、月見殿跡などの固有名詞も出ながら、既存の施設の利活用についてもいろいろ論議がされましたが、諸説ある中で、現時点では既存の施設を使うということについては、その目的を遂行するためには非常に困難が予想されるということ。

それから、今回、また改めて説明を受けてきたところですが、現予定地に建設しないとすると、既に受けてきた諸々の国庫補助、公的な補助に対して、税制上の問題点など、不都合が発生することなどが説明されたということでございます。

そして、執行部はこの案件が本当に厳しい中で、一転、二転する中で、そもそも合併時に合意された高齢者福祉のための旧菊池市からの継続事業として、そのことを原理原則を曲げずに一貫して推進してきたこと等々がございます。これらのことを1年余りにわたって検証、考察するとき、私どもはここでこの事案を認めていくべきであろうと私は判断をし、賛成の討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 反対討論を行います。

議案第82号、菊池市一般会計補正予算についての反対をいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目の財産管理費について、それぞれ、森議員が反対討論をしましたが、重複するところもありますけど、私は簡単に申し上げたいと思います。

実施設計委託料2、309万円で、本庁舎の耐震設計の予算が計上されておりますが、本庁舎の耐震もし、10年、20年の利活用となれば、新庁舎の建設は断念され、なし崩し的に本庁舎のままでよいというのは明らかであります。市長は新庁舎を花房に建設すると言っておられますが、実際には建設の締結解除はなされておられません。

以上のことを踏まえ、現庁舎の利活用も決まっておらない白紙の状態であります

ので、緊急だからといって場当たりの計画に多額な費用を認めるわけにはいきません。

したがって、議案第82号について反対討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、82号に、原案に賛成者の発言を許します。

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） 議長、済みません。討論ではありませんけれども、さっきの質疑に対する訂正をお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

訂正の許可です。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） 先ほどの議案第74号について、老人福祉センターの件についてであります。北田議員さんの質疑に対して、補助金の返納はあるのかというようなことがあったかと思いますが、補助金の返納はまち交の別の事業に回すなどして対応すれば返納はないそうであります。そういう話がありました。

○議長（山瀬義也君） 次に、74号、82号の賛成、反対の討論を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立により採決します。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第74号、議案第82号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第81号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第100号、請願第1号、以上の8案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決・採択であります。各常任委員長の報告のとおり、可決・採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、以上8案件については各常任委員長の報告どおり可決・採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第74号、議案第82号については起立により採決します

お諮りします。議案第74号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、議長より議案の整理を行います。継続審査案件の議案第74号がただいま可決されました。これに伴い、既定の予算総額、補正の額、計の各欄に所定の係数整理を行い、修正します。ただいまから修正後の資料を配付します。

資料配付が終わるまで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時50分

開議 午前10時53分

—————○—————

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第2 委員会閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 陳情第4号 地元・中小企業の受注機会の拡大を求める陳情書
- 2 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 国保税、福祉、環境、健康管理等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発、土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

決算特別委員会

- 1 平成21年度決算認定に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申請一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。



日程第3 意見書案第5号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第1、意見書案第5号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 意見書案第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担

制度拡充に係る意見書の提出についてであります。

上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第1項の既定により提出します。平成22年9月30日。菊池市議会議長、山瀬義也殿。提出者は、菊池市議会議員樋口正博。賛成者として、同じく森隆博議員、坂井正次議員、森清孝議員、岡崎俊裕議員、大賀慶一議員となります。

提案理由。義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算の確保が困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、教材費、就学援助、奨学金制度など、広がる教育条件の自治体間格差の是正が急務であり、教育予算を国全体として確保、充実させる必要があるためが提案理由となっております。

意見書案については、お手元の配付資料のとおりとなっております。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣となっております。

議員の皆様におかれましては、速やかにご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第5号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第5号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付託されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成22年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山瀬 義也

菊池市議会議員 森 清孝

菊池市議会議員 中原 繁

付 録

平成22年第3回定例会付議事件一覧および審議結果表

(9月14日・9月30日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第81号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第82号	平成22年度菊池市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第83号	平成22年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第84号	平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第85号	平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第86号	平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第87号	平成22年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第88号	平成21年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第89号	平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第90号	平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第91号	平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第92号	平成21年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第93号	平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第94号	平成21年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第95号	平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査

議案番号	件名	審議結果
議案第96号	平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第97号	平成21年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第98号	平成21年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第99号	平成21年度菊池市水道事業会計決算の認定について	継続審査
議案第100号	辺地総合整備計画の変更について	原案可決
議案第101号	山鹿市、合志市及び大津町との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について	原案可決
議案第102号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第103号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第104号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第105号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
意見書案		
意見書案第5号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	原案可決
請願		
請願第1号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願	原案採択
陳情		
陳情第4号	地元・中小企業の受注機会の拡大を求める陳情書	継続審査

報 告		
報告第15号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第16号	専決処分の報告について	原案報告
報告第17号	専決処分の報告について	原案報告
報告第18号	専決処分の報告について	原案報告
報告第19号	専決処分の報告について	原案報告

